

# 法曹人口調査報告書

平成27年4月20日

内閣官房法曹養成制度改革推進室



## 前書き

21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現や法曹の在り方などを調査審議した結果である「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月12日）では、今後、市民生活の様々な場面における法曹需要が量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想されるとし、これへの対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされた。審議会としては、法曹人口について、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとし、平成16年から学生の受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替えが予定される平成22年頃には司法試験合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきとした。このような法曹人口増加の経過をたどるとすれば、おおむね平成30年頃までには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれるとされた。

こうした司法制度改革審議会意見書を踏まえ、平成14年3月19日、司法制度の改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置について司法制度改革推進計画が閣議決定された。この中で、法曹人口の拡大については、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とされている。

その後、現在に至るまで、司法試験の年間合格者数が増加し、平成13年には2万1864人であった法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の人数が、平成26年には3万9892人になり、13年間で2倍近くの人数となっている。その大半は弁護士であり、弁護士数に限っていえば、平成13年に1万8246人であったものが、平成26年には3万5113人になっている。

このように法曹人口が増加する中で、法曹人口の在り方に関する議論が活発となり、政府部内でも議論された。平成24年8月には、閣議決定により内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に法曹養成制度検討会議が置かれ、そこで法曹の養成に関する制度の在り方とともに、法曹人口の在り方についても検討がされた。同検討会議は、平成25年6月26日に意見の取りまとめを行ったが、その中で、法曹人口の在り方について、社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはないが、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを旨すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとした。その上で、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、新たな検討体制の下で、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要があるとするとともに、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表するべきであるとした。

法曹養成制度関係閣僚会議は、平成25年7月16日、以上のような法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、政府として講ずべき措置の内容及び時期を示した「法曹養成制度改革の推進について」を決定した。

本件調査は、この法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、あるべき法曹人口について検討を行う上で必要な調査を行うものである。調査内容の検討や調査実施に際しては、司法制度改革の際に行われ、その後も継続されてきた「民事訴訟の利用者調査」（2000年、2006年、2011年）など、各種の調査を参考にしている。

本件調査では、法曹に対する需要と供給の状況や、法曹養成課程を経た法曹輩出状況を調べている。法曹に対する需要の状況については、市民や企業、地方自治体の意識に関するアンケート調査

及び国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施するとともに、裁判事件数の動向についても分析を行った。また、法曹の供給状況については、日本弁護士連合会が平成26年7月から8月にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査」と同年7月から9月にかけて行った「弁護士実勢調査」や、法務省が主催する「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」及びその下に設置された国・地方自治体・福祉等、企業、海外展開の3つの分科会の取組状況などについて調査した。

本調査報告書は、法曹人口を考える上で必要なデータとして、これらの調査結果を取りまとめて報告するものである。

# 目次

## 法曹人口調査の意義

第1章 法曹人口調査の意義	3
第1 司法制度改革における法曹人口の考え方	3
1 審議会意見書	3
2 推進計画	4
第2 本件調査に至る経緯及び本件調査の概要	5
1 法曹人口の在り方に関する調査の根拠	5
(1) 検討会議取りまとめ	5
(2) 閣僚会議決定	6
2 検討会議取りまとめ及び閣僚会議決定を踏まえた本件調査の在り方	7
3 現在の法曹人口	7
4 調査の実施	8
(1) 調査の構造	8
(2) アンケート調査の実施	9

## 調査結果

第2章 法曹に対する需要分析	15
第1 市民のニーズ(法律相談者調査・インターネット調査)	15
1 トラブル経験から分かる法曹に対する需要	15
(1) インターネット調査におけるトラブル経験から分かる法曹に対する需要	15
(2) 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要	19
(3) ためらいの理由	23
(4) 考慮要素	25
2 依頼したい事項	31
(1) 問題を抱えた際の弁護士に対する需要	31
(2) 年代別需要状況	34
(3) 年収別需要状況	36
(4) 我が国の将来の人口動向から生まれる需要	37
(5) 依頼したい事項についてのまとめ	37
3 弁護士へのアクセスに関する市民の意識	38
(1) 弁護士の探し方	38
(2) 考慮要素としての「行きやすさ」	44
(3) 弁護士へのアクセスに関する市民の意識についてのまとめ	45
4 専門性重視の点から分かる需要	46
(1) インターネット調査結果から分かる考慮要素としての専門性	46
(2) 法律相談者調査結果から分かる考慮要素としての専門性	47
(3) 専門性重視の点から分かる需要についてのまとめ	47

5	市民の弁護士費用に関する意識	48
(1)	ためらいの理由としての弁護士費用	48
(2)	弁護士を選ぶ際の考慮要素としての弁護士費用	48
(3)	市民の弁護士費用に関する意識についてのまとめ	49
<b>第2</b>	<b>企業のニーズ(大企業調査・中小企業調査)</b>	<b>51</b>
1	弁護士の利用機会	51
(1)	企業における弁護士の利用機会	51
(2)	企業の業種別・資本金別で見た弁護士の利用機会	52
(3)	弁護士の探し方	53
(4)	弁護士の利用機会についてのまとめ	54
2	顧問契約の締結状況	55
(1)	顧問契約の締結状況	55
(2)	顧問契約の締結に関する地域差	56
3	企業が重視する業務・課題と弁護士の利用	59
(1)	企業が重視する業務・課題と弁護士の利用	59
(2)	企業の意識と地域差	62
(3)	企業が重視する業務・課題と弁護士の利用についてのまとめ	64
4	企業が重視する弁護士の能力など	65
5	法曹有資格者の採用状況	68
(1)	企業内弁護士の増加	68
(2)	採用に関する企業の意識	69
(3)	企業の規模別に見た採用意識	71
(4)	採用に関する地域差	71
(5)	法曹有資格者の採用状況についてのまとめ	72
6	将来の弁護士の利用意欲	73
<b>第3</b>	<b>地方自治体のニーズ(地方自治体調査)</b>	<b>75</b>
1	弁護士の利用機会	75
(1)	弁護士の利用機会	75
(2)	弁護士の探し方	76
(3)	弁護士の利用機会についてのまとめ	77
2	顧問契約の締結状況	77
3	法的な紛争の対応方法	79
4	地方自治体が重視する弁護士の能力など	81
5	法曹有資格者の採用状況	82
6	将来の弁護士の利用意欲	86
<b>第4</b>	<b>国における弁護士・法曹有資格者の活動</b>	<b>89</b>

<b>第5 裁判事件数の調査</b>	<b>92</b>
1 最近の裁判事件数(新受事件数)の動向	92
(1) 民事事件・刑事事件・家事事件全体の 新受事件数の推移	92
(2) 新受事件の事件類型別の動向 (民事事件)	93
(3) 新受事件の事件類型別の動向 (刑事事件・少年事件)	95
(4) 新受事件の事件類型別の動向 (家事事件)	98
2 事件類型と弁護士の関与の動向	100
(1) 事件類型別の動向(民事・刑事・家事)	100
(2) 民事第一審訴訟事件	100
(3) 刑事第一審訴訟事件・少年事件	115
(4) 人事第一審訴訟事件・家事事件	120
3 本人訴訟	124
<b>第6 価格低下による依頼意欲の向上(シナリオ調査結果)</b>	<b>126</b>
1 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加	126
(1) 調査の趣旨・方法	126
(2) 事案及び価格設定	127
(3) 市民の弁護士依頼意欲の変化	129
(4) 中小企業の弁護士依頼意欲の変化	134
(5) 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加 についてのまとめ	135
2 弁護士を利用しようと思わない理由	136
(1) インターネット調査結果・法律相談者 調査結果	136
(2) 中小企業調査結果	139
(3) 弁護士を利用しようと思わない理由 についてのまとめ	140
3 自由記載による弁護士費用に関する調査	141
(1) インターネット調査結果	141
(2) 中小企業調査結果	143
(3) 自由記載による弁護士費用に関する 調査についてのまとめ	145
<b>第3章 法曹の供給状況等の分析</b>	<b>146</b>
<b>第1 弁護士の登録状況など</b>	<b>146</b>
1 弁護士未登録者の状況など	146
(1) 司法修習終了者の進路	146
(2) 一括登録日の弁護士未登録者の 状況	147
2 新規登録時の就業形態	150
3 弁護士登録取消状況	151
4 弁護士の懲戒処分	155
5 弁護士の登録状況などについての まとめ	156
<b>第2 弁護士の継続教育</b>	<b>157</b>
1 OJTの状況	157

2	弁護士会による継続研修の受講状況	159
3	弁護士の継続教育についてのまとめ	159
<b>第3</b>	<b>事件数, 収入・所得の状況</b>	<b>160</b>
1	取扱事件数	160
(1)	平成26年弁護士実勢調査の結果	160
(2)	過去の弁護士実勢調査の結果との比較	161
(3)	取扱事件数についてのまとめ	163
2	収入・所得, 労働時間	164
(1)	新人弁護士の収入・所得, 労働時間	164
(2)	弁護士全体の収入・所得, 労働時間	167
<b>第4</b>	<b>活動領域の拡大状況</b>	<b>172</b>
1	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 及びその下での分科会の取組	172
2	国・地方自治体・福祉等	172
3	企業	173
4	海外展開	174
5	活動領域の拡大状況についてのまとめ	175
<b>第5</b>	<b>司法アクセスの改善</b>	<b>176</b>
1	全国各地の弁護士の増加	176
2	法律相談件数動向・センター等の設置	177
3	弁護士過疎・偏在解消	179
4	法テラスによる法律援助の取組	180
5	司法アクセスの改善についてのまとめ	183
<b>第6</b>	<b>ADRの活用状況</b>	<b>184</b>
<b>第4章</b>	<b>法曹養成状況の分析</b>	<b>185</b>
<b>第1</b>	<b>適性試験受験者数動向</b>	<b>185</b>
<b>第2</b>	<b>法科大学院入学者数及び修了者数動向</b>	<b>186</b>
<b>第3</b>	<b>司法試験予備試験受験者数及び合格者数の動向</b>	<b>187</b>
<b>第4</b>	<b>司法試験受験者数及び合格者数の動向</b>	<b>188</b>
1	受験者数及び合格者数全体の動向(平成16年～平成26年)	188
2	司法試験における受験資格別受験・合格状況	189
<b>第5</b>	<b>司法修習生の採用者数・二回試験不合格者数の状況</b>	<b>192</b>



第5章 諸外国の状況や我が国における隣接業種の状況	194
第1 諸外国の法曹人口	194
第2 我が国における隣接業種人口・職務	197
第6章 今後の法曹人口についてのシミュレーション	200
調査結果のまとめ	
1 法曹人口の現状	205
2 市民の需要	205
3 企業の需要	206
4 国・地方自治体の需要	206
5 裁判事件数から見る需要	207
6 法曹の供給状況	207
7 法曹養成課程の現状	208
8 結語	209
法曹人口調査の検討経過	210



## 法曹人口調査の意義



## 第1章 法曹人口調査の意義

今回行った法曹人口についての調査は、平成25年6月26日付け法曹養成制度検討会議取りまとめ（以下「検討会議取りまとめ」という。）を是認した同年7月16日付け「法曹養成制度改革の推進について」と題する法曹養成制度関係閣僚会議決定（以下「閣僚会議決定」という。）に基づいて行ったものである。ここでは、これらの中の法曹人口調査に関係する部分とともに、その前提となっている司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）及び司法制度改革推進計画（閣議決定）（以下「推進計画」という。）を紹介し、併せて現在の法曹人口や本件調査の実施方法について記載する。

### 第1 司法制度改革における法曹人口の考え方

#### 1 審議会意見書

審議会意見書（57頁～58頁）においては、法曹の在り方について、以下のように考えられていた。

#### Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

##### 第1 法曹人口の拡大

###### 1. 法曹人口の大幅な増加

- ・ 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- ・ 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- ・ このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約20,000人＜法曹1人当たりの国民の数は約6,300人＞、アメリカが約941,000人＜同約290人＞、イギリスが約83,000人＜同約710人＞、ドイツが約111,000人＜同約740人＞、フランスが約36,000人＜同約1,640人＞であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人＜1996－1997＞、イギリスが約4,900人＜バリスタ1996－1997、ソリシタ1998＞、ドイツが約9,800人＜1998＞、フランスが約2,400人＜1997＞である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的

知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16（2004）年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

## 2 推進計画

審議会意見書を踏まえ、平成14年3月19日、推進計画が閣議決定された。推進計画（9頁～10頁）の中では、法曹人口について、以下のように定められた。

### Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

#### 第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。・・・（以下、省略）・・・

##### 1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。・・・（以下、省略）・・・

## 第2 本件調査に至る経緯及び本件調査の概要

### 1 法曹人口の在り方に関する調査の根拠

#### (1) 検討会議取りまとめ

平成24年8月、閣議決定により内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）の下に、法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）が置かれ、そこで法曹の養成に関する制度の在り方について検討が行われた。検討会議は、平成25年6月26日に取りまとめを行い、その取りまとめの7頁から8頁では、法曹人口の在り方について、以下のように取りまとめられた。

#### 第2 今後の法曹人口の在り方

- 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。
- 今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、第4で述べる新たな検討体制の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要がある。  
そのために、第4で述べる新たな検討体制の下、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を2年以内に公表するべきである。また、その後も継続的に調査を実施するべきである。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘され、閣議決定において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。」との目標が定められた。なお、もとより、実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、適正に判定されるものである。
- ・ このような目標を掲げた司法制度改革によって、我が国の法曹人口は、平成13年の2万1864人から、平成25年には3万8416人にまで増加し、弁護士が1人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと、法曹が自治体、企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど、成果が認められる。
- ・ 司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており、より多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

- ・ 他方で、「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中、司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人から2,100人程度にとどまり、閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また、近年、過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば、現時点においても司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものといわざるを得ない。
- ・ 上記数値目標は、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であったことから、早期に達成すべきものとして掲げられた目標であるが、現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標を掲げることによって、大幅な法曹人口増加を早期に図ることが必要な状況ではなくなっている。そこで、当面、このような数値目標を立てることはせず、今後の法曹人口の在り方については、第4で述べる新たな検討体制の下で、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要がある。

そのために、第4で述べる新たな検討体制の下、その時点における法曹有資格者の活動領域の状況、法曹に対する需要、司法アクセスの状況及び法科大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての調査を行うとともにその結果を2年以内に公表すべきである。

また、その後も継続的に調査を実施するとともに、あるべき法曹人口について、その都度検討を行う必要がある。
- ・ いずれにせよ、引き続き、社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法科大学院の改善策（後記第3の2で検討する。）を進めながら、全体としての法曹人口を増加させることを目指すものとするのが相当である。

## (2) 閣僚会議決定

閣僚会議は、平成25年7月16日、検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものとして、「法曹養成制度改革の推進について」と題する決定を行った。

その中で（1頁）、今後の法曹人口の在り方については、以下のように決定された。

### 第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。



## 2 検討会議取りまとめ及び関係会議決定を踏まえた本件調査の在り方

検討会議取りまとめ及び関係会議決定を踏まえ、本件調査では、法曹人口の在り方を考える上で必要な調査事項として、まず、法曹に対する需要を調査し、さらに、もう一つの大きな柱である供給側の状況について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況という観点も加えて調査することとした。法曹の需要については、審議会意見書で示された法曹の需要についての観点を参考に、主に市民、企業、地方自治体について、法曹やそれが提供する法的サービスに対する意識を調査するとともに、法曹需要の1つの指標たり得る裁判事件数を中心に調査を行った。

加えて、その他の事情、例えば、諸外国における法曹人口や我が国における隣接業種の状況といった点についても調査した。

## 3 現在の法曹人口

法曹に対する需要や法曹の供給に関する調査・分析に入る前提に、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）の人数の増加経緯を見てみると、以下のとおりとなる。

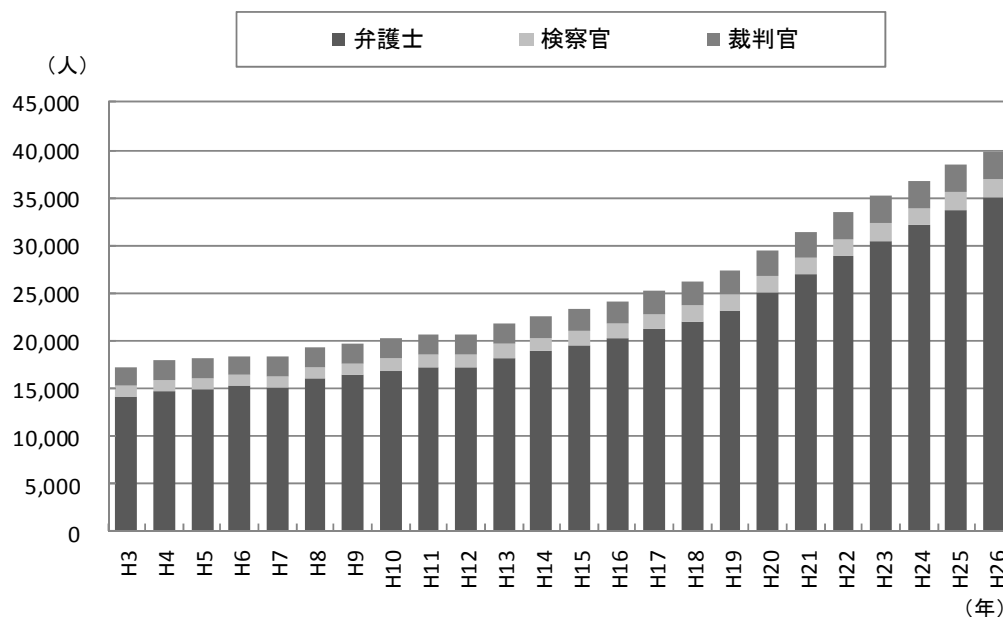
図表1 法曹三者の人口の推移

	弁護士	検察官	裁判官	合計		弁護士	検察官	裁判官	合計
H3年	14,080	1,173	2,022	17,275	H15年	19,523	1,453	2,333	23,309
H4年	14,704	1,173	2,029	17,906	H16年	20,240	1,505	2,385	24,130
H5年	14,953	1,173	2,036	18,162	H17年	21,205	1,548	2,460	25,213
H6年	15,212	1,173	2,046	18,431	H18年	22,056	1,591	2,535	26,182
H7年	15,110	1,173	2,058	18,341	H19年	23,154	1,634	2,610	27,398
H8年	15,975	1,208	2,073	19,256	H20年	25,062	1,679	2,685	29,426
H9年	16,398	1,242	2,093	19,733	H21年	26,958	1,723	2,760	31,441
H10年	16,853	1,274	2,113	20,240	H22年	28,828	1,768	2,805	33,401
H11年	17,283	1,304	2,143	20,730	H23年	30,518	1,791	2,850	35,159
H12年	17,130	1,345	2,213	20,688	H24年	32,134	1,810	2,880	36,824
H13年	18,246	1,375	2,243	21,864	H25年	33,682	1,822	2,912	38,416
H14年	18,851	1,414	2,288	22,553	H26年	35,113	1,835	2,944	39,892

※ 弁護士数は、日弁連調べによるもので、各年4月1日現在の正会員数。平成7年及び同12年の弁護士数については、第47期（平成7年）及び第52期（同12年）の司法修習生の司法修習終了日が4月3日であったため、その年の修習終了直後の新規登録弁護士数（第47期（平成7年）については438名、第52期（同12年）については579名）の増加分が反映されていない。

※ 検察官数は、各年度の定員（副検事を除く。）。

※ 裁判官数は、各年度の定員（簡易裁判所判事を除く。）。



法曹三者の人数の増加推移を見ると、まず、裁判官数、検察官数は、平成3年以降、おおむね増加しており、平成3年には、裁判官が2,022人、検察官が1,173人であったのが、平成26年には裁判官が2,944人、検察官が1,835人となっている。

次に、弁護士数について見てみると、平成3年には1万4080人であったところ、平成26年には3万5113人と、大幅に増加している。

そして、法曹三者の合計は、平成3年に1万7275人であったのが、平成26年には3万9892人となっている。

## 4 調査の実施

### (1) 調査の構造

- 調査の実施に当たっては、大きな視点として、法曹や法的サービスに対する需要と、これらの供給状況を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況も調べることにした。
- 法曹や法的サービスに対する需要を調べるため、主に、①法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査を実施し、さらに、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施するとともに、②法曹が行う法廷活動に関する需要の指標となる裁判事件数を分析した。なお、①の調査においては、法廷外の法曹の活動状況を調べることを目的としているため、法曹の中でも弁護士の活動やこれに対する需要を確認することを中心とした調査となっている。
- また、法曹や法的サービスの供給状況を調べるため、主に、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が平成26年7月から8月にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査」（以下、「65期・66期調査」という。）<sup>1</sup>と同年7月から9月にかけて行った

<sup>1</sup> 実施期間は平成26年7月31日から8月29日までで、対象は同年7月時点の現・新65期会員・66期会員全員とし、実施方法は郵送による。送付数（郵送物未着分12通を除く。）は3,618通で、有効回答数は990通（3,618通に対する割合は27.4%）である。

「弁護士実勢調査」<sup>2</sup>の結果を分析し、さらに、司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡大状況に関する各種のデータを分析した。

- ・ そして、法曹養成課程における法曹輩出状況を調べるため、各種のデータを参照した。
- ・ なお、以上のような調査・分析を行うに当たっては、これまで行われた各種の既存調査における結果を分析し、本件調査を実施するに際しての参考としている。

## (2) アンケート調査の実施

- ・ アンケート調査では、まず、市民、企業、地方自治体を対象に意識調査を行い、さらに、国の機関等における法曹有資格者等の活動状況についても調査した。<sup>3</sup>

### ア インターネット調査

- ・ 平成26年6月27日から7月4日まで実施した。
- ・ モニターを選別してインターネット上で質問に回答してもらった形式で実施した。<sup>4 5</sup>
- ・ 回答数は4,031であった。なお、同調査によって回収できた回答は、年齢・性別ごとに、全体的に均一に回収されたことから、我が国の人口態様に合わせた形に計算上変更してから分析を行った。<sup>6</sup>

### イ 法律相談者調査

- ・ 平成26年5月27日<sup>7</sup>から7月31日まで実施。同日までを当初の回答締切りとしていたが、その後の回答到来状況も踏まえ、8月27日まで締切りを延長した。
- ・ 法律相談に訪れた者に対して調査票を交付して記入させることによる調査を行った。日弁連、各地の弁護士会、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）に協力を求め、全国140か所を超える法律相談センター等<sup>8</sup>で調査を行った。
- ・ 2万通の調査票を配布し、9,888通の回答があった（2万通に対する割合は49.4%）。これは、平成26年8月27日までの回収数である。<sup>9</sup>

<sup>2</sup> 実施期間は平成26年7月29日から9月19日までで、対象は同年7月時点の全会員35,461名であり、実施方法はファクシミリとWEBによる。ファクシミリによる送付数は34,586通で、有効回答数は3,724通（うち、WEBによる回答が1,124通、ファクシミリ（一部郵送による返送あり）による回答が2,600通、34,586通に対する割合は10.8%）である。

<sup>3</sup> アンケート調査は、公益社団法人商事法務研究会に委託して行った。

<sup>4</sup> 業務委託した公益社団法人商事法務研究会が再委託した株式会社サーベイリサーチセンターが提携している楽天リサーチ株式会社の総モニター数は約227万人である。

<sup>5</sup> シナリオ調査部分については、30種類のシナリオ（6事案、1事案につき5つの価格条件を設定）を準備したが、各回答者は、事案及び価格で分けられた1つのシナリオのみが割り振られ、回答を行っている。詳細は、後記「第2章 第6 価格低下による依頼意欲の向上（シナリオ調査結果）」のとおり。

<sup>6</sup> 回答の男女別・年代別・地域別の分布を、我が国の男女別・年代別・地域別の人口分布に合わせており、いわゆる「重み付け」と呼ばれる統計学的な調整である。付属の「インターネット調査 重み付けに関する説明」を参照。このため、問によって、わずかながら合計度数が総回収数よりも多い数値になっていることがある。

<sup>7</sup> 業務委託先の公益社団法人商事法務研究会から、各地の弁護士会の法律相談センター等へ調査票を送付した日である。法律相談センター等では、法律相談利用者に対する配付の準備が整い次第、調査票の配布を開始しており、その開始時期は、おおむね、5月最終週から6月第1週となっている。

<sup>8</sup> 各地の弁護士会の法律相談センターや交通事故相談センター、そして法テラスの法律相談において調査を行った。

<sup>9</sup> 委託業者において、納品期限である平成26年9月30日までに回答の集計作業と電子化を行わなければならないことから、作業のための期間を考慮し、8月27日到着までの回答で分析を行っている。以下の企業調査、地方自治体調査においても同様である。

## ウ 企業調査（大企業・中小企業）

- 平成26年6月27日（発送）から7月31日まで実施した。締切りについては、同様に8月27日まで延長した。
- 企業を対象にした調査としては、企業の規模別に大企業と中小企業に分けて、郵送による調査を行った。企業調査における対象企業の選別については、以下のとおり、経営法友会会員企業<sup>10</sup>、特殊法人（経営法友会会員を除く。）、会社四季報掲載の上場企業・未上場企業を大企業調査の対象とし（合計5,000社）、中小企業調査の対象としては東京商工会議所会員企業3,000社を選別した。

配付先	配付数
経営法友会会員企業	1,107
特殊法人（経営法友会会員である17社を除く。）	16
会社四季報掲載の上場企業 <sup>11</sup>	2,238
会社四季報掲載の未上場企業 <sup>12</sup>	1,639
東京商工会議所会員企業 <sup>13 14</sup>	3,000
合計	8,000

- 大企業調査では、5,000通の調査票を配布し、1,139通の回答があった（回収率22.9%）。中小企業では、3,000通の調査票を配布し、800通の回答があった（回収率26.7%）。いずれも平成26年8月27日までの回収数である。

<sup>10</sup> 経営法友会は、1971年に誕生した、企業法務実務担当者の情報交換のために組織された団体である。会員数は、平成26年3月末現在で1,090社である（<https://www.keieihoyukai.jp/p001>参照）。

今回の調査が、法曹人口調査という目的であったことから、企業との関係での弁護士の活動（委任契約、企業内勤務）を調べる上で、法務部のある企業に実態を調査することが適切であると考えられたため、経営法友会会員企業を調査対象企業とした。

<sup>11</sup> 会社四季報掲載の上場企業の抽出条件

会社四季報掲載企業から、資本金1億円以上、従業員数100人以上、かつ、経営法友会会員ではない企業を抽出（上場企業2,238社、未上場企業2,263社）。

<sup>12</sup> 会社四季報掲載の未上場企業の抽出条件

未上場企業については、脚注11の条件に当てはまる2,263社のうち、東京所在、かつ資本金額の小さい企業から624社分を除いた1,639社を抽出し、大企業調査の調査対象企業数が5,000社となるようにした。

<sup>13</sup> 東京商工会議所会員企業の抽出条件

① 会員企業から、資本金1億円未満、かつ、平成22年実施の会社法務部実態調査において、未上場企業から回答が多かった4業種（製造業、商業、金融業、サービス業）を抽出。

② 上記①の条件で抽出した27,943社（製造業9,132社、商業13,134社、金融業1,042社、サービス業4,635社）から、業種の比率及び今回の調査票で聞く従業員数のカテゴリー（25人以上50人未満、50人以上100人未満、100人以上500人未満）を考慮して、合計3,000社を抽出。

なお、調査対象を上記の東京商工会議所会員企業としたのは、企業規模及び業種で調査対象に偏りが生じないように選別できること、東京には弁護士数が多く中小企業の弁護士利用可能生が比較的良好であると推測されること、調査用の配布を適切に行い回収率も相当程度見込めることを考慮したことによる。

<sup>14</sup> 今回の中小企業調査の回答企業（全800社）の資本金額を見ると、1000万円未満の企業が21社（2.6%）、1000万円以上5000万円未満が441社（55.1%）、5000万円以上1億円未満が324社（40.5%）、1億円以上5億円未満が5社（0.6%）、その他が1社（0.1%）、無回答が8社（1.0%）となっており（属性問1(3)）、従業員数を見ると、25人未満が33社（4.1%）、25人以上50人未満が183社（22.9%）、50人以上100人未満が306社（38.3%）100人以上500人未満が268社（33.5%）、500人以上1,000人未満が3社（0.4%）、無回答が7社（0.9%）となっており（属性問1(4)）、回答企業の多くが中規模の企業となっている。本件調査においては、こうした回答企業の属性に留意しつつ分析を進めている。

## エ 地方自治体調査

- ・ 平成26年6月27日（発送）から7月31日まで実施した。締切りについては同様に8月27日まで延長した。
- ・ 地方自治体を対象にした調査としては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村（同法1条の3第2項）、特別地方公共団体である特別区（同条の3第3項）のうち、以下の地方自治体を選別した。なお、普通地方公共団体については、調査目的との関係で相当と考えられた回収数を確保するため、配付総数1,000件に満つるまで、上位にある地方自治体（同法5条2項並びに8条1項及び2項）から都道府県，市，町の順で選別した。

配付先	配付数
全ての都道府県	47
全ての市	791
東京23区	23
町(人口数(平成26年6月1日現在)の上位から配付総数の合計が1,000に満つるまで採用)	139
合計	1,000

- ・ 地方自治体調査では、1,000通の調査票を配布し、762通の回答があった（回収率76.2%）。いずれも平成26年8月27日までの回収数である。

## オ 国の機関等の調査

- ・ 照会文書発出が平成26年7月29日、回答期限が8月22日、最終回答受領日が9月22日である。
- ・ 国の機関等に関する調査としては、中央官庁を中心とした国の機関等<sup>15</sup>に対して調査票を配布し、回答を求めたところ、48の機関等から回答があった。

<sup>15</sup> 対象機関を選別するに当たっては、日弁連が平成18年10月から11月にかけて行った「企業・官公庁・地方自治体アンケート」を参考にしている。



## 調査結果

第2章から第6章までに記載する調査結果のうち、○で記載したものは、アンケート調査における回答状況及び各種の資料上の数値や事実に関する記述であり、□で記載したものは、こうした記述をまとめた論述である。

なお、本文の理解を容易にするため、図表集にある一部の図表を本文中に記載してある。





## 第2章 法曹に対する需要分析

### 第1 市民のニーズ（法律相談者調査・インターネット調査）

#### 1 トラブル経験から分かる法曹に対する需要

##### (1) インターネット調査におけるトラブル経験から分かる法曹に対する需要

弁護士に相談するようなトラブルを経験したにもかかわらず、弁護士に対する依頼を断念した層の中には、法曹に対する潜在的需要を有する市民が一定程度含まれる可能性がある。

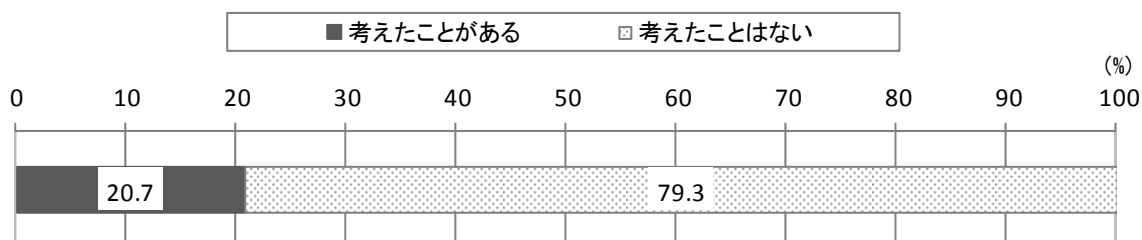
#### ア トラブル経験と弁護士への依頼

○ インターネット調査問4「最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか」について、「考えたことがある」と回答したのは20.7%である。この「考えたことがある」と回答した者に対し、問5「トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか」を聞いたところ、「依頼しようと思ひ、実際に依頼した（ことがある）」と回答したのは32.4%、「依頼しようと思つたが、結局依頼しなかつた」と回答したのは54.7%、「依頼しようと思わなかつた」と回答したのは12.9%になっている。

回答者の約20%が最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたにもかかわらず、そのうち3分の2以上に当たる約68%（54.7%+12.9%）の者（563，全回答数4,024のうち約14%）が、実際には弁護士に依頼しなかつたことが分かる。

図表2-1 インターネット 問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか

	(左=度数, 右=%)	
考えたことがある	834	(20.7)
考えたことはない	3,190	(79.3)
回答数	4,024	(100.0)



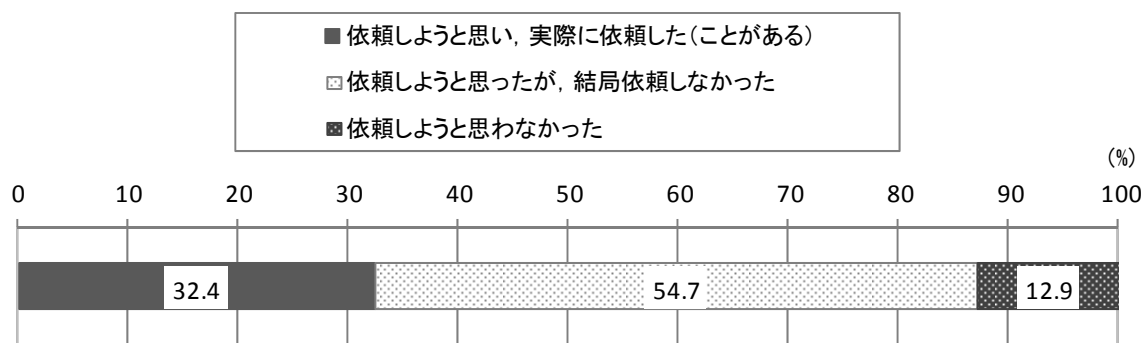
図表2-2

インターネット 問5

トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（問4で「考えたことがある」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思い, 実際に依頼した(ことがある)	270	(32.4)
依頼しようと思ったが, 結局依頼しなかった	456	(54.7)
依頼しようと思わなかった	107	(12.9)
回答数	834	(100.0)



- こうした、弁護士に依頼しなかった者について、問6「依頼しなかった理由」を聞いてみると、各選択肢について「そう思う」との回答と「どちらかといえばそう思う」との回答を合計した割合は、「1. 弁護士では問題を解決してくれないと思ったから」では20.6%、「2. 弁護士は頼りにならなそうだったから」では12.1%、「3. 弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから」では18.7%、「5. 弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから」では30.6%、「6. 自分で解決できると思ったから」では34.1%、「7. 弁護士の探し方が分からなかったから」では39.0%となっている。<sup>16</sup>
- 前記のような理由を回答した者の中には、実際には弁護士に相談していないために弁護士の業務に対する理解が不足している者や弁護士へのアクセス方法を知らない者がいる可能性があるから、弁護士からの適切な情報提供が十分になされ、それが周知されれば弁護士に依頼するようになる者がいる可能性があるのではないか。そうすると、こうした者のうち一定部分については、弁護士へのニーズを有する者が含まれる可能性があると思われる。

<sup>16</sup> なお、問6の肢4は費用の問題として、後にまとめて論述する。

図表2-3 インターネット 問6 依頼しなかった理由（問5で「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」又は「依頼しようと思わなかった」と回答した者のみ）

（上段=度数，下段=%）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1.弁護士では問題を解決してくれないと思ったから	26 (4.7)	89 (15.9)	153 (27.2)	119 (21.1)	176 (31.2)	564 (100.0)
2.弁護士は頼りにならなそうだったから	23 (4.1)	45 (8.0)	169 (30.0)	142 (25.3)	184 (32.7)	564 (100.0)
3.弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから	27 (4.7)	79 (14.0)	167 (29.5)	138 (24.6)	153 (27.2)	564 (100.0)
4.弁護士にかかる費用が払えなかったから	153 (27.2)	177 (31.4)	124 (21.9)	46 (8.1)	64 (11.4)	564 (100.0)
5.弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから	51 (9.0)	122 (21.6)	211 (37.4)	92 (16.3)	88 (15.7)	564 (100.0)
6.自分で解決できると思ったから	52 (9.3)	140 (24.8)	192 (34.1)	84 (14.9)	95 (16.9)	564 (100.0)
7.弁護士の探し方が分からなかったから	70 (12.4)	150 (26.6)	133 (23.7)	91 (16.1)	119 (21.1)	564 (100.0)

## イ トラブル経験・弁護士依頼経験と地域差

### (7) 地域差分析

○ 次に、前記のようなトラブル経験と弁護士依頼経験（インターネット調査問4及び問5）について、何らかの地域差が見られるかどうかを分析した。

分析に当たっては、以下の方法により地域を4区分に分けた。以降、インターネット調査及び法律相談者調査においては、同様の区分けによって地域分析を行った。

○ 地域区分に当たっては、人口を基準として都道府県を人口の多い方から順位付けした上、インターネット調査及び法律相談者調査における地域ごとの回答数がクロス集計<sup>17</sup>による分析に耐え得る程度にできる限り均等に分配されるよう4つの地域に分けた。

なお、このほか、県内総生産、弁護士数、弁護士1人当たり人口、県民所得によっても都道府県を順位付けし、前記と同様に回答数の観点から4つの地域に分けて見たところ、結果的に、県内総生産及び弁護士数については人口で地域を分けた場合と同じ地域区分となった。他方、弁護

<sup>17</sup> 2つの変数間の関係を見るためにクロス集計表を作成し分析を行った。なお、本調査におけるクロス集計結果を踏まえた検討は、2変数の分析結果のみに基づく立論であり、他の変数の影響を排除したものではない。

クロス集計表の検定には、統計的仮説検定の手法の1つであるPearsonのカイ2乗検定を用いている。

また、回答の傾向をより正確に見るために、調整済み残差を算出し、その結果、クロス集計表内で特徴的であると考えられるセルを灰色に塗って示した（調整済み残差がプラス2以上のセルを濃い灰色にし、調整済み残差がマイナス2以下のセルを薄い灰色にした。）。

例えば、図表2-6を見ると、「第Ⅱ地域」と「実際に依頼した（ことがある）」の交わったセルを濃い灰色に、「第Ⅱ地域」と「依頼しなかった」の交わったセルを薄い灰色にしているが、これは、第Ⅱ地域で実際に依頼した（ことがある）との回答の割合が多く、逆に、依頼しなかったとの回答の割合が少ないという特徴が見られたことを表している。

士1人当たり人口及び県民所得については人口で地域を分けた場合と異なる地域区分となった。

そこで、1つの試みとして、地域差分析を行う上での地域区分については、3つの順位付け基準による地域区分が一致した、人口、県内総生産及び弁護士数による地域区分を採用した。<sup>18</sup>

●【図表2-4 インターネット調査、法律相談者調査の地域分類】(図表集)

(イ) トラブル経験・弁護士依頼経験と地域差

- インターネット調査問4「最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか」について地域差を調べたところ、統計的に有意な結果は得られなかった。
- 次に、インターネット調査問5「トラブルを解決するために弁護士に依頼しようと思いましたか」についても地域差を調べた。「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」と「依頼しようと思わなかった」を、否定的な回答として「依頼しなかった」との回答にまとめ、これと「実際に依頼した(ことがある)」との回答とを対比させて地域差を調べたところ、第Ⅱ地域について、実際に依頼したとの回答の割合が多いとの特徴が見られた。
- 以上のような地域差分析によると、インターネット調査におけるトラブル経験の有無については、特段の地域差は認められなかったものの、弁護士依頼経験については、第Ⅱ地域について実際に依頼したとの回答が多かったという地域差が見られた。

図表2-5 インターネット 問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか(地域別)<sup>19</sup>

(左=度数, 右=%)

	考えたことがある		考えたことはない		合計	
第Ⅰ地域	103	(23.8)	330	(76.2)	433	(100.0)
第Ⅱ地域	172	(21.6)	625	(78.4)	797	(100.0)
第Ⅲ地域	185	(19.8)	748	(80.2)	933	(100.0)
第Ⅳ地域	374	(20.1)	1,487	(79.9)	1,861	(100.0)
全体	834	(20.7)	3,190	(79.3)	4,024	(100.0)

<sup>18</sup> 今回の調査においては、都道府県ごとに個々に分析を行うに足りるだけの回答数を確保することができなかったため、都道府県別の分析は断念した。

<sup>19</sup> Pearsonのカイ2乗=3.731, p=0.292

図表2-6 インターネット 問5 トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（地域別）<sup>20</sup>

（左＝度数，右＝％）

	実際に依頼した （ことがある）		依頼しなかった		合計	
第Ⅰ地域	28	(27.2)	75	(72.8)	103	(100.0)
第Ⅱ地域	68	(39.5)	104	(60.5)	172	(100.0)
第Ⅲ地域	65	(35.3)	119	(64.7)	184	(100.0)
第Ⅳ地域	109	(29.1)	266	(70.9)	375	(100.0)
全体	270	(32.4)	564	(67.6)	834	(100.0)

ウ インターネット調査におけるトラブル経験から分かる法曹に対する需要についてのまとめ

□ インターネット調査（問4，5）から，最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうち20.7%に当たり，その中で実際に弁護士に依頼した人は32.4%，依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は54.7%であったことが分かった。

このように，依頼を考えたが結局依頼しなかった人については，法曹に対する潜在的需要を有する市民が一定程度含まれるといってもよいのではないかと考えられる。

(2) 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要

法律相談に来ていながら，依頼態度を保留している層の中には，法曹に対する潜在的需要を有する人々が含まれるといえるのではないかと考えられる。

ア 法律相談後の弁護士依頼意欲

(7) 依頼意欲

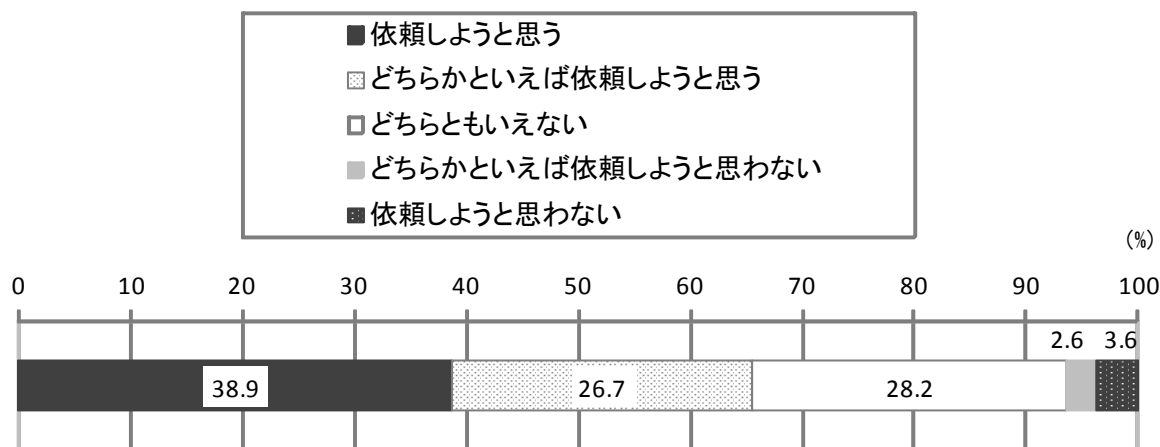
○ 法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」についての回答結果は，「依頼しようと思う」3,382(有効回答数8,695のうち38.9%)，「どちらかといえば依頼しようと思う」2,324(26.7%)，「どちらともいえない」2,452(28.2%)，「どちらかといえば依頼しようと思わない」226(2.6%)，「依頼しようと思わない」311(3.6%)であり，前二者の依頼方向の回答数合計は5,706(65.6%)，後二者の依頼しない方向の回答数合計は537(6.2%)であった。

図表3-1 法律相談者 問6 今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか

（左＝度数，右＝％）

依頼しようと思う	3,382	(38.9)
どちらかといえば依頼しようと思う	2,324	(26.7)
どちらともいえない	2,452	(28.2)
どちらかといえば依頼しようと思わない	226	(2.6)
依頼しようと思わない	311	(3.6)
回答数(無回答を除く。)	8,695	(100.0)

<sup>20</sup> Pearsonのカイ2乗=7.902, p=0.048



#### (イ) 地域差

- 法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」についての回答結果において地域差が見られるかを調査した。「依頼しようと思う」と「どちらかといえば依頼しようと思う」を「そう思う」との回答にまとめ、「どちらかといえば依頼しようと思わない」と「依頼しようと思わない」を「そう思わない」との回答にまとめ、これらと「どちらともいえない」の3つの区分にして比べてみたところ、第Ⅰ地域と第Ⅲ地域で、「そう思う」の割合が多く、第Ⅱ地域では、逆に「そう思う」の割合が少ないという特徴が見られた。

#### ●【図表3-2 法律相談者問6 今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか（地域別）】（図表集）

- 法律相談者調査問6についての地域差は以上のとおりであり、第Ⅰ地域と第Ⅲ地域においては、弁護士に今後問題の解決を依頼すると回答する割合が多く、逆に、第Ⅱ地域では、依頼するとした回答が少ないとの地域差が見られた。

#### (ウ) 法律相談後の弁護士依頼意欲についてのまとめ

- 前記(ア)によると、法律問題を抱えて法律相談に来た者のうち、実際に弁護士に依頼しようと思う者が3分の2程度（65.6%）<sup>21</sup>、どちらともいえないとして、依頼態度を保留している者が4分の1程度（28.2%）いることが分かる。依頼態度を保留している者は、法律問題を抱えて法律相談に来ていながら態度を保留している者であるから、弁護士に対する潜在的な需要を抱えている者が一定程度含まれている可能性がある。

#### イ 依頼しようと思う理由

- 前記の法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」について「依頼しようと思う」と回答した者に対し、その理由を問7「依頼しようと思う理由」で尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計が「1. 弁護士なら問題を解決してくれると思うから」との理由については4,844（有効回答数5,142のうち94.2%）であり、「2. 弁護士が頼りになりそうだから」の理由については4,377（有効回答数4,828のうち90.7%）

<sup>21</sup> なお、インターネット調査においては、最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある者の中で、「依頼しようと思ひ、実際に依頼した」者の割合が32.4%（問5）であったことと比較すると、法律相談を経ることで弁護士に依頼しようと思う者が増加する、又は弁護士に依頼しようと思ひ強く思っている人が法律相談に来ると解釈できるのではないかと。

であり、「3. 弁護士がよく話を聞いてくれそうだから」の理由については4,089（有効回答数4,724のうち86.6%）となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、自分では解決できない、自分で直接話し合いたくない、紛争の相手方が弁護士を依頼した、警察等で勧められたなどの理由が見られた。

図表3-3 法律相談者 問7 依頼しようと思う理由（問6で「依頼しようと思う」又は「どちらかといえば依頼しようと思う」と回答した者のみ）

（上段=度数，下段=%）

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 への依 頼を勧 められ なかつた	回答数 （無回答 を除く。）
1. 弁護士なら問題を解決してくれると思うから	3,282 (63.8)	1,562 (30.4)	264 (5.1)	17 (0.3)	17 (0.3)	- -	5,142 (100.0)
2. 弁護士が頼りになりそうだから	2,906 (60.2)	1,471 (30.5)	321 (6.6)	32 (0.7)	98 (2.0)	- -	4,828 (100.0)
3. 弁護士がよく話を聞いてくれそうだから	2,603 (55.1)	1,486 (31.5)	562 (11.9)	43 (0.9)	30 (0.6)	- -	4,724 (100.0)
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できるから	906 (20.8)	802 (18.4)	2,280 (52.4)	191 (4.4)	171 (3.9)	- -	4,350 (100.0)
5. 裁判をするつもりだから	666 (15.1)	497 (11.3)	1,615 (36.6)	344 (7.8)	1,288 (29.2)	- -	4,410 (100.0)
6. 法律相談で弁護士に依頼した方が良いと勧められたから	1,518 (34.7)	927 (21.2)	1,252 (28.6)	96 (2.2)	239 (5.5)	345 (7.9)	4,377 (100.0)

□ このような結果からすると、法律相談をした後に依頼しようと思う者は、「弁護士なら問題を解決してくれる」、「弁護士が頼りになりそうだ」、「弁護士がよく話を聞いてくれそうだ」といった点について肯定的な評価をしていることが分かる。

そして、弁護士が問題を解決してくれると思うかどうか、弁護士が頼りになりそうだと思うかどうか、弁護士がよく話を聞いてくれそうだと思うかどうかは、法律相談の場における弁護士の相談態度の親切さや弁護士の助言の適切さに関係するのではないかと思われる。そうすると、弁護士による紛争解決が適切であると考えられる事案であるにもかかわらず弁護士への依頼を迷っている者については、弁護士が話しやすい親切な態度で相談に応じ、適切な助言をすることにより、依頼する方向に導かれる可能性がある。

**ウ 依頼しようと思わない理由**

○ 前掲図表3-1の法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」について、「どちらかといえば依頼しようと思わない」又は「依頼しようと思わない」と回答した者に対し、その理由を問8「依頼しようと思わない理由」で尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の多かった選択肢は「5. 法律相談で解決したと思うから」（回答の合計199，有効回答数395のうち50.4%）、「9. 自分で解決できると思ったから」（149，有効回答数377のうち39.5%）、「6. 法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから」（99，有効回答数374のうち26.5%）であったが、「1. 弁護士では問題を解決してくれないと思うから」との理由についても「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は85（有効回答数383のうち22.2%）、「2. 弁護士は頼りにならなそうだから」の理由については57

(有効回答数385のうち14.8%)であり、「3. 弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから」の理由については58 (有効回答数381のうち15.2%) となっていることが見て取れる。<sup>22</sup>

「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、調停を勧められるなど弁護士への依頼を勧められなかった、助言を聞いて自分で解決したい、事件が少額なので割に合わないといった回答が見られた。

図表3-4

法律相談者 問8

依頼しようと思わない理由 (問6で「依頼しようと思わない」又は「どちらかといえば依頼しようと思わない」と回答した者のみ)

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 にかかる 費用は示 されてい ない	回答数 (無回答 を除く。)
1. 弁護士では問題を解決してくれないと思うから	60 (15.7)	25 (6.5)	53 (13.8)	26 (6.8)	219 (57.2)	-	383 (100.0)
2. 弁護士は頼りにならなそうだから	34 (8.8)	23 (6.0)	52 (13.5)	34 (8.8)	242 (62.9)	-	385 (100.0)
3. 弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから	33 (8.7)	25 (6.6)	49 (12.9)	38 (10.0)	236 (61.9)	-	381 (100.0)
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できないから	34 (9.1)	44 (11.8)	81 (21.8)	13 (3.5)	87 (23.4)	113 (30.4)	372 (100.0)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	そうは言 われな かった	回答数 (無回答 を除く。)
5. 法律相談で解決したと思うから	135 (34.2)	64 (16.2)	81 (20.5)	15 (3.8)	100 (25.3)	-	395 (100.0)
6. 法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから	58 (15.5)	41 (11.0)	69 (18.4)	15 (4.0)	100 (26.7)	91 (24.3)	374 (100.0)
7. 法律相談の弁護士の印象が悪いから	30 (8.1)	19 (5.1)	52 (14.1)	23 (6.2)	246 (66.5)	-	370 (100.0)
8. 法律相談で勝てそうにないと言われたから	43 (11.8)	29 (7.9)	59 (16.2)	3 (0.8)	128 (35.1)	103 (28.2)	365 (100.0)
9. 自分で解決できると思ったから	78 (20.7)	71 (18.8)	97 (25.7)	15 (4.0)	116 (30.8)	-	377 (100.0)

- このような結果からすると、「法律相談で解決したと思うから」(50.4%)、「自分で解決できると思ったから」(39.5%)と回答した人は、相談によって需要が充足されたと考えられるものの、法律相談に来たが弁護士に依頼しようと思わない者の中には、1割5分から2割程度の割合で、「弁護士は問題を解決してくれないと思うから」、「弁護士は頼りにならなそうだから」、「弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから」といった理由で、依頼をためらい、あるいは依頼しないとしていることが分かる。

<sup>22</sup> なお、問8の肢4は費用の問題として、後にまとめて論述する。



前記のとおり、弁護士が問題を解決してくれると思うかどうか、弁護士が頼りになりそうだと思うかどうか、弁護士がよく話を聞いてくれそうだと思うかどうかは、弁護士の相談態度の親切さや弁護士の助言の適切さに関係すると思われることからすると、弁護士が話しやすい親切な態度で相談に応じ適切な助言を行うことにより、法律相談に訪れた者から依頼を受けることができるようになり、弁護士に対する潜在的需要を顕在化させることがあり得るのではないと思われる。

### エ 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要についてのまとめ

□ 今回の法律相談者調査から、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人が65.6%（どちらかといえば依頼しようと思う人を含む。）、どちらともいえないとして依頼を留保している人が28.2%いることが分かった。

法律相談に来ていながら依頼態度を留保している層については、潜在的需要を有する人々が一定程度含まれるといえるのではないかと考えられる。

### (3) ためらいの理由

市民は、弁護士に対する依頼の際にためらいを感じているが、このような障壁が軽減されれば、法曹に対する潜在的需要が顕在化するのではないか。

#### ア インターネット調査結果から分かるためらい

○ インターネット調査問7(1)「弁護士に相談することにためらいを感じると思うか」について、「ためらいを感じると思う」という回答は1,066で、全回答数4,024のうち26.5%に当たる。この回答割合は、「ためらいを感じるとは思わない」との回答1,539（38.2%）よりは低くなっているものの、法律問題を抱えた場合にも弁護士に相談することをためらう者が3割弱程度存在することになる。

図表2-7 インターネット 問7(1) 弁護士に相談することにためらいを感じると思うか

	(左=度数, 右=%)	
ためらいを感じると思う	1,066	(26.5)
どちらともいえない	1,419	(35.3)
ためらいを感じると思わない	1,539	(38.2)
回答数	4,024	(100.0)

○ 前記の「ためらいを感じると思う」と回答した者に対し、その理由を尋ねたところ（インターネット調査問7(2)）、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と肯定する回答が最も多かった理由は、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」（1,047、全回答数1,066のうち98.2%）であった。<sup>23</sup>

また、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は、「1. 弁護士には近寄りたくないイメージがあるから」との理由については827（全回答数1,066のうち77.6%）であり、「3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」については720（67.5%）、「4. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」については620（58.2%）となっており、いずれも高い割合を示している。

<sup>23</sup> なお、問7の肢2は費用の問題として、後にまとめて論述する。

図表2-8

インターネット 問7(2)

ためらいを感じると思う理由（問7(1)で「ためらいを感じると思う」と回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらか といえば そうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	329 (30.8)	498 (46.7)	128 (12.0)	70 (6.6)	41 (3.8)	1,066 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	820 (76.9)	227 (21.3)	12 (1.1)	4 (0.3)	4 (0.3)	1,066 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	364 (34.1)	356 (33.4)	206 (19.3)	100 (9.3)	41 (3.9)	1,066 (100.0)
4. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから	293 (27.5)	327 (30.6)	269 (25.2)	119 (11.1)	59 (5.5)	1,066 (100.0)

## イ 法律相談者調査結果から分かるためらい

- 法律相談者調査問5(1)「今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか」について、「ためらいを感じたことがある」との回答は3,937で、有効回答数9,274のうち42.5%に当たり、この回答割合は、「ためらいを感じたことはない」との回答3,009についての割合32.4%よりも高くなっている。法律問題を抱えて法律相談に訪れた者においても、弁護士に相談することにためらいを感じた者が4割程度存在しており、前記のインターネット調査における「ためらい」の割合（3割弱）よりも高いものとなっている。
- 前記の「ためらいを感じたことがある」と回答した者に、その理由を尋ねたところ（法律相談者調査問5(2)）、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答が多かった理由は、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」（回答3,536、有効回答数3,745のうち94.4%）であった。その他の理由については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計は、「1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから」との理由については1,993（有効回答数3,550のうち56.1%）であり、「3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」については1,477（有効回答数3,507のうち42.1%）、「5. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」については1,169（有効回答数3,540のうち33.0%）となっている。<sup>24</sup>

図表3-5

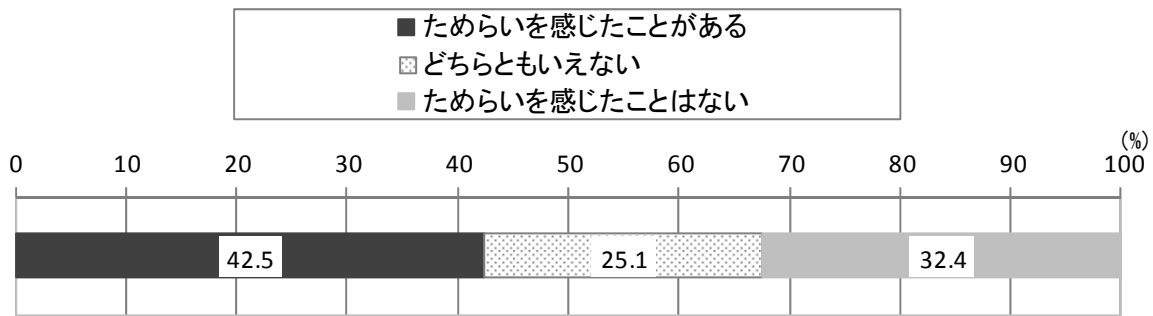
法律相談者 問5(1)

今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか

(左=度数, 右=%)

ためらいを感じたことがある	3,937	(42.5)
どちらともいえない	2,328	(25.1)
ためらいを感じたことはない	3,009	(32.4)
回答数(無回答を除く。)	9,274	(100.0)

<sup>24</sup> なお、問5(2)の肢2は費用の問題として、後にまとめて論述する。



図表3-6

法律相談者 問5(2)

ためらいを感じた理由 (問5(1)で「ためらいを感じたことがある」と回答した者のみ)

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	785 (22.1)	1,208 (34.0)	603 (17.0)	290 (8.2)	664 (18.7)	3,550 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	2,775 (74.1)	761 (20.3)	129 (3.4)	24 (0.6)	56 (1.5)	3,745 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	749 (21.4)	728 (20.8)	990 (28.2)	365 (10.4)	675 (19.2)	3,507 (100.0)
4. 自分の抱えている問題は、弁護士に頼めば解決するというものではないと思ったから	375 (10.6)	477 (13.5)	971 (27.6)	466 (13.2)	1,234 (35.0)	3,523 (100.0)
5. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから	536 (15.1)	633 (17.9)	932 (26.3)	388 (11.0)	1,051 (29.7)	3,540 (100.0)

□ このような結果からすると、法律相談で弁護士にたどりついた者であっても、「弁護士には近寄りやすいイメージがあるから」、「弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」、「弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」といった弁護士費用以外の理由によりためらいを感じた者が相当数いることが分かる。そうすると、弁護士による適切な情報提供や、裁判制度を始めとする司法制度の理解が利用者において深まれば、弁護士への接触の第1段階である法律相談の需要を喚起する可能性があるといえるのではないかと。

(4) 考慮要素

市民及び法律相談者は、弁護士に対し、親身に対応してくれること、実務経験が長いこと及びそれまでに取り扱った実績・評価が簡単に分かることを期待しており、こうした点で弁護士側の対応が向上すれば、市民等の潜在的需要を顕在化させることができるのではないかと。

ア 考慮要素としての親身な対応

(7) インターネット調査結果

○ インターネット調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「2. 親身に対応してくれること」については3,794（全回答数4,024のうち94.3%）であり、「3. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること」については

3,829（全回答数4,024のうち95.2%）となっている。このように、「親身に対応してくれること」と「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」については、考慮要素として、いずれも高い回答割合となっている。

図表2-9 インターネット 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合

（上段＝度数，下段＝％）

	男性が いい	どちらか といえば 男性が いい	どちら でもよい	どちらか といえば 女性が いい	女性が いい	回答数
弁護士の性別	312 (7.8)	667 (16.6)	2,760 (68.6)	204 (5.1)	81 (2.0)	4,024 (100.0)

	考慮する	ある程度 考慮する	どちらとも いえない	あまり 考慮 しない	考慮 しない	回答数
1. 弁護士への話しやすさ	1,878 (46.7)	1,814 (45.1)	292 (7.2)	30 (0.7)	10 (0.3)	4,024 (100.0)
2. 親身に対応してくれること	2,623 (65.2)	1,171 (29.1)	206 (5.1)	15 (0.4)	9 (0.2)	4,024 (100.0)
3. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること	2,740 (68.1)	1,089 (27.1)	175 (4.4)	13 (0.3)	8 (0.2)	4,024 (100.0)
4. 希望どおりの結果が得られそうと言えること	1,204 (29.9)	1,490 (37.0)	1,154 (28.7)	129 (3.2)	47 (1.2)	4,024 (100.0)
5. 弁護士の実務経験が長いこと	918 (22.8)	1,966 (48.8)	981 (24.4)	134 (3.3)	25 (0.6)	4,024 (100.0)
6. 弁護士の専門分野	1,560 (38.8)	1,966 (48.9)	456 (11.3)	30 (0.8)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
7. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価	1,215 (30.2)	1,955 (48.6)	752 (18.7)	86 (2.1)	17 (0.4)	4,024 (100.0)
8. 弁護士の事務所に行きやすいこと	1,132 (28.1)	1,978 (49.1)	763 (19.0)	125 (3.1)	27 (0.7)	4,024 (100.0)
9. 法律知識に限られない幅広い知識を持っていること	1,327 (33.0)	1,916 (47.6)	680 (16.9)	83 (2.1)	18 (0.5)	4,024 (100.0)
10. 弁護士にかかる費用が安いこと	1,868 (46.4)	1,568 (39.0)	538 (13.4)	40 (1.0)	11 (0.3)	4,024 (100.0)

#### (イ) 法律相談者調査結果

- 法律相談者調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「3. 親身に対応してくれること」については8,229（有効回答数8,635のうち95.3%）であり、「4. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること」については8,261（有効回答数8,555のうち96.6%）となっている。

図表3-7 法律相談者 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	男性が いい	どちらか といえば 男性が いい	どちら でも よい	どちらか といえば 女性が いい	女性が いい	回答数 (無回答を 除く。)
1. 弁護士の性別	1,191 (14.0)	779 (9.1)	5,530 (64.8)	607 (7.1)	426 (5.0)	8,533 (100.0)

	考慮する	ある程度 考慮する	どちらとも いえない	あまり 考慮 しない	考慮 しない	回答数 (無回答を 除く。)
2. 弁護士への話しやすさ	5,395 (62.8)	2,530 (29.4)	487 (5.7)	116 (1.3)	65 (0.8)	8,593 (100.0)
3. 親身に対応してくれること	6,721 (77.8)	1,508 (17.5)	332 (3.8)	41 (0.5)	33 (0.4)	8,635 (100.0)
4. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること	7,157 (83.7)	1,104 (12.9)	248 (2.9)	23 (0.3)	23 (0.3)	8,555 (100.0)
5. 希望どおりの結果が得られそうと言えること	3,370 (40.4)	2,443 (29.3)	2,073 (24.8)	272 (3.3)	188 (2.3)	8,346 (100.0)
6. 弁護士の実務経験が長いこと	2,337 (28.1)	3,076 (37.0)	2,300 (27.7)	441 (5.3)	158 (1.9)	8,312 (100.0)
7. 弁護士の専門分野	4,191 (50.3)	2,833 (34.0)	1,101 (13.2)	125 (1.5)	77 (0.9)	8,327 (100.0)
8. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価	2,524 (30.6)	3,010 (36.5)	2,169 (26.3)	385 (4.7)	165 (2.0)	8,253 (100.0)
9. 弁護士の事務所に行きやすいこと	2,915 (35.1)	3,006 (36.2)	1,749 (21.0)	434 (5.2)	210 (2.5)	8,314 (100.0)
10. 法律知識に限られない幅広い知識を持っていること	3,981 (47.8)	2,895 (34.8)	1,221 (14.7)	169 (2.0)	62 (0.7)	8,328 (100.0)
11. 弁護士にかかる費用が安いこと	4,377 (52.5)	2,331 (28.0)	1,445 (17.3)	113 (1.4)	64 (0.8)	8,330 (100.0)

□ 以上によると、市民は、弁護士を選ぶ際に、弁護士からの親身な対応や説明という、言わば、適切な相談態度による助言を受けることを重視しているのではないかとと思われる。逆に言えば、こうした適切な相談態度による助言が促進され、かつ、そういった弁護士に対する評価が社会に広まれば、市民の法曹に対する潜在的需要が顕在化する可能性があるのではないか。

## イ 考慮要素としての実務経験・実績

### (7) インターネット調査結果

○ 次に、弁護士を選ぶ際の考慮要素として「弁護士の実務経験が長いこと」と「弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価」に関する単純集計結果を見てみることにする。

前掲図表2-9のインターネット調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「5. 弁護士の実務経験が長いこと」については2,884（全回答数4,024のうち71.7%）であり、「7. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」については3,170（全回答数4,024のうち78.8%）となっている。いずれも高い回答割合となっている。

- また、各人が弁護士を選ぶ際に考慮する要素という観点とは少し異なる観点からの見方として、弁護士に依頼しやすくなるために必要な事項が何かを尋ねたところ、インターネット調査問10「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」のうち、「2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は3,427（全回答数4,024の85.2%）となっており、高い回答割合となっている。

図表2-10 インターネット 問10 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

（上段=度数，下段=%）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数
1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること	1,731 (43.0)	1,846 (45.9)	403 (10.0)	34 (0.9)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること	1,501 (37.3)	1,926 (47.9)	524 (13.0)	59 (1.5)	14 (0.3)	4,024 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	1,298 (32.3)	1,893 (47.0)	707 (17.6)	105 (2.6)	21 (0.5)	4,024 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	1,931 (48.0)	1,575 (39.1)	473 (11.8)	34 (0.8)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	2,326 (57.8)	1,425 (35.4)	241 (6.0)	26 (0.6)	7 (0.2)	4,024 (100.0)
6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	1,497 (37.2)	1,618 (40.2)	809 (20.1)	75 (1.9)	25 (0.6)	4,024 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	1,802 (44.8)	1,602 (39.8)	531 (13.2)	67 (1.7)	22 (0.5)	4,024 (100.0)

#### (イ) 法律相談者調査結果

- 前記と同様の考慮要素を法律相談者調査においても聞いたところ（問9，前掲図表3-7）、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「6. 弁護士の実務経験が長いこと」については5,413（有効回答数8,312のうち65.1%）であり、「8. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」については5,534（有効回答数8,253のうち67.1%）となっている。前記のインターネット調査における結果と比較すると、やや低い割合となったが、それでも依然として半数以上の者がこれらの要素を考慮すると答えている。
- また、法律相談者調査問13で「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、弁護士に依頼しやすくなるために必要だと思うこと」を聞いたところ、「2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること」についても同様に「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は6,221（有効回答数8,219のうち75.7%）となっており、やはり、比較的高い割合となっている。

図表3-8 法律相談者 問13 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること	4,989 (59.7)	2,424 (29.0)	767 (9.2)	79 (0.9)	101 (1.2)	8,360 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること	3,353 (40.8)	2,868 (34.9)	1,682 (20.5)	152 (1.8)	164 (2.0)	8,219 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	3,854 (47.0)	2,683 (32.7)	1,339 (16.3)	159 (1.9)	169 (2.1)	8,204 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	5,064 (61.5)	2,122 (25.8)	935 (11.3)	65 (0.8)	53 (0.6)	8,239 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	5,912 (71.6)	1,815 (22.0)	455 (5.5)	30 (0.4)	44 (0.5)	8,256 (100.0)
6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	4,766 (58.9)	2,046 (25.3)	1,128 (13.9)	75 (0.9)	83 (1.0)	8,098 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	5,684 (68.8)	1,714 (20.8)	728 (8.8)	56 (0.7)	76 (0.9)	8,258 (100.0)

### ウ 年代別・年収別に見た考慮要素

#### ○ 年代別

弁護士を依頼する際の考慮要素（インターネット調査問9，法律相談者調査問9）を年代別に分析し，更に統計的な分析（クロス集計を行った上での調整済み残差の分析）をしてみると，各年代において，「考慮する」と回答している割合が多い観点も統計的にも異なっていることが判明した。

例えば，60代以上の回答者については，インターネット調査において，「弁護士の性別」，「親身に対応してくれること」，「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」，「弁護士の専門分野」及び「法律知識に限られない幅広い知識を持っていること」について，「考慮する」と回答している割合が多いという特徴が見られた。ただ，法律相談者調査においては，60代以上の回答者については，「弁護士の性別」及び「弁護士の実務経験が長いこと」についてのみ，「考慮する」と回答している割合が多いという特徴が見られた。

50代の回答者については，インターネット調査では，「弁護士への話しやすさ」，「親身に対応してくれること」及び「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」を「考慮する」と回答している割合が多く，法律相談者調査では，「弁護士の実務経験が長いこと」，「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」，「法律知識に限られない幅広い知識を持っていること」及び「弁護士にかかる費用が安いこと」を「考慮する」と回答している割合が多いという特徴が見られた。

逆に，20代については「考慮しない」と回答する割合が多く，例えば，インターネット調査では，「弁護士への話しやすさ」，「親身に対応してくれること」，「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」，「弁護士の実務経験が長いこと」，「弁護士の専門分野」，「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」，「法律知識に限られない幅広い知識を持っていること」といった点について，法律相談者調査では「弁護士の専門分野」について，「考慮しない」と回答している者が多いという特徴が見られた。

●【図表2-11 インターネット問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年代別）】（図表集）

●【図表3-9 法律相談者問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年代別）】（図表集）

○ 年収別

年収別に弁護士を選ぶ際の考慮要素を聞いた結果を分析したところ、年収1000万円以上の回答者については、インターネット調査においては、「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」について「考慮する」と回答している者が多く、法律相談者調査では、「弁護士の実務経験が長いこと」、「弁護士の専門分野」及び「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」について「考慮する」と回答している者が多いという特徴が見られた。

逆に、年収が300万円未満の回答者については、インターネット調査においては、「弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と回答した者が多く、法律相談者調査では、「希望どおりの結果が得られそうとってくれること」について「考慮する」と回答した者が多いという特徴が見られた。

●【図表2-12 インターネット問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年収別）】（図表集）

●【図表3-10 法律相談者問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年収別）】（図表集）

## エ 考慮要素についてのまとめ

□ 以上によると、市民は、弁護士を選ぶ際に、弁護士の実務経験の長さや、弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価を重視していることがうかがわれる。こうした傾向からすると、市民は、弁護士が提供する法的サービスの内容の適否・質を的確に判断するために、こうした外形的な情報を重視して依頼するかどうかを決定しているのではないかと思われる。こうした点に鑑みれば、市民が必要としている、弁護士の実務経験や、実績・評価に関する情報が弁護士から直接に提供され、それが市民に十分伝われば、市民の法曹に対する潜在的需要が顕在化する可能性があるといえるのではないかと思われる。



## 2 依頼したい事項

### (1) 問題を抱えた際の弁護士に対する需要

将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄は、被害に遭ったとき、あるいは高齢になって法的な問題を相談したいときなどの分野に関するものが多い。

また、依頼したい事項については、年齢別にもニーズのある分野に偏りがある。そして、高齢化が進むことからすると、高齢者が希望する分野のニーズは今後高まるのではないか。

#### ア インターネット調査結果

- インターネット調査問11では、今後増加する可能性がありそうな問題をいくつか取り上げて、将来そのような問題を抱えた場合に、弁護士に解決を依頼したいと思うかを尋ねた。その単純集計結果からすると、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）としては、「犯罪被害に遭ったとき」（全回答数4,024のうち70.1%）、「消費者被害に遭ったとき」（56.0%）、「インターネット上で被害に遭ったとき」（37.7%）、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」（28.0%）、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」（26.8%）が比較的高い回答割合（上位5番目まで）となっている。<sup>25</sup>
- また、「その他」として回答者が自由に記載した回答としては、交通事故、医療事故、金銭問題、離婚、相続、近隣とのトラブル、刑事事件（加害者側、冤罪含む。）といったものがあつた。

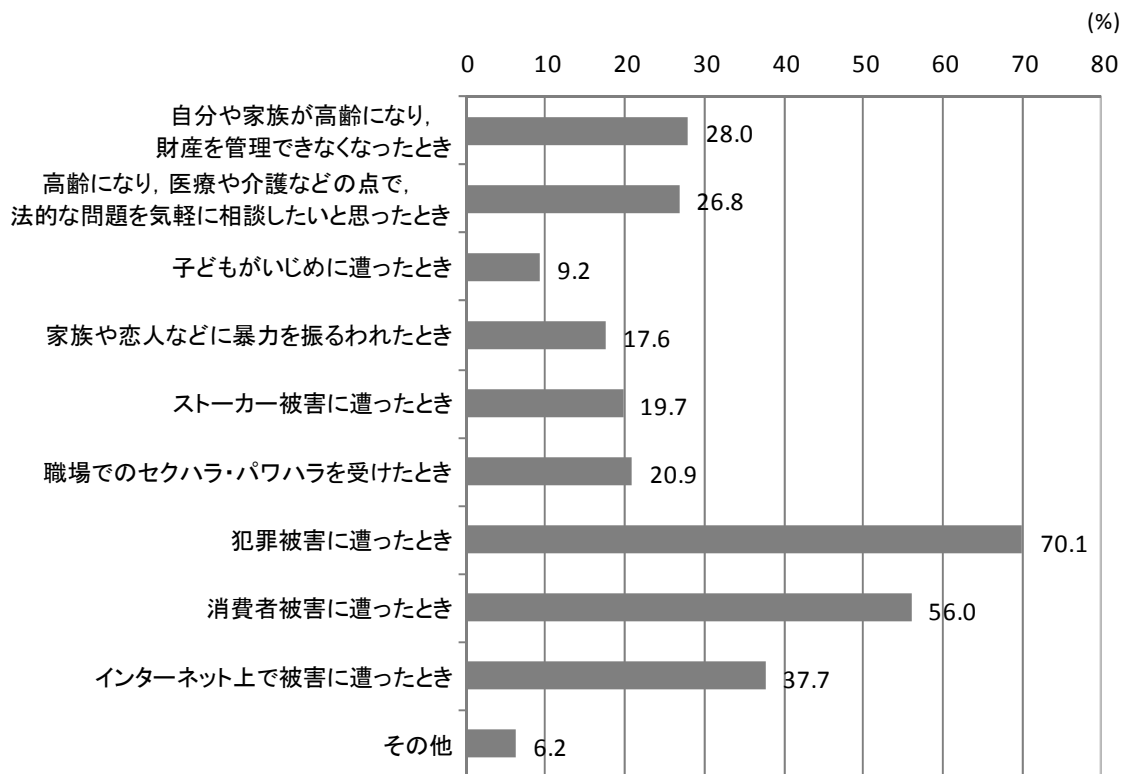
図表2-13

インターネット 問11

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

	(左=度数, 右=%)	
自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	1,126	(28.0)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	1,079	(26.8)
子どもがいじめに遭ったとき	370	(9.2)
家族や恋人などに暴力を振るわれたとき	708	(17.6)
ストーカー被害に遭ったとき	794	(19.7)
職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき	843	(20.9)
犯罪被害に遭ったとき	2,820	(70.1)
消費者被害に遭ったとき	2,254	(56.0)
インターネット上で被害に遭ったとき	1,516	(37.7)
その他	249	(6.2)
回答数	4,024	

<sup>25</sup> このほかに、回答割合が20%を超えているものとして、「職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき」（20.9%）がある。



## イ 法律相談者調査結果

- 法律相談者調査の問12の集計結果からすると、将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）としては、「犯罪被害に遭ったとき」（有効回答数 8,291のうち63.6%）、「消費者被害に遭ったとき」（46.8%）、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」（38.3%）、「インターネット上で被害に遭ったとき」（30.1%）、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」（29.9%）が比較的高い回答割合（上位5番目まで）となっている。<sup>26</sup>
- また、「その他」として回答者が自由に記載した回答としては、交通事故、金銭問題、離婚、相続といったものがあった。

<sup>26</sup> このほかに、回答割合が20%を超えているものとして、「家族や恋人などに暴力を振るわれたとき」（24.0%）、「ストーカー被害に遭ったとき」（22.9%）、「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」（22.9%）がある。

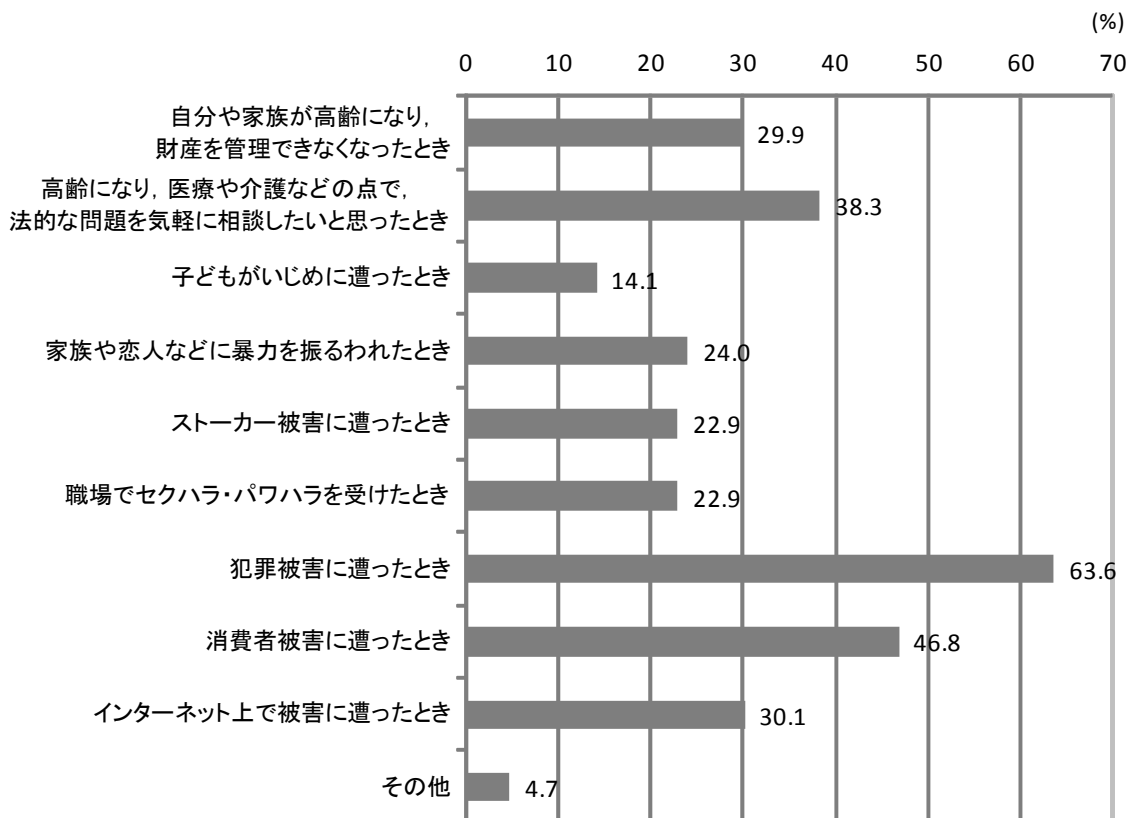
図表3-11

法律相談者 問12

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	2,476	(29.9)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	3,178	(38.3)
子どもがいじめに遭ったとき	1,168	(14.1)
家族や恋人などに暴力を振るわれたとき	1,992	(24.0)
ストーカー被害に遭ったとき	1,899	(22.9)
職場でセクハラ・パワハラを受けたとき	1,902	(22.9)
犯罪被害に遭ったとき	5,277	(63.6)
消費者被害に遭ったとき	3,883	(46.8)
インターネット上で被害に遭ったとき	2,498	(30.1)
その他	388	(4.7)
回答数(無回答を除く。)	8,291	



### ウ 問題を抱えた際の弁護士に対する需要についてのまとめ

□ 以上をしてみると、法律相談者調査及びインターネット調査ともに、前記5つの問題分野について市民の弁護士に対する高い需要が認められる。

そして、両調査において同様の回答傾向が得られたことを考えれば、法律相談に来た、言わば法律問題を抱えた市民に限らず、広く市民においても、前記のような問題分野について弁護士に対する需要が認められるのではないかと考えられる。

## (2) 年代別需要状況

## ア インターネット調査結果

○ インターネット調査問11について年代別に回答結果を見てみると、20代、30代及び40代については、共通して、他の年代に比較して、「子どもがいじめに遭ったとき」、「ストーカー被害に遭ったとき」及び「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

20代及び30代については、他の年代に比較して、「家族や恋人などに暴力を振るわれたとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

30代及び40代は、他の年代に比較して、「犯罪被害に遭ったとき」及び「消費者被害に遭ったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

60代以上は、他の年代に比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

図表2-14

インターネット 問11

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年代別）

(○=当てはまる, ×=当てはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき <sup>27</sup>			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき <sup>28</sup>			子どもがいじめに遭ったとき <sup>29</sup>			家族や恋人などに暴力を振るわれたとき <sup>30</sup>		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	139 (27.7)	362 (72.3)	501 (100)	93 (18.5)	409 (81.5)	502 (100)	62 (12.4)	439 (87.6)	501 (100)	133 (26.5)	368 (73.5)	501 (100)
30代	180 (28.1)	461 (71.9)	641 (100)	146 (22.8)	495 (77.2)	641 (100)	107 (16.7)	534 (83.3)	641 (100)	162 (25.3)	479 (74.7)	641 (100)
40代	186 (26.8)	507 (73.2)	693 (100)	165 (23.8)	528 (76.2)	693 (100)	80 (11.5)	613 (88.5)	693 (100)	134 (19.3)	559 (80.7)	693 (100)
50代	158 (26.6)	436 (73.4)	594 (100)	153 (25.8)	441 (74.2)	594 (100)	36 (6.1)	558 (93.9)	594 (100)	95 (16.0)	499 (84.0)	594 (100)
60代以上	463 (29.0)	1,132 (71.0)	1,595 (100)	523 (32.8)	1,073 (67.2)	1,596 (100)	85 (5.3)	1,511 (94.7)	1,596 (100)	183 (11.5)	1,412 (88.5)	1,595 (100)
全体	1,126 (28.0)	2,898 (72.0)	4,024 (100)	1,080 (26.8)	2,946 (73.2)	4,026 (100)	370 (9.2)	3,655 (90.8)	4,025 (100)	707 (17.6)	3,317 (82.4)	4,024 (100)

<sup>27</sup> Pearson のカイ 2 乗=1.896, p=0.755

<sup>28</sup> Pearson のカイ 2 乗=55.251, p=0.000

<sup>29</sup> Pearson のカイ 2 乗=89.432, p=0.000

<sup>30</sup> Pearson のカイ 2 乗=97.586, p=0.000

	ストーカー被害に遭ったとき <sup>31</sup>			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき <sup>32</sup>			犯罪被害に遭ったとき <sup>33</sup>			消費者被害に遭ったとき <sup>34</sup>		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	142 (28.3)	359 (71.7)	501 (100)	151 (30.1)	350 (69.9)	501 (100)	369 (73.7)	132 (26.3)	501 (100)	276 (55.1)	225 (44.9)	501 (100)
30代	182 (28.4)	459 (71.6)	641 (100)	181 (28.2)	460 (71.8)	641 (100)	473 (73.8)	168 (26.2)	641 (100)	382 (59.7)	258 (40.3)	640 (100)
40代	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	522 (75.4)	170 (24.6)	692 (100)	415 (59.9)	278 (40.1)	693 (100)
50代	109 (18.3)	486 (81.7)	595 (100)	130 (21.9)	464 (78.1)	594 (100)	425 (71.5)	169 (28.5)	594 (100)	338 (56.9)	256 (43.1)	594 (100)
60代以上	180 (11.3)	1,416 (88.7)	1,596 (100)	200 (12.5)	1,395 (87.5)	1,595 (100)	1,031 (64.6)	565 (35.4)	1,596 (100)	842 (52.8)	754 (47.2)	1,596 (100)
全体	794 (19.7)	3,232 (80.3)	4,026 (100)	843 (20.9)	3,181 (79.1)	4,024 (100)	2,820 (70.1)	1,204 (29.9)	4,024 (100)	2,253 (56.0)	1,771 (44.0)	4,024 (100)

	インターネット上で被害に遭ったとき <sup>35</sup>			その他 <sup>36</sup>		
	○	×	合計	○	×	合計
20代	169 (33.7)	333 (66.3)	502 (100)	16 (3.2)	485 (96.8)	501 (100)
30代	265 (41.3)	376 (58.7)	641 (100)	25 (3.9)	616 (96.1)	641 (100)
40代	272 (39.2)	421 (60.8)	693 (100)	34 (4.9)	659 (95.1)	693 (100)
50代	236 (39.7)	359 (60.3)	595 (100)	46 (7.7)	548 (92.3)	594 (100)
60代以上	575 (36.0)	1,021 (64.0)	1,596 (100)	129 (8.1)	1,467 (91.9)	1,596 (100)
全体	1,517 (37.7)	2,510 (62.3)	4,027 (100)	250 (6.2)	3,775 (93.8)	4,025 (100)

### イ 法律相談者調査結果

○ 法律相談者調査問12について年代別に回答結果を見てみると、20代、30代及び40代については、共通して、他の年代に比較して、「家族や恋人などに暴力を振るわれたとき」、「ストーカー被害に遭ったとき」、「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」及び「犯罪被害に遭ったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

<sup>31</sup> Pearson のカイ 2 乗=144.482, p=0.000

<sup>32</sup> Pearson のカイ 2 乗=125.728, p=0.000

<sup>33</sup> Pearson のカイ 2 乗=40.196, p=0.000

<sup>34</sup> Pearson のカイ 2 乗=14.952, p=0.005

<sup>35</sup> Pearson のカイ 2 乗=10.687, p=0.030

<sup>36</sup> Pearson のカイ 2 乗=27.726, p=0.000

30代及び40代は、他の年代に比較して、「子どもがいじめに遭ったとき」、「消費者被害に遭ったとき」及び「インターネット上で被害に遭ったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

そして、50代及び60代以上については、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」に依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

●【図表3-12 法律相談者問12 将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年代別）】（図表集）

### ウ 年代別状況についてのまとめ

□ 以上のように、将来問題に直面した際に弁護士に依頼をしたいと思う市民は多いことが分かる。加えて、市民の年代別で見ても、弁護士に依頼したいことが異なっていることが分かる。こうしたニーズの違いを意識して弁護士の側から情報提供をし、あるいは積極的な働きかけを工夫することが重要な課題であるといえる。

## (3) 年収別需要状況

### ア インターネット調査結果

○ インターネット調査問11について年収別に回答結果を見てみると、年収300万円未満の回答者は「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」に依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。年収500万円から1000万円未満の回答者は「犯罪被害に遭ったとき」に依頼したいとする回答が多く、年収1000万円以上の回答者は、「子どもがいじめに遭ったとき」という回答が多いという特徴が見られた。

●【図表2-15 インターネット問11 将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年収別）】（図表集）

### イ 法律相談者調査結果

○ 法律相談者問12について年収別に回答結果を見てみると、年収500万円から1000万円未満の回答者は、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「犯罪被害に遭ったとき」、「消費者被害に遭ったとき」及び「インターネット上で被害に遭ったとき」に依頼したいとする回答が多く、年収1000万円以上の回答者は、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「子どもがいじめに遭ったとき」、「ストーカー被害に遭ったとき」及び「犯罪被害に遭ったとき」に依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

●【図表3-13 法律相談者問12 将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年収別）】（図表集）

#### (4) 我が国の将来の人口動向から生まれる需要

□ 前記のとおり、高齢者（60代以上）は、将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したいと思うものについて、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ率が高いという特徴が見られた。

そして、高齢者が今後5年間で6%程度増加し、その後も増加すると推測されることを考えると<sup>37</sup>、高齢者が希望するこうした分野については、弁護士に対するニーズも現在よりも増加するのではないかと考えられる。

#### (5) 依頼したい事項についてのまとめ

□ 今回のインターネット調査や法律相談者調査では、将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄として、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」、「犯罪被害に遭ったとき」、「消費者被害に遭ったとき」及び「インターネット上で被害に遭ったとき」が多く挙げられた。こうした分野については、今後、需要が増加するのではないかと考えられる。

また、将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄を年代別に分けて見てみると、高齢者（60代以上）は、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ割合が高かった。今後の高齢化社会の到来を踏まえると、高齢者が希望するこうした分野については、現在よりも需要が増加するのではないかとと思われる。

---

<sup>37</sup> 【参考】法曹養成制度改革顧問会議参考資料「2 法曹人口」33頁（高齢社会白書）によると、平成27年における65歳以上の人口は3395万人、平成32年には3612万人、平成37年には3658万人とされており（いずれも推計値）、その伸び率は、平成27年から平成32年にかけては約106.4%、平成32年から平成37年にかけては約101.3%、平成27年から平成37年にかけては107.7%となっている。

### 3 弁護士へのアクセスに関する市民の意識

#### (1) 弁護士の探し方

弁護士をどのようにして探したらよいか悩んでいる市民は少なくない。また、アクセス方法としては、知り合いに聞いたり、インターネットで探すことを考えたりする者が多い。

こうした市民の弁護士へのアクセスが改善されることが弁護士に対する潜在的需要が顕在化する一要因となるのではないか。

#### ア 弁護士の探し方（インターネット調査結果）

○ 弁護士へのアクセス状況を探るため、インターネット調査において弁護士の探し方についての意識を調査した。

#### (7) 単純集計結果

○ インターネット調査問8「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか」については、「知り合い（家族、親せき、友人を含む。）に聞いて探す」（1,444、全回答数4,024のうち35.9%）、「インターネットの情報を基に探す」（873、21.7%）、「どうやって探したらいいのかわからない」（555、13.8%）、「役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す」（550、13.7%）、「弁護士会が提供している情報を基に探す」（458、11.4%）、「その他」（106、2.6%）、「広告・雑誌等で探す」（38、0.9%）という順に高い回答割合となっている。「その他」の自由記載では、知り合いに弁護士がいる、会社の顧問弁護士に相談するといった回答が多い。

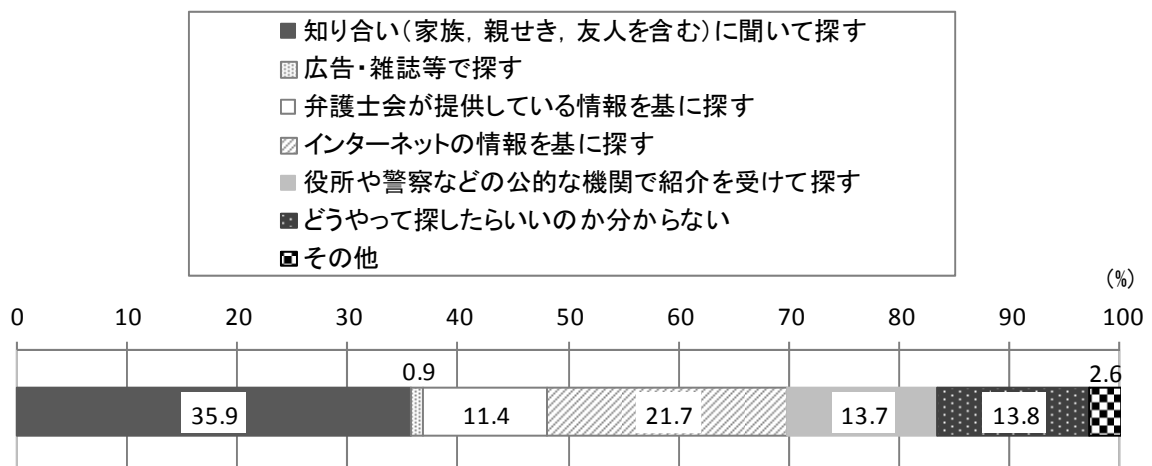
図表2-16

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか

(左=度数, 右=%)

知り合い(家族, 親せき, 友人を含む。)に聞いて探す	1,444	(35.9)
広告・雑誌等で探す	38	(0.9)
弁護士会が提供している情報を基に探す	458	(11.4)
インターネットの情報を基に探す	873	(21.7)
役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す	550	(13.7)
どうやって探したらいいのかわからない	555	(13.8)
その他	106	(2.6)
回答数	4,024	(100.0)





**(イ) 地域差分析**

○ インターネット調査問8の弁護士の探し方を地域区分ごとに見てみると、第I地域では、「知り合いに聞いて探す」との回答が多く、逆に、「弁護士会が提供している情報を基に探す」との回答が少ないという特徴が見られた。

これに対し、第IV地域では、「弁護士会が提供している情報を基に探す」との回答が多く、逆に、「インターネットの情報を基に探す」が少ないという特徴が見られた。

なお、「その他」と回答した者は、第IV地域で多く、第III地域で少ないという特徴が見られた。

図表2-17

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか（地域別）<sup>38</sup>

（上段=度数，下段=%）

	知り合い (家族、 親せき、 友人を含 む。)に 聞いて探 す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インター ネットの 情報を基 に探す	役所や 警察など の公的な 機関で紹 介を受け て探す	どうやっ て探した らいいの か分から ない	その他	合計
第I地域	179 (41.2)	5 (1.2)	36 (8.3)	102 (23.5)	50 (11.5)	48 (11.1)	14 (3.2)	434 (100.0)
第II地域	281 (35.3)	10 (1.3)	96 (12.0)	181 (22.7)	114 (14.3)	99 (12.4)	16 (2.0)	797 (100.0)
第III地域	320 (34.3)	6 (0.6)	92 (9.9)	215 (23.0)	140 (15.0)	144 (15.4)	16 (1.7)	933 (100.0)
第IV地域	664 (35.7)	17 (0.9)	235 (12.6)	375 (20.2)	246 (13.2)	264 (14.2)	60 (3.2)	1,861 (100.0)
全体	1,444 (35.9)	38 (0.9)	459 (11.4)	873 (21.7)	550 (13.7)	555 (13.8)	106 (2.6)	4,025 (100.0)

**イ 良い弁護士へのアクセス（法律相談者調査結果）**

○ 弁護士へのアクセス状況を探るため、法律相談者調査において良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うかという点についての意識を調査した。<sup>39</sup>

**(7) 単純集計結果**

○ 法律相談者調査問11「良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか」については、「大変だと思う」3,188（有効回答数9,039のうち35.3%）、「どちらかといえば大変だと思う」3,369（37.3%）、合計6,557（72.5%）であり、法律相談に来て弁護士にたどり着いている者でさえ、その7割が、良い弁護士を見つけるのは大変だと回答している。

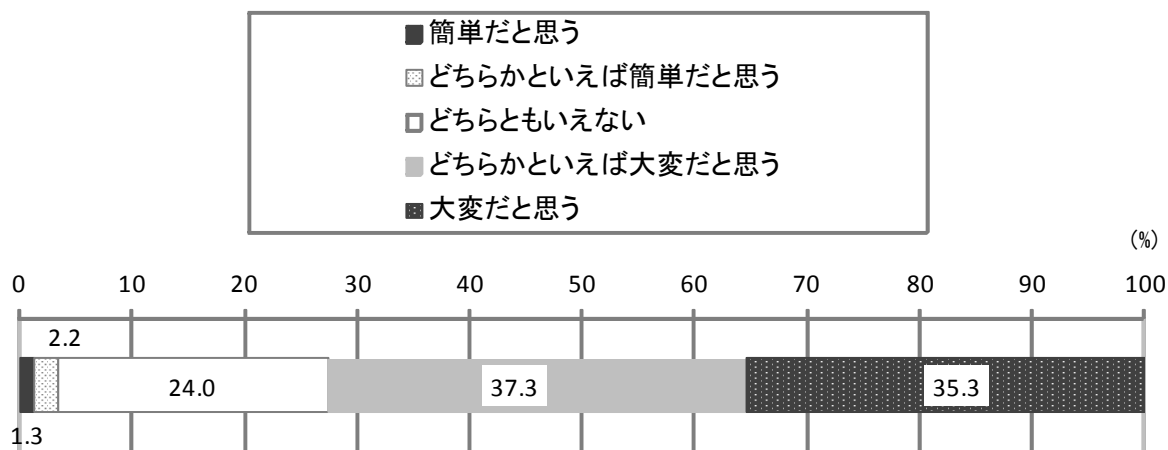
<sup>38</sup> Pearson のカイ 2 乗=34.269, p=0.012

<sup>39</sup> なお、インターネット調査の質問と異なり、このような質問にしたのは、法律相談者調査においては、既に法律相談にたどり着いている者を対象に意識調査をしており、弁護士を既に見つけた（法律相談に訪れた）人々への質問となっているためである。

図表3-14 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか

(左=度数, 右=%)

簡単だと思う	118	(1.3)
どちらかといえば簡単だと思う	197	(2.2)
どちらともいえない	2,167	(24.0)
どちらかといえば大変だと思う	3,369	(37.3)
大変だと思う	3,188	(35.3)
回答数(無回答を除く。)	9,039	(100.0)



## (イ) 地域差分析

○ 法律相談者調査問11について地域差を調べたところ、統計的に有意な結果は得られなかった。

図表3-15 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか (地域別)<sup>40</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	簡単だと思う	どちらかとい えば簡単だ と思う	どちらともい えない	どちらかとい えば大変だ と思う	大変だと思う	合計
第Ⅰ地域	20 (1.3)	35 (2.2)	401 (25.1)	585 (36.6)	559 (34.9)	1,600 (100.0)
第Ⅱ地域	25 (1.1)	54 (2.4)	555 (24.2)	876 (38.1)	787 (34.3)	2,297 (100.0)
第Ⅲ地域	28 (1.3)	40 (1.8)	503 (23.1)	849 (39.0)	759 (34.8)	2,179 (100.0)
第Ⅳ地域	17 (0.9)	36 (1.9)	440 (23.2)	713 (37.6)	689 (36.4)	1,895 (100.0)
全体	90 (1.1)	165 (2.1)	1,899 (23.8)	3,023 (37.9)	2,794 (35.1)	7,971 (100.0)

<sup>40</sup> Pearson のカイ 2 乗=8.213, p=0.768

ウ 年代別・年収別のアクセス状況

(7) 弁護士の探し方（インターネット調査結果）

○ 年代別

「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか」との間（インターネット調査問8）について年代別に分析したところ、20代から40代にかけては、「インターネットの情報を基に探す」と回答した割合が多く、60代以上は、「弁護士会が提供している情報を基に探す」及び「役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す」と回答した割合が多いという特徴が見られた。

○ 年収別

また、年収別に見てみると、年収1000万円以上の回答者は、「知り合いに聞いて探す」と回答した者の割合が多く、年収500万円から1000万円未満の回答者は、「知り合いに聞いて探す」及び「インターネット情報を基に探す」が多いという特徴が見られた。さらに、年収300万円未満の回答者は、「役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す」及び「どうやって探したらいいのかわからない」と回答した者が多いという特徴が見られた。

図表2-18 インターネット 問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか（年代別）<sup>41</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	知り合い (家族、親 せき、友 人を含 む。)に聞 いて探す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インター ネットの情 報を基に探 す	役所や警 察などの 公的な機 関で紹介 を受けて 探す	どうやって 探したら いいのかわ からない	その他	合計
20代	187 (37.4)	10 (2.0)	35 (7.0)	155 (31.0)	33 (6.6)	78 (15.6)	2 (0.4)	500 (100.0)
30代	242 (37.8)	8 (1.2)	57 (8.9)	184 (28.7)	55 (8.6)	88 (13.7)	7 (1.1)	641 (100.0)
40代	237 (34.2)	8 (1.2)	75 (10.8)	196 (28.3)	54 (7.8)	102 (14.7)	21 (3.0)	693 (100.0)
50代	227 (38.2)	5 (0.8)	64 (10.8)	129 (21.7)	66 (11.1)	75 (12.6)	28 (4.7)	594 (100.0)
60代以上	550 (34.4)	7 (0.4)	227 (14.2)	210 (13.1)	342 (21.4)	212 (13.3)	49 (3.1)	1,597 (100.0)
全体	1,443 (35.9)	38 (0.9)	458 (11.4)	874 (21.7)	550 (13.7)	555 (13.8)	107 (2.7)	4,025 (100.0)

<sup>41</sup> Pearson のカイ 2 乗=289.891, p=0.000

図表2-19

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか（年収別）<sup>42</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	知り合い (家族, 親 せき, 友 人を含 む。)に聞 いて探す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インター ネットの情 報を基に探 す	役所や警 察などの 公的な機 関で紹介 を受けて 探す	どうやって 探したら いいのか 分からな い	その他	合計
300万円未満	386 (31.5)	13 (1.1)	140 (11.4)	230 (18.7)	210 (17.1)	220 (17.9)	28 (2.3)	1,227 (100.0)
300-500万円 未満	393 (35.1)	11 (1.0)	137 (12.2)	238 (21.3)	154 (13.8)	162 (14.5)	24 (2.1)	1,119 (100.0)
500-1000万円 未満	446 (38.6)	7 (0.6)	124 (10.7)	291 (25.2)	125 (10.8)	126 (10.9)	37 (3.2)	1,156 (100.0)
1000万円以上	173 (44.9)	6 (1.6)	41 (10.6)	84 (21.8)	36 (9.4)	29 (7.5)	16 (4.2)	385 (100.0)
全体	1,398 (36.0)	37 (1.0)	442 (11.4)	843 (21.7)	525 (13.5)	537 (13.8)	105 (2.7)	3,887 (100.0)

## (イ) 良い弁護士へのアクセス（法律相談者調査結果）

## ○ 年代別

「良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか」との間（法律相談者調査問11）について年代別に分析したところ、20代から30代にかけては、「大変だと思う」と回答した割合が多く、これに対し、60代以上は、「簡単だと思う」と「どちらかといえば簡単だと思う」と回答した者に加え、「どちらかといえば大変だと思う」と回答した者が多いという特徴が見られた。

図表3-16

法律相談者 問11

良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか（年代別）<sup>43</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	簡単だと思う	どちらかとい えば簡単だ と思う	どちらともい えない	どちらかとい えば大変だ と思う	大変だと思う	合計
20代	9 (1.3)	7 (1.0)	174 (24.6)	234 (33.1)	284 (40.1)	708 (100.0)
30代	16 (1.0)	21 (1.3)	357 (21.5)	575 (34.6)	691 (41.6)	1,660 (100.0)
40代	34 (1.4)	49 (2.1)	566 (23.7)	860 (36.0)	878 (36.8)	2,387 (100.0)
50代	18 (1.0)	42 (2.3)	473 (25.7)	718 (38.9)	593 (32.2)	1,844 (100.0)
60代以上	38 (1.7)	73 (3.3)	540 (24.4)	899 (40.6)	664 (30.0)	2,214 (100.0)
全体	115 (1.3)	192 (2.2)	2,110 (23.9)	3,286 (37.3)	3,110 (35.3)	8,813 (100.0)

<sup>42</sup> Pearson のカイ2乗=96.568, p=0.000<sup>43</sup> Pearson のカイ2乗=100.032, p=0.000

○ 年収別

年収別に見てみると、法律相談に来た年収300万円未満の者は、良い弁護士を見つけるのは簡単かとの問に対し、「簡単だと思う」との回答とともに「大変だと思う」との回答が多く、年収500万円から1000万円未満の者と年収1000万円以上の者は、「どちらかといえば大変だと思う」との回答が多いとの特徴が見られた。

●【図表3-17 法律相談者問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか（年収別）】（図表集）

(ウ) 年代別・年収別のアクセス状況についてのまとめ

- 以上によると、前記の単純集計結果と比較して、60代以上の回答者は、他の世代と比較して、インターネット調査結果からは、弁護士の探し方については「弁護士会が提供している情報を基に探す」や「役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す」と回答する者の割合が多く、さらに、法律相談者調査結果においては、良い弁護士を見つけるのが簡単だ（「どちらかといえば簡単だと思う」との回答を含む。）と回答する割合が多いという特徴が見られる。
- また、年収500万円以上の者は、他の年収帯に属する回答者と比較して、インターネット調査結果からは、弁護士の探し方について「知り合いに聞いて探す」と回答する者の割合が多く、法律相談者調査結果においては、良い弁護士を見つけることが簡単かとの問について、「どちらかといえば大変だと思う」と回答する割合が多いという特徴が見られた。

エ 弁護士の知り合いがいるかについての地域差

- インターネット調査問27「知り合いに弁護士がいるか」について地域差を調べたところ、第Ⅰ地域では「いる」との回答が多く、第Ⅳ地域では「いる」との回答が少ないという特徴が見られた。

図表2-20 インターネット 問27 知り合いに弁護士がいるか（地域別）<sup>44</sup>

（左=度数，右=%）

	知り合いに弁護士がいる		知り合いに弁護士がいない		合計	
第Ⅰ地域	136	(31.4)	297	(68.6)	433	(100.0)
第Ⅱ地域	158	(19.8)	640	(80.2)	798	(100.0)
第Ⅲ地域	184	(19.7)	750	(80.3)	934	(100.0)
第Ⅳ地域	327	(17.6)	1,534	(82.4)	1,861	(100.0)
全体	805	(20.0)	3,221	(80.0)	4,026	(100.0)

- 法律相談者調査についても同様に、属性問1「知り合いに弁護士がいるか」について地域差を調べたところ、インターネット調査の結果と同様に、第Ⅰ地域では「いる」との回答が多く、第Ⅳ地域では「いる」との回答が少ないとの特徴が見られた。

さらに、第Ⅱ地域で、弁護士の知り合いが「いる」との回答が少ないとの特徴が見られた。

<sup>44</sup> Pearson のカイ2乗=42.166, p=0.000

図表3-18 法律相談者 属性問1 知り合いに弁護士がいるか（地域別）<sup>45</sup>

(左=度数, 右=%)

	知り合いに弁護士 がいる	知り合いに弁護士 がいない	合計
第Ⅰ地域	367 (22.7)	1,253 (77.3)	1,620 (100.0)
第Ⅱ地域	360 (15.6)	1,947 (84.4)	2,307 (100.0)
第Ⅲ地域	354 (16.1)	1,841 (83.9)	2,195 (100.0)
第Ⅳ地域	280 (14.6)	1,635 (85.4)	1,915 (100.0)
全体	1,361 (16.9)	6,676 (83.1)	8,037 (100.0)

- 弁護士の知り合いがいるかについては、以上のように、インターネット調査及び法律相談者調査ともに、第Ⅰ地域では「いる」との回答が多く、第Ⅳ地域では「いる」との回答が少ないとの特徴が見られた。

### オ 弁護士の探し方についてのまとめ

- 以上の結果からすると、今回のインターネット調査の回答者の半数以上は、弁護士を必要とするような問題を抱えたときに知り合いやインターネット情報等を通じて弁護士を探すと答えているものの、約14%に当たる者は、弁護士をどうやって探したらいいかわからないと答えている。そして、法律相談者調査の結果も踏まえると、弁護士、特に良い弁護士の探し方が市民に伝わっていないことが、弁護士に対する潜在的需要を顕在化する上での障害となっていることが推測される。

こうした層に対しては、弁護士や弁護士会側からの積極的な広報活動、情報提供が進むことで、潜在的需要が顕在化する可能性があるといえるのではないかと推測される。

## (2) 考慮要素としての「行きやすさ」

多くの者が弁護士事務所への行きやすさを考慮している。

### ア インターネット調査結果から分かる考慮要素としての「行きやすさ」

- 「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」（インターネット調査問9，前掲図表2-9）のうち「8. 弁護士の事務所に行きやすいこと」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,110（全回答数4,024のうち77.3%）となっており、高い回答割合となった。
- また、前記と同様に、「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」を聞いたところ（インターネット調査問10，前掲図表2-10）、「3. 弁護士の事務所に行きやすいこと」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,191（全回答数4,024のうち79.3%）となっており、やはり高い割合となった。

### イ 法律相談者調査結果から分かる考慮要素としての「行きやすさ」

- 法律相談者調査においても同様の質問をしたところ、「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」（問9，前掲図表3-7）のうち「9. 弁護士の事務所に行きやすいこと」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は5,921（有効回答数8,314のうち71.2%）となっている。

<sup>45</sup> Pearson のカイ2乗=48.879, p=0.000

- 「弁護士に依頼しやすくなるために必要だと思うこと」（法律相談者調査問13、前掲図表3-8）のうち「3. 弁護士の事務所に行きやすいこと」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は6,537（有効回答数8,204のうち79.7%）となっている。

### ウ 考慮要素としての「行きやすさ」についてのまとめ

- 以上のように、インターネット調査結果において、弁護士を選ぶ際の考慮要素として、弁護士の事務所に行きやすいことを挙げている者は8割近くとなっている。また、法律相談者調査の結果においても約7割の者が考慮要素として弁護士事務所に行きやすいことを挙げている。

また、インターネット調査及び法律相談者調査の双方において、一般的に法律問題に遭遇した際に、弁護士に依頼しやすくなるために必要な事項として、弁護士事務所に行きやすいことを挙げているものが、8割に上っている。

このような結果からすると、市民は弁護士に依頼する際の考慮要素として、弁護士事務所に行きやすいことを重視していることがうかがえる。<sup>46</sup>

そうすると、身近なところに弁護士事務所が増えると、物理的な意味においても心理的な意味においても弁護士に身近さを感じられるようになり、市民の有する潜在的需要が顕在化する可能性もあるのではないかと思われる。

- また、前記結果からすると、弁護士を必要とするような問題を抱えた場合に、今回のアンケート調査の回答者の21.7%の者がインターネット情報を基に弁護士を探すとしていることが分かる。弁護士によるインターネットを通じた情報提供は、平成22年（2010年）の弁護士経済基盤調査<sup>47</sup>によると、弁護士広告自由化直前の平成12年（2000年）には事務所のホームページ開設率は3.7%であったものが、平成22年（2010年）の調査では34.2%に大幅に増加している。そうすると、今後もこうした弁護士によるインターネットによる情報提供が増えることが予想されるから、インターネット情報を基に弁護士を探す者が容易に弁護士にアクセスできるようになり、弁護士に対する需要が増加するのではないかと思われる。

### (3) 弁護士へのアクセスに関する市民の意識についてのまとめ

- 今回のインターネット調査では、回答者の約14%に当たる者が、弁護士を「どうやって探したらいいかわからない」と答えていることが分かった。こうした層の一定部分については、今後、弁護士へのアクセスが改善されれば弁護士に対する需要があるといえるのではないか。

また、問題を抱えた場合の弁護士の探し方としては、「知り合いに聞いて探す」、「インターネットの情報を基に探す」といった回答が多かった。弁護士の数が増加し、知り合いに弁護士が増え、あるいはインターネットを通じた広告が広がると、弁護士に対する需要が増加する可能性があるのではないか。

<sup>46</sup> 弁護士事務所への行きやすさについては、場所的、心理的、時間的（事務所営業時間）の要素があり得る。

<sup>47</sup> 日弁連「自由と正義 2011年臨時増刊号 Vol.62」54頁

#### 4 専門性重視の点から分かる需要

市民は、弁護士に対してその専門性や専門分野に関する情報、あるいは弁護士の実務経験を重視する傾向が見られる。

社会が複雑化し、紛争案件も同様に複雑化するという社会的な背景事情を併せ考えると、今後、弁護士が実績や専門分野について適切な情報提供を行えば、市民の需要が増加する可能性があるのではないかと考えられる。

##### (1) インターネット調査結果から分かる考慮要素としての専門性

- 弁護士への依頼の際の考慮要素を聞いたインターネット調査問9（前掲図表2-9）のうち「6. 弁護士の専門分野」について、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,526（全回答数4,024のうち87.6%）と高い割合となっている。
- 同様に、依頼しやすくなるために必要なことを聞いたインターネット調査問10（前掲図表2-10）のうち「1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,577（全回答数4,024のうち88.9%）と、やはり高い割合が考慮すると回答している。
- インターネット調査問14では「弁護士に期待する能力」を聞いたところ、「期待する」と「どちらかといえば期待する」という回答の合計は、「1. 法律に関する専門的な知識」について3,708（全回答数4,024のうち92.1%）、「3. 最先端分野の知識」については2,992（74.3%）であり、「5. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識」については2,322（57.7%）となっている。これらの回答結果も、弁護士に対して高い専門性を期待する傾向の現れであると考えてよいだろう。

図表2-21 インターネット 問14 弁護士に期待する能力

（上段=度数，下段=%）

	期待する	どちらか といえば 期待する	どちら とも いえない	どちらか といえば 期待 しない	期待 しない	回答数
1.法律に関する専門的な知識	2,313 (57.5)	1,395 (34.7)	294 (7.3)	16 (0.4)	6 (0.1)	4,024 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	1,767 (43.9)	1,713 (42.6)	482 (12.0)	52 (1.3)	11 (0.3)	4,024 (100.0)
3.最先端分野の知識	1,281 (31.8)	1,711 (42.5)	930 (23.1)	90 (2.2)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
4.ビジネスへの理解	913 (22.7)	1,776 (44.1)	1,194 (29.7)	115 (2.9)	27 (0.7)	4,024 (100.0)
5.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	859 (21.3)	1,463 (36.4)	1,421 (35.3)	218 (5.4)	64 (1.6)	4,024 (100.0)
6.コミュニケーション能力	2,007 (49.9)	1,541 (38.3)	435 (10.8)	27 (0.7)	15 (0.4)	4,024 (100.0)
7.交渉力	2,439 (60.6)	1,249 (31.0)	309 (7.7)	18 (0.4)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
8.外国語の能力	472 (11.7)	1,140 (28.3)	1,927 (47.9)	355 (8.8)	131 (3.3)	4,024 (100.0)



## (2) 法律相談者調査結果から分かる考慮要素としての専門性

- 同様の質問を法律相談者調査でも行ったところ、インターネット調査におけるのと同様の傾向が見られた。

まず、考慮要素を質問した（法律相談者調査問9，前掲図表3-7）では、「7. 弁護士の専門分野」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は7,024（有効回答数8,327に対する84.4%）となっており、多数が考慮すると回答している。

- 依頼しやすくなるために必要なことを聞いた法律相談者調査問13（前掲図表3-8）では、「1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は7,413（有効回答数8,360のうち88.7%）であり、やはり高い割合の者が考慮すると回答している。

## (3) 専門性重視の点から分かる需要についてのまとめ

- 今回の調査では、市民の間において、以上のような専門性や専門分野に関する情報を重視する傾向が認められた。

また、経済及び科学技術が発達し、情報化社会が到来して複雑となった現代社会において、様々な紛争の解決や権利の救済が司法に持ち込まれるようになると、法曹が担う紛争処理も高度の専門性を帯びるものとなってくるのではないかと。

こうした社会的な背景事情に加え、前記の専門性や実務経験重視という市民意識も勘案すると、①現在においても、弁護士側からの情報提供や積極的な働きかけが進めばくみ取れる潜在的需要があり、さらに、②将来的にこのような複雑・専門的な紛争が増えることが予想されることを考えると、複雑・専門的な紛争に対応できる法曹が増えることにより、将来的にも法曹に対する需要が増える可能性が十分にあるのではないかと。

## 5 市民の弁護士費用に関する意識

市民は、弁護士に依頼するに当たって考慮する要素として、弁護士の専門性や実務経験のほか、弁護士費用も考慮していることが分かった。そして、後記（第6）のとおり、今回行ったシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、設定された弁護士費用が低くなると市民の依頼意欲が高まることが統計的に見られた。

### (1) ためらいの理由としての弁護士費用

#### ア インターネット調査結果

- インターネット調査問7(2)（前掲図表2-8）では、弁護士に相談する際に「ためらいを感じると思う」と回答した者に対し、「ためらいを感じると思う理由」を聞いているところ、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」との理由について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は1,047（全回答数1,066のうち98.2%）であった。

#### イ 法律相談者調査結果

- こうした費用面での「ためらい」は、法律相談者調査の結果からも判明する。
- 法律相談者調査問5(2)（前掲図表3-6）では、弁護士に相談することに「ためらいを感じたことがある」と回答した者に対し、「ためらいを感じた理由」を聞いているところ、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」との理由について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,536（有効回答数3,745のうち94.4%）であった。

### (2) 弁護士を選ぶ際の考慮要素としての弁護士費用

#### ア インターネット調査結果

- そして、費用面での懸念は、そのまま、弁護士を選ぶ際の考慮要素としても重要な要素となっている。
- インターネット調査問9（前掲図表2-9）の弁護士を選ぶ際の考慮要素のうち「10. 弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,436（回答数4,024対する85.4%）である。
- 弁護士に依頼しやすくなるために必要なことを聞いたインターネット調査問10（前掲図表2-10）のうち「4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,506人（全回答数4,024のうち87.1%）である。やはり依頼しやすくなるために費用の総額が安くなることを求める声が多いといえる。
- また、依頼しやすくなるためには、費用の基準が簡単に分かることを指摘する声も多い。インターネット調査問10（前掲図表2-10）のうち「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,751（全回答数4,024のうち93.2%）である。
- さらに、依頼しやすくなるために、民間の保険を望む回答も多かった。インターネット調査問10（前掲図表2-10）のうち「6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,115（全回答数4,024のうち77.4%）である。

- 最後に、依頼しやすくなるためには、弁護士費用を立て替える等の公的支援制度が利用できることが必要だとする回答も多かった。

インターネット調査問10（前掲図表2-10）のうち「7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,404（回答数4,024のうち84.6%）である。

### イ 法律相談者調査結果

- 前記と同様の傾向は、以下のように、法律相談者調査においても見られた。
- 弁護士を選ぶ際の考慮要素を聞いた法律相談者調査問9（前掲図表3-7）のうち「11. 弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と「ある程度考慮する」を合わせた肯定する回答をした者の合計は6,708（有効回答数8,330のうち80.5%）である。
- 法律相談者調査問10では、今回法律相談にきた問題について、弁護士にかかる費用の総額がいくら以下に収まるのであればその解決を弁護士に依頼するかを尋ねたところ、回答の多い順に、①10万円まで（3,132, 37.3%）、②5万円まで（2,243, 26.7%）、③50万円まで（2,046, 24.3%）となった。「いくらであっても依頼しようと思わない」と回答した者も384（4.6%）いたが、その理由を見ると費用面での障害を述べる者が比較的多く見られた。

図表3-19 法律相談者 問10 解決を弁護士に依頼しようと思う費用の総額

	(左=度数, 右=%)	
5万円まで	2,243	(26.7)
10万円まで	3,132	(37.3)
50万円まで	2,046	(24.3)
100万円まで	460	(5.5)
300万円まで	100	(1.2)
300万円より高くてもよい	43	(0.5)
いくらであっても依頼しようと思わない	384	(4.6)
回答数(無回答を除く。)	8,408	(100.0)

- 依頼しやすくなるために必要なことを聞いた法律相談者調査問13（前掲図表3-8）で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者は、「4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること」について7,186（有効回答数8,239のうち87.2%）、「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」について7,727（有効回答数8,256のうち93.6%）、「6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること」について6,812（有効回答数8,098に対する84.1%）、「7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること」について7,398（有効回答数8,258のうち89.6%）となっている。

### (3) 市民の弁護士費用に関する意識についてのまとめ

- 以上のように、今回のアンケート回答者のうち多くの者が弁護士の費用を気にして依頼をためらうとしていることが分かる。この調査結果からすると、市民の多くも、同様に費用負担が高額になることを気にして弁護士に依頼することにためらいを感じていると想定することができる。

また、前記のように、弁護士に依頼しやすくなるためには、弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かることが必要であると回答した者の割合も高い。

そして、今回のシナリオ調査の結果のうち、価格に関する自由記載についての分析結果を見ると、市民には弁護士の報酬に対する共通の相場観が形成されていないことも分かる。

そうすると、費用の額やその基準の明確さが弁護士に対する需要を高めるための課題であるといえ、今後、事案に応じたきめ細かな費用基準の設定や弁護士費用保険の拡大等により費用負担が軽減されるとともに、弁護士から、報酬額やその基準についての適切な情報開示が進めば、報酬に関するためらいが解消され、弁護士に対する需要が高まる可能性があるのではないかと思われる。

## 第2 企業のニーズ（大企業調査・中小企業調査）

### 1 弁護士の利用機会

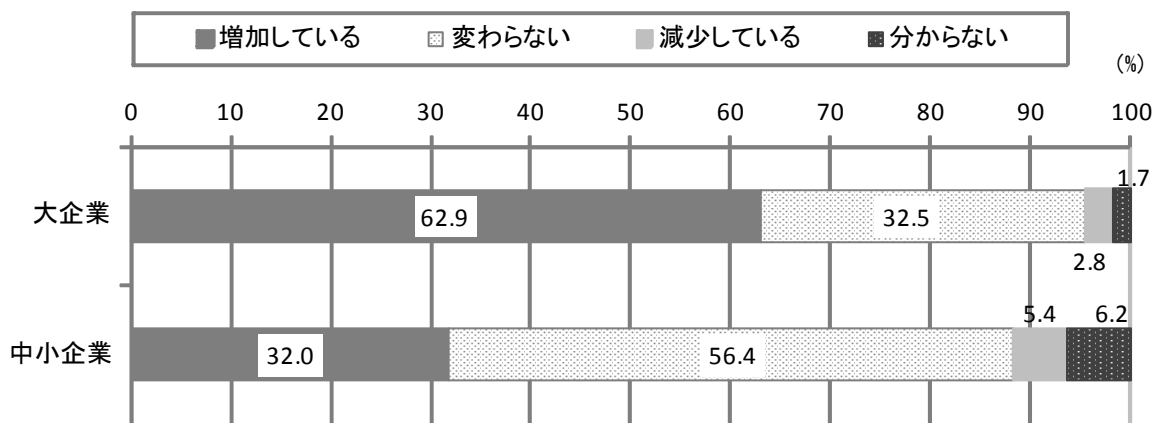
弁護士の利用機会については、5年前に比べ、大企業においては「増加している」と回答した企業が多く、中小企業においては「変わらない」と回答した企業が多い。

#### (1) 企業における弁護士の利用機会

- 弁護士の利用機会については、大企業調査では、「増加している」が708（62.9%）と多く、「変わらない」と答えた366（32.5%）の約2倍となっている。
- なお、経営法友会が5年ごとに行っている「会社法務部」実態調査においても、その第10次調査（アンケート実施期間は平成22年4月16日から6月10日まで）問69においても、5年前と比較して弁護士の利用機会が増加していると答えた企業は58.6%（1,035社中606社）と高い割合だった。
- 中小企業調査においては、利用機会が「増加している」と答えたのは254（32.0%）となっているが、その割合以上に「変わらない」と答えた企業が448（56.4%）と多かった。
- なお、調査対象企業における「社外弁護士利用のための予算計上額」（属性問2）は、大企業調査では最大15億円、最小5万円、回答数の多い順に予算計上額を挙げると500万円（全回答数743のうち9.2%）、200万円（7.8%）、300万円（7.0%）で、平均約1430万円、中央値は350万円であった。中小企業では最大1000万円、最小1万円、回答数の多い順に予算計上額を挙げると60万円（全回答数349のうち3.5%）、120万円（11.5%）、100万円（10.3%）で、平均約97万円、中央値は60万円であった。

図表4-1 企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

	大企業		中小企業	
増加している	708	(62.9)	254	(32.0)
変わらない	366	(32.5)	448	(56.4)
減少している	32	(2.8)	43	(5.4)
分からない	19	(1.7)	49	(6.2)
回答数(無回答を除く。)	1,125	(100.0)	794	(100.0)



## (2) 企業の業種別・資本金別で見た弁護士の利用機会

### ア 企業の業種別で見た弁護士の利用機会

#### (7) 大企業

○ 大企業調査における問1「弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか」の結果について、回答企業の主たる業種別に見てみると、統計的な有意差を確認することはできなかった。

ただ、回答結果自体に着目すると、増加していると回答した企業が多かった業種は製造業(298)、商業(114)、電気・ガス業・サービス業・その他(114)であった。これを当該業種の全回答数のうち割合で高いものを見てみると、金融業(62, 71.3%)の割合が高かった。<sup>48</sup>

逆に、「減少している」と回答した割合が高かったのは建設・工事業(8, 8.3%)であった。

●【図表4-2 大企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(業種別)】(図表集)

#### (4) 中小企業

○ 中小企業調査においても、問1の結果について、回答企業の主たる業種別に見てみると、統計的な有意差を確認することはできなかった。ただ、増加していると回答した企業が多かった業種は製造業(84)、商業(73)であった。これを当該業種の全回答数のうち割合で高いものを見てみると、電気・ガス業・サービス業・その他(36, 37.9%)及び商業(73, 36.0%)の割合が高かった。<sup>49</sup>

逆に、「減少している」と回答した割合が高かったのは製造業(20, 7.2%)であった。

●【図表4-3 中小企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(業種別)】(図表集)

### イ 企業の資本金別で見た弁護士の利用機会

#### (7) 大企業

○ 大企業調査における問1の結果について、回答企業の資本金別に見てみると、資本金100億円以上の企業において増加しているとする回答が多いという特徴が見られた。

逆に、資本金5億円未満の企業においては、弁護士の利用機会について5年前と「変わらない」と回答した企業が多いという特徴が見られた。

<sup>48</sup> 「農林・水産業・鉱業」も80.0%となっているが、度数は4にとどまる。

<sup>49</sup> 「農林・水産業・鉱業」は100.0%であるが、度数は1である。

図表4-4 大企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（資本金別）<sup>50</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
5億円未満	114 (50.7)	99 (44.0)	6 (2.7)	6 (2.7)	225 (100.0)
5億円以上50億円未満	257 (59.2)	155 (35.7)	15 (3.5)	7 (1.6)	434 (100.0)
50億円以上100億円未満	100 (66.7)	45 (30.0)	4 (2.7)	1 (0.7)	150 (100.0)
100億円以上	230 (74.9)	66 (21.5)	7 (2.3)	4 (1.3)	307 (100.0)
全体	701 (62.8)	365 (32.7)	32 (2.9)	18 (1.6)	1,116 (100.0)

**(イ) 中小企業**

- 中小企業調査における問1の結果について、回答企業の資本金別に見てみると、資本金5000万円以上の企業において、増加しているとする回答が多いという特徴が見られた。

図表4-5 中小企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（資本金別）<sup>51</sup>

(上段=度数, 下段=%)

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
1000万円未満	10 (47.6)	8 (38.1)	0 (0.0)	3 (14.3)	21 (100.0)
1000万円以上5000万円未満	124 (28.2)	257 (58.5)	29 (6.6)	29 (6.6)	439 (100.0)
5000万円以上	118 (36.2)	177 (54.3)	14 (4.3)	17 (5.2)	326 (100.0)
全体	252 (32.1)	442 (56.2)	43 (5.5)	49 (6.2)	786 (100.0)

**(3) 弁護士の探し方**

- 社外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談する場合の弁護士の探し方について聞いたところ（大企業調査及び中小企業調査ともに問7・3つまで回答可）、大企業調査では、回答が多い順に、「顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す」（793、有効回答数1,132のうち70.1%）、「既知っているのので探す必要はない」（478、42.2%）、「知り合いに聞いて探す」（345、30.5%）となっている。自由記載としては、親会社に相談するとか、セミナーに参加して探すといった回答が見られた。

同様の質問を中小企業調査でも行ったところ（同様に3つまで回答可）、回答が多い順に、「既知っているのので探す必要はない」（365、有効回答数762のうち47.9%）、「顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す」（313、41.1%）、「知り合いに聞いて探す」（292、38.3%）となっている。

<sup>50</sup> Pearson のカイ 2 乗=39.309, p=0.000<sup>51</sup> Pearson のカイ 2 乗=13.012, p=0.043

自由記載としては、親会社に相談するとか、取引先金融機関や商工会等の紹介を受けるといった回答が見られた。

図表4-6

企業 問7

社外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、弁護士を探す方法（3つまで回答可）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
既知っているので探す必要はない	478	(42.2)	365	(47.9)
顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す	793	(70.1)	313	(41.1)
知り合いに聞いて探す	345	(30.5)	292	(38.3)
広告, 雑誌等で探す	28	(2.5)	5	(0.7)
弁護士会が提供している情報を基に探す	116	(10.2)	73	(9.6)
インターネットの情報を基に探す	157	(13.9)	72	(9.4)
社員が法律相談に行き探す	79	(7.0)	41	(5.4)
どうやって探したらいいのかわからない	3	(0.3)	15	(2.0)
その他	83	(7.3)	40	(5.2)
回答数(無回答を除く。)	1,132		762	

#### (4) 弁護士の利用機会についてのまとめ

□ 以上の結果を踏まえると、今回調査した大企業においては、最近5年間の弁護士利用が増えており、弁護士に対する需要が増えていると考えられる。業種別に見てみると、前記のとおり、統計的な有意差は確認できなかったものの、製造業や商業といった業種で利用機会が増えているとの回答が多かった。そして、これを資本金別に見てみると、資本金100億円以上の企業において、利用機会が増加しているとの回答が多いとの特徴が見られた。

逆に、今回調査した中小企業においては、3割を超える数の企業が利用機会が増加していると回答しており、弁護士に対する需要もある程度認められると思われるが、利用機会が変わらないと答えた企業も半数を超えており、大企業ほどに利用機会が増加しているわけではない。業種別に見てみると、大企業と同様に、製造業や商業で利用機会が増えているとの回答が多かった。資本金別に見てみると、資本金5000万円以上の企業において、利用機会が増加しているとの回答が多いとの特徴が見られた。



## 2 顧問契約の締結状況

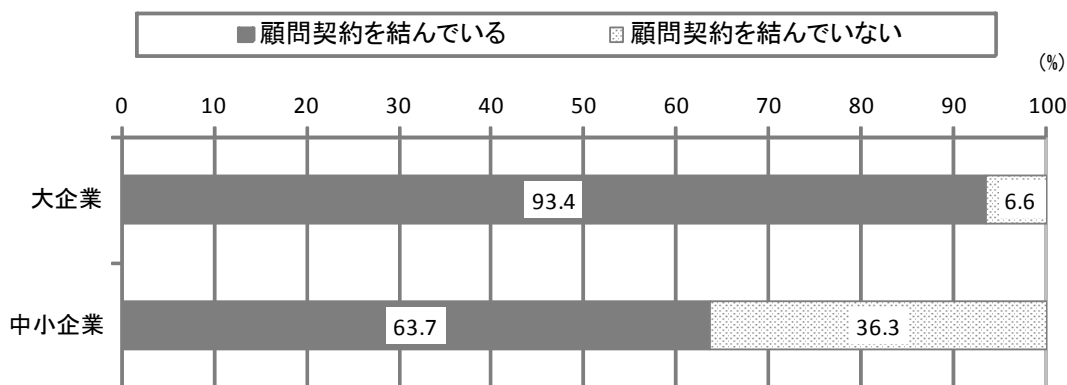
大企業、中小企業ともに、多くの企業が弁護士と顧問契約を締結している。企業においては、弁護士との顧問契約の締結に関する需要が認められる。

### (1) 顧問契約の締結状況

- 弁護士と顧問契約を締結しているかどうか（問2）については、大企業調査では、回答した企業の93.4%が締結していると回答している。

図表4-7 企業 問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか

	大企業		中小企業	
顧問契約を結んでいる	1,050	(93.4)	505	(63.7)
顧問契約を結んでいない	74	(6.6)	288	(36.3)
回答数(無回答を除く。)	1,124	(100.0)	793	(100.0)



- 大企業調査問3においては、問2で顧問契約を締結していないと回答した企業（74）に対し、顧問契約を締結していない理由（3つまで回答可）について尋ねたところ、75.7%（56）が「必要に応じて依頼すれば足りるから」と回答しており、次いで24.3%（18）が「費用対効果が計測しづらいから」と回答している。

顧問契約を締結していない理由の自由記載としては、親会社の顧問弁護士を利用しているなどの回答があった。

図表4-8 企業 問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した企業のみ）

	大企業		中小企業	
顧問料が高いから	8	(10.8)	46	(16.0)
顧問料の基準が不透明であるから	3	(4.1)	22	(7.6)
費用対効果が計測しづらいから	18	(24.3)	45	(15.6)
必要に応じて依頼すれば足りるから	56	(75.7)	215	(74.7)
弁護士以外の専門家(司法書士,税理士,社会保険労務士など)を利用しているから	11	(14.9)	131	(45.5)
弁護士を必要とする仕事がないから	7	(9.5)	71	(24.7)
知り合いなど,身近に弁護士がないから	1	(1.4)	17	(5.9)
その他	22	(29.7)	40	(13.9)
回答数	74		288	

- 大企業調査問4においては、顧問契約を締結していない企業（有効回答数64）のうち、有効64.1%（41）が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、顧問契約を締結してもよいと回答している企業も35.9%（23）あり、顧問契約を締結してよいとする場合の金額（月額）は、最大50万円、最小1万円、平均11.1万円である。
- 中小企業調査問2（前掲図表4-7）においても、63.7%が顧問契約を締結していると回答し、締結していないと回答したのは36.3%（288）であった。
- 中小企業調査問3（前掲図表4-8）においては、顧問契約を締結していない企業（有効回答数288）に対して、顧問契約を締結していない理由（3つまで回答可）について尋ねたところ、74.7%（215）が「必要に応じて依頼すれば足りるから」と回答しており、次いで45.5%（131）が「弁護士以外の専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士など）を利用しているから」と回答している。その他に、「弁護士を必要とする仕事がないから」という理由も比較的回答割合が高かった（71、24.7%）。

顧問契約を締結していない理由の自由記載としては、やはり、親会社の顧問弁護士を利用しているとの回答があった。

- 中小企業調査問4においては、顧問契約を締結していない企業（有効回答数272）のうち、64.3%（175）が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、顧問契約を締結してもよいと回答している企業も35.7%（97）あり、顧問契約を締結してよいとする場合の金額（月額）は、最大30万円、最小1万円、平均5.2万円である。
- 日弁連が平成21年に行った「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安（2009年度アンケート結果版）」によれば、月額の顧問料については、5万円が最も多く（52.7%）、次いで3万円（33.5%）、2万円（4.9%）となっている。<sup>52</sup>

●【図表4-9 企業問4 顧問料がいくらまでであれば、弁護士と顧問契約をしようと思うか】（図表集）

●【図表4-10 企業問4\_1 弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額（月額）】（図表集）

- 以上によると、大企業のほとんど、また中小企業の約3分の2は、弁護士と顧問契約を締結していることが分かる。中小企業においては、約3分の1に当たる企業が顧問契約を締結していないが、そのうち一定の会社は、顧問契約を締結してよいとする顧問料の額自体については、実際に締結されている金額程度の額を想定していることが分かる。こうした点を考えれば、今後顧問料の額や基準についての適切な情報提供が弁護士側からされれば、中小企業において顧問契約を締結する企業が増える可能性があるのではないかと思われる。

## (2) 顧問契約の締結に関する地域差

### ア 地域分析方法・属性分布

- 大企業における顧問契約の締結状況を地域ごとに分析するため、例として、都道府県別の企業数順で地域を3区分に分けて分析を行った。<sup>53 54</sup>

<sup>52</sup> 「相談方法（電話、FAX、メール、面談など）や調査の要否にかかわらず、月3時間程度（調査時間・相談時間を含む。）の相談については月額顧問料の範囲とする」とした場合の月額顧問料の額についての結果である。なお、「電話、FAX、メール等による相談で、調査を要せず、すぐに回答できる内容のものまでは月額顧問料の範囲とする」とした場合の月額顧問料については、多い順に、5万円（45.7%）、3万円（40.0%）、2万円（6.7%）となっている。

なお、中小企業調査の結果については、回答を得た企業が東京に集中する結果となったため、全国的な地域差を統計的に分析することはしなかった。

●【図表4-11 大企業調査の地域分類】(図表集)

- 回答企業の属性（資本金額，従業員数）を地域ごとに見てみると、「東京都」は資本金50億円以上100億円未満（17.1%），資本金100億円以上（37.0%），従業員3,000人以上（25.1%）の企業が多く，「神奈川県・愛知県・大阪府」及び「その他」に資本金5億円未満（それぞれ28.5%，29.8%），従業員500人未満（それぞれ43.9%，45.3%）が多いという特徴が見られた。

図表4-12 大企業 属性問1(3) 資本金（地域別）<sup>55</sup>

(上段=度数，下段=%)

	5億円未満	5億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円 以上	合計
東京都	34 (7.4)	176 (38.5)	78 (17.1)	169 (37.0)	457 (100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	80 (28.5)	105 (37.4)	34 (12.1)	62 (22.1)	281 (100.0)
その他	112 (29.8)	152 (40.4)	39 (10.4)	73 (19.4)	376 (100.0)
全体	226 (20.3)	433 (38.9)	151 (13.6)	304 (27.3)	1,114 (100.0)

図表4-13 大企業 属性問1(4) 従業員数（地域別）<sup>56</sup>

(上段=度数，下段=%)

	500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人 以上	合計
東京都	131 (28.6)	96 (21.0)	116 (25.3)	115 (25.1)	458 (100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	123 (43.9)	54 (19.3)	66 (23.6)	37 (13.2)	280 (100.0)
その他	170 (45.3)	81 (21.6)	72 (19.2)	52 (13.9)	375 (100.0)
全体	424 (38.1)	231 (20.8)	254 (22.8)	204 (18.3)	1,113 (100.0)

<sup>53</sup> 企業数については、「平成24年経済センサス-活動調査 企業等に関する集計-産業横断的集計」（総務省）の「第3表 経営組織（5区分）別企業等数，事業所数及び男女別従業員数-全国，都道府県，市区町村，大都市圏」における「(法人) (会社企業) 株式・有限・相互会社」の「企業等数」を参考にした。

<sup>54</sup> 企業数を基に地域を3区分する際には，企業数が突出して多い東京（約25万社）を第Ⅰ地域とし，10万社台の企業を有する大阪府，愛知県及び神奈川県を第Ⅱ地域とし，その余の道府県を第Ⅲ地域とした。なお，第Ⅱ地域及び第Ⅲ地域を分ける際には，大企業調査における回答回収数がクロス集計による分析に耐え得る程度に両地域に分配されるよう考慮した。

<sup>55</sup> Pearson のカイ 2 乗=98.086，p=0.000

<sup>56</sup> Pearson のカイ 2 乗=41.963，p=0.000

## イ 分析結果（大企業調査結果における地域差）

- まず、「弁護士と顧問契約を結んでいるか」という点について分析したところ、そもそも、大企業調査における有効回答数1,124のうち、顧問契約を締結していないと回答した企業が6.6%（74）とほとんどないこともあってか（前掲図表4-7）、地域による特段の差は見られなかった。

図表4-14 大企業 問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか（地域別）<sup>57</sup>

（左=度数，右=%）

	顧問契約を結んでいる		顧問契約を結んでいない		合計	
東京都	422	(93.0)	32	(7.0)	454	(100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	261	(94.9)	14	(5.1)	275	(100.0)
その他	345	(92.7)	27	(7.3)	372	(100.0)
全体	1,028	(93.4)	73	(6.6)	1,101	(100.0)

- 次に、顧問契約を結んでいない企業に対し、「弁護士と顧問契約を結んでいない理由」（問3）についての回答を分析したところ、「弁護士以外の専門家（司法書士，税理士，社会保険労務士など）を利用しているから」という理由を選んだ企業が、「その他」の地域に多いという特徴が見られた（「東京都」で3.1%、「神奈川県・愛知県・大阪府」で0.0%、「その他」で37.0%）。

また、同様の質問に対して、「弁護士を必要とする仕事がないから」という理由を選んだ企業も、「その他」の地域で多いという特徴が見られた（「東京都」で0.0%、「神奈川県・愛知県・大阪府」で14.3%、「その他」で18.5%）。

### ●【図表4-15 大企業問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由（地域別）】（図表集）

- 前記のように、回答企業の地域による属性（資本金額，従業員数）の特徴については、「神奈川県・愛知県・大阪府」と「その他」との間に差が見られなかったにもかかわらず、前記のように、顧問契約を結んでいない理由については、「その他」の地域でのみ、「弁護士以外の専門家（司法書士，税理士，社会保険労務士など）を利用しているから」及び「弁護士を必要とする仕事がないから」が多いという特徴が見られた。

こうした点から考えると、「その他」の地域においては、企業に法的問題を認識してもらうための工夫，法的問題の身近な相談相手として弁護士を選択してもらうための工夫を通じ、顧問契約の需要が新たに生まれる可能性があるのではないかと思われる。

<sup>57</sup> Pearson のカイ 2 乗=98.086, p=0.000

### 3 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用

大企業は、契約書作成などの業務に加え、コンプライアンス（企業が、法令、企業倫理その他の社会的規範を守って誠実かつ公正に活動することをいう。）などの分野についても弁護士利用を重視する傾向が見られる。

中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいる。

中小企業では、弁護士を利用したいと思わない理由として、他の専門家に相談すれば足りるとする企業が多い。

#### (1) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用

- まず、企業が重視する業務・課題と、それについての弁護士の利用希望に関する意識について、単純集計結果を中心にしてみる。
- 大企業が、現在重要な業務・課題であると考え、あるいは現在は重要な業務・課題であるとは思わないが、将来重要な業務・課題になると考えるものであって（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士の利用が進んでいる（70%以上の企業が利用）分野としては、「契約書の作成」、「専門的知識を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む。）」及び「株主総会対策、株主代表訴訟対策」がある。

#### ●【図表4-16 企業問5(1) 重要な業務・課題であると思うか】（図表集）

- そして、大企業が、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士利用が相当程度進み（50%以上70%未満の企業が利用）、将来もある程度弁護士を利用したいと考えている（20%以上の企業が利用）分野は、「コンプライアンス体制の整備・維持」、「公益通報制度への対応」、「公正取引に関する法令遵守」、「M&A（企業買収・合併）」、「人事・労務管理」、「セクハラ、パワハラへの対応」及び「金銭債権の回収」がある。

なお、大企業調査では、「海外進出」や「外国法調査」については、前記と同様に重要な業務・課題と考えるとの回答（現在及び将来の重要性判断を合わせた回答）は70%前後であったものの、現在も弁護士利用がある程度進んでおり（50%前後）、将来も40%以上の企業が弁護士を（現在は利用していないが）将来利用したいと答えている。そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多く見られた。
- 中小企業が、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在もある程度の弁護士利用が進んでいる（30%以上の企業が利用）分野としては、「契約書の作成」、「専門的知識を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む。）」及び「金銭債権の回収」がある。
- また、中小企業が、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、将来弁護士の利用を希望する分野（50%以上の企業が利用）としては、「CSR（企業の社会的責任）体制の整備・維持」、「コンプライアンス体制の整備・維持」、「公正取引に関する法令遵守」、「個人情報保護・情報セキュリティ管理」及び「セクハラ、パワハラへの対応」がある。なお、中小企業調査では、「海外進出」や「外国法調査」については、前記と同様に重要な業務・課題と考えるとの回答（現在及び将来の重要性判断を合わせた回答）は40%割前後と低く、現在の弁護士利用も10%台となっているが、弁護士を将来利用したい

と回答した企業が60%から70%となっている。そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多く見られた。

図表4-17 企業 問5(2) 業務・課題のために弁護士を利用したいと思うか

(上段=度数, 下段=%)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く。)
1.契約書の作成	大企業	800 (74.7)	119 (11.1)	152 (14.2)	1,071 (100.0)
	中小企業	276 (44.5)	209 (33.7)	135 (21.8)	620 (100.0)
2.経営戦略の立案	大企業	102 (10.0)	254 (24.8)	667 (65.2)	1,023 (100.0)
	中小企業	31 (6.0)	149 (28.6)	341 (65.5)	521 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・維持	大企業	205 (20.1)	354 (34.7)	460 (45.1)	1,019 (100.0)
	中小企業	38 (6.5)	307 (52.8)	236 (40.6)	581 (100.0)
4.環境保護対策	大企業	64 (7.0)	267 (29.3)	580 (63.7)	911 (100.0)
	中小企業	21 (4.5)	201 (42.8)	248 (52.8)	470 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持	大企業	579 (53.3)	293 (27.0)	215 (19.8)	1,087 (100.0)
	中小企業	102 (16.1)	339 (53.5)	193 (30.4)	634 (100.0)
6.公益通報制度への対応	大企業	478 (50.2)	272 (28.6)	202 (21.2)	952 (100.0)
	中小企業	14 (3.6)	234 (59.5)	145 (36.9)	393 (100.0)
7.消費者保護	大企業	259 (31.7)	331 (40.5)	227 (27.8)	817 (100.0)
	中小企業	31 (7.0)	267 (59.9)	148 (33.2)	446 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守	大企業	531 (50.8)	321 (30.7)	194 (18.5)	1,046 (100.0)
	中小企業	83 (14.9)	304 (54.5)	171 (30.6)	558 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理	大企業	312 (29.5)	395 (37.3)	352 (33.2)	1,059 (100.0)
	中小企業	65 (10.9)	332 (55.6)	200 (33.5)	597 (100.0)
10.M&A(企業買収,合併)	大企業	466 (53.5)	349 (40.1)	56 (6.4)	871 (100.0)
	中小企業	37 (9.7)	286 (75.1)	58 (15.2)	381 (100.0)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く。)
11.知的財産のマネジメント	大企業	379 (40.3)	343 (36.5)	218 (23.2)	940 (100.0)
	中小企業	67 (15.9)	251 (59.6)	103 (24.5)	421 (100.0)
12.契約交渉	大企業	415 (40.6)	342 (33.4)	266 (26.0)	1,023 (100.0)
	中小企業	103 (19.2)	266 (49.6)	167 (31.2)	536 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む。)	大企業	876 (80.7)	188 (17.3)	21 (1.9)	1,085 (100.0)
	中小企業	271 (43.8)	298 (48.1)	50 (8.1)	619 (100.0)
14.企業ブランドの管理	大企業	145 (16.1)	369 (40.9)	389 (43.1)	903 (100.0)
	中小企業	51 (12.0)	232 (54.5)	143 (33.6)	426 (100.0)
15.人事・労務管理	大企業	611 (57.6)	241 (22.7)	209 (19.7)	1,061 (100.0)
	中小企業	163 (26.9)	242 (39.9)	201 (33.2)	606 (100.0)
16.セクハラ、パワハラへの対応	大企業	536 (52.0)	331 (32.1)	164 (15.9)	1,031 (100.0)
	中小企業	82 (14.3)	345 (60.0)	148 (25.7)	575 (100.0)
17.株主総会対策,株主代表訴訟対策	大企業	649 (71.2)	174 (19.1)	88 (9.7)	911 (100.0)
	中小企業	44 (14.2)	186 (60.0)	80 (25.8)	310 (100.0)
18.金銭債権の回収	大企業	592 (62.1)	240 (25.2)	121 (12.7)	953 (100.0)
	中小企業	206 (36.1)	243 (42.6)	122 (21.4)	571 (100.0)
19.海外進出	大企業	363 (52.3)	283 (40.8)	48 (6.9)	694 (100.0)
	中小企業	45 (18.4)	148 (60.7)	51 (20.9)	244 (100.0)
20.外国法調査	大企業	324 (48.8)	302 (45.5)	38 (5.7)	664 (100.0)
	中小企業	31 (13.9)	158 (70.9)	34 (15.2)	223 (100.0)

○ 以上のような傾向(分類)は、クラスタ分析<sup>58</sup>による各項目のグループ分けの結果を踏まえても肯定し得るところが多い。

<sup>58</sup> 類似性のある個体をいくつかの個体のまとまり(クラスタ)に分割する手法である。クラスタ分析の結果、個体がいくつかのクラスタにまとめられていく過程を示した樹状図をデンドログラムという。

## ●【図表4-18 大企業問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ】(図表集)

## ●【図表4-19 中小企業問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ】(図表集)

○ そして、今回挙げたような業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由(問6)については、大企業調査では、「社員で対応しようと思うから」が最も割合が高く(552, 有効回答数775のうち71.2%),次に「他の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)に相談すれば足りるから」が多かった(158, 20.4%)。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、親会社に相談する, 業態からして弁護士を利用するニーズがないなどの回答があった。

中小企業調査においては、「他の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)に相談すれば足りるから」が最も割合が高く(228, 有効回答数417のうち54.7%),次に「社員で対応しようと思うから」が多かった(115, 27.6%)。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、親会社に相談する, 海外進出等の予定がないなどの回答があった。

## ●【図表4-20 企業問6 業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由】(図表集)

□ 以上によると、企業の弁護士利用状況及び利用意識からすると、これまでは、弁護士に対する需要のある分野として、「契約書の作成」, 「専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む。）」, 「株主総会対策, 株主代表訴訟対策」などといった分野が考えられたが、今後は、「コンプライアンス体制の整備・維持」や「公正取引に関する法令遵守」, 「人事・労務管理」や「セクハラ, パワハラへの対応」といった分野でも弁護士に対する需要が認められる可能性があるのではないかと思われる。また、他の専門家に相談すれば足りると回答した企業の中にも、重要と考える業務・課題を実際に遂行する過程で弁護士を活用することの有効性を認識するきっかけがあれば、弁護士に対する需要に変わってくるものもあるのではないかと思われる。

**(2) 企業の意識と地域差**

○ 次に、企業が重視する業務・課題と、それについての弁護士の利用希望に関する意識について、地域差が見られるかについて分析する。なお、前記と同様に、中小企業調査の結果については、回答の偏りがあったため、全国的な地域差を統計的に分析することはしなかった。

**ア 業務・課題の重要性に関する意識の地域差**

○ まず、大企業における業務・課題の重要性に関する意識に地域差が見られるかを分析する。

## ●【図表4-21 大企業問5(1) 重要な業務・課題であると思うか(地域別)】(図表集)

○ 質問に挙げられた20の業務・課題について、その重要性に関する意識の地域差を分析したところ、次の12項目に関し、「東京都」において、「現在重要な業務・課題であると思う」と回答した企業が多いという特徴が見られた。

- ・「契約書の作成」 94.9%
- ・「コンプライアンス体制の整備・維持」 94.1%
- ・「公益通報制度への対応」 69.0%
- ・「個人情報保護・情報セキュリティ管理」 85.2%
- ・「M&A(企業買収, 合併)」 61.6%
- ・「知的財産のマネジメント」 69.2%
- ・「契約交渉」 83.7%
- ・「専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む。）」 85.1%
- ・「企業ブランドの管理」 57.3%
- ・「株主総会対策, 株主代表訴訟対策」 73.7%
- ・「海外進出」 58.5%



・「外国法調査」 53.8%

- これに対し、「消費者保護」については、「その他」の地域において、「現在重要な業務・課題であると思う」と回答した企業が多いとの特徴が見られた (57.8%)。

### イ 弁護士の利用状況・将来の利用希望に関する意識の地域差

- 次に、大企業における弁護士の利用状況や、将来の利用希望に関する意識について、地域差が見られるかを分析する。

#### ●【図表4-22 大企業問5(2) 業務・課題のために弁護士を利用したいと思うか (地域別)】(図表集)

- 質問に挙げられた20の業務・課題について、弁護士の利用状況に関する地域差を分析したところ、次の12項目に関し、「東京都」において、「現在利用している」と回答した企業が多いとの特徴が見られた。

- ・「公益通報制度への対応」 59.9%
- ・「消費者保護」 38.1%
- ・「公正取引に関する法令遵守」 58.0%
- ・「M&A (企業買収, 合併)」 68.0%
- ・「知的財産のマネジメント」 48.7%
- ・「契約交渉」 48.5%
- ・「専門的知識を要する紛争解決のための交渉 (訴訟対応を含む。)」 86.1%
- ・「人事・労務管理」 65.7%
- ・「セクハラ, パワハラへの対応」 60.6%
- ・「株主総会対策, 株主代表訴訟対策」 82.6%
- ・「海外進出」 62.5%
- ・「外国法調査」 57.0%

- また、弁護士を「現在利用していないが、将来利用したい」とした回答については、「その他」の地域において、「公益通報制度への対応」(33.2%)、「M&A (企業買収, 合併)」(52.3%)、「知的財産のマネジメント」(44.4%)、「契約交渉」(37.6%)、「専門的知識を要する紛争解決のための交渉 (訴訟対応を含む。)」(20.7%)、「人事・労務管理」(27.0%)、「セクハラ, パワハラへの対応」(38.2%)、「株主総会対策, 株主訴訟対策」(27.1%)、「海外進出」(49.2%)、「外国法調査」(54.0%)の10項目について、「神奈川県・愛知県・大阪府」において、「M&A (企業買収, 合併)」(46.1%)、「契約交渉」(38.6%)、「海外進出」(48.9%)の3項目について多いとの特徴が見られた。

### ウ 地域差の結果

- 前記ア及びイの結果を踏まえると、「東京都」においては、今回挙げた20の業務・課題のうち多くのものに関し、その重要性についての認識が高く、かつ弁護士の利用も進んできているといえる。一方、「その他」の地域においては、同様の業務・課題に関し、「将来利用したい」という潜在的ニーズがあることが確認されたといえよう。
- そして、前記ア及びイの結果を踏まえると、「公益通報制度への対応」、「M&A (企業買収, 合併)」、「知的財産のマネジメント」、「契約交渉」、「専門的知識を要する紛争解決のための交渉 (訴訟対応を含む。）」、「株主総会対策, 株主代表訴訟対策」、「海外進出」及び「外国法調査」については、「東京都」において、「現在重要な業務・課題であると思う」との回答が多く、弁護士を「現在利用している」との回答も多かったことが分かる。

その上、これらの分野については、東京都以外の地域（「神奈川県・愛知県・大阪府」と「その他」の地域）において、弁護士を「現在利用していないが、将来利用したい」と回答する企業が多かったことも分かる。

このようなことから考えると、以上の業務・課題分野については、今後も弁護士に対する需要が増加する可能性がある分野であるといえるのではないかと。

### (3) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用についてのまとめ

- 今回の調査では、大企業について、コンプライアンスなどの分野についても弁護士利用を重視する傾向が見られた。大企業については、こうした分野において弁護士に対する需要が認められるのではないかと。

これに対し、中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務について弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の利用を望んでいることが分かった。中小企業については、従来から弁護士を利用している業務分野のほかに、大企業と同じように新しい分野での弁護士の利用に関する需要が認められるのではないかと。

また、地域差については、「東京都」においては、今回挙げた20の業務・課題のうち多くのものに関し、その重要性についての認識が高く、かつ、弁護士の利用も進んできているといえる一方、「その他」の地域においては、同様の業務・課題に関し、「将来利用したい」という潜在的需要があるといえる。

#### 4 企業が重視する弁護士の能力など

大企業、中小企業ともに、弁護士の専門性などを重視している。

- 弁護士を選ぶ際の考慮要素（問8）として「弁護士の専門分野」及び「法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力」を挙げる企業が、大企業調査及び中小企業調査においても多かった。この2点については、「考慮する」と「どちらかといえば考慮する」の割合を見てみると、大企業の方が中小企業よりも、積極的に「考慮する」と回答する割合が多くなっている。
- こうした専門性重視については、問23の「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」や問25の「今後、法曹有資格者<sup>59</sup>を利用する場合、どのような能力が必要か」を聞いた結果にも現れている。「弁護士の専門分野が分かること」（問23）や、「法律に関する専門的な知識」（問25）を挙げた企業（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計）は、大企業調査でも中小企業調査でも9割を超えている。

なお、法曹有資格者に必要な能力（問25）としては、大企業調査及び中小企業調査ともに、「法律知識に限られない幅広い知識」、「ビジネスへの理解」、「コミュニケーション能力」及び「交渉力」が高い回答割合を示しており、いずれも「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計が9割程度となっている。<sup>60</sup>
- 弁護士を選ぶ際の考慮要素として「弁護士事務所での実務経験」を挙げた企業は、大企業調査及び中小企業調査でも高い割合になっているが、大企業の方が、「考慮する」と積極的に答えた割合が高かった。

こうした傾向は、問23の「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」を聞いた結果にも現れており、「弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること」について「必要だと思う」と積極的に挙げた企業は、大企業の方が多かった。
- 弁護士にかかる費用については、大企業及び中小企業ともに、「考慮する」及び「ある程度考慮する」と回答した企業の割合が8割程度になっている。こうした傾向は、弁護士に依頼しやすくなるために必要なことを質問した問23でも同様に見られる。
- 以上によると、大企業と中小企業のいずれにおいても、弁護士の専門性を重視する傾向が見られるとともに、情報を求めて弁護士の実績を考慮する傾向があり、その傾向は大企業ではより強いといえる。こうした点でも、弁護士に対する需要を拡大させるためには、弁護士の専門性について信頼できる情報が提供されることが重要であるといえる。

<sup>59</sup> 今回の調査（企業調査、地方自治体調査）では、訴訟にとどまらない幅広い活動での法曹の活動に関して意識調査を行っているため、法曹有資格者として「弁護士、または弁護士登録をしていない司法試験合格者」と説明した上で回答を求めている。

<sup>60</sup> 弁護士に期待する能力としてコミュニケーション能力や交渉力の回答割合が高い（9割程度）ことは、インターネット調査（問14）からも判明する。

図表4-23 大企業 問8 社外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	426 (37.7)	510 (45.2)	114 (10.1)	67 (5.9)	12 (1.1)	1,129 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	702 (62.2)	348 (30.8)	64 (5.7)	13 (1.2)	2 (0.2)	1,129 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	917 (80.9)	202 (17.8)	13 (1.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1,133 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	866 (76.6)	214 (18.9)	49 (4.3)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,130 (100.0)
5. 貴社の業界や業務に対する理解度	523 (46.2)	463 (40.9)	116 (10.3)	27 (2.4)	2 (0.2)	1,131 (100.0)
6. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識	437 (38.7)	304 (26.9)	218 (19.3)	99 (8.8)	72 (6.4)	1,130 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用	452 (39.9)	496 (43.8)	148 (13.1)	31 (2.7)	6 (0.5)	1,133 (100.0)

図表4-24 中小企業 問8 社外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	339 (44.5)	309 (40.6)	81 (10.6)	24 (3.2)	8 (1.1)	761 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	377 (49.7)	278 (36.6)	74 (9.7)	23 (3.0)	7 (0.9)	759 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	474 (62.0)	255 (33.3)	26 (3.4)	7 (0.9)	3 (0.4)	765 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	476 (62.1)	224 (29.2)	54 (7.0)	10 (1.3)	2 (0.3)	766 (100.0)
5. 貴社の業界や業務に対する理解度	285 (37.3)	322 (42.1)	123 (16.1)	31 (4.1)	3 (0.4)	764 (100.0)
6. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識	148 (19.5)	196 (25.8)	202 (26.6)	106 (13.9)	108 (14.2)	760 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用	293 (38.4)	329 (43.1)	115 (15.1)	20 (2.6)	7 (0.9)	764 (100.0)

図表4-25 大企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば 必要だと思 う	どちらと もいえな い	どちらか といえば 必要だと は思わな い	必要だと は思わな い	回答数 (無回答 を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	942 (83.1)	167 (14.7)	22 (1.9)	1 (0.1)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	674 (59.5)	423 (37.3)	33 (2.9)	2 (0.2)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
3.ビジネスへの理解	834 (73.5)	282 (24.9)	18 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,134 (100.0)
4.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	412 (36.4)	419 (37.0)	225 (19.9)	49 (4.3)	28 (2.5)	1,133 (100.0)
5.コミュニケーション能力	804 (71.0)	287 (25.3)	41 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
6.交渉力	754 (66.7)	311 (27.5)	63 (5.6)	1 (0.1)	2 (0.2)	1,131 (100.0)
7.外国語の能力	311 (27.5)	430 (38.0)	302 (26.7)	46 (4.1)	43 (3.8)	1,132 (100.0)

図表4-26 中小企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば必 要だと思 う	どちらと もいえな い	どちらか といえば必 要だと は思わな い	必要だと は思わな い	回答数 (無回答を 除く。)
1.法律に関する専門的な知識	568 (72.8)	180 (23.1)	27 (3.5)	3 (0.4)	2 (0.3)	780 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	393 (50.3)	322 (41.2)	58 (7.4)	6 (0.8)	2 (0.3)	781 (100.0)
3.ビジネスへの理解	414 (52.9)	315 (40.3)	48 (6.1)	4 (0.5)	1 (0.1)	782 (100.0)
4.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	190 (24.5)	262 (33.8)	233 (30.0)	43 (5.5)	48 (6.2)	776 (100.0)
5.コミュニケーション能力	447 (57.3)	277 (35.5)	50 (6.4)	4 (0.5)	2 (0.3)	780 (100.0)
6.交渉力	513 (65.7)	230 (29.4)	34 (4.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	781 (100.0)
7.外国語の能力	136 (17.4)	232 (29.7)	305 (39.1)	52 (6.7)	55 (7.1)	780 (100.0)

●【図表4-27 大企業問23 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと】(図表集)

●【図表4-28 中小企業問23 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと】(図表集)

## 5 法曹有資格者の採用状況

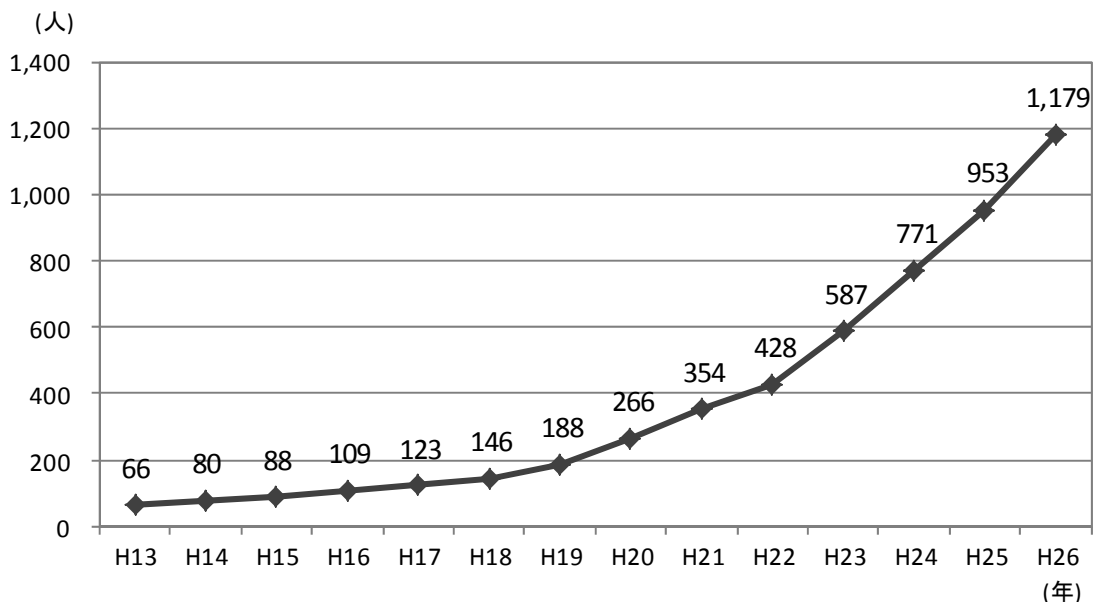
大企業では、企業の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、採用を予定していないとする企業も多い。

中小企業では採用意欲が高くなかった。

### (1) 企業内弁護士の増加

- 企業内弁護士の数について、平成17年は68社123人とどまっていたものが、平成26年6月には、619社1,179人と大きく増加しており、特に、平成25年から26年にかけては、企業内弁護士の数が226人という大きな伸びを示している。

図表4-29 企業内弁護士数の推移



※ 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。

※ 数値は、以下の時点のもの。

平成13年…9月、平成14年…5月、平成15年・16年…3月、平成17年…4月、平成18年…12月、平成19年以降…6月

- また、図表4-30（図表集）によれば、第66期・第67期の若手の弁護士（第66期弁護士は平成25年12月以降に登録。第67期弁護士は平成26年12月以降に登録。）を採用している企業も多く、第66期では平成26年1月時点で42社、第67期では平成27年1月時点で52社である。その業種の範囲も広く、「機械・電気・精密機器等メーカー」（第66期・第67期の合計で20社）、「サービス業」（合計15社）、「銀行・保険業」（合計9社）といった業種において、第66期・第67期の弁護士を採用している企業が多い。

### ●【図表4-30 第66期・第67期の業種別企業内弁護士数、弁護士所属企業数】（図表集）

- 大企業調査では法曹有資格者の採用経緯についても聞いているところ（問16・複数回答可）、「司法修習終了者や弁護士を対象とした採用活動に対する応募があった」が最も多く（66、有効

回答数181のうち36.5%), 次いで「通常の新卒・中途採用の採用活動に対する応募があった」(62, 34.3%), 「人材紹介会社から紹介された」(41, 22.7%) となっている。

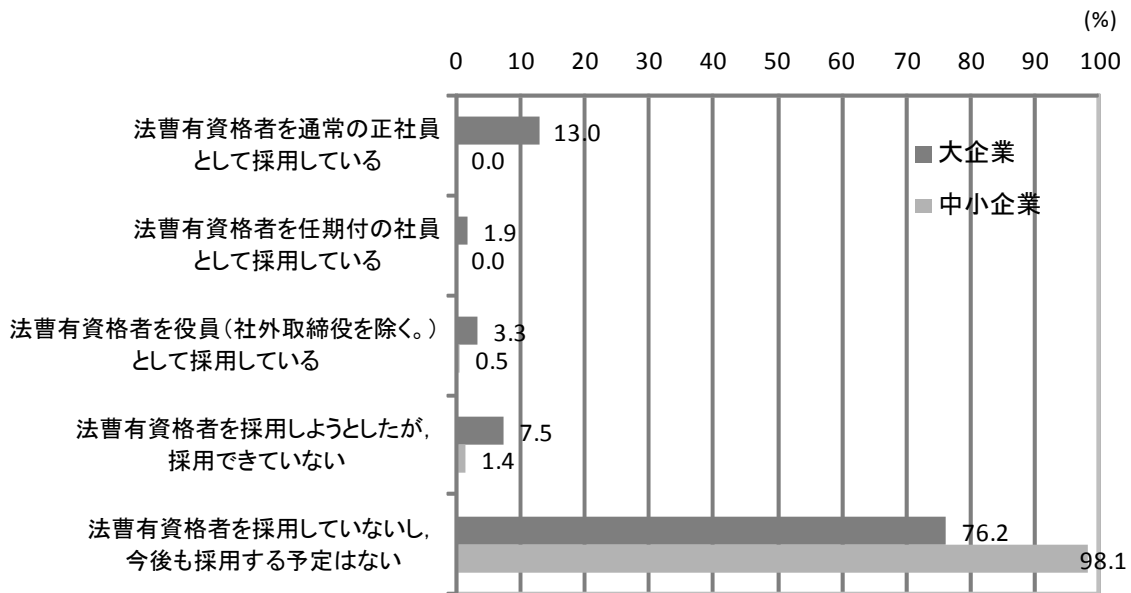
●【図表4-31 大企業問16 法曹有資格者の採用経緯】(図表集)

(2) 採用に関する企業の意識

- 次に、大企業と中小企業における採用に関する企業の意識について、単純集計結果から分かる点を分析する。
- 大企業調査問10においても、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、有効回答数1,126の13.0% (146) にとどまっており、76.2%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。

図表4-32 企業 問10 法曹有資格者を採用しているか(複数回答可)

	大企業		中小企業	
法曹有資格者を通常の正社員として採用している	146	(13.0)	0	(0.0)
法曹有資格者を任期付の社員として採用している	21	(1.9)	0	(0.0)
法曹有資格者を役員(社外取締役を除く。)として採用している	37	(3.3)	4	(0.5)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	84	(7.5)	11	(1.4)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	858	(76.2)	765	(98.1)
回答数(無回答を除く。)	1,126		780	



- 大企業調査においては、法曹有資格者を採用しようと考えた理由(問14)として、「法的な素養があり会社法務の即戦力になることができる」と期待したからが最も多く、次いで「高度の法律知識を有する専門家としての人材を求めていたから」が多かった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、在籍する社員が法曹資格を取得した、法務スタッフ全体のレベルアップが期待できるなどがあった。

●【図表4-33 大企業問14 法曹有資格者を採用しようと考えたのはなぜか】(図表集)

- 大企業調査において、法曹有資格者を採用しようとしたが採用できなかったと答えた企業（有効回答数83）にその理由を聞いたところ（問17）、「応募がなかった」（26, 31.3%）, 「応募者の能力的な部分で満足がいかなかった」（17, 20.5%）, 「採用内定を出したが、辞退された」（16, 19.3%）の順に回答が多かった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、採用内定者がいる段階である、募集を開始したばかりである、検討段階で結論が出ていないなどがあつた。

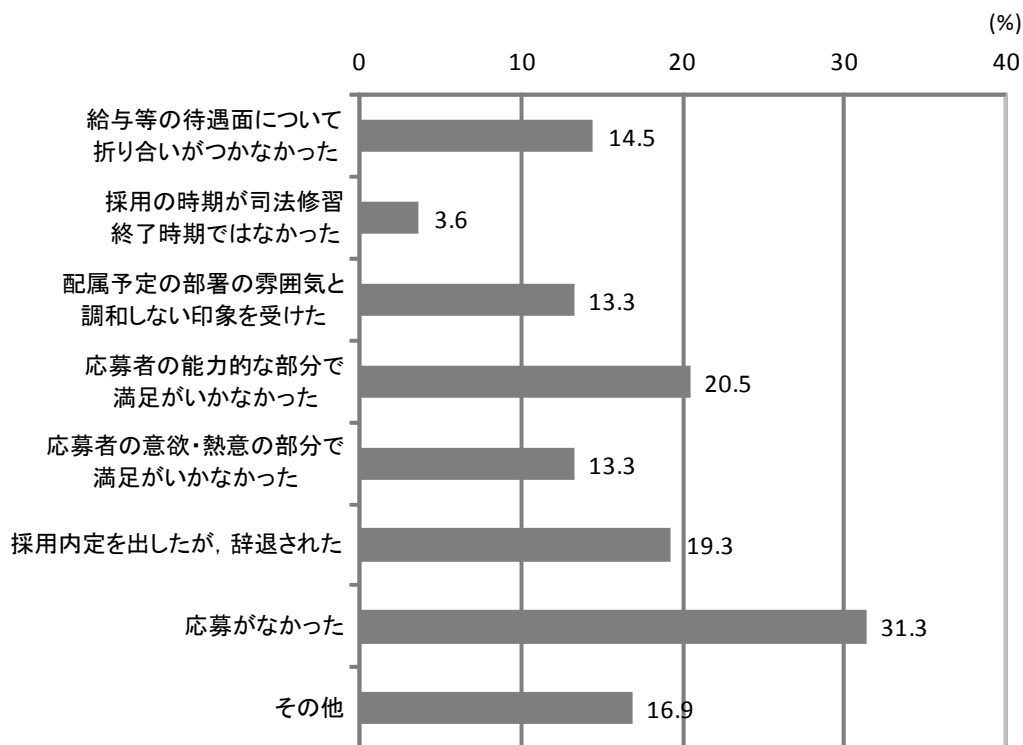
図表4-34

大企業 問17

法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない理由（複数回答可）（問10で「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」と回答した企業のみ）

(左=度数, 右=%)

給与等の待遇面について折り合いがつかなかった	12	(14.5)
採用の時期が司法修習終了時期ではなかった	3	(3.6)
配属予定の部署の雰囲気と調和しない印象を受けた	11	(13.3)
応募者の能力的な部分で満足がいかなかった	17	(20.5)
応募者の意欲・熱意の部分で満足がいかなかった	11	(13.3)
採用内定を出したが、辞退された	16	(19.3)
応募がなかった	26	(31.3)
その他	14	(16.9)
回答数(無回答を除く。)	83	



- 大企業調査において、問10で法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと回答した企業（有効回答数830）に対し、その理由を尋ねたところ（問18）、回答の多い順に「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」（528, 63.6%）, 「法曹有資格者を採用する社内体制が整っていない」（119, 14.3%）となっている。なお、「給与が高い」とした



のは僅か30 (3.6%)にとどまっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、親会社やグループ会社の法務部門を利用する、法務専任者を置くだけのニーズがない、資格の有無にかかわらず人物本位で採用するなどがあつた。

●【図表4-35 企業問18 法曹有資格者を従業員として採用しない理由】(図表集)

- 中小企業調査においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用していると回答した企業も、任期付社員として採用していると回答した企業もなかった。また、98.1%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えており(問10・前掲図表4-32)、採用は進んでいない。その理由(問18・図表4-35)は、多い順から、「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」(326, 有効回答数725のうち45.0%)、「法曹有資格者を必要とする仕事がない」(145, 20.0%)、「弁護士以外の専門家を利用しているので社内に法曹有資格者を必要としていない」(132, 18.2%)となっている。なお、「給与が高い」としたのは僅か35 (4.8%)にとどまっている。
- 以上の結果を踏まえると、法曹有資格者の採用については、中小企業においては進んでいないが、大企業においては、近年の増加傾向も踏まえると、今後も増える可能性があるといえるのではないか。さらに、大企業調査の結果から、企業側から法曹有資格者の採用を望んだ場合であっても、そもそも応募がない<sup>61</sup>とか、採用内定を出したが辞退されたこともあつたことを考えると、法曹有資格者に対する企業の現実の需要が満たされていない部分もあるといえるのではないか。

### (3) 企業の規模別に見た採用意識

- ここでは、企業の法曹有資格者についての採用意識に関し、更に踏み込んで、企業の規模別(資本金別・従業員数別)に傾向が見られるかを分析する。
- 先のとおり、大企業においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、146 (有効回答数1,126のうち13.0%)にとどまっており、76.2%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている(前掲図表4-32)が、更に進んで、回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進んでおり、採用に消極的な反応も弱くなっていることが分かる。

●【図表4-36 大企業問10 法曹有資格者を採用しているか(資本金別)】(図表集)

●【図表4-37 中小企業問10 法曹有資格者を採用しているか(資本金別)】(図表集)

●【図表4-38 大企業問10 法曹有資格者を採用しているか(従業員別)】(図表集)

●【図表4-39 中小企業問10 法曹有資格者を採用しているか(従業員別)】(図表集)

- こうした点を考えると、法曹有資格者の採用に関する需要は、大企業を中心に見られるといえる。

### (4) 採用に関する地域差

- ここでは、企業の法曹有資格者についての採用意識に関し、更に踏み込んで、地域別の傾向が見られるかを分析する。なお、中小企業調査の結果については、回答が東京に偏っており、そもそも中小企業においては、先の単純集計結果から、法曹有資格者の採用が進んでいないことが明らかであったため、地域差を統計的に分析することはしなかった。
- 「法曹有資格者を採用しているか」という問(問10)に対し、「法曹有資格者を通常の正社員として採用している」と回答した企業は、「東京都」で21.7%、「神奈川県・愛知県・大阪府」で

<sup>61</sup> 問17で「応募がなかった」理由については不明であるが、需要を満たすに当たっては、募集活動の実態を把握することも必要であろう。

8.3%、「その他」で5.6%となっており、「東京都」において採用しているとの回答が多いとの特徴が見られた。

- 逆に、「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答した企業は、「東京都」で66.8%、「神奈川県・愛知県・大阪府」で80.9%、「その他」で84.0%となっており、「神奈川県・愛知県・大阪府」及び「その他」の地域において採用に否定的な回答が多いとの特徴が見られた。

図表4-40 大企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（地域別）

（上段=度数，下段=%）

	通常の正社員として採用している <sup>62</sup>	任期付の社員として採用している <sup>63</sup>	役員（社外取締役を除く。）として採用している <sup>64</sup>	採用しようとしたが、採用できていない <sup>65</sup>	採用していないし、今後も採用する予定はない <sup>66</sup>	回答数
東京都	98 (21.7)	13 (2.9)	14 (3.1)	37 (8.2)	302 (66.8)	452
神奈川県・愛知県・大阪府	23 (8.3)	4 (1.4)	10 (3.6)	20 (7.2)	224 (80.9)	277
その他	21 (5.6)	3 (0.8)	13 (3.5)	26 (6.9)	315 (84.0)	375
全体	142 (12.9)	20 (1.8)	37 (3.4)	83 (7.5)	841 (76.2)	1,104

- 以上を踏まえると、企業内で法曹有資格者を採用する意識については、東京において採用意識の高まりが見られるものの、東京以外の地域ではむしろ消極的な意識となっている。

したがって、東京においては、引き続き法曹有資格者の採用傾向が続く可能性があるものの、東京以外の地域では、採用需要は低いと考えられる。東京以外の地域において需要が高まるためには、法曹有資格者の役割や有用性の周知が図られることにより、企業内で法曹有資格者を活用する意識が広がる必要があるのではないか。

##### (5) 法曹有資格者の採用状況についてのまとめ

- 大企業では、法曹有資格者を社員として採用している割合は未だにそれほど多くはなく、76.2%の企業においては、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。もっとも、こうした回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進み、採用に消極的な反応が弱くなっている。そして、企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、約1,100人になっている。

そうすると、資本金や従業員数などの点で規模が大きい企業を中心に、今後も法曹有資格者の採用が増加するのではないかとと思われる。

<sup>62</sup> Pearson のカイ 2 乗=54.150, p=0.000

<sup>63</sup> Pearson のカイ 2 乗=5.247, p=0.073

<sup>64</sup> Pearson のカイ 2 乗=0.163, p=0.922

<sup>65</sup> Pearson のカイ 2 乗=0.510, p=0.775

<sup>66</sup> Pearson のカイ 2 乗=37.837, p=0.000

## 6 将来の弁護士の利用意欲

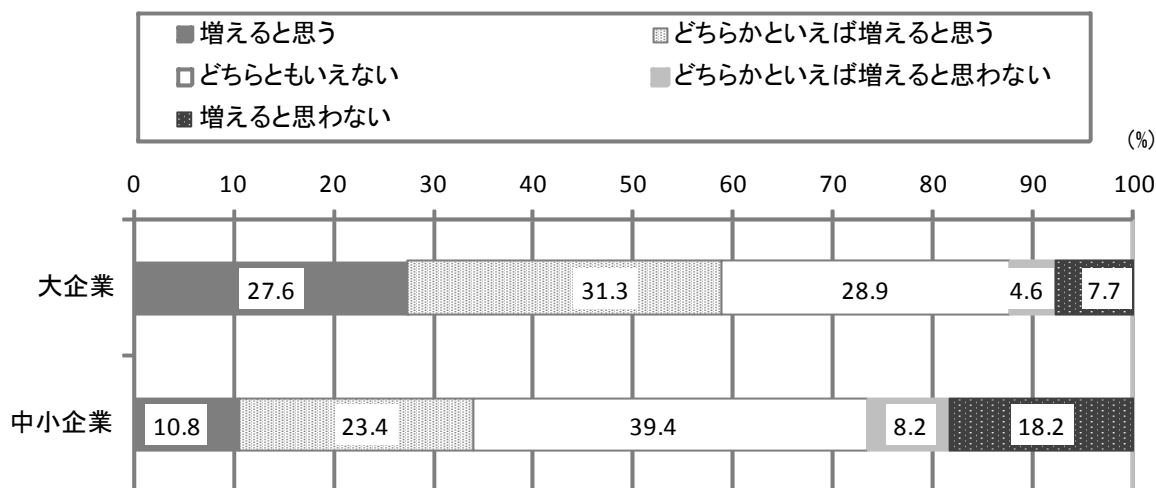
大企業では、将来、弁護士の利用が増加すると答えた企業が多かったが、中小企業では、（増えるかについては）どちらともいえないと答えた企業が多かった。

○ 今後、「法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか」との間（問20）に対し、大企業調査では、「増えると思う」27.6%、「どちらかといえば増えると思う」（31.3%）という回答が合計58.9%と6割弱の企業に達したが、中小企業調査では、「増えると思う」10.8%、「どちらかといえば増えると思う」（23.4%）という回答は合計34.2%と3割強にとどまった。もっとも、中小企業でも、多くは「どちらともいえない」と回答しており（39.4%）、消極的な回答（「増えるとは思わない」、あるいは「どちらかといえば増えるとは思わない」の合計）は26.4%にとどまっている。

図表4-41 企業 問20 法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
増えると思う	310	(27.6)	84	(10.8)
どちらかといえば増えると思う	351	(31.3)	183	(23.4)
どちらともいえない	324	(28.9)	308	(39.4)
どちらかといえば増えると思わない	52	(4.6)	64	(8.2)
増えると思わない	86	(7.7)	142	(18.2)
回答数(無回答を除く。)	1,123	(100.0)	781	(100.0)



○ 問20で「増えると思う」又は「どちらかといえば増えると思う」と答えた企業に対する、「どのような法曹有資格者の利用を望むか」との間（問21）については、大企業及び中小企業ともに顧問弁護士を挙げた企業が多かった（大企業76.7%・中小企業79.7%）。次いで「顧問弁護士以外の社外の弁護士」を挙げた企業が多かったが、大企業調査と中小企業調査の結果を比較すると、前者の方が回答割合が高い（大企業50.7%・中小企業32.2%）。さらに、「社内の弁護士」については、大企業は3割弱の企業が利用を望むと回答したが、中小企業においては、利用を望むとの回答はほとんどなかった（大企業28.5%・中小企業3.4%）。

**●【図表4-42 企業問21 どのような法曹有資格者を利用することを望むか】(図表集)**

○ 問20で「増えると思わない」又は「どちらかといえば増えると思わない」と答えた企業に対し、法曹有資格者の利用を望む場面が増えない理由(問22)を尋ねたところ、「法律に関する仕事が増えたとしても、他の専門家(司法書士、税理士、公証人、行政書士、弁理士、社会保険労務士など)を利用することで足りる」とする回答が、大企業・中小企業ともに多かったが、比較すると、中小企業の方がこのように回答する割合が高くなっている(大企業43.8%・中小企業66.0%)。

大企業調査においては、次いで「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない法務部員等で対応することで足りるから」とする回答が多かったが、中小企業調査ではこのような回答はほとんどなかった(大企業42.3%・中小企業2.5%)。

逆に、中小企業では、先の回答に次いで「法律に関連する仕事は増えないから」という回答が多く(28.1%)、大企業ではそのような回答が8.0%と少なくなっていることと対照的である。

**●【図表4-43 企業問22 法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由】(図表集)**

□ 今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかという点については、大企業調査では増えると思うとの回答が6割弱となったが、中小企業調査ではこれが3割強にとどまっている。

「他の専門家(司法書士、税理士、公証人、行政書士、弁理士、社会保険労務士など)を利用することで足りる」及び「法曹有資格者でない法務部員等で対応することで足りる」という認識に変化が出てくれば、法曹有資格者の利用を望む場面は、大企業を中心に、一定程度多くなる可能性があるのではないかと考えられる。

その場合の法曹有資格者の利用形態としては、大企業及び中小企業ともに顧問弁護士を挙げている。もっとも、大企業及び中小企業ともに、顧問弁護士以外の社外の弁護士を挙げる企業も一定程度あり(大企業調査において約5割、中小企業調査において約3割)、さらに、大企業調査においては、社内の弁護士を利用したいとする企業も約3割あり、これらの弁護士の活用も望まれているといえる。

### 第3 地方自治体のニーズ（地方自治体調査）

#### 1 弁護士の利用機会

弁護士の利用機会については、5年前に比べ、「増加している」と回答した地方自治体が多い。地方自治体外弁護士への相談回数については、現状の相談回数でよいとする地方自治体が多い。

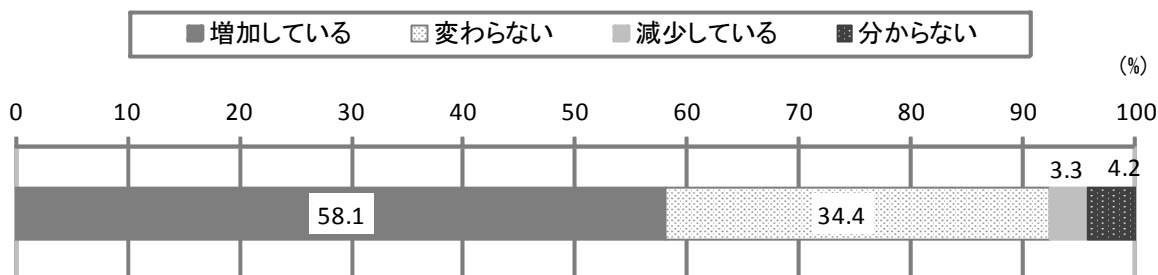
##### (1) 弁護士の利用機会

- 弁護士の利用機会については、5年前に比べ、「増加している」と回答した地方自治体が438であり、有効回答数754のうち58.1%となっており、「変わらない」と答えた地方自治体数259（34.4%）を大きく上回っている。なお、「減少した」と回答した地方自治体は、僅か25（3.3%）にとどまっている。

図表5-1 地方自治体 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

(左=度数, 右=%)

増加している	438	(58.1)
変わらない	259	(34.4)
減少している	25	(3.3)
分からない	32	(4.2)
回答数(無回答を除く。)	754	(100.0)



- もっとも、「地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）への相談の回数を今後増やすことを望むか」という問（問7）に対しては、「現状の相談回数で不都合を感じていないので、相談回数を増やすことを望んでいない」と回答した地方自治体が532と最も多く（70.8%）、「現状の相談回数よりも増やすことが望まれる」と回答した地方自治体は174（23.2%）にとどまった。もっとも、「現状の相談回数よりも減らすことが望まれる」とした地方自治体は、僅か23（3.1%）しかなかった。

図表5-2 地方自治体 問7 地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）への相談の回数を今後増やすことを望むか

(左=度数, 右=%)

現状の相談回数よりも増やすことが望まれる	174	(23.2)
現状の相談回数で不都合を感じていないので、相談回数を増やすことを望んでいない	532	(70.8)
現状の相談回数よりも減らすことが望まれる	23	(3.1)
弁護士に相談していないので分からない	22	(2.9)
回答数(無回答を除く。)	751	(100.0)

- 地方自治体の中のどのような部門において、弁護士の利用機会が増減しているか（問1）を分析したところ、総務部門（ただし、主として回答した部門）において「増加している」と回答する割合が多く、法務部門（ただし、主として回答した部門）においては「変わらない」と回答する割合が多いとの特徴が見られた。

図表5-3 地方自治体 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（回答部門別）

（上段＝度数，下段＝％）

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
総務部門	298 (61.8)	153 (31.7)	15 (3.1)	16 (3.3)	482 (100.0)
人事部門	4 (36.4)	4 (36.4)	1 (9.1)	2 (18.2)	11 (100.0)
法務部門	129 (53.1)	95 (39.1)	6 (2.5)	13 (5.3)	243 (100.0)
その他	2 (33.3)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	6 (100.0)
全体	433 (58.4)	253 (34.1)	24 (3.2)	32 (4.3)	742 (100.0)

- また、日弁連が平成25年から平成26年にかけて全国の都道府県、市、特別区に対して行った「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」<sup>67</sup>によると、弁護士会との連携に興味があると回答した地方自治体は、総務部門において約78%、事業部門において約69%という高い割合になっている（国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会第5回会議資料3・18頁）。

## (2) 弁護士の探し方

- 「地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、どのように弁護士を探そうと思うか」という問（問8・3つまで回答可）に対しては、有効回答数750に対し、「顧問弁護士や職員である弁護士に聞いて探す」との回答が482（64.3%）で最も多く、次いで「弁護士会に相談する」が352（46.9%）、「弁護士会が提供している情報を基に探す」が206（27.5%）と多かった。他方、「インターネットの情報を基に探す」（回答数82，10.9%）、「広告、雑誌等で探す」（回答数3，0.4%）という一般的な方法は少数にとどまった。なお、「その他」として自由記載で挙げられたものには、担当部局が知っている弁護士から探す、契約している保険会社から紹介してもらい、全国市長会や町村会に相談する、市民法律相談を委託している弁護士に相談する、顧問以外に相談することは想定していないなどの回答が見られた。

●【図表5-4 地方自治体問8 地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、どのように弁護士を探そうと思うか】（図表集）

<sup>67</sup> 日弁連では、地方行政分野における法的ニーズを把握するため、兵庫県内の地方自治体については平成25年6月17日から7月19日、全国の都道府県、市、特別区については同年11月27日から平成26年1月20日にかけて、アンケート調査を実施している。総回答数は、総務部門が594、福祉部門が505、学校・教育部門が500となっている（国・地方自治体・福祉等の分野に関する法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会第7回会議資料2・1頁）。

### (3) 弁護士の利用機会についてのまとめ

□ 以上によると、地方自治体の6割弱においては、5年前と比較して弁護士の利用が増えており、弁護士の利用が進んでいることがうかがえる。そして、今後、外部の弁護士に相談する回数を増やすかどうかについては、特に増やすことを考えていない地方自治体が約7割と多く、増やすことを考えている地方自治体は2割強であったものの、減らすことを考えている地方自治体はごく僅かであることを考えると、少なくとも、現状程度の弁護士利用は続くものと思われる。

## 2 顧問契約の締結状況

多くの地方自治体が弁護士と顧問契約を締結している。

○ 弁護士と顧問契約を結んでいるかどうか（問2）については、回答した758の地方自治体のうち85.9%に当たる651の地方自治体が、顧問契約を締結していると答えており、顧問契約を締結していない地方自治体は107（14.1%）にとどまっている。

図表5-5 地方自治体 問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか

	(左=度数, 右=%)	
顧問契約を結んでいる	651	(85.9)
顧問契約を結んでいない	107	(14.1)
回答数(無回答を除く。)	758	(100.0)

○ 弁護士と顧問契約を結んでいない理由については（問3・3つまで回答可）、企業における調査結果と異なり、「必要に応じて依頼すれば足りるから」が82（有効回答数106のうち77.4%）と最も多く、次いで「費用対効果が計測しづらいから」が34（32.1%）となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、弁護士を非常勤の嘱託等として採用している、職員である法曹有資格者が対応する、法律相談を委託している弁護士に相談する、全国市長会や町村会の委託弁護士に相談するなどの回答が見られた。

図表5-6 地方自治体 問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した地方自治体のみ）

	(左=度数, 右=%)	
顧問料が高いから	11	(10.4)
顧問料の基準が不透明であるから	7	(6.6)
費用対効果が計測しづらいから	34	(32.1)
必要に応じて依頼すれば足りるから	82	(77.4)
弁護士を利用する職場が整っていないから	1	(0.9)
弁護士以外の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)を利用しているから	1	(0.9)
弁護士を必要とする仕事がないから	4	(3.8)
身近に弁護士がいないから	2	(1.9)
その他	30	(28.3)
回答数(無回答を除く。)	106	

○ 顧問契約を締結していない地方自治体107のうち、49（有効回答数83のうち59.0%）が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、この割合は、企業調査における同じ問

の結果（問4，大企業については64.1%，中小企業については64.3%）よりも若干低くなっている。

また、「顧問契約を締結してもよい」と回答している地方自治体は34（有効回答数83のうち41.0%）であり，その金額（月額）は，最大30万円，最小1万円，平均で7.1万円であった。

●【図表5-7 地方自治体問4 顧問料がいくらまでであれば，弁護士と顧問契約をしようと思うか】（図表集）

●【図表5-8 地方自治体問4\_\_1 弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額（月額）】（図表集）

□ 以上によると，地方自治体の多くは，弁護士と顧問契約を締結していることが分かるが，顧問契約を締結していない地方自治体においても，金額如何によっては，顧問契約を締結してもよいと考えている地方自治体がうち4割強（全地方自治体に対する割合としては4.5%程度（=34÷758））あることが分かった。こうした点を考えれば，顧問料で地方自治体と弁護士が合意できるかという問題はあるが，今後も顧問契約を締結する地方自治体が僅かながらでも，増える可能性があるのではないかと思われる。



### 3 法的な紛争の対応方法

主に裁判手続について顧問弁護士に相談する傾向が見られる。

○ 法的な紛争が生じた場合の対応方法について聞いたところ（問5）、顧問弁護士に相談すると回答した地方自治体が多かった類型としては、「行政訴訟事件（国家賠償請求訴訟，住民訴訟を含む。）」、「民事訴訟事件（国家賠償請求訴訟を除く。）」及び「民事調停事件（国家賠償請求に関する調停を含む。）」があり，いずれも8割以上の回答となっている。

逆に、「法曹有資格者ではない職員で対応する」と回答した地方自治体が多かった類型としては、「住民監査請求」、「異議申立て」及び「上級庁への審査請求」があり，いずれも6割前後の回答となっている。

図表5-9 地方自治体 問5 法的な紛争が生じた場合の対応方法（複数回答可）

（上段=度数，下段=%）

	顧問弁護士に相談する	顧問弁護士以外の地方自治体外の弁護士に相談する	職員である法曹有資格者が対応する	法曹有資格者ではない職員で対応する	分からない	回答数（無回答を除く。）
1.行政訴訟事件(国家賠償請求訴訟, 住民訴訟を含む。)	653 (86.3)	144 (19.0)	40 (5.3)	134 (17.7)	3 (0.4)	757
2.民事訴訟事件(国家賠償請求訴訟を除く。)	651 (86.0)	147 (19.4)	39 (5.2)	146 (19.3)	5 (0.7)	757
3.民事調停事件(国家賠償請求に関する調停を含む。)	625 (82.5)	118 (15.6)	41 (5.4)	177 (23.4)	18 (2.4)	758
4.支払督促申立事件	476 (63.0)	81 (10.7)	29 (3.8)	296 (39.2)	0 (0.0)	756
5.家事審判申立事件(相続財産管理人選任, 成年後見・保佐・補助等)	421 (55.9)	87 (11.6)	22 (2.9)	277 (36.8)	113 (15.0)	753
6.住民監査請求	387 (51.3)	57 (7.5)	20 (2.6)	434 (57.5)	45 (6.0)	755
7.異議申立て	346 (45.6)	54 (7.1)	30 (4.0)	499 (65.7)	28 (3.7)	759
8.上級庁への審査請求	315 (41.7)	49 (6.5)	24 (3.2)	466 (61.6)	71 (9.4)	756

□ 以上によると，地方自治体においては，裁判手続について顧問弁護士に相談し，審査請求などでは法曹有資格者ではない職員が対応する傾向があるといえる。

#### 4 地方自治体が重視する弁護士の能力など

地方自治体でも弁護士の専門性などを重視している。

- 地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮要素について聞いたところ（問9）、「考慮する」と回答した割合が比較的高かったものとしては、「弁護士事務所での実務経験」、「弁護士の専門分野」、「法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力」及び「弁護士の行政訴訟や行政法規に関する知識」があり、いずれも6割前後から7割程度の回答となっている。

図表5-10 地方自治体 問9 地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の割合

（上段＝度数，下段＝％）

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	257 (33.9)	335 (44.2)	132 (17.4)	25 (3.3)	9 (1.2)	758 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	436 (57.5)	254 (33.5)	58 (7.7)	6 (0.8)	4 (0.5)	758 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	482 (63.6)	227 (29.9)	47 (6.2)	0 (0.0)	2 (0.3)	758 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	514 (67.8)	188 (24.8)	51 (6.7)	3 (0.4)	2 (0.3)	758 (100.0)
5. 地方自治体組織の業務に対する理解度	383 (50.5)	288 (38.0)	75 (9.9)	11 (1.5)	1 (0.1)	758 (100.0)
6. 諸外国の法律などの知識	33 (4.4)	70 (9.2)	382 (50.5)	181 (23.9)	91 (12.0)	757 (100.0)
7. 弁護士の行政訴訟や行政法規に関する知識	544 (71.8)	185 (24.4)	28 (3.7)	0 (0.0)	1 (0.1)	758 (100.0)
8. 弁護士にかかる費用	312 (41.2)	325 (42.9)	109 (14.4)	8 (1.1)	3 (0.4)	757 (100.0)

- 「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」を聞いたところ（問19）、「必要だと思う」と回答した割合が5割を超えたものとしては、「弁護士の専門分野が分かること」、「弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること」及び「弁護士にかかる費用の基準が明らかになること」があった。

●【図表5-11 地方自治体問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと】（図表集）

- 「今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か」との間（問23）については、「必要だと思う」と答えた割合が最も高かったのは、「法律に関する専門的な知識」であり（706，有効回答数の93.6%），次いで「地方自治体組織の業務に対する理解」（542，71.7%）であった。「法律知識に限られない幅広い知識」，「コミュニケーション能力」，「交渉力」といった点も5割以上の地方自治体が「必要だと思う」と回答している。

図表5-12 地方自治体 問23 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば 必要だと思 う	どちらと もいえな い	どちらか といえば 必要だと は思わな い	必要だと は思わな い	回答数 (無回答 を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	706 (93.6)	46 (6.1)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	754 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	421 (55.8)	300 (39.7)	33 (4.4)	0 (0.0)	1 (0.1)	755 (100.0)
3.コミュニケーション能力	454 (60.2)	271 (35.9)	27 (3.6)	2 (0.3)	0 (0.0)	754 (100.0)
4.交渉力	510 (67.7)	207 (27.5)	36 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	753 (100.0)
5.地方自治体組織の業務に対する理解	542 (71.7)	198 (26.2)	15 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	756 (100.0)

□ 以上によると、地方自治体においても、専門性（特に行政訴訟や行政法規、地方自治体組織の業務等に関する専門知識）を重視する傾向が見て取れる。

## 5 法曹有資格者の採用状況

地方自治体の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、全体的には採用意欲は高くなかった。

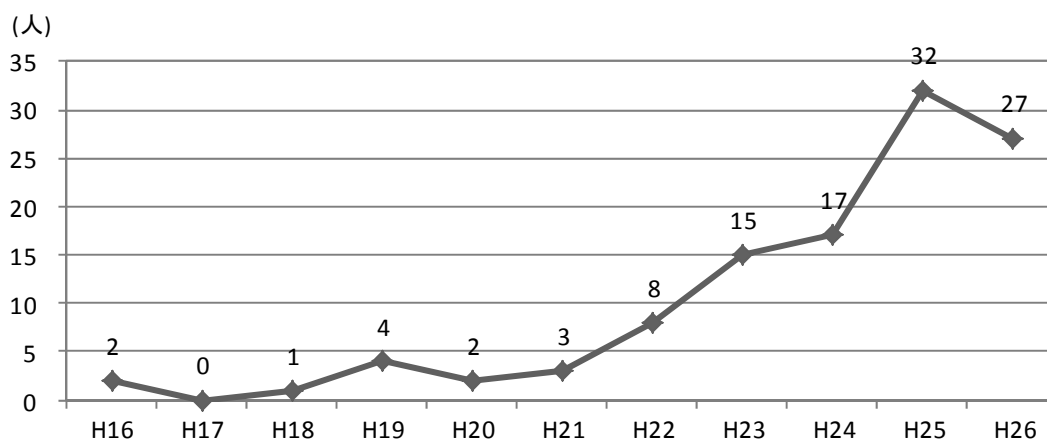
必要に応じて外部の顧問弁護士等を利用すれば足りるとする地方自治体が多かった。

- 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の新規採用実績についてのグラフを見てみると、地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年度は2人であったが、その後増加し、平成25年度には32人、平成26年度には27人が採用されている。その結果、平成27年3月現在の全国の常勤職員数は14都県50市区町（一部事務組合を含む。）で合計87人になっている。

図表5-13 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の新規採用実績の推移

(平成27年3月2日現在)

年度	地方自治体(一部事務組合を含む。)( )内は採用人数)	採用人数 (合計)
H16	東京都(2)	2
H17		0
H18	逗子市(1)	1
H19	東京都(2)/兵庫県(1)/岡山市(1)	4
H20	特別区人事・厚生事務組合(1)/大阪市(1)	2
H21	東京都(2)/名張市(1)	3
H22	東京都(2)/特別区人事・厚生事務組合(2)/町田市(1)/神奈川県(2)/河内長野市(1)	8
H23	東京都(2)/流山市(1)/名張市(1)/松原市(1)/名古屋市(1)/福岡市(1)/厚木市(1)/栃木市(1)/多気町(1)/兵庫県(1)/和歌山県(1)/古賀市(1)/宮崎県(1)/千葉県(1)	15
H24	東京都(3)/特別区人事・厚生事務組合(1)/千葉県(1)/明石市(5)/田原本町(1)/南伊勢町(1)/富山市(1)/和歌山市(1)/岩手県(1)/宮城県(1)/沼田市(1)	17
H25	東京都(1)/京都府(1)/福山市(1)/小松島市(1)/東松島市(1)/阿南市(1)/名張市(1)/南さつま市(1)/大阪狭山市(1)/銚子市(1)/高槻市(1)/大阪市(1)/国立市(1)/豊田市(2)/富谷町(1)/町田市(1)/山口県(1)/石巻市(1)/相馬市(1)/新潟県(1)/寝屋川市(1)/糸島市(1)/浪江町(1)/気仙沼市(1)/山田町(1)/三重県(1)/弘前市(1)/神奈川県(1)/兵庫県(1)/郡山市(1)/さいたま市(1)	32
H26	東京都(1)/大阪市(2)/北九州市(1)/福山市(1)/福島県(1)/春日井市(1)/栃木市(1)/茨木市(1)/多摩市(1)/鹿児島市(1)/和歌山県(1)/国分寺市(1)/福岡市(1)/姫路市(1)/堺市(1)/長野県(1)/伊丹市(1)/松阪市(1)/明石市(4)/名張市(1)/多気町(1)/千葉県(1)/鳥取県(1)	27



※ 「地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（2015年3月2日現在・日弁連調べ）」を基に作成。

※ 採用人数は、各年度において新規に採用された任期付職員及び任期の定めのない職員の人数である。

●【図表5-14 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員】(図表集)

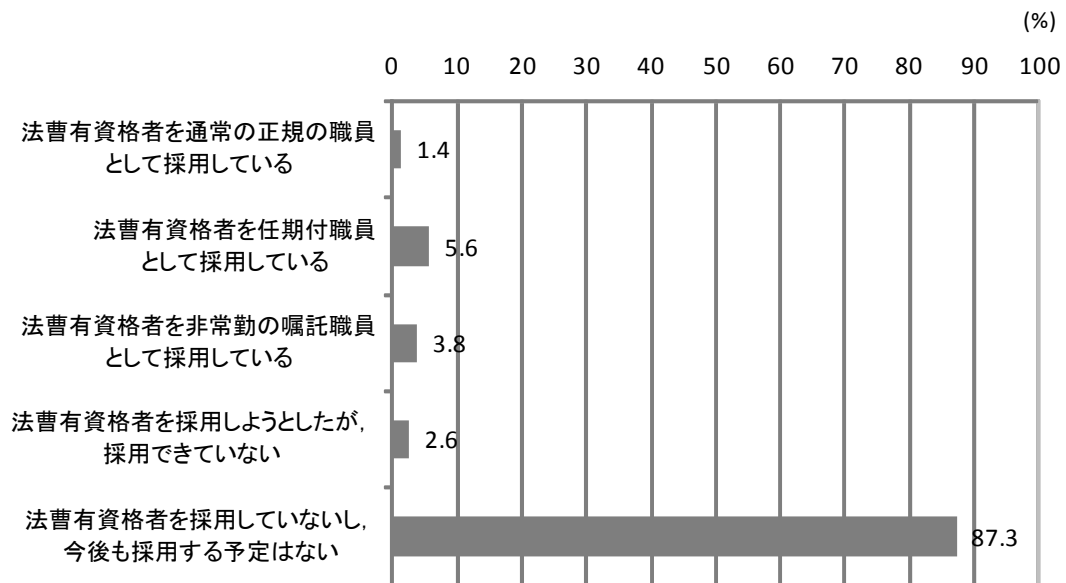
○ 「法曹有資格者を採用しているか」(問10)に対しては、640(有効回答数733のうち87.3%)が「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答している。

もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、おおむね、正規職員、任期付職員及び非常勤の嘱託職員として、法曹有資格者を採用していると回答した割合が大きく、逆に、「採用していないし、今後も採用する予定はない」と消極的な回答をした割合が少ないという傾向が見られる。

図表5-15 地方自治体 問10 法曹有資格者を採用しているか(複数回答可)

(左=度数, 右=%)

法曹有資格者を通常の正規の職員として採用している	10	(1.4)
法曹有資格者を任期付職員として採用している	41	(5.6)
法曹有資格者を非常勤の嘱託職員として採用している	28	(3.8)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	19	(2.6)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	640	(87.3)
回答数(無回答を除く。)	733	



図表5-16 地方自治体 問10 法曹有資格者を採用しているか（地方自治体規模別）

(上段=度数, 下段=%)

	通常の正規の職員として採用している <sup>68</sup>	任期付職員として採用している <sup>69</sup>	非常勤の嘱託職員として採用している <sup>70</sup>	採用しようとしたが、採用できていない <sup>71</sup>	採用していないし、今後も採用する予定はない <sup>72</sup>	回答者数
都道府県	6 (17.6)	8 (23.5)	9 (26.5)	1 (2.9)	13 (38.2)	34
道府県庁所在地, 特別区	3 (7.7)	3 (7.7)	6 (15.4)	3 (7.7)	25 (64.1)	39
上記以外の政令指定都市, 中核市, 特例市	0 (0.0)	12 (23.5)	6 (11.8)	1 (2.0)	32 (62.7)	51
上記以外の地方自治体	1 (0.2)	18 (3.0)	7 (1.2)	14 (2.3)	565 (93.5)	604
全体	10 (1.4)	41 (5.6)	28 (3.8)	19 (2.6)	635 (87.2)	728

- 法曹有資格者を採用している地方自治体に対し、採用しようと考えた理由を聞いたところ（問12・複数回答可）、全回答数74のうち「法律知識を有する人材を求めていたから」が回答数55（74.3%）で最も多く、次いで「法的な素養があり地方自治体法務の即戦力になることができる」と期待したから（38, 51.4%）, 「法律知識に限らず優秀な能力を発揮してくれると期待したから」（13, 17.6%）との回答となった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、職員として在籍している者が資格を取得した、職員全体の法務能力の向上に寄与することを期待した、東日本大震災後の法的案件の増加に対応するため、指定代理人として裁判に出てもらおうなどの回答が見られた。
- 法曹有資格者を採用しようとしたが採用できていない理由を聞いたところ（問15・複数回答可）、全回答数19のうちで、「応募がなかった」が9, 「採用内定を出したが辞退された」が2, 「給与等の待遇面について折り合いがつかなかった」が2となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、現在検討中である、組織内の意思統一ができていない、採用時期や給与等の具体的方針が定まっていないなどの回答が見られた。
- 採用に消極的な意見として考えられるものを聞いたところ（問16）, 「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」という理由について「そう思う」と回答した割合が高かった（342, 有効回答数754のうち45.4%）。次いで、「厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極にならざるを得ない」が220（29.2%）と多かった。

●【図表5-17 地方自治体問12 法曹有資格者を採用しようと考えた理由】（図表集）

●【図表5-18 地方自治体問15 法曹有資格者を職員として採用しようとしたが、採用できていない理由】（図表集）

●【図表5-19 地方自治体問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見】（図表集）

<sup>68</sup> Pearson のカイ 2 乗=85.173, p=0.000

<sup>69</sup> Pearson のカイ 2 乗=59.533, p=0.000

<sup>70</sup> Pearson のカイ 2 乗=81.540, p=0.000

<sup>71</sup> Pearson のカイ 2 乗=4.265, p=0.234

<sup>72</sup> Pearson のカイ 2 乗=141.009, p=0.000

- また、日弁連が平成25年11月から平成26年1月にかけて全国の都道府県、市、特別区に対して行った「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」によると、弁護士会との連携に興味があると回答した地方自治体は、総務部門で448団体（78.0%）に上っている（国・地方自治体・福祉等の分野に関する法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会第7回会議資料2・1頁）。
- 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年度は2人であったが、その後増加し、平成25年度には32人、平成26年度には27人となっている。平成27年3月現在の全国の常勤職員数は、14都県50市区町（一部事務組合を含む。）、合計で87人となっている。
- 今回の調査結果でも、87.3%に当たる地方自治体が、「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答している。
- もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、おおむね、正規職員、任期付職員及び非常勤の嘱託職員として法曹有資格者を採用していると回答した割合が大きく、逆に、「採用していないし、今後も採用する予定はない」と消極的な回答をした割合が少ないという傾向が見られる。
- そうすると、規模が大きい地方自治体では、今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれる。
- また、採用に消極的な意見として、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」とか、「厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極にならざるを得ない」との回答が多かったが、法曹有資格者が地方自治体内で勤務することの有効性が理解され、コスト等、採用に関する情報が周知されれば、法曹有資格者採用を検討する地方自治体が増える可能性がある。

## 6 将来の弁護士の利用意欲

行政不服申立てにおける裁決書等，地方自治体債権の管理回収，福祉分野，教育分野における法律相談，犯罪被害者等への対応について利用意欲が高かった。

将来，弁護士の利用が増加すると答えた地方自治体が多かったが，顧問弁護士の活用を念頭に置いている地方自治体が多かった。

法律相談を実施していると答えた地方自治体が多かったが，今後も現状どおりの回数でよいと答えた地方自治体が多かった。

○ 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向を聞いたところ（問18）、「希望する」との回答が比較的多かったものは、「地方自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人」（145，有効回答数751のうち19.3%）、「行政不服申立てにおける裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（111，有効回答数750のうち14.8%）、「地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（90，有効回答数750のうち12.0%）といったものであった。

また、「希望する」と「どちらかといえば希望する」と回答した割合の合計が比較的多かったもの（合計の割合が3割を超えているもの）としては、「行政不服申立てにおける裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（287，有効回答数750のうち38.3%）、「教育分野（いじめ，体罰等）における法律相談や支援」（277，有効回答数750のうち36.9%）、「犯罪被害者等（DV・ストーカー被害者，消費者被害などを含む。）への対応」（265，有効回答数749のうち35.4%）、「地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（260，有効回答数750のうち34.7%）及び「福祉分野（子ども，高齢者，障がい者，生活困窮者）における法律相談や支援」（249，有効回答数751のうち33.2%）があった。「その他」として自由記載で挙げられたものには，新行政不服審査法における審理員，内部通報等の受付窓口，職員の法務能力向上のための研修等が見られた。



図表5-20 地方自治体 問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向

(上段=度数, 下段=%)

	希望する	どちらかといえば希望する	どちらともいえない	どちらかといえば希望しない	希望しない	既に利用している	回答数 (無回答を除く。)
1.地方自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	145 (19.3)	51 (6.8)	38 (5.1)	1 (0.1)	2 (0.3)	514 (68.4)	751 (100.0)
2.行政不服申立てにおける裁決書等に関する法律相談及び文書チェック	111 (14.8)	176 (23.5)	150 (20.0)	18 (2.4)	29 (3.9)	266 (35.5)	750 (100.0)
3.地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	90 (12.0)	170 (22.7)	208 (27.7)	27 (3.6)	23 (3.1)	232 (30.9)	750 (100.0)
4.苦情処理対応の代理人	64 (8.5)	138 (18.4)	342 (45.7)	62 (8.3)	69 (9.2)	74 (9.9)	749 (100.0)
5.契約書に関する法律相談及び文書チェック	58 (7.7)	143 (19.1)	216 (28.8)	54 (7.2)	51 (6.8)	228 (30.4)	750 (100.0)
6.政策形成・推進における法律相談	45 (6.0)	129 (17.2)	305 (40.7)	54 (7.2)	63 (8.4)	153 (20.4)	749 (100.0)
7.条例等の立案過程における法律相談及び法令審査	47 (6.3)	135 (18.0)	293 (39.0)	77 (10.3)	81 (10.8)	118 (15.7)	751 (100.0)
8.福祉分野(子ども, 高齢者, 障がい者, 生活困窮者)における法律相談や支援	68 (9.1)	181 (24.1)	220 (29.3)	24 (3.2)	22 (2.9)	236 (31.4)	751 (100.0)
9.教育分野(いじめ, 体罰等)における法律相談や支援	84 (11.2)	193 (25.7)	207 (27.6)	20 (2.7)	17 (2.3)	229 (30.5)	750 (100.0)
10.犯罪被害者等(DV・ストーカー被害者, 消費者被害などを含む。)への対応	72 (9.6)	193 (25.8)	297 (39.7)	23 (3.1)	30 (4.0)	134 (17.9)	749 (100.0)

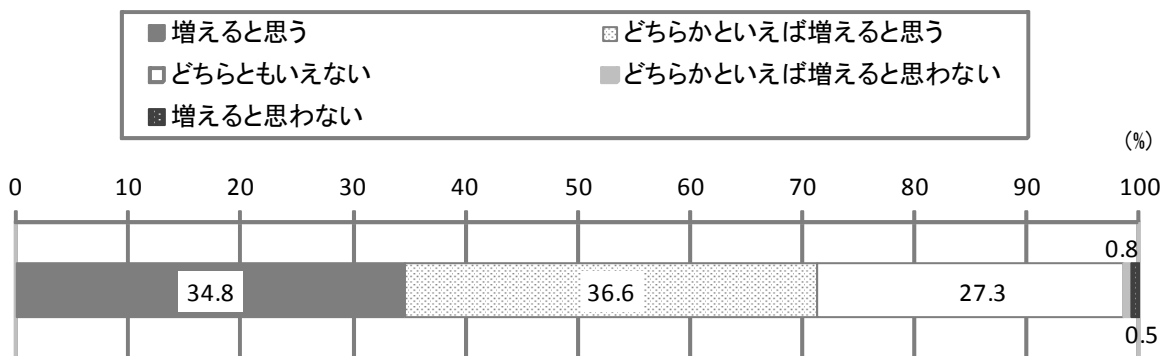
○ 今後、地方自治体において法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかとの問(問20)に対しては、「増えると思う」(260, 34.8%), 「どちらかといえば増えると思う」(274, 36.6%), これらの合計は71.4%と高い割合になっており、逆に「増えると思わない」(ないし「どちらかといえば増えると思わない」)と回答した割合はごく僅かとなっている。

そして、利用を望む法曹有資格者としては(問21)、8割を超える地方自治体(435)が顧問弁護士を挙げた。

逆に、問20で法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わないと答えた10に対して、その理由(問22)を聞いたところ、「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない職員で対応することで足りるから」が4、「法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家を利用することで足りるから」が2、「法律に関連する仕事は増えないから」が1という回答結果になった。

**図表5-21 地方自治体 問20 今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか**

	(左=度数, 右=%)	
増えると思う	260	(34.8)
どちらかといえば増えると思う	274	(36.6)
どちらともいえない	204	(27.3)
どちらかといえば増えると思わない	6	(0.8)
増えると思わない	4	(0.5)
回答数(無回答を除く。)	748	(100.0)



●【図表5-22 地方自治体問21 どのような法曹有資格者を利用することを望むか】(図表集)

●【図表5-23 地方自治体問22 法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由】(図表集)

○ 弁護士による市民向けの法律相談を実施しているかを聞いたところ(問24)、実施していると回答した地方自治体が575(有効回答数750の76.7%)に上った。もっとも、今後法律相談の回数を増やしたいかとの質問(問25)に対しては、「回数を増やしたい」とした地方自治体は62(有効回答数572の10.8%)にとどまり、449(78.5%)は「現状維持でよいと思う」と回答している。

●【図表5-24 地方自治体問24 弁護士による市民向けの法律相談を実施しているか】(図表集)

●【図表5-25 地方自治体問25 弁護士による市民向けの法律相談の回数を増やしたいと思うか】(図表集)

□ 以上によると、地方自治体において、訴訟関係の仕事の外に、行政不服申立てにおける裁決書等に関する相談や、地方自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉分野で法曹有資格者を活用したいと考えている地方自治体は比較的多いといえる。

そして、地方自治体は、今後も法曹有資格者を利用する機会は増えると考えており、その利用形態としては、法曹有資格者の中でも顧問弁護士を利用したいと考えていることが分かる。

総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えていることや、近年では、子どもに関する問題や女性、生活困窮者などの問題への対応も極めて重要となってきた中で、被援助者の抱える福祉に関する問題を、法的問題を含めて包括的に解決するといったニーズも高まることが想定される。

そうすると、行政不服申立てにおける裁決書等に関する相談や、地方自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉といった分野で、今後も法曹有資格者の需要が増加する可能性がある。

#### 第4 国における弁護士・法曹有資格者の活動

国の行政機関等における弁護士の在職数は、平成18年に47人であったところ、その後増加して平成26年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）となっている。今後も採用を予定しているところもあり、その活用を望む機関は増えると思われる。

○ 国の機関等で勤務する弁護士は、平成18年1月1日現在47人（常勤47人）であったものが、平成26年8月1日現在335人（常勤124人、非常勤211人）<sup>73</sup>に大きく増加した。

前記に関し、弁護士が常勤で在職している国の機関等は20であり、非常勤で在職している機関等は7であり、常勤、非常勤ともに在職している機関等は2であった（問3(1)）。

○ 採用年度別の弁護士の人数について見てみると、平成22年度頃までは毎年0人から3人程度であったところ、平成23年度は30人、平成24年度は75人、平成25年度は167人、平成26年度は、8月1日までの段階の数字ではあるが、57人と大幅に数が増加している（問4(1)）。

○ 弁護士以外の法曹有資格者については、弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る。）の在職人数（平成26年8月1日現在）も24人となっており（問1(2)）、総合職試験の院卒者試験受験者で採用された者のうち、日本の法科大学院修了者で新司法試験に合格している者の在職人数（平成26年8月1日現在）も21人となっている（問1(3)）。

前記に関し、弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る。）が在職しているのは9つの機関等であった（問1(2)）。

○ 弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る。）についての採用年度別の人数を見てみると、平成19年以降、僅かではあるが、1～2人程度から8人程度までその数が増えている（問4(2)）。

○ 弁護士を常勤公募で採用しようとして採用できなかったことがあるかとの問（問6(1)）に対しては、回答した48機関等のうち、4つが「採用できなかったことがある」と答え、その半数に当たる2つが「採用候補・内定者に辞退された」ことを理由に挙げた。

○ また、今後、新たに法曹有資格者の採用を計画している部署があるかとの問（問7）に対して、「ある」と回答した機関等は5であった。

□ 以上によると、国の機関においても、平成18年以降、47人から335人（なお、文部科学省における202人は、東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。）へと弁護士等の法曹有資格者の在職人数は大きく増加してきており、今後もその活用を望む機関等が増えると思われる。弁護士登録をしていない司法試験合格者の採用も20人前後になっている。

<sup>73</sup> 文部科学省における202人は、原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。

図表6-1 国 問 1(1)・問 2 弁護士の有職人数（平成18年1月1日及び平成26年8月1日現在）

機関	弁護士の有職人数	
	H18年1月1日現在	H26年8月1日現在
衆議院事務局	0	0
衆議院法制局	0	2
参議院事務局	0	0
参議院法制局	0	1
裁判官弾劾裁判所	1	1
裁判官訴追委員会	0	1
国立国会図書館	0	0
内閣官房	不明	4
内閣法制局	0	0
国家安全保障会議	0	0
人事院	0	0
復興庁	0	1
内閣府	0	4
宮内庁	0	0
公正取引委員会	6	18
警察庁	0	0
金融庁	25	32
消費者庁	0	22
総務省	0	4
公害等調整委員会	0	1
消防庁	0	0
法務省	6	7
公安調査庁	0	0
外務省	8	8
財務省	0	0
国税庁	0	0
国税不服審判所	0	0
文部科学省	0	202
文化庁	0	1
厚生労働省	0	1
中央労働委員会	0	0
農林水産省, 林野庁, 水産庁	0	0
経済産業省	不明	13
資源エネルギー庁	不明	2
中小企業庁	把握していない	1
特許庁	1	2
国土交通省	0	4
観光庁	0	1
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
海難審判所	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	1
防衛省	0	0
会計検査院	0	1
合計	47	335

※ 弁護士の有職者数については、各行政機関等の本省等における人数を調査した。よって、当該行政機関等の外局や関連機関、地方機関は含んでいない。

図表6-2 国 問3(1) 在職弁護士の勤務形態

常勤が在職している機関	20
非常勤が在職している機関	7
両方及在職している機関	2
回答機関数	25

図表6-3 国 問4(1) 採用年度別の弁護士等の人数

平成19年度	1
平成20年度	0
平成21年度	2
平成22年度	3
平成23年度	30
平成24年度	75
平成25年度	167
平成26年度	57
合計	335

図表6-4 国 問6(1) 弁護士を採用しようとして採用できなかったことがあるか (常勤公募)

採用できなかったことはない	18
採用できなかったことがある	4
実績なし	1
無回答	25
回答数	48

図表6-5 国 問6(1)\_1 弁護士を採用しようとして採用できなかった理由 (常勤公募)

採用候補・内定者に辞退されたため	2
理由は不明だが、任期付職員を募集した際、応募がなかったことがあり、採用に至らなかったケースがあった	1
法曹有資格者を公募したが、応募がなかったなどの理由	1
回答数	4

図表6-6 国 問7 今後、新たに法曹有資格者の採用を計画している部署はあるか

ある	5
ない	17
現段階では、はっきりとしない	24
無回答	2
回答数	48

## 第5 裁判事件数の調査

### 1 最近の裁判事件数（新受事件数）の動向

○ 全裁判所の新受事件数について見ると、次のとおりである。

#### (1) 民事事件・刑事事件・家事事件全体の新受事件数の推移

裁判事件数動向については、事件数全体を見ると減少傾向が見られる。

#### ア 新受事件数の推移

○ 全裁判所の新受事件数は、平成15年を最大値として、これまで減少傾向である。  
もともと、多様な事件が含まれているので、事件類型に着目してその動向を分析する。

図表7-1 民事事件・刑事事件・家事事件全体の新受事件数の推移

年次	民事・行政(件)	刑事(人)	家事(件)	少年(人)	計
昭和 27 年	549,710	1,554,476	365,618	190,061	2,659,865
30	827,659	2,543,083	358,156	341,607	4,070,505
35	970,134	3,353,027	336,057	792,255	5,451,473
40	1,255,547	5,208,541	302,856	1,086,878	7,853,822
45	1,231,321	2,309,724	280,021	790,880	4,611,946
50	1,076,665	2,830,403	299,806	440,914	4,647,788
55	1,469,848	2,696,551	349,774	587,784	5,103,957
60	2,548,585	3,042,239	403,230	686,512	6,680,566
平成 元 年	1,829,833	1,713,973	350,542	505,226	4,399,574
2	1,715,193	1,693,734	342,998	483,442	4,235,367
3	1,852,084	1,656,521	352,102	445,692	4,306,399
4	2,171,766	1,701,470	370,917	402,231	4,646,384
5	2,350,698	1,699,003	396,546	358,158	4,804,405
6	2,436,256	1,638,764	404,080	323,551	4,802,651
7	2,411,360	1,555,364	412,031	295,556	4,674,311
8	2,547,582	1,620,053	426,511	300,755	4,894,901
9	2,680,283	1,687,900	449,164	319,010	5,136,357
10	2,975,984	1,670,486	487,477	320,945	5,454,892
11	2,998,593	1,702,272	520,971	300,365	5,522,201
12	3,051,709	1,638,040	560,935	286,470	5,537,154
13	3,098,011	1,649,946	596,478	287,682	5,632,117
14	3,298,354	1,654,770	638,195	284,868	5,876,187
15	3,520,500	1,636,719	683,716	274,267	6,115,202
16	3,172,564	1,607,589	700,072	261,806	5,742,031
17	2,712,823	1,568,158	717,842	236,531	5,235,354
18	2,621,130	1,495,046	742,670	214,801	5,073,647
19	2,255,536	1,341,657	751,500	197,639	4,546,332
20	2,252,437	1,238,800	766,013	175,734	4,432,984
21	2,408,564	1,215,143	799,572	173,946	4,597,225
22	2,179,355	1,158,443	815,052	165,058	4,317,908
23	1,985,305	1,105,822	815,523	153,128	4,059,778
24	1,707,709	1,098,990	857,237	134,185	3,798,121
25	1,524,029	1,050,727	916,409	123,088	3,614,253

※ 裁判所データブック2014を基に作成。

- ※ 「刑事」には、医療観察事件を含む。
- ※ 「家事」には、平成16年4月以降家庭裁判所及び地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。
- ※ 「少年」には、家庭裁判所で受理した成人の刑事事件を含む。

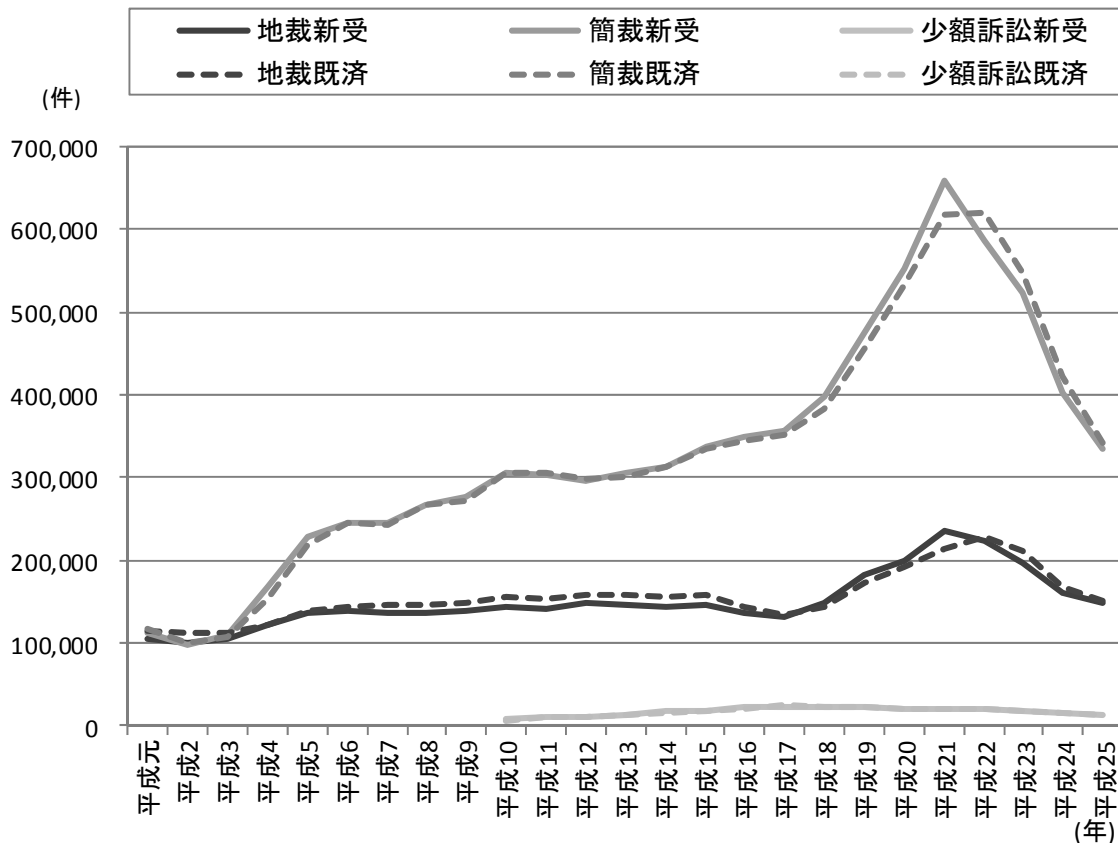
**(2) 新受事件の事件類型別の動向（民事事件）**

民事事件数の動向を見ると、減少傾向が見られる。事件種別に見ると、減少数のうち大きなものは、特定調停事件、個人破産事件、動産執行事件、支払督促事件及び民事雑事件であり、特定調停事件や個人破産事件、支払督促事件については個人の多重債務者の減少や貸金返還請求事件の過払金返還請求事件への置き換わり現象が、民事雑事件については立件基準の変更が原因として考えられる。

- 第一審通常訴訟事件は、地裁、簡裁ともに、平成21年までおおむね増加傾向であり、同年を最高値として、急激に減少している（地裁平成元年104,469件→平成21年235,508件→平成25年147,390件〔平成21年の約62.6%〕。簡裁平成元年112,472件→平成21年658,227件→平成25年333,746件〔平成21年の約50.7%〕）。

**図表7-2** 民事第一審通常訴訟 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	地裁新受	地裁既済	簡裁新受	簡裁既済	少額訴訟 新受	少額訴訟 既済
平成元年	104,469	115,502	112,472	118,019		
平成2年	100,212	112,020	96,635	99,545		
平成3年	105,161	111,958	110,942	107,102		
平成4年	122,670	122,780	168,588	153,566		
平成5年	136,326	137,934	227,791	219,027		
平成6年	139,130	144,693	244,131	245,628		
平成7年	137,106	146,651	244,865	243,534		
平成8年	135,455	145,858	266,573	266,645		
平成9年	138,752	147,373	276,120	273,087		
平成10年	144,809	156,683	306,169	305,801	8,348	6,819
平成11年	142,272	154,395	302,690	306,349	10,027	9,928
平成12年	147,759	158,781	297,261	299,579	11,128	10,867
平成13年	146,115	157,451	305,711	301,997	13,504	13,205
平成14年	143,839	155,755	312,952	312,263	17,181	16,454
平成15年	147,085	159,032	337,231	334,188	18,117	18,125
平成16年	135,792	143,294	349,014	344,580	21,761	20,609
平成17年	132,654	133,006	355,386	352,449	23,584	24,021
平成18年	148,767	142,976	398,261	382,753	22,679	22,394
平成19年	182,290	172,885	475,624	456,968	22,122	22,269
平成20年	199,522	192,233	551,875	533,742	20,782	20,829
平成21年	235,508	214,512	658,227	618,432	21,233	21,208
平成22年	222,594	227,435	585,594	620,587	19,133	19,680
平成23年	196,366	212,498	522,639	547,140	17,841	17,755
平成24年	161,313	168,230	403,309	420,728	15,897	16,394
平成25年	147,390	149,931	333,746	342,316	13,240	13,570



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「地裁新受」は、人事訴訟新受を除いた値。

※ 「地裁既済」は、平成16年4月以降は人事訴訟を除いた値。

※ 「簡裁新受」、「簡裁既済」は、少額訴訟から通常訴訟に移行したものを含まない。

- 調停事件は、平成15年まで急激に増加（平成元年56,115件→平成15年615,313件）し、その後、急激に減少し、平成25年（47,596件）は、平成元年の事件数を下回っている。平成12年から特定調停の制度が導入されたが、特定調停については、平成15年まで急激な増加（平成12年210,866件→平成15年537,071件）、その後急激な減少が見られ（平成25年3,849件）、調停事件全体から特定調停事件を減じた部分を見ると、緩やかな減少傾向が見られ、最近5年間を見ても、その傾向は続いている（平成21年52,611件→平成25年43,747件）。
- 個人破産事件は、平成15年まで増加し（平成元年9,433件→平成15年242,849件）、同年を最大値として、平成25年まで一貫して減少している（平成25年72,287件）。給与再生事件も同様の傾向が見られる（平成13年4,478件→平成15年8,611件→平成25年719件）。小規模再生事件は、制度開始当初から平成19年まで増加した（平成13年1,732件→平成19年24,586件）後、平成25年まで一貫して減少している（平成25年7,655件）。
- 法人破産事件は、増減を繰り返しながら、平成21年に最大値を記録し（11,424件）、その後、減少傾向にある（平成25年8,849件）が、平成25年は、平成15年程度の水準にあり、この期間（平成元年以降）で最も少ない平成元年（886件）の約10倍である。通常再生事件は、平成13年に最大値を記録した（1,110件）後、減少傾向にある（平成25年209件）。会社更生事件は、平成10年及び平成14年が88件と多く、特に平成14年から引き続く平成15年（63件）、平成16年（45件）及び平成17年（44件）と比較的件数の多い時期を形成していたが、その後はそれよりも低い水準



で推移している（平成25年6件）。特別清算事件は、200件以下で推移していた平成元年から平成9年までと異なり、平成10年以降は、およそ250件から400件の幅で推移している（平成25年280件）。

- 民事執行事件のうち、不動産執行事件は、平成10年（78,538件）に、債権執行事件は平成11年（181,535件）にそれぞれ最大値となった後、おおむね減少傾向にある（ただし、債権執行事件は、最近2年間は増加している（平成23年111,500件→平成25年116,439件）。）。動産執行事件は、この期間（平成元年以降）の最大であった平成元年（253,963件）から平成3年（198,915件）にかけて減少し、その後平成6年まで増加した（225,396件）後、減少傾向にある（平成25年25,301件。平成元年の約10.0%）。
- 支払督促事件は、平成10年に最大（614,642件）となった後、減少傾向にある（平成25年256,359件。平成10年の約41.7%）。
- 地裁民事雑事件は、平成15年に最大となった（430,402件）後、平成17年に急減し（平成16年383,044件→平成17年168,318件）、更に平成19年にも急減している（平成18年158,251件→平成19年72,467件、平成25年65,599件）。簡裁民事雑事件は、平成10年を最大に（572,838件）減少傾向にあった（→平成18年425,132件）が、平成19年に急減（212,726件）している（平成25年139,767件）。
- 民事事件数の動向を見ると減少傾向が見られるが、減少数の大きなものは、特定調停事件、個人破産事件、動産執行事件、支払督促事件、民事雑事件である。

特定調停事件は、多重債務解消を目的としていることからすれば、個人破産事件と同様の傾向を示すものといえる。特定調停事件は、複数の債権者を相手に申し立てる際、相手方ごとに申立てがされることもあるから、一人当たりの申立件数が複数に及ぶことも考えられる。そうしたことから、特定調停の対象となる多重債務者の減少に伴い、件数としては数倍の数が減少することが考えられる。

また、後記（図表7-14参照）のとおり、貸金返還請求事件が平成10年から平成18年にかけて減少傾向を示し、金銭のその他（過払金返還請求事件を含む。後記2(2)ア参照）の事件が平成17年から平成22年にかけて増加傾向を示していることからすると、いわゆる消費者金融会社からの貸金返還請求事件が債務者からの過払金返還請求事件に置き換わったことが考えられ、特定調停事件や個人破産事件、支払督促事件の事件の減少については、このような減少の影響が大きいとも考えられる。

民事雑事件については、平成17年の新破産法の施行に伴い、個人破産事件中、免責事件について別途の事件番号を付さない扱いとなったことに加え、その後、民事雑事件として立件する基準が変更になったことから、急激な減少が見られるものと考えられる。

- 【図表7-3 調停 事件類型別の新受・既済事件数の推移】（図表集）
- 【図表7-4 個人倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移】（図表集）
- 【図表7-5 法人等倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移】（図表集）
- 【図表7-6 民事執行 事件類型別の新受・既済事件数の推移】（図表集）
- 【図表7-7 支払督促・民事雑 事件類型別の新受事件数の推移】（図表集）

### (3) 新受事件の事件類型別の動向（刑事事件・少年事件）

刑事事件（少年事件を含む。）も減少傾向が見られる。

- 平成元年以降では、地裁は、平成16年までおおむね増加傾向にあり（平成元年69,738人→平成16年113,464人）、その後減少している（平成25年71,771人。平成16年の約63.3%）。簡裁は、平

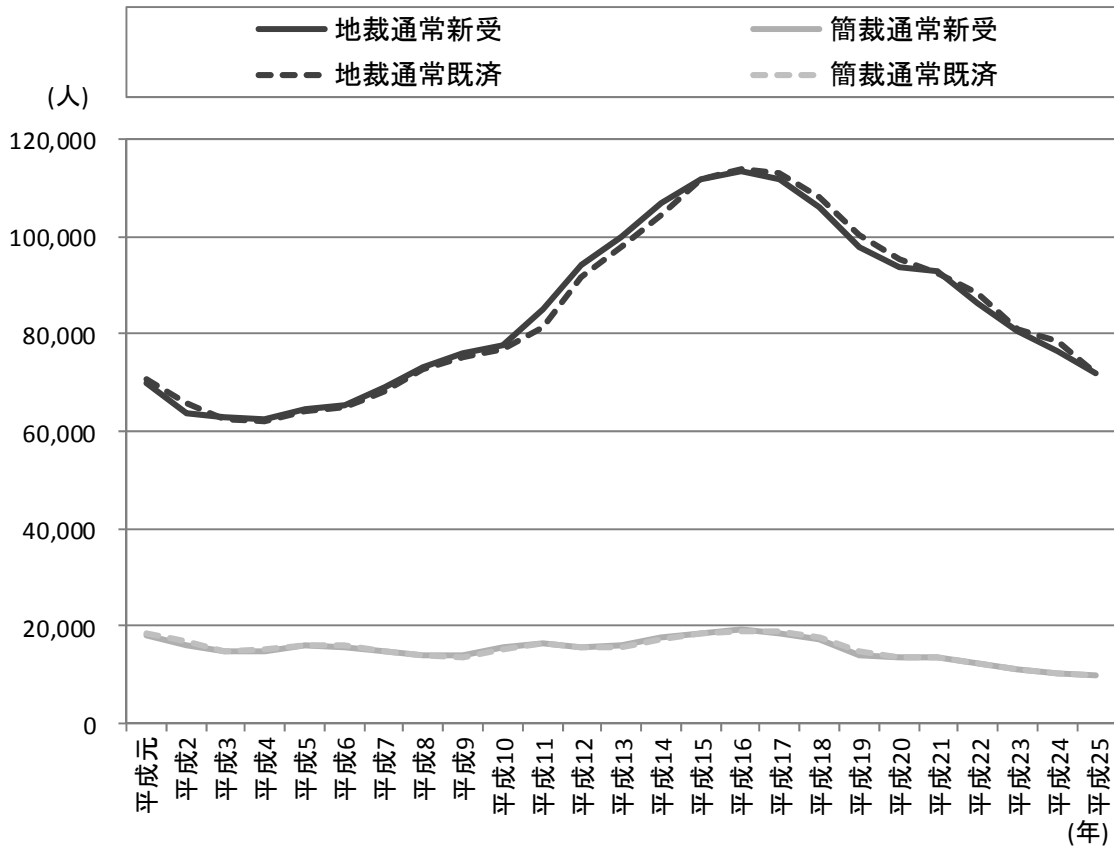
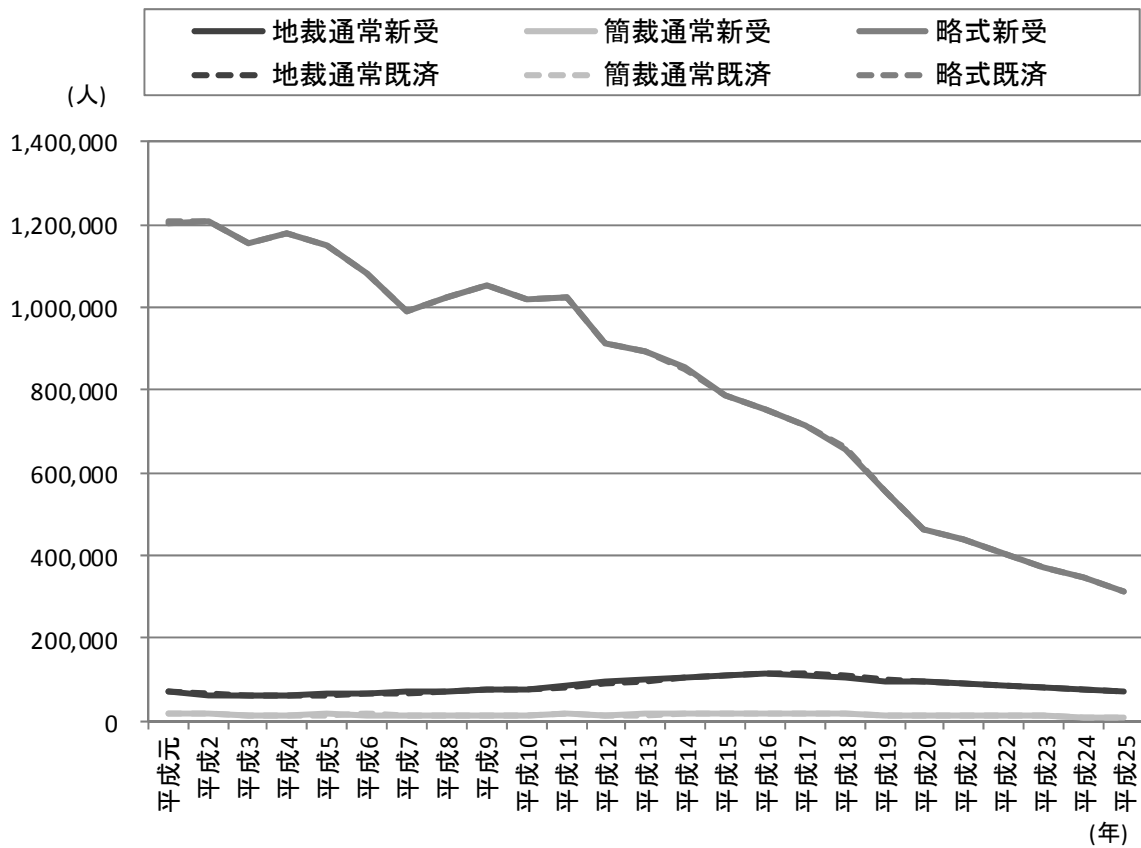
成16年までの間、13,000人台後半から19,000人台前半の間を推移していた（平成9年13,808人、平成16年19,375人）が、その後はおおむね減少傾向にある（平成25年9,842人。平成16年の約50.8%）。略式事件は、平成2年を最大として、減少傾向が続いており、平成25年には、最大人数の約4分の1（約25.9%）まで減少している（平成2年1,205,534人→平成25年312,248人）。

- 一般少年保護事件は、平成元年から平成7年にかけて減少し（平成元年210,718人→平成7年139,961人）、その後、平成10年まで増加し（平成10年172,744人）、横ばいの傾向が見られた（平成15年166,231人）が、平成16年からはほぼ一貫して減少しており、平成25年は、平成16年の半数弱（46.6%）となっている（平成16年161,951人→平成25年75,150人）。
- 交通少年保護事件は、平成元年を最大に、平成7年まで急激に減少した（平成元年292,039人→平成7年153,742人）後、減少幅を緩やかにしながらも、一貫して減少している（平成25年46,134人〔平成元年の15.8%〕）。
- 刑事事件及び少年保護事件は、いずれも、減少傾向が続いている。

図表7-8 刑事事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	通常新受 (地裁)	通常既済 (地裁)	通常新受 (簡裁)	通常既済 (簡裁)	略式新受	略式既済
平成元年	69,738	70,870	18,160	18,329	1,204,352	1,207,240
平成2年	63,763	65,862	16,087	16,776	1,205,534	1,208,163
平成3年	62,709	62,577	15,014	14,768	1,153,469	1,153,378
平成4年	62,369	62,145	14,951	15,051	1,177,546	1,177,367
平成5年	64,428	64,138	16,119	15,876	1,150,693	1,150,696
平成6年	65,245	64,932	15,784	16,022	1,081,564	1,082,597
平成7年	69,144	68,151	14,884	14,903	989,328	990,097
平成8年	73,145	72,884	14,058	14,131	1,024,498	1,022,650
平成9年	75,834	75,086	13,808	13,771	1,052,965	1,053,852
平成10年	77,496	76,795	15,496	15,105	1,019,291	1,018,489
平成11年	85,016	81,295	16,395	16,423	1,025,520	1,024,196
平成12年	94,141	91,531	15,587	15,742	913,324	913,555
平成13年	99,993	97,714	15,963	15,651	892,050	891,840
平成14年	107,029	104,274	17,631	17,236	853,805	851,202
平成15年	111,822	111,767	18,683	18,668	786,109	787,033
平成16年	113,464	113,649	19,375	19,118	752,382	752,131
平成17年	111,730	113,146	18,491	18,950	714,534	716,848
平成18年	106,020	108,136	17,308	17,552	658,398	661,193
平成19年	97,828	100,364	14,178	14,709	555,246	554,794
平成20年	93,568	95,196	13,678	13,647	465,273	464,790
平成21年	92,777	92,324	13,506	13,496	438,435	437,888
平成22年	86,387	88,399	12,164	12,382	406,070	406,502
平成23年	80,608	80,888	11,113	11,284	369,670	370,767
平成24年	76,588	78,395	10,105	10,202	345,150	345,611
平成25年	71,771	71,904	9,842	9,912	312,248	312,621

※ 最高裁判所提供データを基に作成。



## ●【図表7-9 少年保護事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移】(図表集)

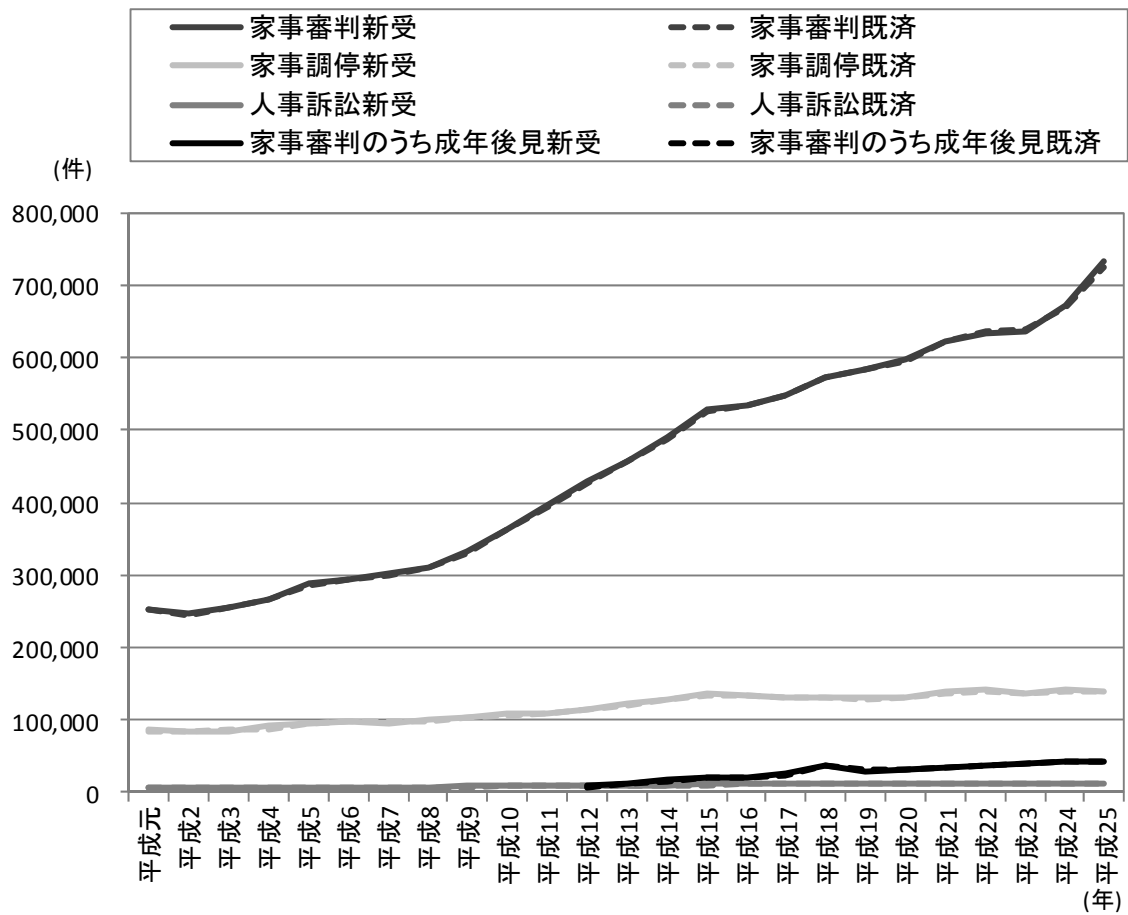
## (4) 新受事件の事件類型別の動向(家事事件)

家事事件のうち、家事審判事件は増加傾向にあるが、家事調停事件及び人事訴訟事件は近年ほぼ横ばいである。

- 家事審判事件は、平成元年(252,587件)から平成2年に一度減少した(245,609件)後、増加して平成25年(734,228件)に至っており、平成元年の約2.91倍に及んでいる。家事調停事件は、平成元年(85,219件)からおおむね増加傾向が続いていたが、平成21年以降は約14万件前後でほぼ横ばいとなっている(平成25年は139,593件で、平成元年の約1.64倍)。人事訴訟事件も同様に、平成元年(6,501件)からおおむね増加傾向が続いていたが、平成16年以降は約1万1000件前後でほぼ横ばいとなっている(平成25年は10,594件で、平成元年の約1.63倍)。
- 家事事件のうち家事審判事件は増加傾向にあるが、家事調停事件及び人事訴訟事件は近年ほぼ横ばいである。

図表7-10 家事事件及び人事訴訟事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	家事審判 新受	家事審判 既済	家事調停 新受	家事調停 既済	人事訴訟 新受	人事訴訟 既済	家事審判 のうち 成年後見 新受	家事審判 のうち 成年後見 既済
平成元年	252,587	253,164	85,219	83,799	6,501	6,428		
平成2年	245,609	244,948	85,099	83,011	6,659	6,617		
平成3年	254,809	254,536	85,112	85,329	6,919	6,851		
平成4年	267,327	264,863	91,079	87,819	6,767	6,745		
平成5年	286,843	286,136	95,837	94,266	7,185	6,890		
平成6年	292,573	292,849	96,920	96,512	7,262	7,247		
平成7年	301,133	300,425	96,099	98,338	7,373	7,368		
平成8年	311,527	310,903	100,097	98,104	7,504	7,369		
平成9年	332,009	330,526	102,322	102,379	7,836	7,767		
平成10年	363,666	362,094	107,559	106,824	7,869	8,054		
平成11年	394,912	393,858	109,263	109,660	8,680	8,355		
平成12年	429,115	425,409	114,822	113,035	9,091	8,844	8,617	5,829
平成13年	456,611	455,400	122,148	120,794	9,426	9,128	12,244	11,806
平成14年	490,519	487,577	128,554	126,685	10,120	9,691	16,484	14,953
平成15年	527,522	524,632	136,125	134,570	10,748	10,367	20,066	19,954
平成16年	533,654	533,925	133,227	134,388	11,307	10,810	20,610	21,198
平成17年	548,834	546,579	129,876	129,818	11,496	11,253	24,448	23,440
平成18年	572,781	573,418	129,690	130,331	11,021	11,051	36,991	37,423
平成19年	583,426	582,746	130,061	128,115	11,343	11,127	29,782	31,055
平成20年	596,945	594,936	131,093	130,547	10,718	10,874	32,004	32,292
平成21年	621,316	621,800	138,240	135,384	10,817	10,552	33,496	33,768
平成22年	633,337	636,024	140,557	138,917	11,373	10,820	36,994	37,112
平成23年	636,757	637,854	137,190	136,294	11,389	10,583	38,783	39,073
平成24年	672,690	670,584	141,802	139,804	11,409	11,840	42,855	42,319
平成25年	734,228	724,592	139,593	137,627	10,594	10,873	43,288	42,816



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 家事審判及び家事調停における平成25年の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

※ 人事訴訟について、平成15年までは地裁人事訴訟事件の数であり、平成16年以降は、地裁人事訴訟事件及び家裁人事訴訟事件の合計である。

※ 成年後見について、平成12年は、旧制度並びに後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である（後見開始等の申立てには、後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。）。

## 2 事件類型と弁護士との関与の動向

### (1) 事件類型別の動向（民事・刑事・家事）

- 全裁判所の既済事件数については、図表7-2ないし7-6及び7-8ないし7-10のとおりである。
- このように、既済事件数の傾向は、新受事件数の傾向とほぼ沿うところがあり、これまでその例外が見られないことからすれば、今後当面の間も、同様に推移するのではないかと考えられる。

### (2) 民事第一審訴訟事件

裁判事件数動向を既済事件で見ると、前記の新受事件の動向と同様に、事件数全体を見ると減少傾向が見られる。もっとも、地裁については、平成18年頃からの過払金返還請求訴訟事件の影響を除けば、その程度は微減である。

事件類型別には、年代の変化により、契約に直接関連するもの（売買、貸金等）が減少し、損害賠償に関連するものが増加する傾向が見られる。

#### ア 過払金等の影響の程度

- 民事事件では、最近、過払金返還請求訴訟と呼ばれる事件が非常に多く提起されていた。
- 過払金返還請求訴訟は、貸金業法上、一定の要件を満たすと利息制限法上の利率規制を超える利率に基づいて貸金の利息を定めることができることとなっており、そうした要件を満たさない場合には、借主による返済の一部が貸金業者の不当利得（過払金）となることから、その返還を求めるものが一般的である。こうした訴訟が、平成18年頃から急増した。しかし、貸金業法の改正（平成22年6月18日までに完全施行）に伴い、このような過払金が生じる可能性が極めて低くなったことから、今後終息に向かうことが見込まれる。そうすると、この事件類型は、一時的に大きな割合を占めるに至ったものにすぎないと考えられることから、近年の民事事件の傾向を見るには、この事件類型を除いた数値を見るのが望ましいと考えられる。

「過払金返還請求訴訟」そのものの統計はないが、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第3回）によれば、過払金返還請求訴訟のうち多くのものは、裁判所の統計における事件類型中「金銭のその他」という事件類型に含まれることから、平成16年3月までは「金銭のその他」を、同年4月以降は、統計における事件類型上「金銭のその他」に含まれていた「建築請負代金」、「労働に関する訴え（金銭）」及び「知的財産権に関する訴え（金銭）」が独立の類型として扱われることとなったが、経年比較の便宜上、これら全てを「過払金等」と定義付けし、この事件数を除いた数値を示した。

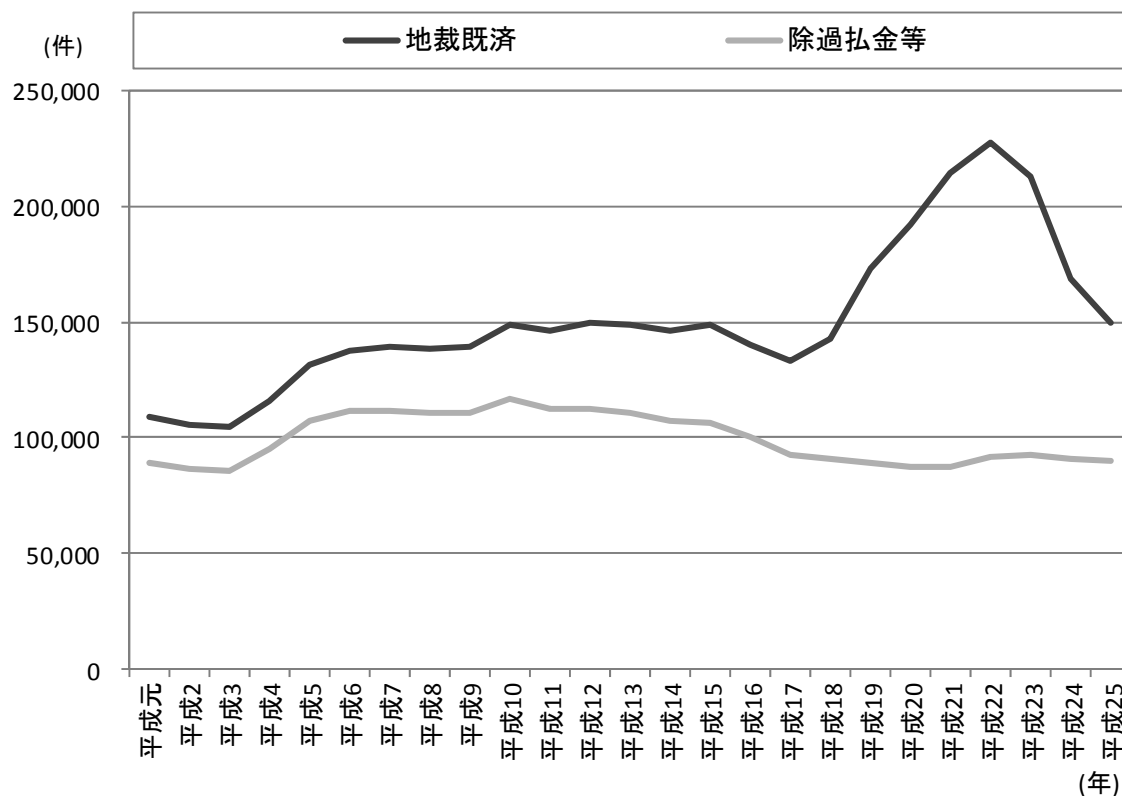
- これによれば、「過払金等」を除いた民事事件は、地裁において、平成元年に89,528件であったが、平成10年に、平成元年から平成25年までの最大値（116,700件）となり、その後減少している。平成16年から平成25年までの10年間を見ると、約8万7000件から約10万件の間で推移している（平成25年89,689件）。

また、簡裁においては、平成元年から平成25年までを見ても、平成元年には107,325件であったものが、増加傾向を示し、平成21年に約30万件となってから減少に転じ、平成25年には184,345件となっている。

- このようなことからすれば、地裁においては、新受事件と同様に、既済事件も減少傾向が見られるが、平成18年頃からの過払金返還請求訴訟事件の影響を除けば、その程度は微減であるといえる。他方、簡裁においては、平成21年を最大として、近年は減少傾向にある。

図表7-11 民事第一審通常訴訟事件 地裁（過払金等を除いたもの）

	地裁既済	除過払金等		地裁既済	除過払金等
平成元年	109,074	89,528	平成14年	146,064	107,487
平成2年	105,403	86,469	平成15年	148,665	106,321
平成3年	105,107	85,617	平成16年	140,424	99,966
平成4年	116,035	95,019	平成17年	133,006	92,246
平成5年	131,044	107,045	平成18年	142,976	90,846
平成6年	137,446	111,509	平成19年	172,885	88,872
平成7年	139,283	111,407	平成20年	192,233	87,241
平成8年	138,489	110,564	平成21年	214,512	87,736
平成9年	139,606	111,068	平成22年	227,435	91,533
平成10年	148,629	116,700	平成23年	212,498	92,265
平成11年	146,040	112,787	平成24年	168,230	90,562
平成12年	149,937	112,745	平成25年	149,931	89,689
平成13年	148,323	110,449			



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

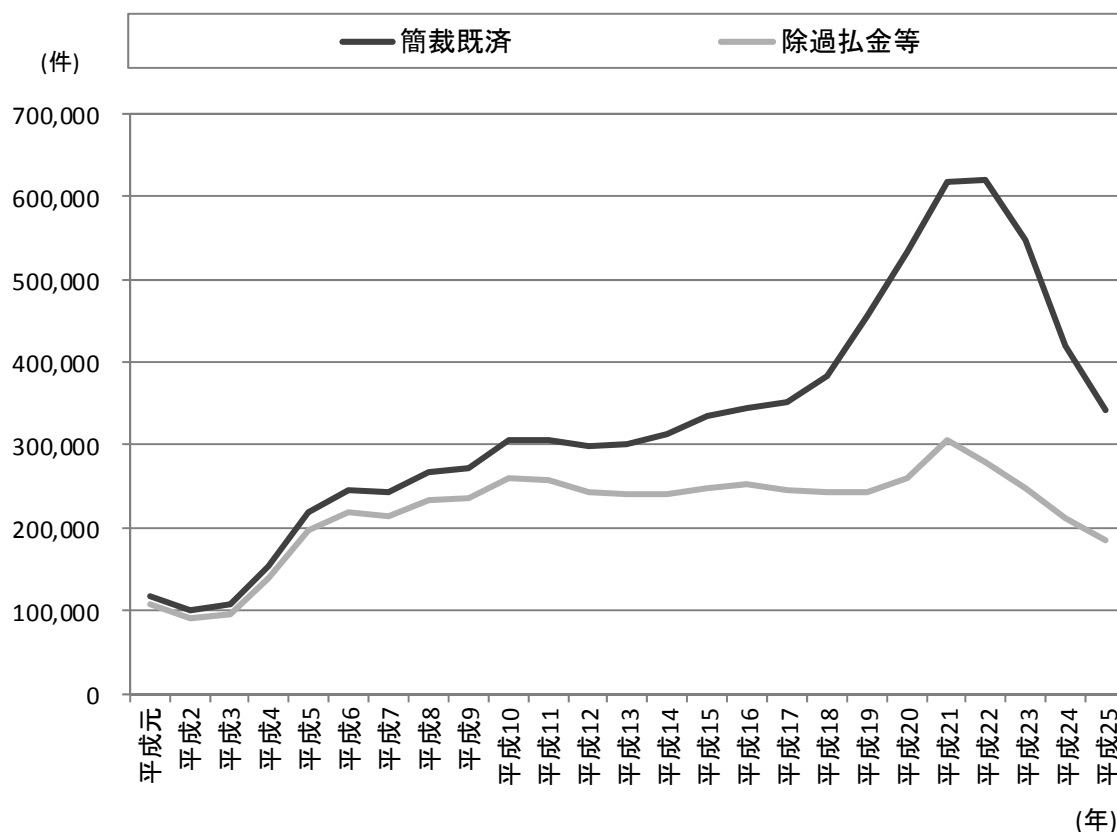
※ 「除過払金等」とは、「地裁既済」から「過払金等」を除いたもの。

※ 「過払金等」とは、過払金返還請求訴訟のうち多くのものが含まれる事件類型である「金銭のその他」（平成16年4月以降は「金銭のその他」に加え、それより前には統計上この類型に含まれていた「建築請負代金」、「労働に関する訴え（金銭）」及び「知的財産権に関する訴え（金銭）」の合計）を指す。

※ 人事訴訟既済を除いた値。

図表7-12 民事第一審通常訴訟事件 簡裁（過払金等を除いたもの）

	簡裁既済	除過払金等		簡裁既済	除過払金等
平成元年	118,019	107,325	平成14年	312,263	240,393
平成2年	99,545	89,703	平成15年	334,188	248,687
平成3年	107,102	96,501	平成16年	344,580	251,607
平成4年	153,566	139,050	平成17年	352,449	245,744
平成5年	219,027	197,515	平成18年	382,753	242,253
平成6年	245,628	219,206	平成19年	456,968	242,203
平成7年	243,534	213,740	平成20年	533,742	260,263
平成8年	266,645	233,714	平成21年	618,432	305,320
平成9年	273,087	236,263	平成22年	620,587	278,216
平成10年	305,801	260,424	平成23年	547,140	248,628
平成11年	306,349	257,257	平成24年	420,728	211,550
平成12年	299,579	243,610	平成25年	342,316	184,345
平成13年	301,997	241,264			



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「簡裁既済」は、少額訴訟から通常訴訟に移行したものを含まない。

※ 「除過払金等」とは、「簡裁既済」から「過払金等」を除いたもの。

※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。



## イ 事件類型別の特徴

- 裁判所における統計上の事件類型別の特徴を見るに当たり、大きな傾向をつかむため、地裁及び簡裁のそれぞれについて、昭和53年から平成25年まで36年間のうち、5年ごとに上位5番までの事件類型を調べた。

そうしたところ、地裁については、「売買代金」、「貸金」、「立替金」、「交通損害賠償」、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「建物」、「土地」及び「その他」の9類型が該当することが分かる。なお、この上位9類型で既済事件全体の8割以上（昭和53年では81.87%、平成25年では98.90%）を占めている。

簡裁については、前記上位9類型のうち「その他」を除いた8類型が該当することが分かる。なお、この上位8類型で既済事件全体の96%以上（平成20年で96.18%、平成15年で99.27%）を占めている。

- 地裁においては、「売買代金」や「貸金」、「立替金」、「土地」がおおむね減少傾向にある一方、「交通損害賠償」や「その他の損害賠償」が増加傾向にあるほか、「建物」が、平成13年までおおむね増加傾向を示し、その後は増減があるものの、他の事件類型に比べて高水準にある。

簡裁においては、大きな割合を占める事件類型を見ると、「金銭のその他」が平成3年から平成22年まで一貫して増加、「貸金」は平成8年から平成21年まで増加傾向にあったが、いずれもその後急減している。「立替金」は、平成11年から減少傾向にあり、平成23年から平成24年にかけて急減した。それ以外の事件類型では、「交通損害賠償」が、平成10年以降、増加傾向にある。

図表7-13 民事第一審通常訴訟 事件類型別順位表（既済）：地裁

			上位 9 類型				
			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	金銭の その他	貸金	土地	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	85,029	16,691	11,974	11,513	9,650	8,382
	全体に対する割合		19.63%	14.08%	13.54%	11.35%	9.86%
昭和 58年	類型	全体	金銭の その他	土地	貸金	建物	立替金
	件数	93,172	13,717	13,562	11,598	11,112	10,320
	全体に対する割合		14.72%	14.56%	12.45%	11.93%	11.08%
昭和 63年	類型	全体	金銭の その他	建物	土地	貸金	その他の 損害賠償
	件数	113,471	20,168	19,507	16,388	12,304	12,215
	全体に対する割合		17.77%	17.19%	14.44%	10.84%	10.76%
平成 5年	類型	全体	金銭の その他	立替金	建物	土地	貸金
	件数	131,149	24,104	20,953	18,840	16,531	15,765
	全体に対する割合		18.38%	15.98%	14.37%	12.60%	12.02%
平成 10年	類型	全体	金銭の その他	建物	貸金	立替金	その他の 損害賠償
	件数	148,629	31,929	23,343	19,516	18,046	16,012
	全体に対する割合		21.48%	15.71%	13.13%	12.14%	10.77%
平成 15年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地
	件数	148,665	42,344	27,959	17,841	14,838	10,547
	全体に対する割合		28.48%	18.81%	12.00%	9.98%	7.09%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地
	件数	192,233	104,992	25,530	18,744	10,126	8,250
	全体に対する割合		54.62%	13.28%	9.75%	5.27%	4.29%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	交通 損害賠償	その他
	件数	149,931	60,242	24,571	21,328	11,186	8,990
	全体に対する割合		40.18%	16.39%	14.23%	7.46%	6.00%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

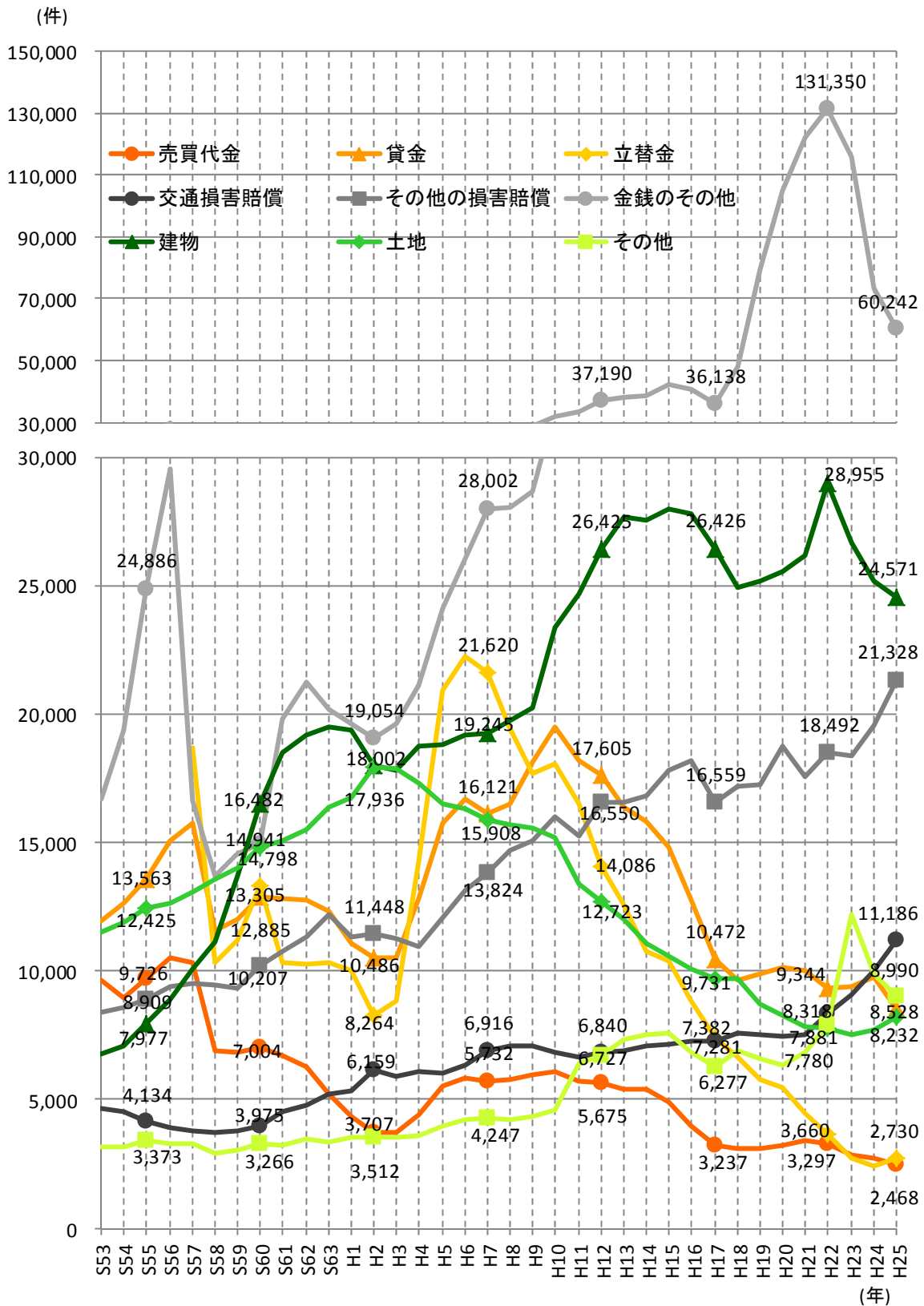
※ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、裁判所の統計上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。

「その他の損害賠償」は、損害賠償のうち、「交通損害賠償」その他個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件である。

「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

「土地」には、土地の明渡し、引渡し、境界確定、所有権確認、土地に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

図表7-14 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移：地裁 上位9類型



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-15 民事第一審訴訟 事件類型別順位表（既済）：簡裁

	類型	全体	上位 8 類型				
			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	売買代金	金銭の その他	貸金	土地	建物
	件数	64,287	20,591	19,597	10,266	5,264	4,750
	全体に対する割合		32.03%	30.48%	15.97%	8.19%	7.39%
昭和 58年	類型	全体	立替金	貸金	売買代金	金銭の その他	建物
	件数	163,475	79,179	39,168	16,578	11,555	5,467
	全体に対する割合		48.43%	23.96%	10.14%	7.07%	3.34%
昭和 63年	類型	全体	立替金	貸金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	157,200	71,966	44,892	12,807	9,450	6,822
	全体に対する割合		45.78%	28.56%	8.15%	6.01%	4.34%
平成 5年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	219,060	93,970	81,876	21,514	8,395	5,256
	全体に対する割合		42.90%	37.38%	9.82%	3.83%	2.40%
平成 10年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	312,709	135,589	106,375	48,612	7,053	4,961
	全体に対する割合		43.36%	34.02%	15.55%	2.26%	1.59%
平成 15年	類型	全体	貸金	金銭の その他	立替金	交通 損害賠償	売買代金
	件数	352,643	153,063	94,525	75,877	8,507	7,485
	全体に対する割合		43.40%	26.80%	21.52%	2.41%	2.12%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	売買代金
	件数	554,905	285,162	167,792	61,061	13,433	8,156
	全体に対する割合		48.61%	30.24%	11.00%	2.42%	1.47%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	その他の 損害賠償
	件数	356,092	165,988	98,170	52,271	16,978	6,229
	全体に対する割合		46.61%	27.57%	14.68%	4.77%	1.75%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

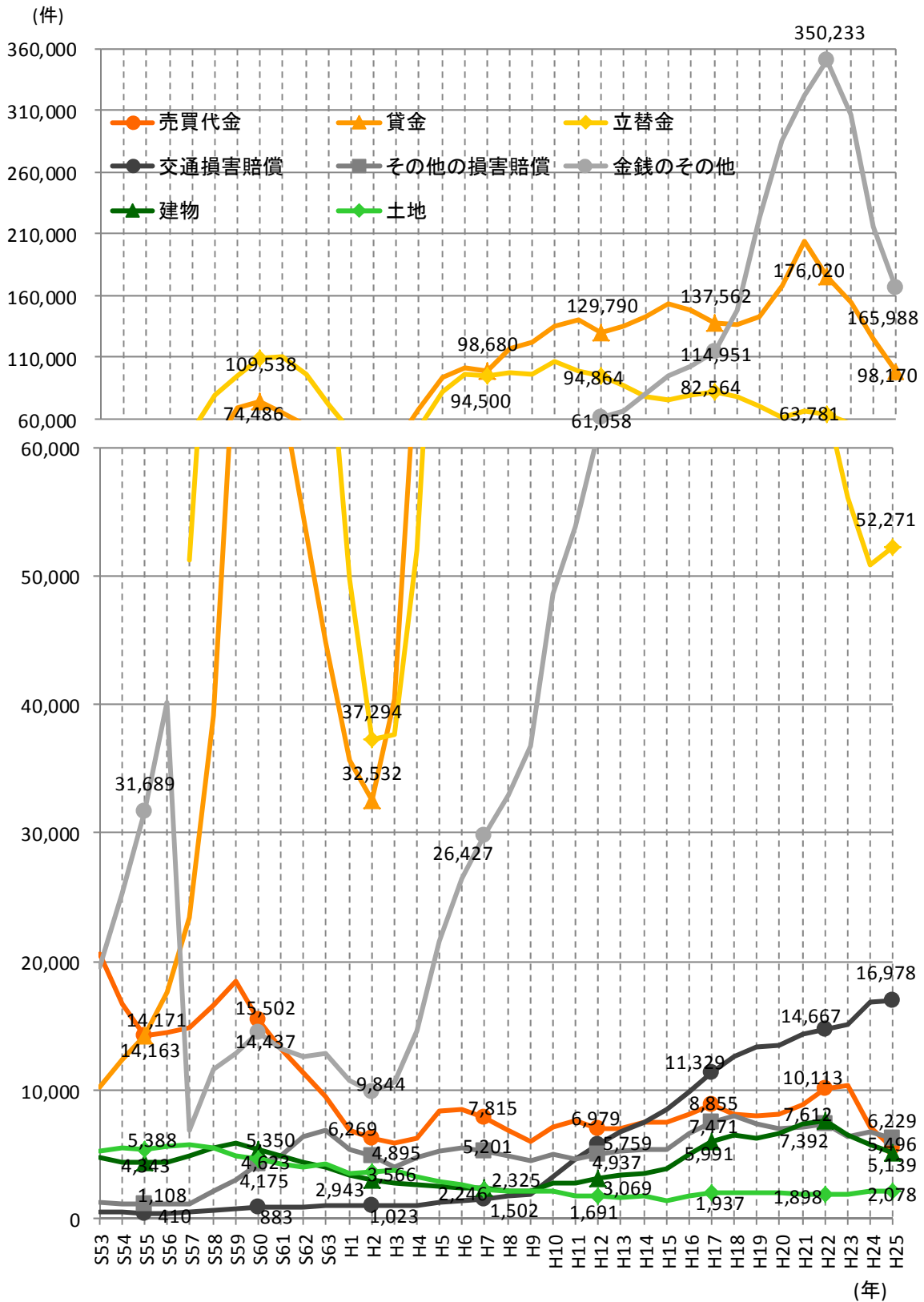
※ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、裁判所の統計上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。

「その他の損害賠償」は、損害賠償のうち、「交通損害賠償」その他個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件である。

「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

「土地」には、土地の明渡し、引渡し、境界確定、所有権確認、土地に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

図表7-16 民事第一審訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移：簡裁 上位8類型



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成9年までは再審の件数を含み，平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

## ウ 弁護士の関与の動向

民事第一審通常訴訟事件における弁護士による訴訟代理は、弁護士の関与割合が他に比べて多い一部の事件類型において増加傾向が見られる。

○ 弁護士の関与については、民事第一審通常訴訟事件（既済事件）の全体及び上位類型（地裁の上位9類型、簡裁の上位8類型）について、「当事者双方代理」、「原告〔申立人〕のみ代理」及び「被告〔相手方〕のみ代理」の件数（以下これらを「代理事件数」という。弁護士代理のみを含み、他の代理を含まない。）並びに「当事者双方本人（弁護士非関与をいう。以下同じ。）」の件数を調査するとともに、これを基に「代理数」を算出して調査した。

「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、当事者双方代理の場合は、原告〔申立人〕及び被告〔相手方〕の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理のみの場合には1として算出した。この場合において、「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、「代理数」÷（既済全事件数×2）の算式により算出した。

### (7) 地裁

○ 「売買代金」の代理割合は近年60%台（図表7-30）、「貸金」は近年50%台（図表7-31）、「立替金」は近年35～44%程度である（図表7-32）。これに対して、「交通損害賠償」の代理割合は近年90%台であり（図表7-33）、「その他の損害賠償」も約80%となっている（図表7-34）。「建物」の代理割合は、近年は40%前後である（図表7-36）。

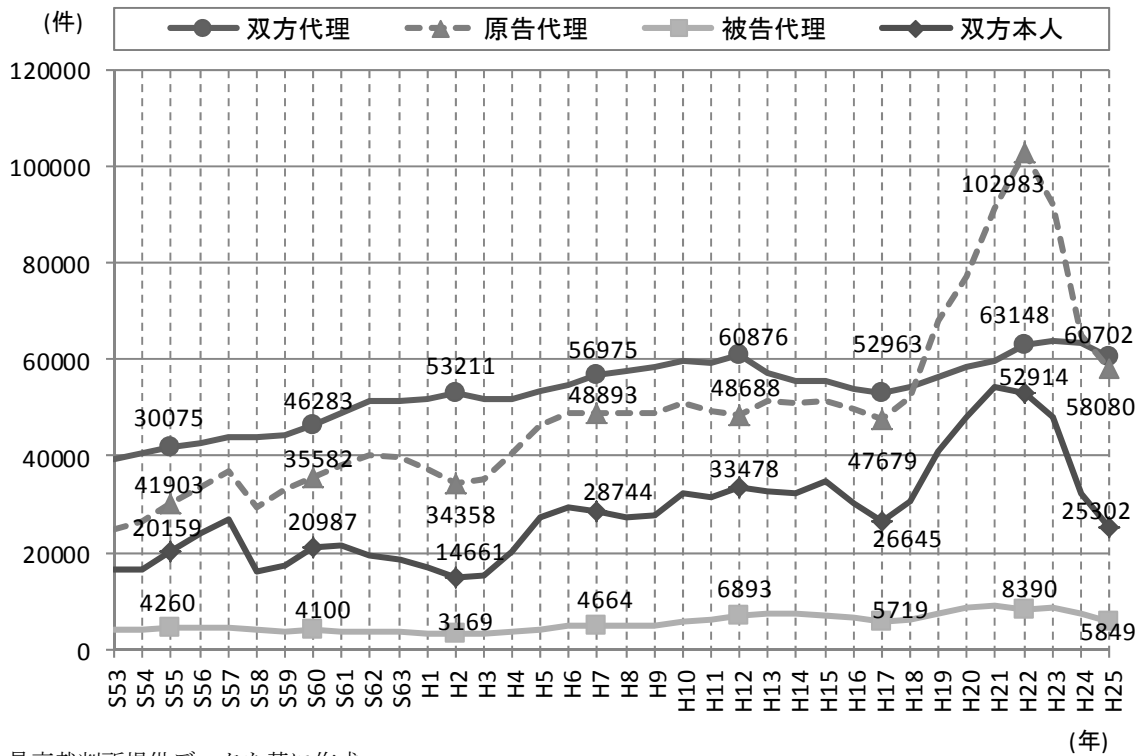
□ こうして見ると、損害賠償事件は、代理割合が8割程度となっており、他の事件に比べて高い傾向にある。損害賠償事件の近年の傾向については、弁護士保険の普及（弁護士保険数は、平成13年11,488件、平成25年20,917,031件〔弁護士白書による。〕）に伴う影響もあると考えられる。加えて、こうした類型の事件数について、近年増加の傾向が見られる（図表7-22、7-23）。

### (4) 簡裁

○ 弁護士非関与当事者数の増減に比べて弁護士関与当事者数は安定している。「売買代金」の代理割合は近年10%程度（図表7-53）、「貸金」は近年4%台（図表7-54）、「立替金」は近年2%程度である（図表7-55）。「金銭のその他」、「建物」、「土地」はいずれも10%台である（図表7-58ないし7-60）。これに対して、「交通損害賠償」の代理割合は近年60から70%であり（図表7-56）、「その他の損害賠償」も約35%となっている上（図表7-57）、代理数の増加と非代理数の減少が見られる。

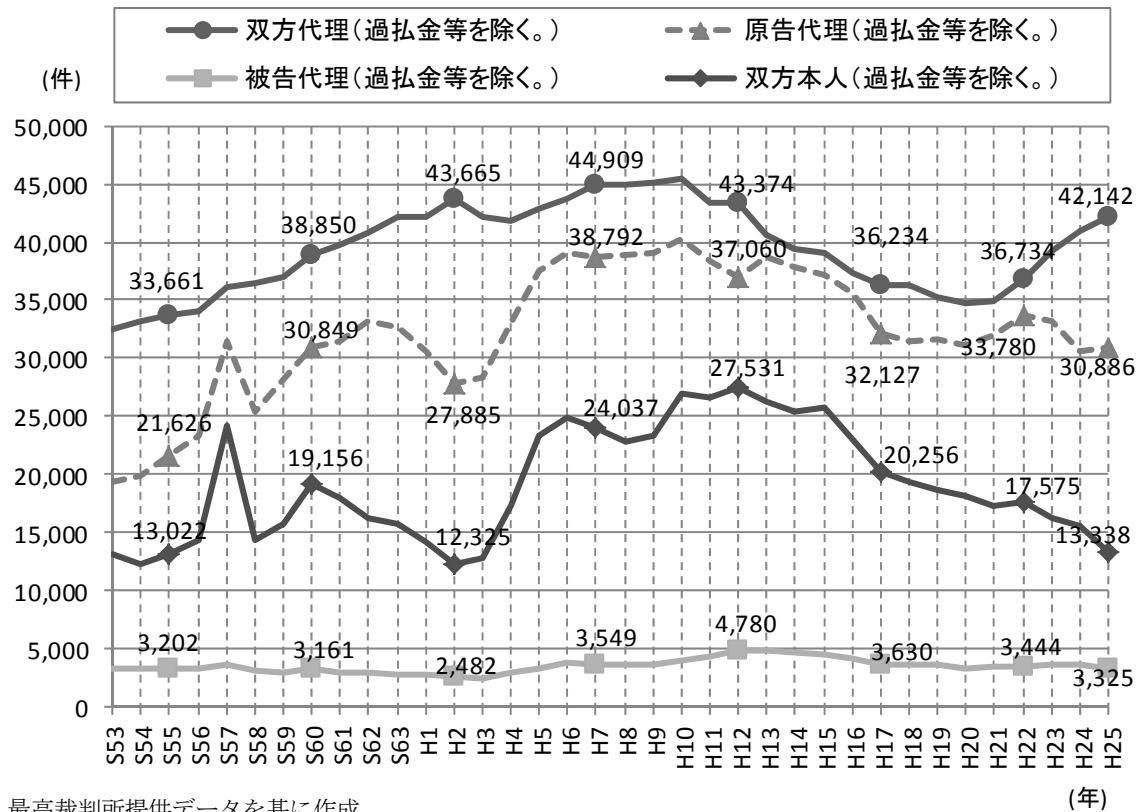
□ こうしたことから、簡裁における弁護士関与数は地裁に比べて（図表7-28〔地裁〕及び図表7-51〔簡裁〕参照）低く、その変動が少ないが、近年、損害賠償事件において、弁護士関与数が増加しており、他方で非関与数が増加しないことから、代理割合が増加する傾向にあることが分かる。

図表7-17 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 総数



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-18 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 過払金等を除いたもの



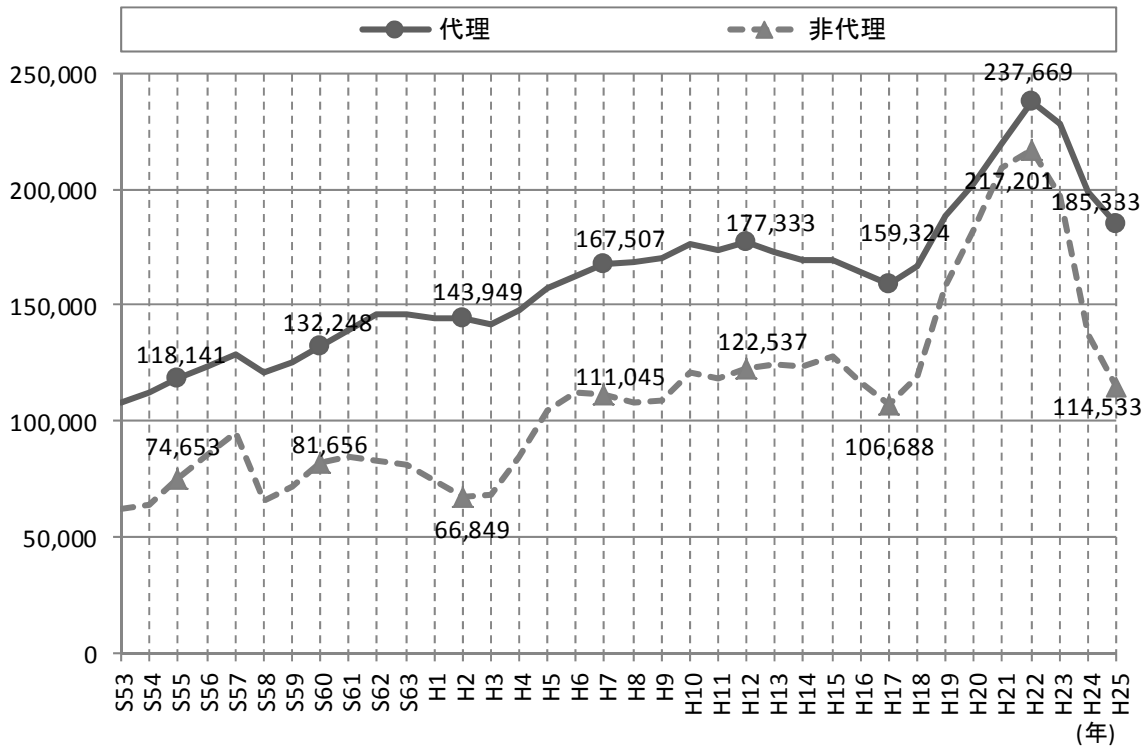
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

- 【図表7-19 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 売買代金】(図表集)
- 【図表7-20 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 貸金】(図表集)
- 【図表7-21 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 立替金】(図表集)
- 【図表7-22 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 交通損害賠償】(図表集)
- 【図表7-23 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 その他の損害賠償】(図表集)
- 【図表7-24 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 金銭のその他】(図表集)
- 【図表7-25 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 建物】(図表集)
- 【図表7-26 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 土地】(図表集)
- 【図表7-27 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」 の推移：地裁 その他】(図表集)

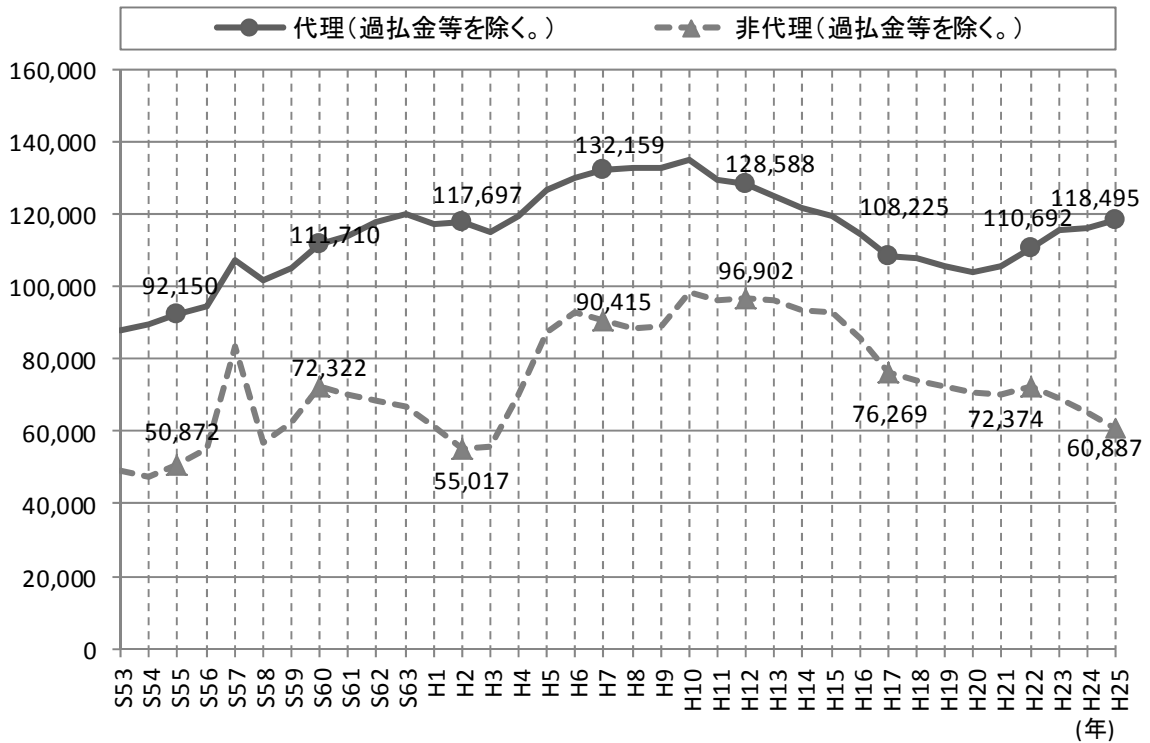


図表7-28 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 総数



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-29 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 過払金等を除いたもの

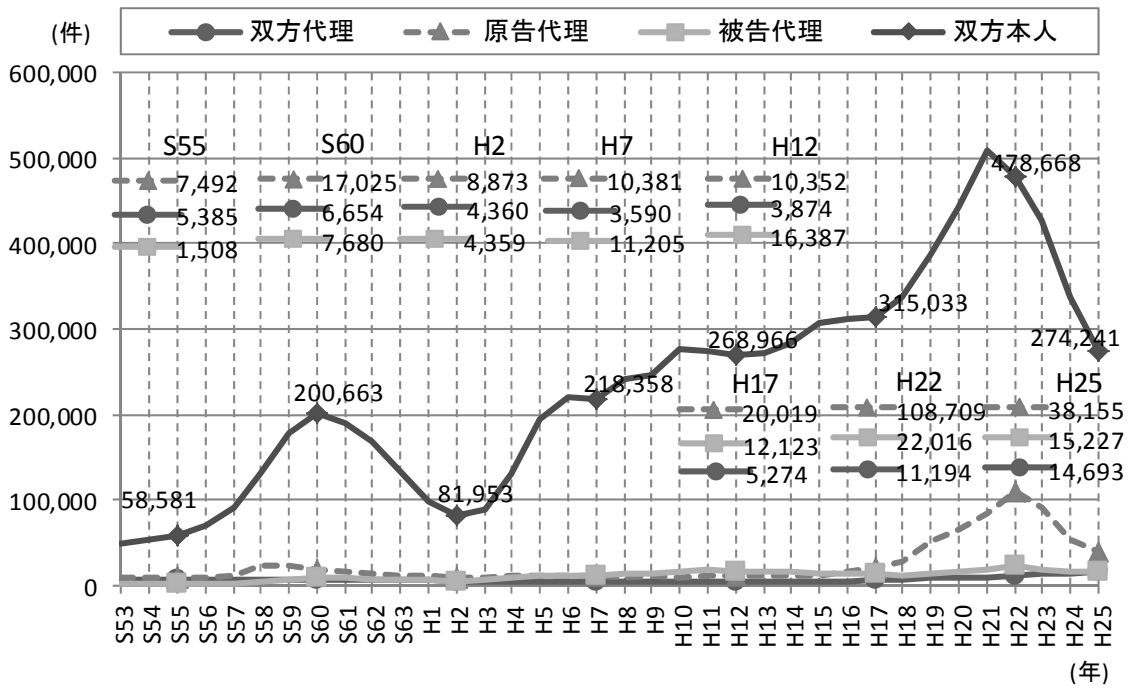


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

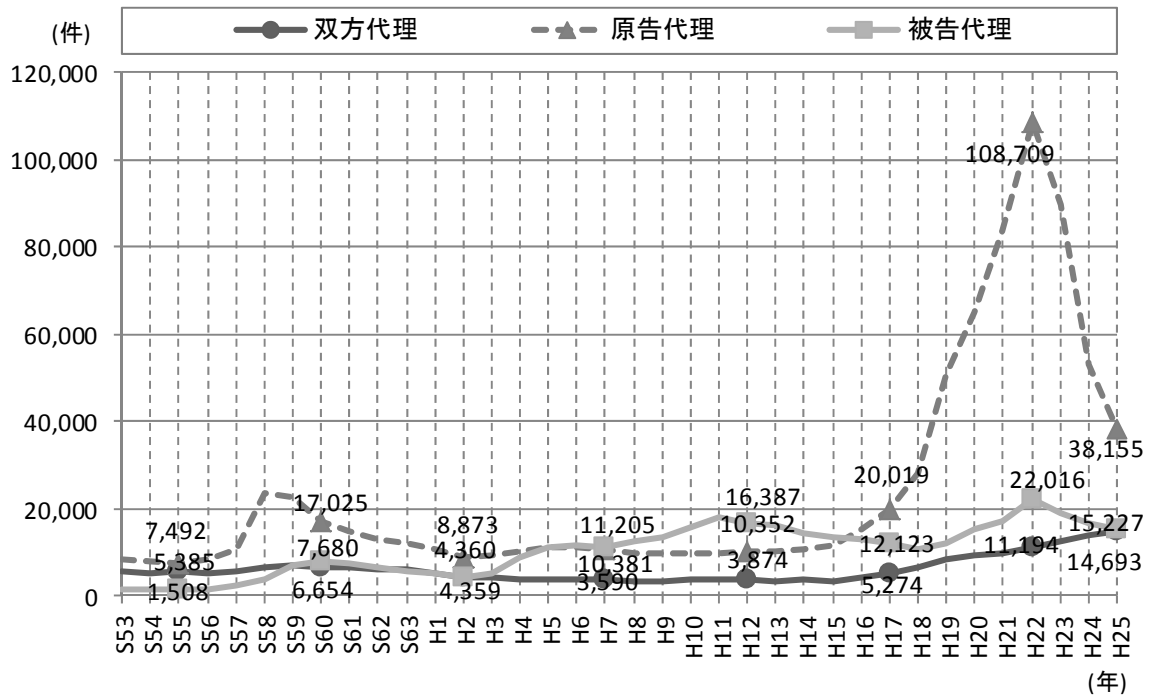
- 【図表7-30 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 売買代金】(図表集)
- 【図表7-31 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 貸金】(図表集)
- 【図表7-32 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 立替金】(図表集)
- 【図表7-33 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 交通損害賠償】(図表集)
- 【図表7-34 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 その他の損害賠償】(図表集)
- 【図表7-35 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 金銭のその他】(図表集)
- 【図表7-36 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 建物】(図表集)
- 【図表7-37 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 土地】(図表集)
- 【図表7-38 民事第一審通常訴訟 「代理数」 の推移：地裁 その他】(図表集)

図表7-39 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 総数



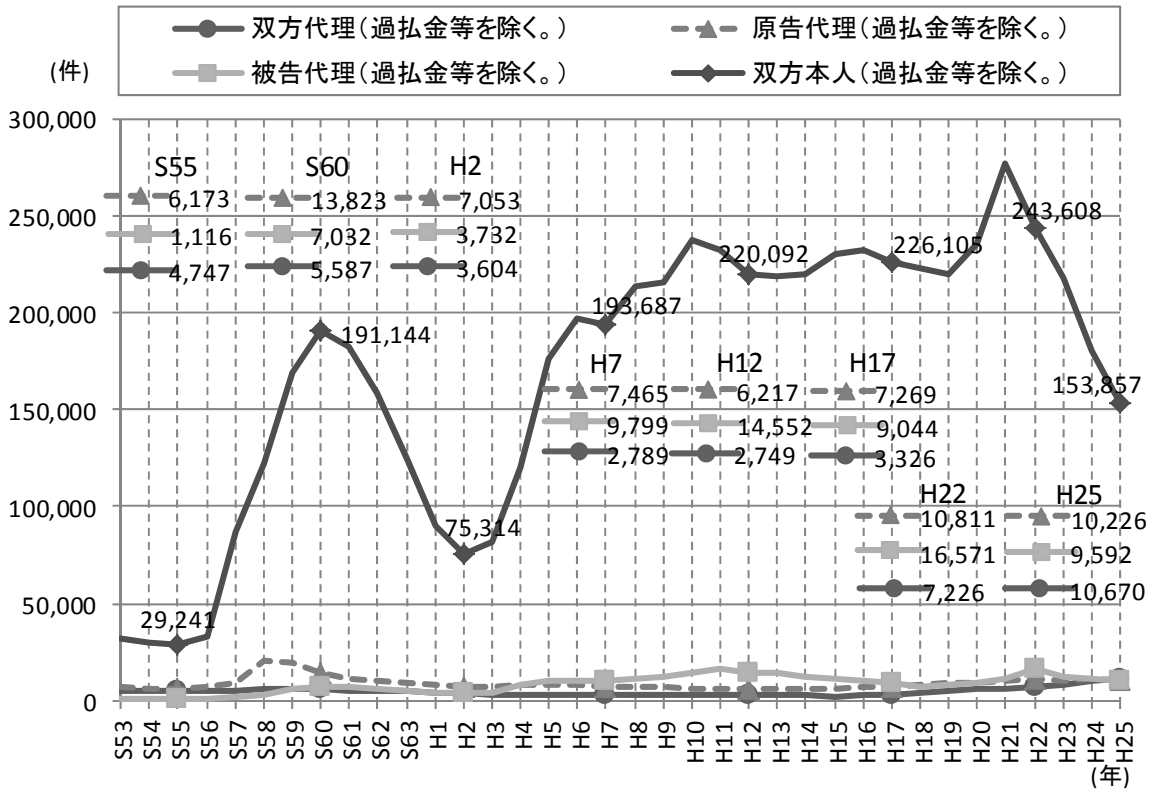
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-40 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 総数（双方代理、原告代理、被告代理のみ）



- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-41 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの



- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

- 【図表7-42 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの（双方代理，原告代理，被告代理のみ）】（図表集）
- 【図表7-43 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 売買代金】（図表集）
- 【図表7-44 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 貸金】（図表集）
- 【図表7-45 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 立替金】（図表集）
- 【図表7-46 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 交通損害賠償】（図表集）
- 【図表7-47 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 その他の損害】（図表集）
- 【図表7-48 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 金銭のその他】（図表集）
- 【図表7-49 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 建物】（図表集）
- 【図表7-50 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 土地】（図表集）
- 【図表7-51 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 総数】（図表集）
- 【図表7-52 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの】（図表集）
- 【図表7-53 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 売買代金】（図表集）
- 【図表7-54 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 貸金】（図表集）
- 【図表7-55 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 立替金】（図表集）
- 【図表7-56 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 交通損害賠償】（図表集）
- 【図表7-57 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 その他の損害賠償】（図表集）
- 【図表7-58 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 金銭のその他】（図表集）
- 【図表7-59 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 建物】（図表集）
- 【図表7-60 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 土地】（図表集）

### (3) 刑事第一審訴訟事件・少年事件

#### ア 刑事第一審訴訟事件

刑事第一審訴訟の終局人員は、平成17年以降、地裁・簡裁ともに減少傾向が続いている。弁護人が付いた被告人数は元々多くの割合を占めており、しかも、近年、その割合が増加している。平成元年頃と比べると、国選弁護人が付いた事件の割合が増加し、私選弁護人が付いた事件の割合が減少している。

- 地裁刑事第一審訴訟の終局人員のうち弁護人が付いた被告人の数は、終局人員の増減に合わせて変動しているが、その割合は、平成19年までは98.5%を下回っていたが、平成20年に初めてその割合を超えて98.66%となり、平成25年は99.45%となっている。

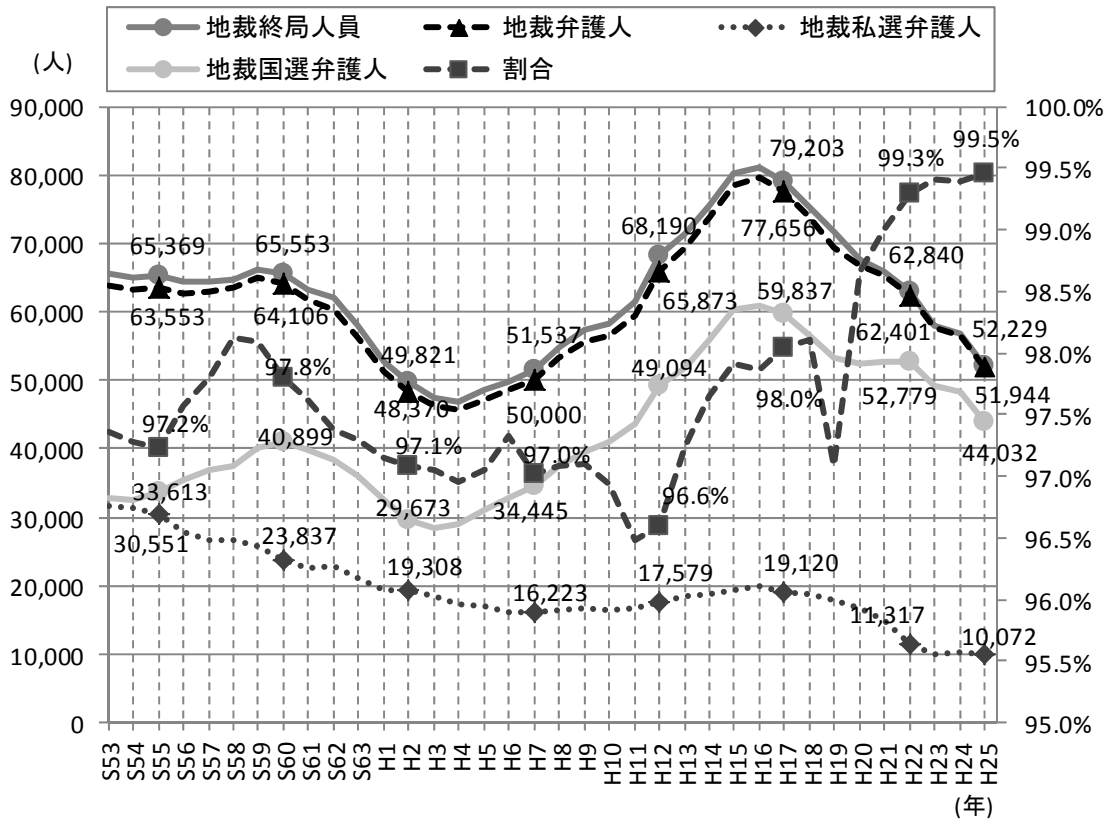
その内訳を見ると、私選弁護人が付いた被告人の絶対数は、昭和63年までは2万人を超えていたが、平成元年に1万人台となり、平成21年には1万5000人を割り、ここ3年間（平成23年から平成25年まで）は、約1万人となっている。

その一方で、国選弁護人が付いた被告人の絶対数は、平成9年まではおおむね4万人を下回っていたが、平成10年に4万人台となり、平成16年に60,968人となるまで増加し、平成17年から減少に転じ、平成25年には44,032人となっている。
- 簡裁刑事第一審訴訟の終局人員のうち弁護人が付いた被告人の数も、終局人員の増減に合わせて変動しているが、その割合は、平成2年までは96%を下回っていたが、平成3年に96%台となり、その後増加し、平成25年には98.84%となっている。

その内訳を見ると、私選弁護人が付いた被告人の絶対数は、昭和62年までは2,000人を超えていたが、昭和63年に1,000人台となり、平成20年には1,000人を割り、ここ4年間（平成22年から平成25年まで）は、500～600人台となっている。

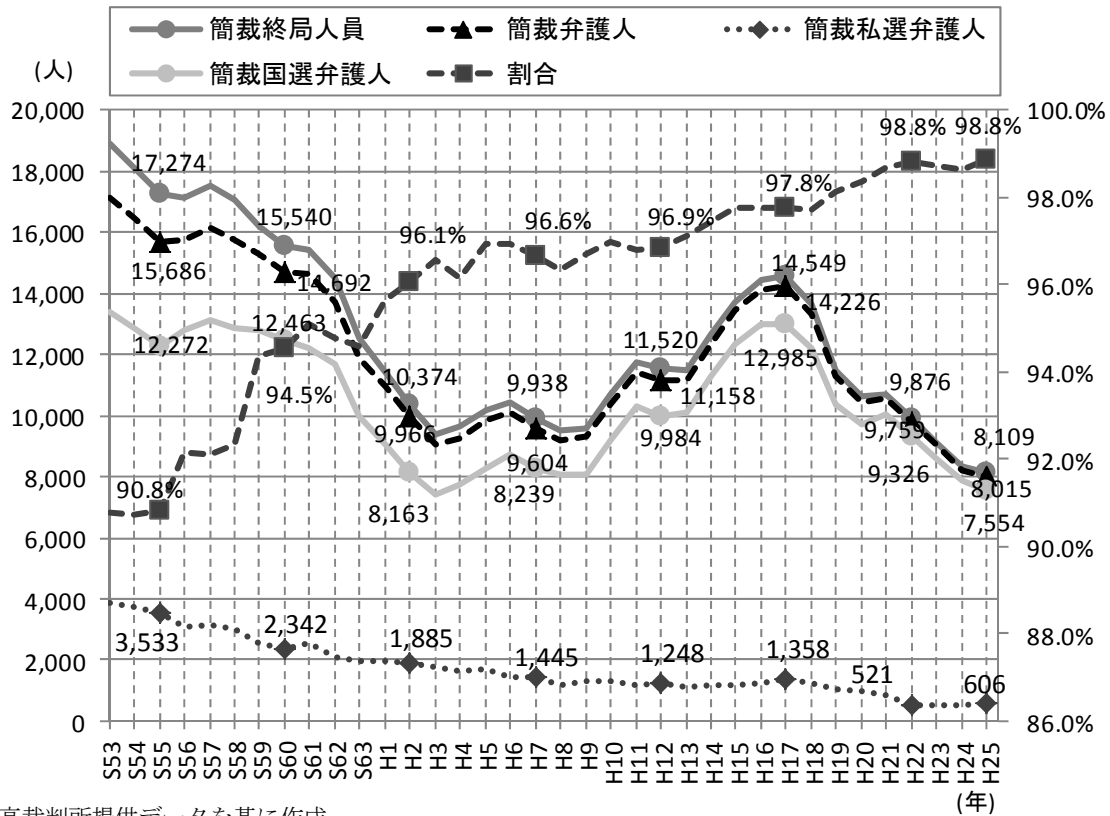
その一方で、国選弁護人が付いた被告人の絶対数は、昭和62年までは1万人台であったが、昭和63年に1万人を下回り、その後平成10年まで、7,400人から9,200人程度で推移していた。平成11年に1万人台を回復した後、平成17年に12,985人となるまでおおむね増加傾向を示したが、その後はおおむね減少傾向を示し、平成25年には7,554人となっている。
- こうしたことから、弁護人が付いた被告人数は元々多くの割合を占めており、しかも、近年、その割合が増加している。平成元年頃と比べると、国選弁護人が付いた事件の割合が増加し、私選弁護人が付いた事件の割合が減少していることが分かる。

図表7-61 刑事第一審通常訴訟 「弁護士が付いた被告人数」の推移：地裁【既済】



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-62 刑事第一審通常訴訟 「弁護士が付いた被告人数」の推移：簡裁【既済】



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

イ 少年事件

少年一般保護事件の終局総人員は、平成11年以降、おおむね減少傾向が続いている。

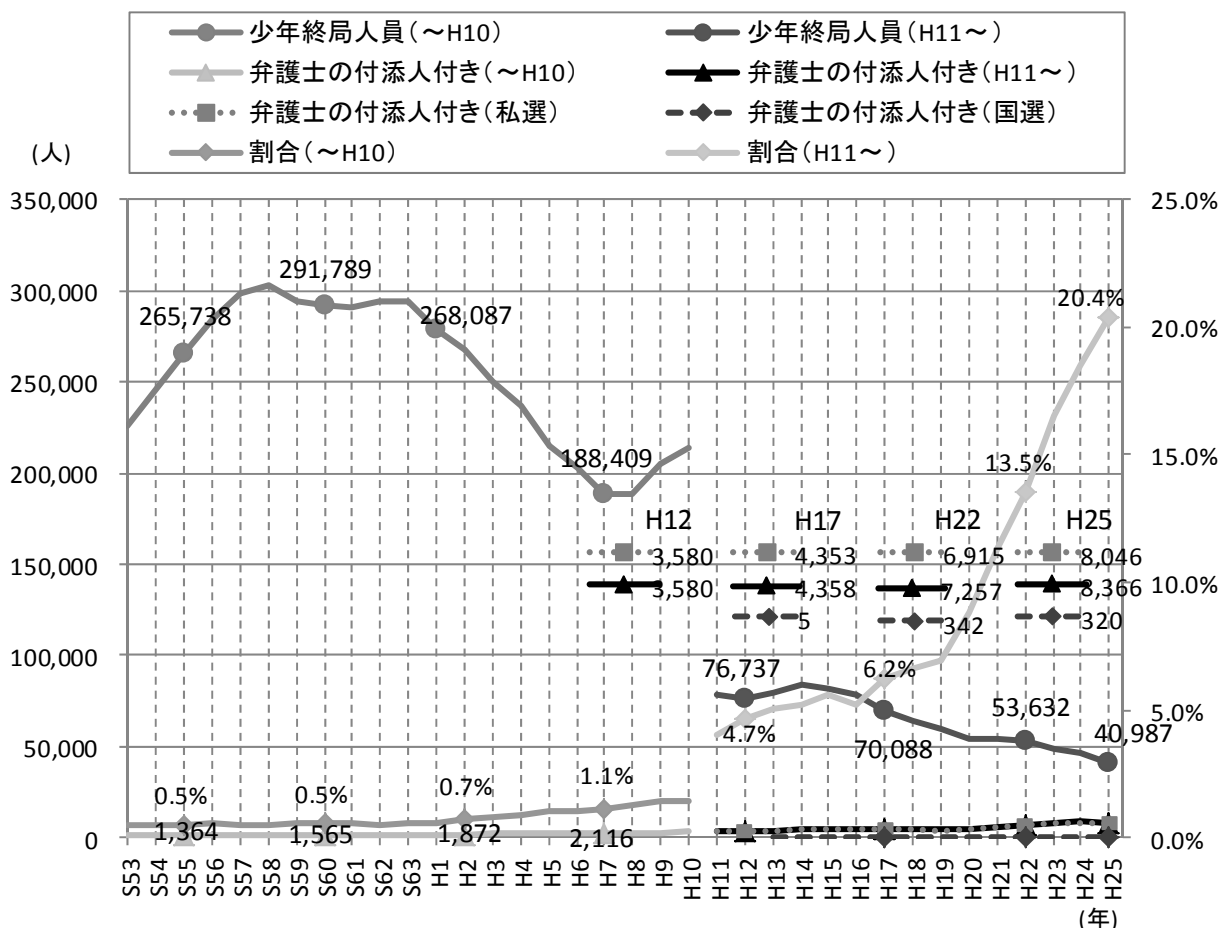
そのうち、弁護士である付添人が付いた少年数は、絶対数及び割合の双方ともに低調であったが、平成20年代に、それ以前よりも大きな増加傾向を示している。

○ 少年一般保護事件において弁護士である付添人が付いた少年の絶対数は、昭和53年に1,161人であったところ、増加し、平成4年に2,000人台に、平成10年に3,000人台に、平成21年に5,000人台に達した。平成25年は8,046人である。

これに対し、終局総人員に対する割合は、終局総人員の算出基準が変わった（これにより、終局総人員数は、平成10年までと比較して半分以下の数となった。）平成11年以降に限って見ると、平成20年までは10%未満であったところ、その後増加し、平成25年には20.41%に達している。

□ このように、弁護士である付添人が付いた少年数は、絶対数及び割合の双方ともに低調であったが、平成20年代に、それ以前よりも大きな増加傾向を示している。これは、平成21年に当番付添人制度が全国で実施されるようになり、日弁連が創設した費用援助制度の利用が拡大した影響もあると考えられる。

図表7-63 少年一般保護事件 「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移：全体

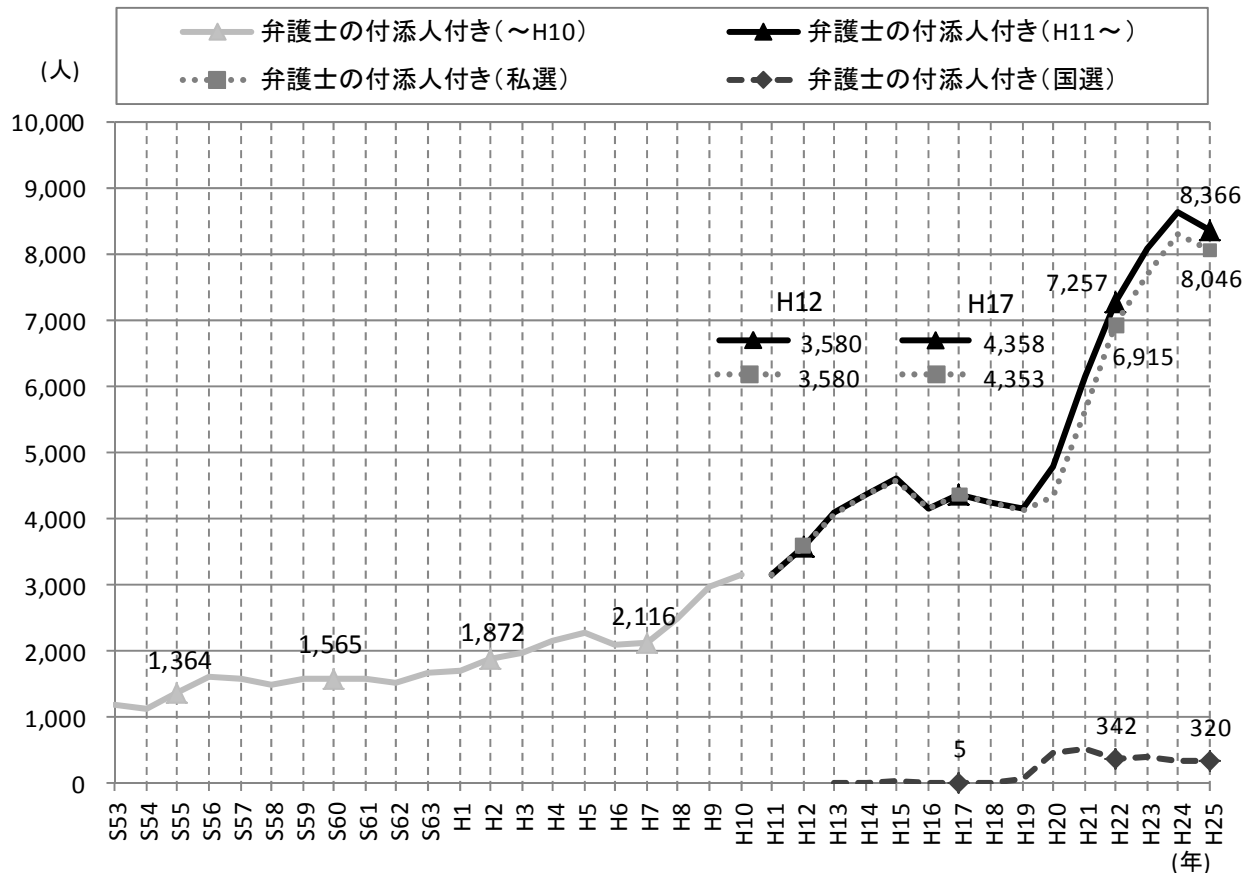


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 数値は、少年一般保護事件（平成11年以降については、次の[1]～[4]を除く。）で終局決定のあった人員である。[1]簡易送致事件、[2]車両運転による業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件、[3]移送や回付で終局した事件、[4]併合審理され、既済事件として集計しなかったもの（従たる事件）

図表7-64

少年一般保護事件 「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移：弁護士の付添人付き・同（私選）・同（国選）のみ



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 数値は、少年一般保護事件（平成11年以降については、次の[1]～[4]を除く。）で終局決定のあった人員である。[1]簡易送致事件，[2]車両運転による業務上（重）過失致死傷事件，自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件，[3]移送や回付で終局した事件，[4]併合審理され、既済事件として集計しなかったもの（従たる事件）

※ 同一の少年に対し、私選付添人及び国選付添人が選任された場合には、国選付添人が付いたものとして計上した（国選付添人制度は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた犯罪事件及び短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる事件を対象として平成13年4月1日から施行。平成26年には対象事件が拡大された。）。

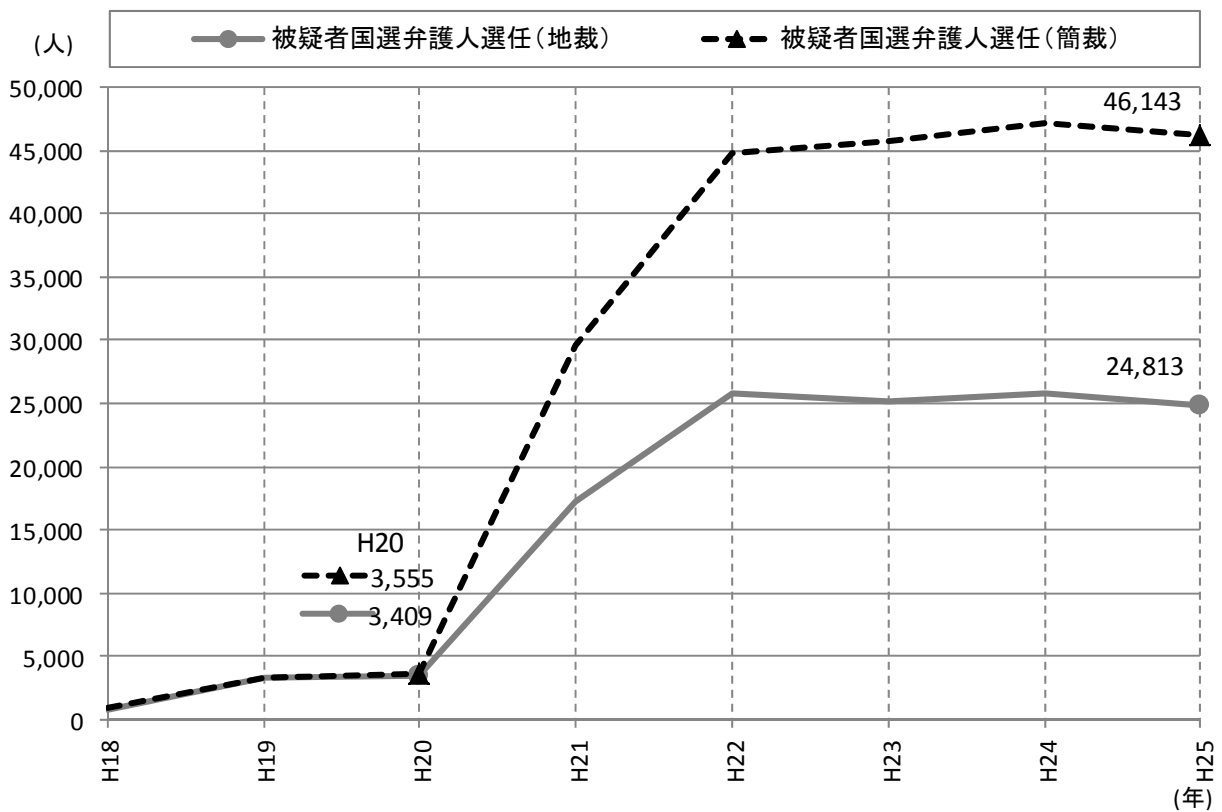


ウ 被疑者国選弁護

被疑者段階の国選弁護人の選任状況は、平成21年5月の対象事件の拡大後、選任数が急増している。

- 被疑者段階の国選弁護人の選任状況は、平成19年及び平成20年は3,000人台であったが、平成21年からは増加した。地裁では、平成21年は17,230人、平成25年は24,813人であり、簡裁では、平成21年は29,535人、平成25年は46,143人である。
- 平成21年5月に、被疑者段階の国選弁護人の対象事件が拡大されたことから、その後、選任数が急増していることが分かる。

図表7-65 被疑者段階の国選弁護人選任状況：地裁・簡裁



- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 被疑者国選弁護人の請求先は、被疑事件の管轄（地方裁判所と簡易裁判所のいずれが管轄すべきものか）と無関係に決められる（刑事訴訟法規則第28条の2、第299条第1項）。
- ※ 人員は延べ人員である。
- ※ 平成18年の数値は、10月2日（被疑者国選弁護制度施行日）から12月31日までの数値である。
- ※ 刑事訴訟法の改正により、平成21年5月21日に被疑者国選弁護の対象事件の範囲が拡大された。

#### (4) 人事第一審訴訟事件・家事事件

人事第一審訴訟事件は、近年ほぼ横ばいである。家事事件のうち一部の事件類型では、事件数の増加とともに、弁護士が関与する事件の増加が見られる。

##### ア 人事第一審訴訟事件

- 裁判所における統計上の事件類型別の特徴を見るに当たり、大きな傾向をつかむため、昭和53年から平成25年まで36年間のうち、5年ごとに上位5番までの事件類型を調べた。  
そうしたところ、「離婚」が8割を超える割合を占めていることが分かる。
- 全体及び離婚事件の既済件数は、全体的に増加傾向にある。もっとも、平成17年以降は、それより前にあった増加傾向は終息し、約1万1000件前後（全体）及び約9,500件前後（離婚事件）でほぼ横ばいとなっている。
- 弁護士である代理人が付いた当事者数が増加し、弁護士である代理人が付いていない当事者数が減少しており、これに伴い、代理割合も緩やかに増加しており、平成25年には78.34%に達している。
- このように、人事第一審訴訟の事件数は、近年はそれ以前に比べて高水準のまま推移しており、その中で弁護士が関与する代理割合が緩やかに増加していることが分かる。

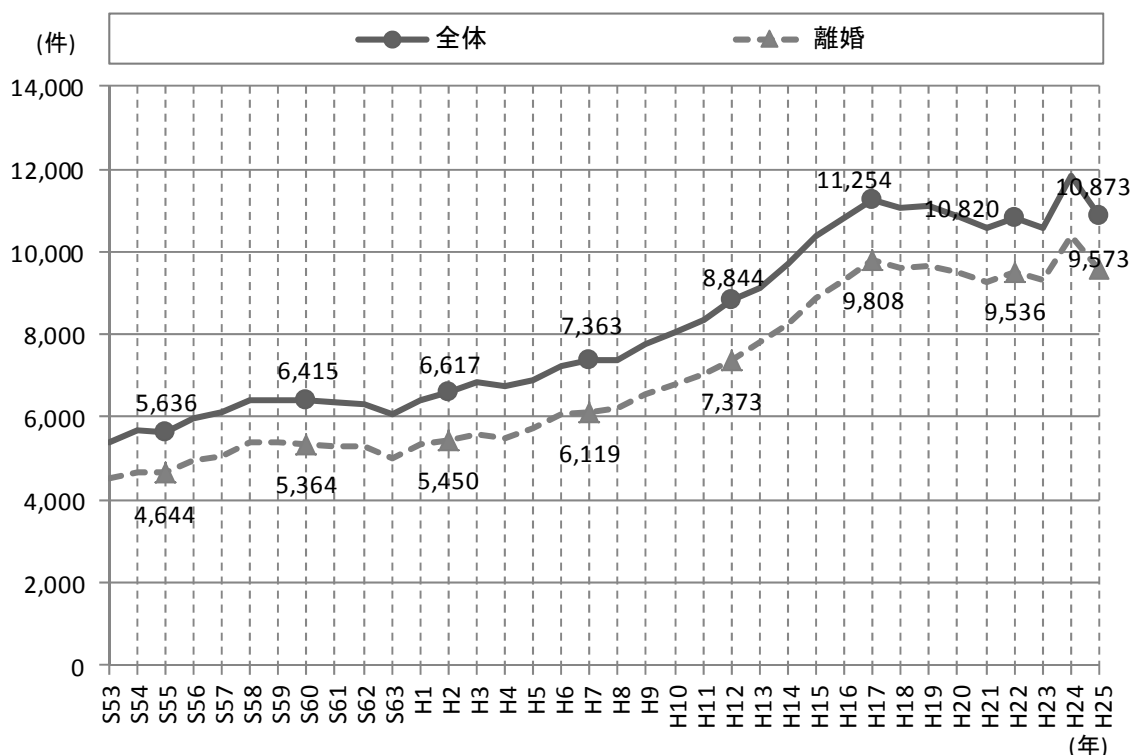
図表7-66 人事第一審訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移

			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事の その他
	件数	5,413	4,510	294	248	166	65
	全体に対する割合		83.32%	5.43%	4.58%	3.07%	1.20%
昭和 58年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事の その他
	件数	6,421	5,384	322	300	239	13
	全体に対する割合		83.85%	5.01%	4.67%	3.72%	0.20%
昭和 63年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事の その他
	件数	6,095	5,014	308	282	263	10
	全体に対する割合		82.26%	5.05%	4.63%	4.32%	0.16%
平成 5年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事の その他
	件数	6,891	5,745	340	282	244	14
	全体に対する割合		83.37%	4.93%	4.09%	3.54%	0.20%
平成 10年	類型	全体	離婚	離縁	親子関係	認知	人事の その他
	件数	8,054	6,806	345	335	250	27
	全体に対する割合		84.50%	4.28%	4.16%	3.10%	0.34%
平成 15年	類型	全体	離婚	人事の その他	親子関係	離縁	認知
	件数	10,367	8,870	474	375	361	287
	全体に対する割合		85.56%	4.57%	3.62%	3.48%	2.77%
平成 20年	類型	全体	離婚	人事の その他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,874	9,515	568	297	286	208
	全体に対する割合		87.49%	5.24%	2.73%	2.63%	1.91%
平成 25年	類型	全体	離婚	人事の その他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,873	9,573	490	290	278	242
	全体に対する割合		88.04%	4.51%	2.67%	2.56%	2.23%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成15年までは地裁の事件数，平成20年は地裁及び家裁の事件数の合計，平成25年は家裁の事件数である。

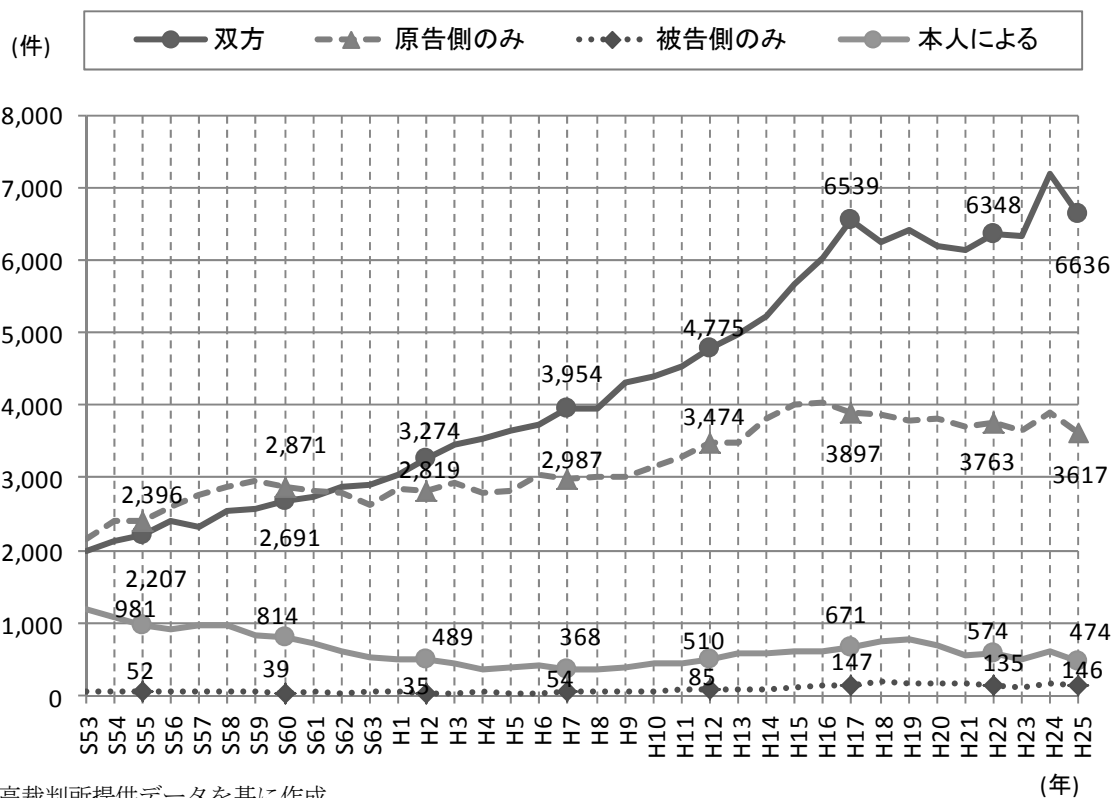
図表7-67 人事第一審訴訟 既済事件数の推移：全体・離婚



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成15年までは地裁の事件数，平成16年から平成22年までは地裁及び家裁の事件数の合計，平成23年以降は家裁の事件数である。

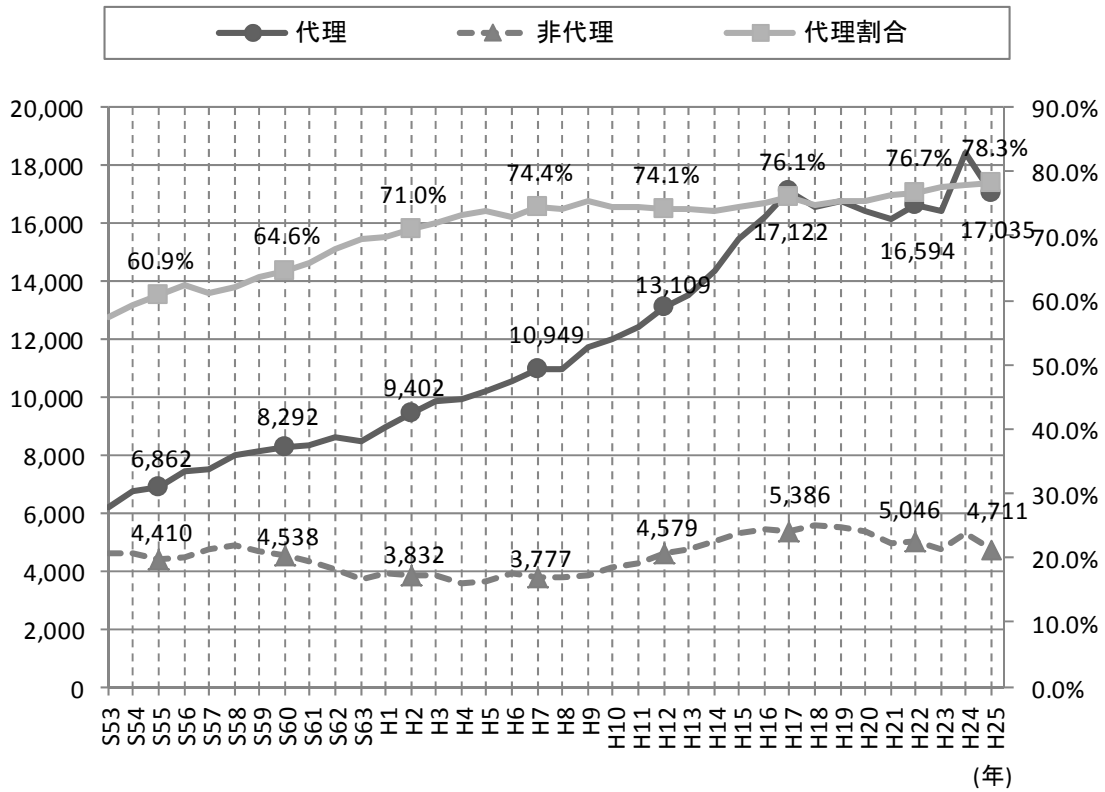
図表7-68 人事第一審訴訟 「代理事件数」の推移（既済）：全体



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

●【図表7-69 人事第一審訴訟 「代理事件数」の推移（既済）：離婚】（図表集）

図表7-70 人事第一審訴訟 「代理数」の推移：全体



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

●【図表7-71 人事第一審訴訟 「代理数」の推移：離婚】（図表集）

イ 家事事件（調停・審判）

- 遺産分割事件の既済事件数は増加傾向にある（平成25年12,263件）。代理人が付いた事件の割合（遺産分割事件は、統計データ上、代理事件の内訳〔当事者双方代理、申立人のみ代理又は相手方のみ代理の別〕は不明である。）も、平成年間では、6割から7割に達しており、特に平成20年代になると、その割合が上昇している（平成25年の代理事件数は8,381件）。

- 婚姻関係事件の既済事件数は、昭和53年に47,063件であったところ、平成22年まで増加し、同年に71,146件となった。平成23年からは減少しており、平成25年は68,314件である。

データが存在する平成11年から平成25年までについて、弁護士の代理人としての関与状況を見ると、弁護士である代理人が付いた当事者数が増加しており、平成12年には18,814当事者であったが、平成25年には41,125当事者となっており、代理割合も30.10%まで増加している。

- このように、家事事件（遺産分割事件及び婚姻関係事件）においては、事件数が増加傾向にあり、弁護士が関与する事件数も増加していることが分かる。

- 【図表7-72 遺産分割事件（調停・審判） 「代理事件数」の推移（既済）】（図表集）
- 【図表7-73 婚姻関係事件（調停・審判） 「代理事件数」の推移（既済）】（図表集）
- 【図表7-74 婚姻関係事件（調停・審判） 「代理数」の推移（既済）】（図表集）

### 3 本人訴訟

弁護士が代理していない本人訴訟の割合が毎年一定程度見られ、弁護士へのアクセスが改善され、弁護士による訴訟遂行の利点が理解されれば、裁判事件の代理率が増加する可能性もあるのではないか。

- 司法研修所の「本人訴訟に関する実証的研究」（司法研究報告書第64輯第3号）6頁によれば、実質的紛争のある訴訟の類型においても、当事者双方に弁護士が付いているのは74.5%となっており、当事者のいずれかが弁護士に依頼せずに訴訟遂行をしているのは約4分の1に当たる25.5%となっている。
- 前記司法研究10頁（図6<sup>74</sup>）によると、統計データで、終局判決における原告の勝訴率（判決数に占める認容判決（一部認容を含む。）の割合）を見ると、原告本人型32.4%、被告本人型91.2%、双方本人型67.0%であり、原告本人型では、双方本人型の類型と比較して勝訴率が著しく低いことが分かる。  
加えて、同研究55頁（図70<sup>75</sup>）によると、裁判官に対するアンケート結果からしても、勝訴率<sup>76</sup>は、原告本人型35.0%、被告本人型89.2%、双方本人型52.2%であり、やはり、原告本人型の勝訴率が著しく低いことが分かる。
- また、前記の裁判官に対するアンケート結果<sup>77</sup>では、全ての型の本人訴訟について、「仮に当事者本人が訴訟代理人弁護士を選任したとすれば、訴訟の帰趨に影響があったと思いますか。」

<sup>74</sup> 「原告の勝訴率（全部又は一部認容）」（資料編35頁第2の1表4参照）

統計データの対象は「平成22年に既済となった民事第一審通常訴訟（全地方裁判所）において単独事件として審理された事件（22万7431件）のうち、口頭弁論期日（ただし、判決言渡期日を除く。）を3回以上経た事件、又は1回でも弁論準備手続に付された事件（ただし、「その他の金銭を目的とする訴え（主に過払金返還請求事件）」を除く。）（4万3549件）を抽出したものである。」（前記司法研究2頁2(2)参照）

<sup>75</sup> 「原告の勝訴率」（問16「終局区分」）（資料編94頁）

裁判官に対するアンケートの対象事件は、以下の4つの要件を満たす事件としている（前記司法研究2頁2(3)ア(i)参照）。

- a 口頭弁論期日（判決言渡期日を除く。）が3回以上の事件、又は、1回でも弁論準備手続に付された事件
- b 当事者の一方又は双方について、本人訴訟である事件
- c 地方裁判所における民事単独訴訟事件のうち、過払金返還請求事件、公営住宅（都市再生機構を含む。）の建物明渡請求事件及び奨学金返還請求事件を除いた事件
- d 平成23年1月20日から同月31日までの間に終了した事件

<sup>76</sup> ここでの「勝訴率」とは、判決で終局した事件数（資料編94頁問16の「判決認容（一部認容を含む。）」、「判決棄却（全部棄却のみ）」、「判決却下」及び「判決その他」の合計数）のうち「判決認容（一部認容を含む。）」数の割合である。

<sup>77</sup> 「本人訴訟の実態をできるだけ客観的に明らかにするため、印象や感覚の影響の少ない事項についての客観的質問を中核としつつ、必要に応じて、一部の質問項目では裁判官から見た印象や主観的評価を尋ねる質問を織り交ぜながら、地方裁判所裁判官に対する全76問、高等裁判所裁判官に対する全12問のアンケートを実施した。」（前記司法研究2頁）

なお、回答状況は、地方裁判所裁判官に対するアンケートでは、原告本人型83件、被告本人型169件、双方本人型33件の合計285件の回答が得られ、高等裁判所裁判官に対するアンケートでは、47件の回答が得られている（前記同頁）。

と聞いたところ（前記司法研究57頁図73及び図74の「本人訴訟全体」のグラフ<sup>78</sup>）、「有利な影響があった可能性がある」<sup>79</sup>という点について「そう思う」と答えたのは本人訴訟全体で17.9%あり、逆に、「有利又は不利いずれの影響もなかった」という点について「そう思わない」と答えたのは本人訴訟全体で24.2%いたことが分かる。<sup>80</sup>

- 以上によると、弁護士に依頼しないで訴訟を遂行する者が依然として一定割合（平成25年では約4割）存在し、これらの者については訴訟の勝訴率が弁護士に依頼した場合に比較して低く、また、弁護士に依頼することで、和解を含めた訴訟における有利な結果を得る機会を一定程度逸している可能性がある。こうした者については、弁護士へのアクセスが改善され、弁護士による訴訟遂行の利点が理解されれば、弁護士による代理率が増加する可能性もあると考えられ、更に市民の権利実現の観点からもそのようなことが望ましいといえるのではないか。

---

<sup>78</sup> 【図73】（問71ア）「有利な影響があった可能性がある」、【図74】（問71イ）「有利又は不利いずれの影響もなかった」、問71の結果については資料編126頁参照。

<sup>79</sup> ここでの「有利な影響」には、和解事案を含んでいる（前記司法研究58頁）。

<sup>80</sup> なお、「有利な影響があった可能性がある」という点について「そう思わない」と答えた者も本人訴訟全体で65.3%あり、逆に、「有利又は不利いずれの影響もなかった」という点について「そう思う」と答えた者も本人訴訟全体で56.1%いたため、仮に当事者本人が訴訟代理人弁護士を選任した場合に訴訟の帰趨に有利な影響があったとしても、一定程度のものにとどまることと推測される。

## 第6 価格低下による依頼意欲の向上（シナリオ調査結果）

### 1 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加

一部の事案類型についてはあるが、弁護士費用の低下が弁護士の依頼意欲の増加をもたらすという傾向が見られた。

#### (1) 調査の趣旨・方法

前記のように、今回行った各種調査結果からすると、弁護士費用は、市民や企業・自治体が法曹、特に弁護士に対して依頼するかどうかを考える上で重要な要素となっていることが分かる。

この点については、弁護士費用が安いほど、依頼意欲が高まることが一応予想されるが、このことが統計的にも裏付けられるかを調べるため、今回の調査では、法律相談者調査、インターネット調査及び中小企業調査において、以下のとおり、シナリオを用いた調査を行った。<sup>81</sup>

なお、弁護士に依頼しようと思うと回答した者について、今回の調査ではその理由を尋ねておらず、必ずしも金銭的な観点で依頼すると考えているかが明白になっているものではないが、シナリオ自体が弁護士依頼の決定要素として弁護士費用を考慮するようなものになっていることに加え、後記分析のとおり、依頼に否定的な者が回答した理由（全事案について）を見ると、その64.3%が「弁護士に支払う金額が高いから」というものであり、依頼の決定に際して弁護士費用を重視していることがうかがえるから、やはり、弁護士費用が依頼意欲の有無に大きな影響を与えていると考えてよいと思われる。

まず、シナリオ調査の全体像を示すこととする。法律相談者調査、インターネット調査及び中小企業調査において、用意された1つないし2つのシナリオを回答者に読んでもらい、回答者自身がシナリオに記載された問題を抱え、ある弁護士に相談をしに来たという設定の下、提示された費用でその弁護士に依頼するか（弁護士依頼意欲）を尋ねた。

インターネット調査と中小企業調査では、2つのシナリオを組み合わせて用いている。2つのシナリオのうち、1つ目のシナリオでは、弁護士費用について5つの条件（パターン）があり、回答者はいずれか1つの条件のシナリオが割り振られ、その条件についてのみ回答することとなる（回答者は他の条件があることは知らされていない）。質問は、小問1が、回答者自身がシナリオに記載された問題を抱え、ある弁護士に相談をしに来たという設定の下、提示された弁護士費用で、その弁護士に依頼するか（弁護士依頼意欲）を5件法（5＝この弁護士に依頼したいと思う、4＝どちらかといえば、この弁護士に依頼したいと思う、3＝どちらともいえない、2＝どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない、1＝この弁護士に依頼したいとは思わない）で尋ねるものであり、小問2は、依頼しないと回答した者について、その理由を尋ねるもの、小問3は、依頼しないと回答した者について、仮に依頼するとすれば、いくらであれば依頼するかを記載してもらうものである。

次に、2つ目のシナリオは、弁護士費用の参考額が提示された上で、いくらであれば依頼したいと思うかを記載してもらうものである。

<sup>81</sup> 規模の大きな企業や地方自治体では、個人や中小企業の場合と比較して、弁護士費用について担当部署ごとの判断が異なる可能性が高く、今回のシナリオ事案への回答が難しいことが予想されたため、大企業調査や地方自治体調査では、シナリオ調査を行わなかった。



そして、法律相談者調査では、回答者の負担軽減の観点から1つのシナリオ（インターネット調査及び中小企業調査における1つ目のシナリオと同様の質問方法）についてのみ答えてもらうこととしている。

## (2) 事案及び価格設定

### ア 事案

各調査に用いた事案は、別添のとおりである。<sup>82</sup>これらは、一般の方が弁護士に相談する頻度が高いであろうと推測される事案を選び、一般市民の方を対象にしたインターネット調査及び法律相談者調査では、7つの事案（交通事故、遺産分割、遺言作成、貸金請求、離婚、家賃不払・立退請求及び残業代請求（被用者側からの請求）の各事案。ただし、後記のとおり、事案の組合せ方法についての制約から、インターネット調査では6事案に限定されている。）を選別し、中小企業調査には、2つの事案（契約書作成及び残業代請求（雇用者側が請求を受ける事例）の各事案）をシナリオとした。なお、シナリオは各回答者にランダムに割り振っており、回答者は、自分が割り振られたシナリオ以外の存在は知らず、見ることも選ぶこともできないようになっている。

インターネット調査では、遺産分割を除いた<sup>83</sup>、交通事故、遺言作成、貸金請求、離婚、家賃不払・立退請求及び残業代請求の6つの事案について、それぞれ5条件（最高・高・中・低・最低）の弁護士費用を設定し、全部で30種類のシナリオを作成して、同様の調査を行った。<sup>84</sup>

法律相談者調査では、交通事故、遺産分割、遺言作成、貸金請求、離婚、家賃不払・立退請求及び残業代請求の7つの事案について、それぞれ5条件（最高・高・中・低・最低）の弁護士費用を設定し、全部で35種類のシナリオを作成した。法律相談に訪れた方の負担を考えつつ、回答率も上げるため、原則として、法律相談の場で調査票に回答してもらうこととし、1人について1事案、1価格条件のシナリオに回答してもらうこととした。<sup>85</sup>

中小企業調査では、企業において遭遇しやすい事案として契約書作成、残業代請求の2つの事案を選び、それぞれ5条件（最高・高・中・低・最低）の弁護士費用を設定し、全部で10種類のシナリオを作成した。その上で、弁護士費用額を5段階で設定して依頼意欲を尋ねる質問と、弁護士費

<sup>82</sup> これらのシナリオ（事案）を選ぶに当たっては、日弁連が10年ごとに行っている、いわゆる「経済基盤調査」の2010年版（正式名称は「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」（自由と正義2011臨時増刊号Vol.62））の結果を参考に、弁護士による取扱いが多いと考えられる事件類型を選別し、さらに、回答者において理解しやすくなるように簡略化した事案を考えた。

<sup>83</sup> インターネット調査では、調査方法との関係で、7事案の中から6事案を選ぶ際に、遺産分割事案を除外している。これは、7事案の中では相続の場面について遺言作成と遺産分割の2つの事案があるところ、①遺言作成事案は、遺産分割事案に比較してシナリオの分量が少なく、回答者の負担が軽いと考えられ、②遺言作成事案は、遺産分割を含む他の事案に比較して、トラブル発生前の事案（予防事案）であり、また、弁護士に交渉や裁判を依頼するのではなく、文章作成を依頼するという特殊性が認められたため、結果的に、遺言作成事案を残すこととし、遺産分割事案は採用を諦めた。

<sup>84</sup> インターネット調査の回収予定数が4,000であったところ、十分な分析を行うためにはシナリオ1種類（1つの事案について、5段階の価格のうち1つの価格によるシナリオ）について100～200通の回収が望ましいと考えられたため、事案の組合せを6セット作り（交通事故と遺言作成を組み合わせ、順番を変えることで2セット作り、同様に、貸金と離婚の組合せで2セット、家賃不払・立退請求と残業代請求の組合せで2セット、合計6セット）、6事案、各事案で5段階価格、合計30種類のシナリオを作った。

<sup>85</sup> 結局、7事案についてそれぞれ5段階の価格を設定したため、合計35種類のシナリオを配布した。

用の参考額を示した上でいくらであれば依頼したいと思うかを尋ねる質問という別形式の質問を組み合わせた。

## イ 価格設定

各シナリオに挿入する弁護士費用については、最高価格、高価格、中価格、低価格及び最低価格の5段階の価格（着手金・報酬金）を設定しているが、これらは、日弁連の旧報酬規程、日弁連が会員に対して行った弁護士報酬に関するアンケート結果<sup>86</sup>、法テラスの代理援助立替基準<sup>87</sup>を参考にし、さらに、各段階の価格の間の均等性、着手金と報酬金の金額のバランスなども考慮して、5段階の価格を決めた。5段階の価格を決める上で考慮した点は以下ようになるが、概要、最高価格は日弁連の旧報酬規程に近い価格であることが多く、中価格は日弁連の弁護士報酬アンケートの結果に類似した価格であることが多く、最低価格や低価格は、経済的利益の1割であったり、あるいは法テラスの代理援助立替基準を考慮したものであることが多くなっている。

（各事案に共通して考慮した点）

- ・ 最低価格と最高価格の幅をできるだけ広く設定し、条件間の差も、できるだけ均等に設定するよう努めた。
- ・ 日弁連の旧報酬基準をできる限り最高価格に設定した。
- ・ 法テラスの代理援助立替基準に基づく報酬額と日弁連の弁護士報酬アンケートの結果における最頻値とを比べ、その低い方をできる限り最低価格に設定するよう努めたが、価格間の均等幅を保つために、事案によっては低価格や中価格に設定している。
- ・ 法テラスの代理援助立替基準に基づく報酬額や日弁連の弁護士報酬アンケートの結果における最頻値は、いずれかの価格帯にできる限り盛り込むように努めた。
- ・ 日弁連の弁護士報酬アンケートの結果については、2番目に回答が多かった報酬額も参考にし、価格条件を設定した。

<sup>86</sup> 「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安（2008年度アンケート結果版）」（日弁連）

「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安（2009年度アンケート結果版）」（日弁連）

なお、アンケートの事案と、ここでのシナリオの事案は異なるため、アンケート事案の経済的利益の額と、シナリオ事案における経済的利益の額の比率を計算し、アンケートにおける弁護士費用の最頻値に掛け合わせて調整した。なお、シナリオにおいて参考額を示して尋ねる形式の質問では、ここで算出した額を参考値として示している。

<sup>87</sup> 遺言作成及び家賃不払・立退請求については、資力の乏しい者を対象としている民事法律扶助では通常取り扱われない事案類型であるため、法テラスの代理援助立替基準等に、これらに特化したものはない。

図表8-1 事案の価格条件と参考額

事案	価格条件	最低価格	低価格	中価格	高価格	最高価格	参考額
交通事故	着手金	15万円	20万円	25万円	30万円	30万円	30万円
	報酬金	35万円	50万円	55万円	60万円	70万円	50万円
	合計	50万円	70万円	80万円	90万円	100万円	80万円
遺産分割	着手金	30万円	50万円	60万円	80万円	100万円	-
	報酬金	70万円	100万円	140万円	170万円	200万円	-
	合計	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	-
遺言作成	手数料	5万円	10万円	15万円	20万円	30万円	16万円
貸金請求	着手金	15万円	20万円	25万円	30万円	30万円	33万円
	報酬金	35万円	50万円	55万円	60万円	70万円	50万円
	合計	50万円	70万円	80万円	90万円	100万円	83万円
離婚	着手金	10万円	15万円	20万円	30万円	40万円	20万円
	報酬金	20万円	35万円	50万円	60万円	80万円	30万円
	合計	30万円	50万円	70万円	90万円	120万円	50万円
家賃不払・ 立退請求	着手金	15万円	25万円	30万円	40万円	50万円	30万円
	報酬金	35万円	50万円	70万円	85万円	100万円	60万円
	合計	50万円	75万円	100万円	125万円	150万円	90万円
残業代請求 (被用者)	着手金	5万円	10万円	10万円	15万円	15万円	10万円
	報酬金	25万円	25万円	30万円	30万円	35万円	25万円
	合計	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	35万円
契約書 作成	手数料	5万円	10万円	15万円	20万円	30万円	10万円
残業代請求 (雇業者)	着手金	5万円	10万円	10万円	15万円	15万円	15万円
	報酬金	25万円	25万円	30万円	30万円	35万円	25万円
	合計	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	40万円

### (3) 市民の弁護士依頼意欲の変化

#### ア インターネット調査結果

##### (7) 依頼意欲の平均値の変化

○ 弁護士費用額の違いが弁護士依頼意欲に影響を与えているか否かを調べるため、各シナリオについて弁護士依頼意欲の平均値<sup>88</sup>を算出し、それを統計的に検定したところ（一元配置分散分析<sup>89</sup>）、インターネット調査では、6事案のうち、遺言作成及び離婚の2つの事案で、弁護士費用額が下がると弁護士依頼意欲が高まる効果が見られた。

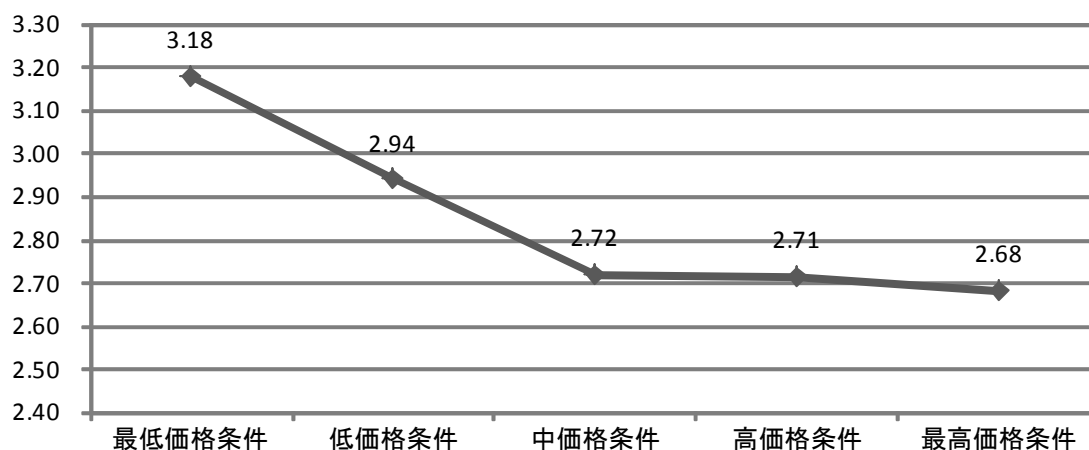
<sup>88</sup> 前記のように、依頼意欲について5件法で回答を求めており、グラフ縦軸の数字が大きくなるほど依頼意欲が高いこととなる。

<sup>89</sup> 「一元配置分散分析」とは、1つの質的な独立変数の値によって従属変数の平均がどのように異なるかを分析するための方法である。独立変数は「要因」と呼ばれ、質的な独立変数の値は、その要因の「水準」と呼ばれる。

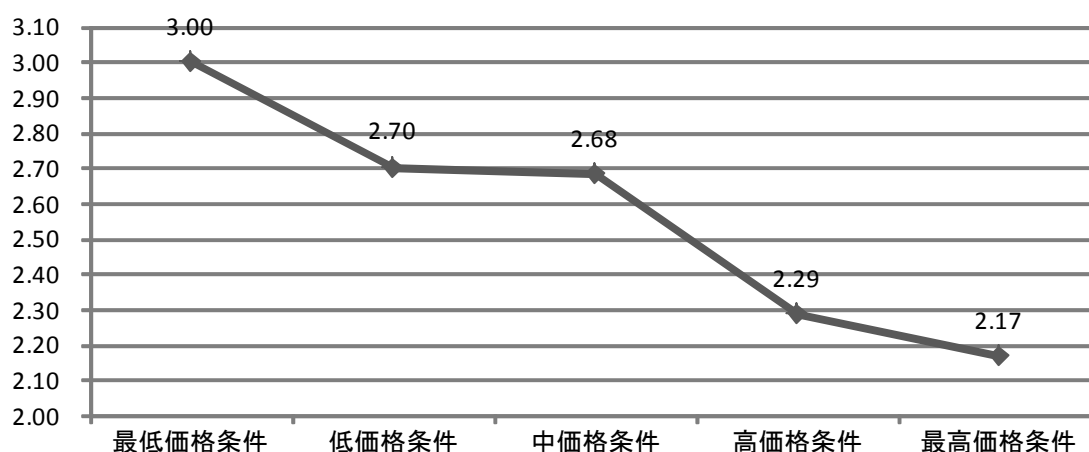
なお、「分散分析」とは、質的な独立変数の値によって従属変数の平均がどのように異なるかを分析するための方法である（南風原朝和著「心理統計学の基礎 統合的理解のために」（2002）有斐閣アルマ・263頁）。

そこで、更に進んで、具体的にどの価格条件とどの価格条件の間で前記の結果が統計的に有意なものとして得られたかを分析するため、多重比較<sup>90)</sup>による分析を行うこととした。

図表8-2 インターネット 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-3 インターネット 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較



#### (イ) 条件間の変化

- 各シナリオにおいて、弁護士費用をどの条件からどの条件に下げると弁護士依頼意欲が高まるのかを統計的に分析した（多重比較<sup>91)</sup>。

<sup>90)</sup> 「多重比較」とは、分散分析で要因が従属変数に影響を及ぼしていることが確認できた場合に、具体的にどの水準とどの水準との間に有意差があるか調べるための検定。（前掲南風原・279頁）

なお、本シナリオ調査における要因は「弁護士費用」、従属変数は「弁護士依頼意欲」となる。

<sup>91)</sup> 同様に、多重比較の方法として、各条件における弁護士依頼意欲の回答の分散が等しいかを検討した結果に従い、以下の方法を用いている。

#### ○遺言作成

検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったので（ $p=.090$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

●【図表8-4 インターネット 遺言作成事案における多重比較の結果】(図表集)

●【図表8-5 インターネット 離婚事案における多重比較の結果】(図表集)

□ その結果、インターネット調査では、遺言作成について、最高・高・中価格条件から最低価格条件へ、離婚については、最高・高価格条件から最低価格条件へ、最高・高価格条件から低価格条件へ、及び最高・高価格条件から中価格条件へ下げたときに、弁護士依頼意欲が高まる傾向が見られた。<sup>92</sup>

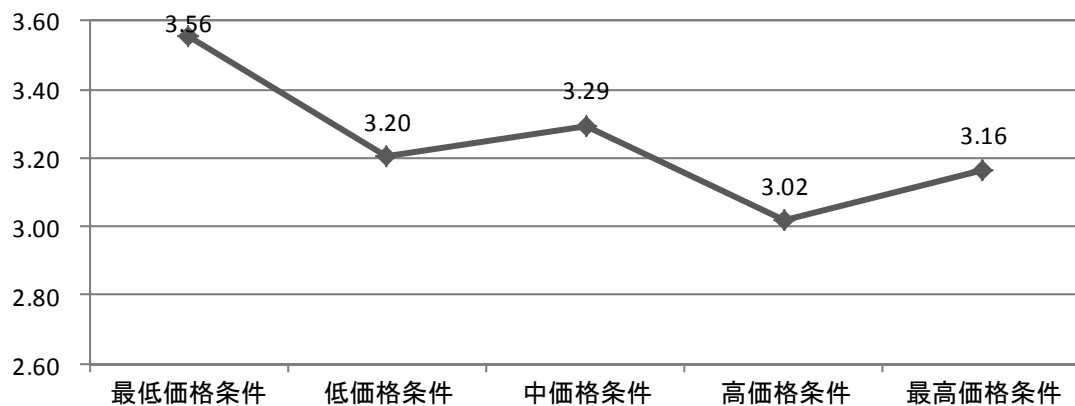
イ 法律相談者調査結果

(7) 依頼意欲の平均値の変化

○ 法律相談調査においても同様に、弁護士費用の違いが弁護士依頼意欲に影響を与えているかを調べた。<sup>93</sup>

□ その結果、7事案のうち、遺産分割、遺言作成、貸金請求及び離婚の4つの事案で、弁護士費用が下がると弁護士依頼意欲が高まる効果が見られた。

図表8-6 法律相談者 遺産分割事案における依頼意欲の平均値の比較



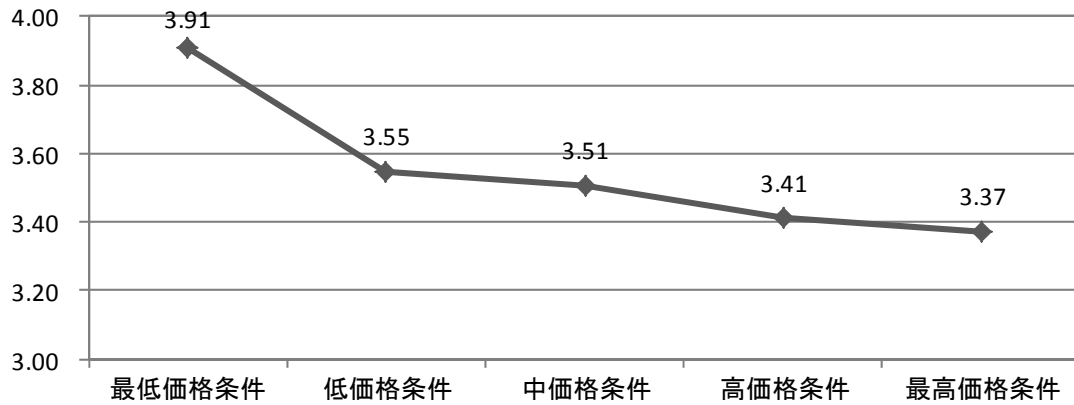
○離婚

検定の結果、各条件の分散が異なっていたので ( $p=.000$ )、各条件間の分散が等しくないことを前提とし、多重比較の方法としてDunnettT3法を採用した。

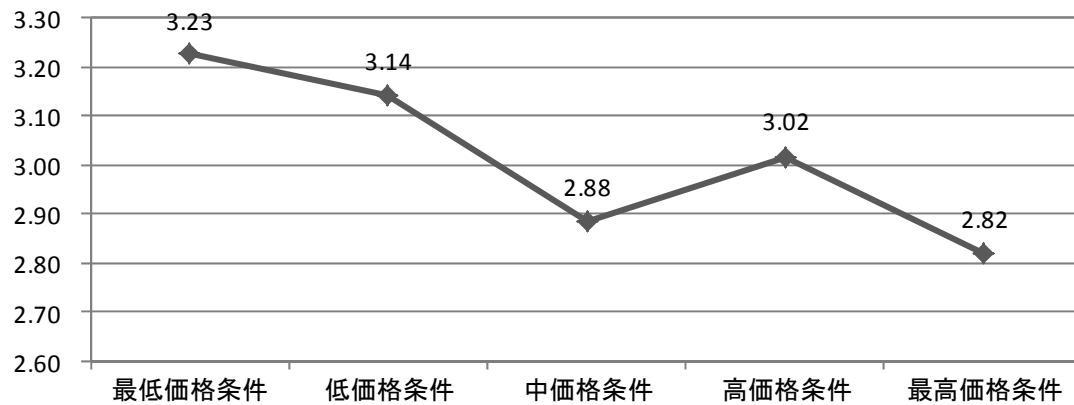
<sup>92</sup> これらの平均の差は、いずれも5%水準で有意であった。なお、離婚事案において、中価格条件から最低価格条件に下げた場合にも、平均の差が10%水準で有意なものにとどまるが、弁護士依頼意欲が高まる傾向が確認された。

<sup>93</sup> 同様に、各シナリオについて弁護士依頼意欲の平均値を算出し、その推移について一元配置分散分析を行った。

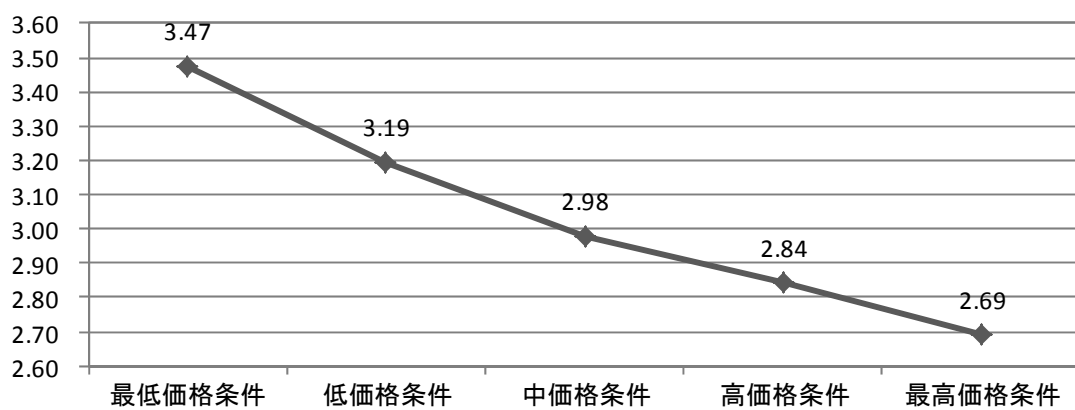
図表8-7 法律相談者 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-8 法律相談者 貸金請求事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-9 法律相談者 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較



### (イ) 条件間の変化

○ 次に、各シナリオにおいて、弁護士費用をどの条件からどの条件に下げると弁護士依頼意欲が高まるのかを統計的に分析した（多重比較<sup>94</sup>）。

●【図表8-10 法律相談 遺産分割事案における多重比較の結果】（図表集）

●【図表8-11 法律相談 遺言作成事案における多重比較の結果】（図表集）

●【図表8-12 法律相談 貸金請求事案における多重比較の結果】（図表集）

●【図表8-13 法律相談 離婚事案における多重比較の結果】（図表集）

□ その結果、法律相談者調査では、遺産分割については、最高・高・低価格条件から最低価格条件へ、遺言作成については、最高・高・中・低価格条件から最低価格条件へ、貸金請求については、最高・中価格条件から最低価格条件へ、及び最高価格条件から低価格条件へ、離婚については、最高・高・中・低価格条件から最低価格条件へ、最高・高価格条件から低価格条件へ、及び最高価格条件から中価格条件へ下げたときに、弁護士依頼意欲が高まる傾向が見られた。<sup>95</sup>

### ウ 市民の弁護士依頼意欲の変化についてのまとめ

□ 以上の分析によると、事案類型によっては、設定された各価格条件間で弁護士費用の額が低下が弁護士依頼意欲の増加につながる可能性があることが見られた。

遺言作成及び離婚事案の2事案については、インターネット調査においても、法律相談者調査においても、その傾向が見られたが、交通事故、家賃不払・立退請求及び残業代請求事案の3事案については、いずれの調査においても、その傾向は見られなかった。

また、貸金請求事案では、法律相談者調査では、弁護士費用の額の低下が弁護士依頼意欲の増加につながる可能性があることが見られたが、インターネット調査では、こうした傾向は見られなかった。

なお、遺産分割事案については、法律相談者調査に限って対象となるシナリオとしているが、ここでは弁護士費用の低下が弁護士依頼意欲の増加につながる傾向が見られた。

<sup>94</sup> 多重比較の方法としては、各条件における弁護士依頼意欲の回答の分散が等しいかを検討した結果に従い、以下の方法を用いている。

#### ○遺産分割

検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったので（ $p=.074$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

#### ○遺言作成

検定の結果、各条件の分散が異なっていたので（ $p=.009$ ）、各条件間の分散が等しくないことを前提とし、多重比較の方法としてDunnnettT3法を採用した。

#### ○貸金請求

検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったので（ $p=.759$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

#### ○離婚

検定の結果、各条件の分散が異なっていたので（ $p=.014$ ）、各条件間の分散が等しくないことを前提とし、多重比較の方法としてDunnnettT3法を採用した。

<sup>95</sup> これらの平均の差は、いずれも5%水準で有意であった。なお、離婚事案において、中価格条件から低価格条件に下げた場合にも、平均の差が10%水準で有意なものにとどまるが、弁護士依頼意欲が高まる傾向が確認された。

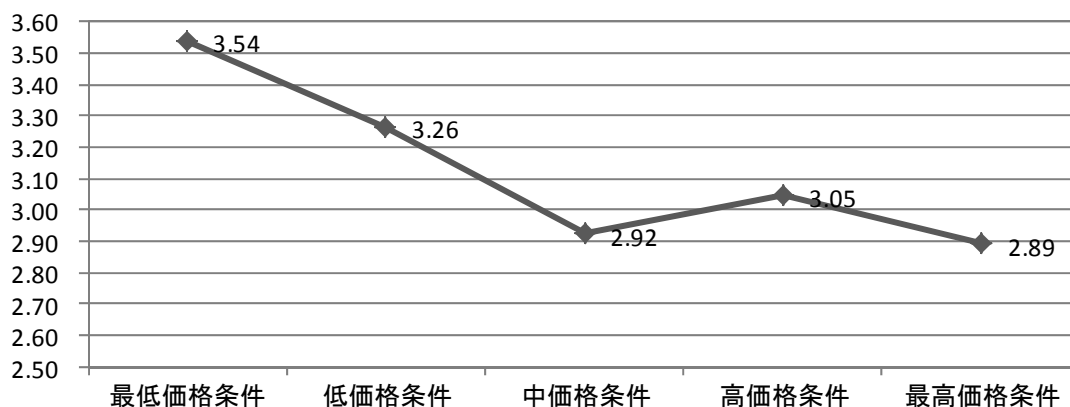
- また、弁護士依頼意欲の平均値を比べると、いずれの事案類型においても、インターネット調査よりも法律相談者調査において平均値が高くなっており、これは法律問題を現に抱えている人の方が弁護士に依頼したいという気持ち強いことを意味しているのではないかとと思われる。

#### (4) 中小企業の弁護士依頼意欲の変化

##### ア 依頼意欲の平均値の変化

- 中小企業調査では、契約書作成と残業代請求（雇用者側）の2つの事案を選び、それぞれ5条件の弁護士費用を設定して、全部で10種類のシナリオを作成した上で調査を行った。各シナリオについて弁護士依頼意欲の平均値を算出し、その推移を統計的に検定した（一元配置分散分析）。
- その結果、2事案のうち、契約書作成の1事案で、弁護士費用が下がると弁護士依頼意欲が高まる効果が見られた。

図表8-14 中小企業 契約書作成事案における依頼意欲の平均値の比較



##### イ 条件間の変化

- 次に、契約書作成事案において、弁護士費用をどの条件からどの条件に下げると弁護士依頼意欲が高まるのかを統計的に分析した（多重比較<sup>96</sup>）。

●【図表8-15 中小企業 契約書作成事案における多重比較の結果】（図表集）

- その結果、中小企業調査では、最高・中価格条件から最低価格条件へ下げたときに、弁護士依頼意欲が高まる傾向が見られた。<sup>97</sup>

##### ウ 中小企業の弁護士依頼意欲の変化についてのまとめ

- 以上の分析によると、中小企業に対するシナリオ調査においても、事案類型（契約書作成事案）によって、設定された各価格条件間で弁護士費用の額の低下が弁護士依頼意欲の増加につながる可能性があることが見られる。<sup>98</sup>

<sup>96</sup> 同様に、多重比較の方法として、各条件における弁護士依頼意欲の回答の分散が等しいかを検討したところ、契約書作成事案では、検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったため（ $p=0.522$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

<sup>97</sup> これらの平均の差は、いずれも5%水準で有意であった。なお、高価格条件から最低価格条件に下げた場合にも、平均の差が10%水準で有意なものにとどまるが、弁護士依頼意欲が高まる傾向が確認された。



### (5) 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加についてのまとめ

□ 先の調査結果（インターネット調査問9及び10，法律相談者調査問9及び13）では，市民は，弁護士の依頼を考慮する要素として，弁護士費用を重視していることが分かった。

そして，今回行ったシナリオ調査では，離婚などの特定の事案において，設定された弁護士費用の価格条件が低くなると市民の依頼意欲が高まる傾向が統計的にも見られる。

他方，交通事故，家賃不払・立退請求及び残業代請求事案では，そうした傾向は見られなかった。

弁護士がその業務改革によって市民に受け入れられやすいきめ細かな報酬基準を設定することや報酬基準に関する情報開示を更に工夫することで，事案類型によっては，弁護士への依頼が増す可能性があるのではないかと思われる。

---

<sup>98</sup> なお，後記分析のとおり，中小企業調査のシナリオ調査部分における「弁護士に依頼しない理由」の結果からは，中小企業が弁護士に依頼するかどうかの意思決定において，弁護士費用を考慮する程度は，インターネット調査や法律相談者調査の対象となった一般の市民の意識における考慮度合いよりも低いといえそうである。

もつとも，ここにおける依頼意欲の平均値の統計的な分析からすると，それでもなお，弁護士費用の多寡が依頼意欲に影響を与えているのではないかと思われる。

## 2 弁護士を利用しようと思わない理由

市民と企業で理由が異なり、事案類型でも理由が異なることが分かった。

市民については、離婚事案では弁護士費用が高いと考えた回答が比較的多く、遺言作成事案については、弁護士費用について不満を述べる者の割合は比較的少ないものの、自分でやれるとか、他の専門家に相談しようと思う割合が高い。

中小企業については、弁護士費用の額を理由とする割合は、市民の場合よりも低かった。

### (1) インターネット調査結果・法律相談調査結果

#### ア インターネット調査結果

○ インターネット調査では、6事案について、提示されたシナリオを読んでそこに出てくる弁護士に事件の解決を依頼したいかを質問し、否定的な回答をした者、すなわち、「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」とか、「この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した人に対して、さらに、「依頼したいと思わない理由」について尋ねたところ、最も多かった回答は、「弁護士に支払う金額が高いから」という金銭的な理由（61.1%）であった。これは、前述の依頼意欲の平均値による分析において、依頼意欲が弁護士費用の変動という金銭的な理由によって左右されているとする根拠となると思われる。

事案別に見てみると、特に高い割合を示しているのが離婚事案（78.0%）であり、逆に、低い割合を示しているのが交通事故事案（44.0%）と遺言作成事案（44.2%）である。

○ 次に多く見られた回答は、「他の専門家に相談しようと思うから」である（16.6%）。特に、交通事故事案で回答割合が高く（26.2%）、逆に、離婚事案では回答割合が低かった（5.9%）。

○ 「自分でやれると思うから」と回答した割合は、全体では11.2%にとどまっているが、遺言作成事案にはその割合が高く（32.7%）、逆に、残業代請求事案では低くなっている（6.1%）。

図表8-16

インターネット

依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した者のみ）

（上段＝度数，下段＝％）

	弁護士に支払う金額が高いから	自分でやれると思うから	他の専門家(司法書士、税理士などに相談しようと思うから	その他	合計
交通事故	84 (44.0)	14 (7.3)	50 (26.2)	43 (22.5)	191 (100.0)
遺言作成	88 (44.2)	65 (32.7)	34 (17.1)	12 (6.0)	199 (100.0)
貸金請求	217 (67.0)	31 (9.6)	53 (16.4)	23 (7.1)	324 (100.0)
離婚	237 (78.0)	27 (8.9)	18 (5.9)	22 (7.2)	304 (100.0)
家賃不払・立退請求	236 (61.5)	28 (7.3)	79 (20.6)	41 (10.7)	384 (100.0)
残業代請求	85 (57.4)	9 (6.1)	24 (16.2)	30 (20.3)	148 (100.0)
全体	947 (61.1)	174 (11.2)	258 (16.6)	171 (11.0)	1,550 (100.0)

□ インターネット調査では、「依頼したいと思わない理由」として最も多かった回答は「弁護士に支払う金額が高いから」であり、事案別に見てみると、高い割合を示しているのが離婚事案であり、逆に、低い割合を示しているのが交通事故事案と遺言作成事案であった。

そして、次に多く見られた回答は、「他の専門家に相談しようと思うから」で、交通事故事案で回答割合が高く、逆に、離婚事案では回答割合が低かった。

## イ 法律相談者調査結果

○ 法律相談者調査において、7事案について、同様に「依頼したいと思わない理由」を聞いたところ、全体的に最も多かった回答は、「弁護士に支払う金額が高いから」という金銭的な理由（64.3%）であり、インターネット調査と同じような結果となった。やはり、前述の依頼意欲の平均値による分析において、依頼意欲が弁護士費用の変動という金銭的な理由によって左右されているとする根拠となると思われる。

そして、事案別に見てみると、特に高い割合を示しているのが、インターネット調査における結果と同様に、やはり離婚事案（76.4%）であり、逆に、低い割合を示しているのも遺言作成事案（33.6%）である。交通事故事案については、法律相談者調査では57.5%となっており、インターネット調査ほど顕著に低い割合にはなっていない。

○ 次に多く見られた回答は、やはり「他の専門家に相談しようと思うから」であり（17.2%）、インターネット調査（16.6%）と同じような割合になった。特に、遺言作成事案（33.6%）や残業代請求事案（25.0%）における割合が多く、逆に、離婚事案ではそのように回答する割合（8.9%）が低かった。離婚事案における割合の低さについては、インターネット調査（5.9%）と同様の傾向が見られる。

○ 「自分でやれると思うから」と回答した割合は、全体では7.0%にとどまっており、インターネット調査における割合（11.2%）よりもやや低いものとなっている。

事案別に見てみると、遺言作成事案ではその割合が高く（25.5%）、このような傾向はインターネット調査と同様である。逆に、交通事故事案について、法律相談者調査では0%であったが、インターネット調査では、交通事故事案における割合（7.3%）よりも残業代請求事案における割合（6.1%）の方が低くなっている。

図表8-17

法律相談者

依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	弁護士に支払う金額が高いから	自分でやれると思うから	他の専門家(司法書士, 税理士などに相談しようと思うから	その他	合計
交通事故	92 (57.5)	0 (0.0)	27 (16.9)	41 (25.6)	160 (100.0)
遺産分割	116 (60.4)	18 (9.4)	38 (19.8)	20 (10.4)	192 (100.0)
遺言作成	46 (33.6)	35 (25.5)	46 (33.6)	10 (7.3)	137 (100.0)
貸金請求	213 (66.1)	19 (5.9)	51 (15.8)	39 (12.1)	322 (100.0)
離婚	422 (76.4)	38 (6.9)	49 (8.9)	43 (7.8)	552 (100.0)
家賃不払・立退請求	263 (63.8)	17 (4.1)	86 (20.9)	46 (11.2)	412 (100.0)
残業代請求	62 (55.4)	5 (4.5)	28 (25.0)	17 (15.2)	112 (100.0)
全体	1,214 (64.3)	132 (7.0)	325 (17.2)	216 (11.4)	1,887 (100.0)

- 法律相談者調査において、「依頼したいと思わない理由」として最も多かった回答は、インターネット調査と同様に「弁護士に支払う金額が高いから」という理由であり、事案別に見てみると、高い割合を示しているのが、インターネット調査における結果と同様に離婚事案であり、逆に、低い割合を示しているのも遺言作成事案である。

次に多く見られた回答は、やはり「他の専門家に相談しようと思うから」であり、遺言作成事案や残業代請求事案における割合が高く、逆に、離婚事案ではそのように回答する割合が低かった。

#### ウ インターネット調査結果・法律相談者調査結果についてのまとめ

- まず、離婚事案については、今回のシナリオにおける弁護士費用について、両調査を通じて、金額が高いと考えた回答が比較的多かったものの、他の専門家に相談しようと思った割合は低く、弁護士への支払額の多寡に依頼意欲が左右されやすいのではないかと考えられる。先の分析とも合わせて考えると、弁護士への支払額が低下することにより、依頼意欲が高まる事案類型ではないかと考えられる。
- 次に、遺言作成事案については、両調査を通じて、今回のシナリオにおける弁護士費用については不満を述べる者の割合は比較的低く、自分でやれると考える割合が高いことが分かる。加えて、法律相談者調査では、遺言事案については、他の専門家に相談しようと思う割合も高いことから、この遺言作成という分野は、弁護士費用の点よりも<sup>99</sup>、そもそも遺言作成の必要性・有

<sup>99</sup> もっとも、遺言作成については、両調査において、価格条件による依頼意欲の変動は確認されており、弁護士費用の低下も潜在的需要の顕在化につながる可能性はある。

用性についての理解が低く、将来相続人間の争いが予想される場合などには弁護士関与による遺言作成が有用であることが十分理解されていないのではないかと考えられる。また、遺産分割事件（調停・審判）代理事件数（既済）（図表集図表7-72）の増加傾向からしても、争いのある相続が増加していると推測されるため、遺言作成の必要性・有用性についての理解の促進や、弁護士関与による遺言作成の有用性の周知が課題である。

**(2) 中小企業調査結果**

- 中小企業調査では、「依頼したいと思わない理由」としての3つの理由、「弁護士に支払う金額が高いから」、「自社で対応できると思うから」及び「他の専門家に相談しようと思うから」は、全体的な傾向としてはいずれも同じような回答割合となった（順に30.2%、30.7%、30.7%）。細かく見ていくと、「弁護士に支払う金額が高いから」という金銭的な理由は、いずれの事案でも2番目に多い回答（契約書作成事案では37.5%、残業代請求事案では23.3%）となっている。
- 事案別に見てみると、契約書作成事案では「弁護士に支払う金額が高いから」と「自社で対応できると思うから」が同じような割合となっており（順に37.5%、39.6%）、いずれも残業代請求事案の割合（順に23.3%、22.3%）よりも高かった。  
 残業代請求事案では、「他の専門家に相談しようと思うから」の割合が高く（42.7%）、契約書作成事案の割合（17.7%）よりも高かった。  
 契約書作成事案では、「自社で対応できると思うから」の割合が高く（39.6%）、残業代請求事案の割合（22.3%）よりも高かった。

**図表8-18** 中小企業 依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した企業のみ）

（上段=度数，下段=%）

	弁護士に支払う金額が高いから	自社で対応できると思うから	他の専門家(司法書士、税理士、社会保険労務士など)に相談しようと思うから	その他	合計
契約書作成	36 (37.5)	38 (39.6)	17 (17.7)	5 (5.2)	96 (100.0)
残業代請求	24 (23.3)	23 (22.3)	44 (42.7)	12 (11.7)	103 (100.0)
全体	60 (30.2)	61 (30.7)	61 (30.7)	17 (8.5)	199 (100.0)

- 以上によると、中小企業が弁護士に依頼するか意思決定において、弁護士費用の額を考慮する程度は、インターネット調査や法律相談者調査の対象となった一般の市民の意識における考慮度合いよりも低いことが分かる。
- また、事案別でも考慮要素が異なることが分かり、事案類型により、他の専門家の利用や、専門家に頼まず自社で対応できるかどうかを重視する傾向があることが分かる。今回のシナリオのうち契約書作成事案では、自社で対応できると考えるから弁護士に依頼しないと答える傾向があ

り、残業代請求事案では、他の専門家に相談しようと思うから弁護士に依頼しないと答える傾向があることが判明した。

### (3) 弁護士を利用しようと思わない理由についてのまとめ

□ シナリオ調査の結果では、弁護士を利用しようと思わない理由が市民と企業で理由が異なり、事案類型でも理由が異なることが分かった。

市民については、離婚事案では弁護士費用が高いと考えた回答が比較的多く、遺言作成事案については、弁護士費用について不満を述べる者の割合は比較的少ないものの、自分でやれるとか、他の専門家に相談しようと思う割合が高い。

中小企業については、弁護士費用の額を理由とする割合は、市民の場合よりも低かった。

こうした理由を事案類型ごとに細かく把握するように努めることで、弁護士に対する潜在的需要が顕在化する可能性があるのではないかと考えられる。

### 3 自由記載による弁護士費用に関する調査

弁護士費用についての自由記載の回答結果からすると、事案類型ごとで金額のばらつきが大きかった。また、回答者は、シナリオで提示された金額に影響されて弁護士費用額を回答している傾向が見られることから、回答者全体に共通する弁護士費用への一定の相場観が形成されていないものと考えられる。

インターネット調査と中小企業調査では、回答者自身が自由に考える弁護士費用を調査することで、需要と価格（弁護士費用）の関係を具体的に分析するため、以下の2種類の方法を用いて、回答者がシナリオを読んだ上で相当とする弁護士費用を記載してもらった。<sup>100</sup>

- ① 2つのうち1つ目のシナリオにおいて、シナリオで提示されている弁護士費用によって依頼するかどうかを回答してもらった後、「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した人に対して、「仮に、弁護士に依頼するとすれば、弁護士費用がいくらまでであれば依頼するか」を尋ねた（①の調査）。
- ② 2つのうち2つ目のシナリオにおいて、全回答者に対し、事案ごとに、「弁護士に支払う金額がいくらまでであれば、弁護士に依頼しようと思うか」を尋ねた。この際、同様の事案において、弁護士が実際に受け取っている額（弁護士に対するアンケートを行った結果、最も多かった回答。「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安（2008年度アンケート結果版）」（日弁連）、「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安（2009年度アンケート結果版）」（日弁連）によるもの。）を参考額として示した（②の調査）。<sup>101</sup>

そこで、以下において、回答者が自由に記載した回答額にどのような傾向があるかを分析する。

#### (1) インターネット調査結果

##### ア シナリオにおいて提示された価格と自由記載金額の関係（①の調査結果）

##### (ア) 度数分布から分かるばらつき

- 度数分布（図表集図表8-19）を見ると、全事例において分布のばらつきが大きいことが分かる。また、各価格条件に共通する同一価格帯への度数の集中も見られない。

これを詳しく見ると、いずれの事案においても、ほとんどの回答が、質問の中で提示された弁護士費用を上回る額から提示額の20%未満の額まで広範囲に分布していて各事案で特定の金額に多数が集中していないことが確認できる。

例えば、各事案の全提示額を通して見て、回答数（表の右端の合計欄）の多い金額について、上位3つとその割合を示してみると、交通事故事案では、40万円及び20万円の回答数が20（10.5%）、60万円が19（9.9%）であり、遺言作成事案では5万円が55（27.6%）、3万円が37（18.6%）、10万円が33（16.6%）であり、貸金請求事案では15万円が50（15.4%）、30万円が38（11.7%）、10万円が31（9.6%）であり、離婚事案では30万円が42（13.8%）、20万円及び15万円が39（12.8%）であり、家賃不払・立退請求事案では15万円が56（14.6%）、40万円が54

<sup>100</sup> 法律相談者調査では、回答者の時間的余裕や負担を考慮し、このような調査をすることは断念した。

<sup>101</sup> この提示した参考額は、前述の弁護士費用を5条件に設定して尋ねた際の中価格条件程度（ただし、インターネット調査の離婚、残業代請求、中小企業調査の契約書作成では低価格条件程度）となっている。

(14.1%)、30万円が39(10.2%)であり、残業代請求事案では20万円が21(14.2%)、25万円及び15万円が14(9.5%)である。

このように各事案の回答数の多い金額を見ても、10%台から20%台の割合にとどまっており、特定の価格帯への回答数の集中は見られない。

●【図表8-19 インターネット 仮に弁護士に依頼するとした場合の金額（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した者のみ）】（図表集）

- 以上によると、各価格条件を提示された上で「この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した者による「仮に、弁護士に依頼するとすれば、いくらであれば依頼するか」と尋ねた結果の回答金額については、幅広くばらつきがあるといえる。

#### (イ) シナリオで提示された金額と、依頼するとした場合の総額の累積度数

- 次に、各事案について、シナリオで提示された金額と、依頼するとした場合の総額の累積度数を見てみることにする。

前記の表では、各シナリオの提示金額の総額の回答金額に太線を引いてある。

そこで、交通事故事案のうち、例えば50万円の提示金額の場合と100万円の提示金額の場合を比較すると、50万円の提示金額の場合は、この提示金額以下の金額を回答した者の割合は87.2%（ $=34 \div 39$ ）に達しているが、それ以上の金額、例えば51万円から100万円までの金額を回答した者は10.3%（ $=4 \div 39$ ）しかいなかった。他方、100万円の提示金額の場合には、同じシナリオ（提示金額の差異を除く。）であるにもかかわらず、50万円以下の金額で回答した者は57.5%（ $=23 \div 40$ ）にとどまっており、それ以上の金額、例えば51万円から提示金額である100万円までの金額を回答した者は35.0%（ $=14 \div 40$ ）にも上っている。つまり、シナリオで比較的高い金額を提示された場合、回答金額のある程度のものは、低い金額を提示された場合の提示金額以上の金額となっていることが確認できる。こうした傾向は、他の事案においても同様に確認でき、結局、自由に回答したといっても、各シナリオにおいて提示された金額に影響されて金額を考慮していることの現れではないかと考えられる。

- このように、シナリオで比較的高い金額を提示された場合、自由記載形式による回答金額が、低い金額を提示された場合の提示金額以上の金額となっているという傾向から考えると、今回回答を得た市民の中では、各事案について、弁護士費用に関する一定の相場観が形成されておらず、そのために、各シナリオで提示された金額に影響されて、金額を記載しているのではないかとと思われる。

#### イ アンケート結果を踏まえて明示された報酬金額と自由記載の関係（②の調査結果）

- 日弁連が弁護士に対して行ったアンケート結果において最も回答が多かった報酬金額を参考額として示した②の調査においても、度数分布（図表集図表8-20）を見ると、①の調査同様に、全事案で回答分布のばらつきが大きく、特定の金額に回答が集中しているわけではない。

①の調査と同様に各事案の回答金額の上位3つまでを見ると、交通事故事案では80万円（参考額）の回答数が114(17.1%)、60万円が89(13.4%)、50万円が70(10.5%)であり、遺言作成事案では10万円が188(28.1%)、5万円が117(17.5%)、16万円（参考額）が84(12.6%)であり、貸金請求事案では60万円が102(15.0%)、50万円が98(14.5%)、80万円が57(8.4%)であり、離婚事案では30万円が132(19.8%)、50万円（参考額）が118(17.7%)、20万円が91(13.6%)であり、家賃不払・立退請求事案では90万円が72(10.7%)、40万円が71(10.5%)、30万円が69(10.2%)であり、残業



代請求事案では30万円が122(18.3%)、35万円(参考額)が96(14.4%)、20万円が84(12.6%)である。

このように各事案の回答数の多い金額を見ても、①の調査同様に10%台から20%台の割合にとどまっており、やはり特定の価格帯への回答数の集中は見られない。

ただし、②の調査では、①の調査と異なり、参考額どおりの回答者を含めおおむね①の調査よりも高くなっている。この点の理由は調査結果自体からは明確には分からないが、②の調査では、回答者に対し、「なお、同様の事案で多くの弁護士は以下の金額を受け取っているようです(弁護士に対するアンケート結果より)。」と説明した上で、弁護士に支払う金額を参考情報として明示しており、この情報から当該参考額の妥当性を認めたとか、あるいは、提示された価格条件では依頼しないと回答した者にのみ回答を求めた①の調査と異なり、②の調査では依頼意欲がある者も含め全回答者に回答を求めていることから、金額の支払意欲が高かったなどの理由が考えられる。

●【図表8-20 インターネット 相場を掲示した場合の自由記載金額】(図表集)

□ 以上によると、②の調査においても、①の調査結果と同様に、全事案で回答金額のばらつきが大きく特定の金額への回答の集中が見られない。

## ウ インターネット調査結果についてのまとめ

□ 以上の結果を鑑みると、回答者ごとに弁護士費用額のばらつきが大きく、さらに、回答者は、シナリオで提示された金額に影響されて弁護士費用額を回答している傾向が見られることから、回答者全体に共通する弁護士費用への一定の相場観が形成されていないものと考えられる。もちろん、個々の回答者の中には一定の相場観を持って回答した者もいる可能性がある一方、弁護士費用の基準に関する知識がなく一定の相場観のないまま各人各様の感覚で回答した者もいる可能性があると考えられる。

この相場観が形成されていないという結果は、弁護士に依頼しやすくなるためには弁護士費用の基準が簡単に分かることを望む者が極めて多かったこと(インターネット調査問10の「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」における「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が93.2%)とも整合している。

弁護士費用の基準が不明であることから弁護士への相談や依頼をちゅうちょする者にとっては、今後、弁護士が費用の基準について情報を開示していくことにより、弁護士への依頼への障壁が除去され、(提示された金額で納得するか、提示された金額に不満がある場合も弁護士との話し合いで合意に至る場合が増えるなどして)依頼率の向上につながる可能性があるのではないかと。

## (2) 中小企業調査結果

### ア シナリオにおいて提示された価格と自由記載金額の関係(①の調査結果)

#### (7) 度数分布から分かるばらつき

○ 度数分布(図表集図表8-21)を見ると、全事例において分布のばらつきが大きいことが分かる。また、各価格条件に共通する同一価格帯への集中も見られない。

前記(1)と同様に、各事案の全提示額で回答数上位3つを見てみると、契約書作成事案では5万円の回答数が30(36.1%)、10万円及び3万円が各16(19.3%)であり、残業代請求事案では30万円が16(20.5%)、20万円が13(16.7%)、15万円が12(15.4%)である。

このように各事案の回答数の多い金額を見ても、10%台から30%台の割合にとどまっており、やはり特定の価格帯への回答数の集中は見られない。

●【図表8-21 中小企業 仮に弁護士に依頼するとした場合の金額（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した企業のみ）】（図表集）

□ 以上の分析によれば、中小企業調査のこれら2事案でもばらつきのある弁護士費用の回答となっている。

#### （イ）シナリオで提示された金額と、依頼するとした場合の総額の累積度数

○ 次に、各事案について、シナリオで提示された金額と、依頼するとした場合の総額の累積度数を見てみると、インターネット調査におけるのと同様に、シナリオで比較的高い金額を提示された場合の自由記載による回答金額のある程度のものは、低い金額を提示された場合の提示金額以上の金額となっていることが確認できる。やはり、こうした傾向は、結局、自由記載で回答したといっても、各シナリオにおいて提示された金額に影響されて金額を考慮していることの現れではないかと考えられる。

□ そうすると、インターネット調査におけるのと同様に、今回回答を得た中小企業でも、各事案について、弁護士費用に関する一定の相場観が形成されておらず、そのために、各シナリオで提示された金額に影響されて、自由記載による金額を考慮しているのではないかとと思われる。

#### イ アンケート結果を踏まえて明示された報酬金額と自由記載の関係（②の調査結果）

○ 中小企業調査においても、日弁連が弁護士に対して行ったアンケート調査において、最も回答の多かった報酬金額を例として示したところ、その度数分布（図表集図表8-22）を見ると、契約書作成と残業代請求の両事案で①の調査同様に回答分布のばらつきが大きいことが認められる。

①の調査と同様に、各事案の回答数上位3つを見てみると、契約書作成事案では10万円（参考額）の回答数が163（45.9%）、5万円が61（17.2%）、20万円が18（5.1%）であり、残業代請求事案では40万円が98（26.7%）、30万円が108（29.4%）、20万円が39（10.6%）となっている。

●【図表8-22 中小企業 相場を掲示した場合の自由記載金額】（図表集）

□ そうすると、中小企業調査においても、契約書作成と残業代請求の両事案で①の調査と同様に回答分布のばらつきが大きいことが認められる。

なお、契約書作成事案では最多回答数が参考額と同額の10万円で45.9%に上っているが、これは参考額が10万円と他事案より低額であったことや、参考額自体の影響を受けた可能性も考えられる。

他方、両事案で参考額と同額で回答した企業は前記のとおり契約書作成事案で163（45.9%）、残業代請求事案では98（26.7%）で、参考額を超える額で回答した企業も契約書作成事案で86（24.2%）、残業代請求事案で40（10.9%）となっている。これは、②の調査は①の調査と異なり参考額で依頼意欲のある企業も含め全企業に回答を求めたからであると考えられるのではないかと。

#### ウ 中小企業調査結果についてのまとめ

□ 以上のように、②の調査でも①の調査同様に、回答者全体に共通する弁護士費用への一定の相場観が形成されておらず、そのためばらつきのある回答となっていると考えることができる。

インターネット調査の場合同様に、回答者の中には一定の相場観を持って回答した者もいる可能性があるが、弁護士費用の基準に関する知識がなく一定の相場観のないまま各人各様の感覚で回答した者もいる可能性がある。

この相場観が形成されていないという結果は、弁護士に依頼しやすくなるためには弁護士費用の基準が明らかになることが必要だという企業が極めて多かったこと（中小企業調査問23の「4. 弁護士にかかる費用の基準が明らかになること」における「必要だと思う」と「どちらかといえど必要だと思う」の合計が87.2%）とも整合している。

今後、弁護士が費用の基準について情報を開示していくことにより、依頼率の向上につながる可能性があることについては、前記(1)ウで述べたとおりである。

### (3) 自由記載による弁護士費用に関する調査についてのまとめ

□ 以上のように、インターネット調査においても、中小企業調査においても、回答者ごとに回答金額にばらつきがあり、さらに、弁護士費用に関する一定の相場観が形成されていないと見ることができるといえる。

このように、市民や中小企業にとって弁護士費用の基準が不明であることから、弁護士への相談や依頼をちゅうちょする者にとっては、今後、弁護士が費用の基準について情報を開示していくことにより、弁護士への依頼への障壁が除去され、提示された金額で納得するか、提示された金額に不満がある場合も弁護士との話し合いで合意に至る場合が増えるなどして、依頼率の向上につながる可能性があるのではないかと考えられる。

### 第3章 法曹の供給状況等の分析

#### 第1 弁護士の登録状況など

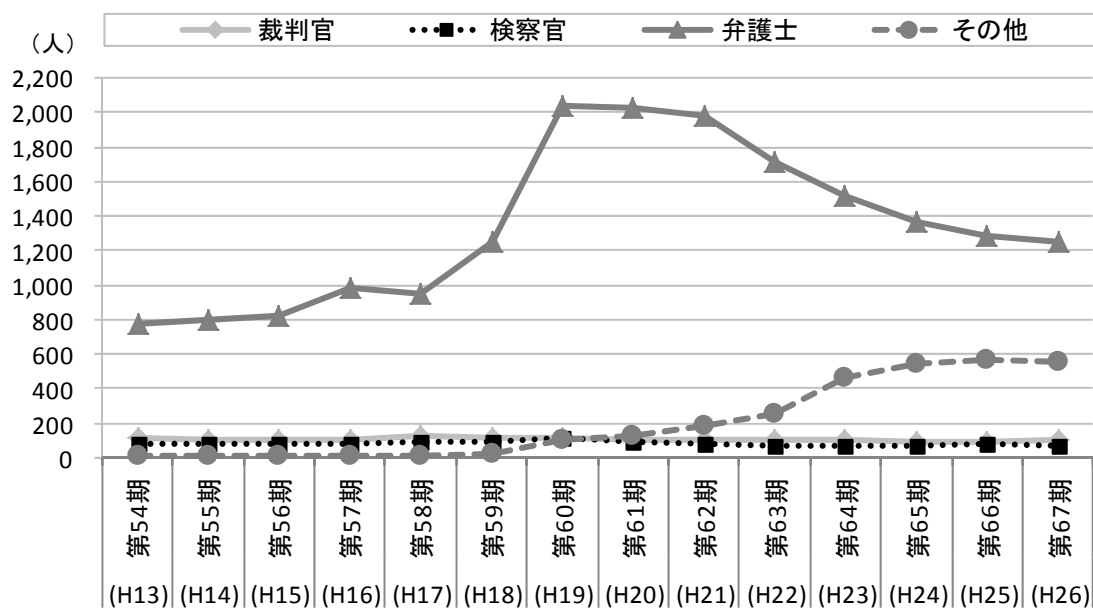
##### 1 弁護士未登録者の状況など

司法修習終了者のうち修習終了直後の弁護士未登録者の数は、第60期から第65期にかけて増加し、第65期以降は、増加率が緩和され、約550人程度（司法修習終了者の28%程度）となっている。そのうち、当該時点において就職先が決まっていた者は約半数であると推測される。

#### (1) 司法修習終了者の進路

図表9-1 司法修習終了者の進路別人数の推移

	裁判官		検察官		弁護士		その他		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第54期 (H13)	112	11.5%	76	7.8%	774	79.4%	13	1.3%	975
第55期 (H14)	106	10.7%	75	7.6%	799	80.9%	8	0.8%	988
第56期 (H15)	101	10.0%	75	7.5%	822	81.8%	7	0.7%	1,005
第57期 (H16)	109	9.3%	77	6.5%	983	83.4%	9	0.8%	1,178
第58期 (H17)	124	10.4%	96	8.1%	954	80.4%	13	1.1%	1,187
第59期 (H18)	115	7.8%	87	5.9%	1,254	84.9%	21	1.4%	1,477
第60期 (H19)	118	5.0%	113	4.8%	2,043	86.0%	102	4.3%	2,376
第61期 (H20)	99	4.2%	93	4.0%	2,026	86.6%	122	5.2%	2,340
第62期 (H21)	106	4.5%	78	3.3%	1,978	84.3%	184	7.8%	2,346
第63期 (H22)	102	4.8%	70	3.3%	1,714	79.9%	258	12.0%	2,144
第64期 (H23)	102	4.7%	71	3.3%	1,515	70.4%	464	21.6%	2,152
第65期 (H24)	92	4.4%	72	3.5%	1,370	65.9%	546	26.3%	2,080
第66期 (H25)	96	4.7%	82	4.0%	1,286	63.2%	570	28.0%	2,034
第67期 (H26)	101	5.1%	74	3.8%	1,248	63.3%	550	27.9%	1,973



- ※ 最高裁判所調べ。修習終了直後の数による。第54期から第59期までは10月終了、第60期から第62期までは9月及び12月終了、第63期及び第64期は8月及び12月終了、第65期以降は12月終了である。
- ※ 「その他」は、司法修習終了者のうち、裁判官・検察官に任官せず、かつ、修習終了直後に弁護士としての登録をしなかった者である。
- ※ 第60期から第65期までは、新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。

□ 司法修習終了者の進路は、前記表のとおりであり、第65期以降で見ると、裁判官が92人から101人、検察官が72人から82人、弁護士が1,248人から1,370人の間でいずれも推移しており、法曹の中では弁護士の数が最も多い。

## (2) 一括登録日の弁護士未登録者の状況

- 司法修習終了後の弁護士の一括登録日における弁護士未登録者数・割合については、図表9-2のとおり、第60期（70人+32人=102人、司法修習終了者2,376人の4.3%）から第65期（546人、26.3%）にかけて増加した。第65期以降は、550人前後で推移しており、各期の司法修習終了者に占める割合は約26%から約28%である。
- 新規登録を行った時期については、日弁連が行った65期・66期調査問1によると、図表9-4のとおり、一括登録日の登録者は708人で71.5%、1か月後までの登録者が139人で14.0%、3か月後までの登録者が89人で9.0%となっており、ここまでの累計で94.5%となっている。こうした傾向は、各期別に見ても変わらない。
- 他方、65期・66期調査問2によると、図表9-5のとおり、一括登録日後に登録した回答者282人のうち、一括登録日に既に就業先が決まっていた者（「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日<sup>102</sup>に間に合わなかったため」又は「就職先は決まっていたが、入所（入社）予定日が一括登録日以降だったため」と回答した者）が合計138人（=56+82）おり、これは全回答者282人の約49%に当たる。

この結果から推測すると、一括登録日以降に登録した者であっても、その半数は、就職先が決まっていたといえるのではないか。

逆に、一括登録日以降に登録した者で、「就職活動継続中のため」と回答した者は118人（全回答者282人の約42%）であった。

- 登録時期ごとに区分けして見てみると、図表9-5のとおり、一括登録日から1か月までは、「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかったため」及び「入所（入社）予定日が一括登録日以降だったため」と回答した者の割合が多く、登録時期が遅れるにつれてこれが減少している傾向があることが分かる。

そうすると、一括登録から1か月以内に登録した者は、一括登録日までに就職先は決まっていたが、審査日に間に合わなかった、又は入所（入社）予定日が一括登録日以降だったと回答した割合が多い傾向があり、それ以降に登録した者は、就職活動を継続していた、又は開業準備をしていたと回答した割合が多い傾向にあることが分かる。

<sup>102</sup> 一括登録の場合の審査は、例えば第67期については、以下のとおりである。

- 登録請求者から弁護士会への資料提出期限：(例) 東京3会：平成26年9月26日（金）
- 弁護士会から日弁連への資料提出期限：平成26年10月27日（月）
- 登録日：平成26年12月18日（木）

- 以上のように、司法修習終了者のうち修習終了直後の弁護士未登録者の数は、第60期から第65期にかけて増加し、第65期以降、最近3年は、連続して約550人程度（司法修習終了者の28%程度）である。そのうち、同時点において就職先が決まっていた者は約半数であると推測される。第65期以降では、修習終了から約1年後に就職していないと疑われる者は30人程度となる。

図表9-2 弁護士未登録者の推移比較

(平成27年3月13日時点)

修習期 (一括登録日)		司法修習 終了者	弁護士未登録者						
			一括登録 時点	約 1か月 後	約 2か月 後	約 3か月 後	約 4か月 後	約 6か月 後	約 12か月 後
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70 5.0%	50 3.6%	20 1.4%	17 1.2%	12 0.9%	-	-
新	第60期 (H19.12.20)	979	32 3.3%	21 2.1%	17 1.7%	14 1.4%	12 1.2%	-	-
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33 5.4%	24 3.9%	12 2.0%	10 1.6%	7 1.1%	-	-
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89 5.1%	66 3.8%	42 2.4%	32 1.8%	29 1.7%	-	-
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51 14.4%	32 9.0%	26 7.3%	22 6.2%	18 5.1%	14 4.0%	14 4.0%
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133 6.7%	94 4.7%	65 3.3%	55 2.8%	41 2.1%	33 1.7%	25 1.3%
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44 22.6%	31 15.9%	26 13.3%	19 9.7%	11 5.6%	10 5.1%	8 4.1%
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214 11.0%	140 7.2%	97 5.0%	73 3.7%	66 3.4%	50 2.6%	38 1.9%
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64 39.8%	48 29.8%	35 21.7%	27 16.8%	21 13.0%	18 11.2%	12 7.5%
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400 20.1%	278 14.0%	144 7.2%	109 5.5%	89 4.5%	67 3.4%	44 2.2%
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546 26.3%	298 14.3%	184 8.8%	135 6.5%	100 4.8%	73 3.5%	52 2.5%
第66期 (H25.12.19)		2,034	570 28.0%	312 15.3%	196 9.6%	151 7.4%	113 5.6%	87 4.3%	57 2.8%
第67期 (H26.12.18)		1,973	550 27.9%	317 16.1%	179 9.1%	155 7.9%			

※ 日弁連調べ。

※ 「弁護士未登録者」は、司法修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。

※ 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点（約5か月後）の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点（約5か月後）の数字である。

図表9-3 弁護士未登録者の進路の内訳

(平成27年3月13日時点)

修習期 (一括登録日)		弁護士未登録者の進路の内訳	
		約2か月後	約12か月後
現行	第60期 (H19.9.5)	企業・官庁・大学等への就職等:4	-
新	第60期 (H19.12.20)	-	-
現行	第61期 (H20.9.3)	企業・官庁・大学等への就職等:2	-
新	第61期 (H20.12.18)	登録手続中:0/企業・官庁・大学等への就職等:19/就職活動中:2/不明・その他:8	-
現行	第62期 (H21.9.3)	登録見込み:3/企業・官庁・大学等への就職等:6/就職活動中:11/不明・その他:6	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:3/就職活動中:6/不明・その他:4
新	第62期 (H21.12.17)	登録見込み:14/企業・官庁・大学等への就職等:15/就職活動中:20/不明・その他:16	企業・官庁・大学等への就職等:12/就職活動中:5/不明・その他:8
現行	第63期 (H22.8.26)	登録見込み:14/企業・官庁・大学等への就職等:2/就職活動中:4/不明・その他:6	企業・官庁・大学等への就職等:2/就職活動中:2/不明・その他:4
新	第63期 (H22.12.16)	登録見込み:33/企業・官庁・大学等への就職等:15/就職活動中:20/不明・その他:29	企業・官庁・大学等への就職等:8/就職活動中:13/不明・その他:17
現行	第64期 (H23.8.25)	登録見込み:13/企業・官庁・大学等への就職等:8/就職活動中:5/不明・その他:9	企業・官庁・大学等への就職等:5/就職活動中:3/不明・その他:4
新	第64期 (H23.12.15)	登録見込み:59/就職活動中:14/企業・官庁・大学等への就職等:32/不明・その他:39	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:22/就職活動中:6/不明・その他:15
現行・新	第65期 (H24.12.20)	登録見込み:61/就職活動中:19/企業・官庁・大学等への就職等:24/不明・その他:80	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:17/就職活動中:4/不明・その他:30
第66期 (H25.12.19)		登録見込み:54/就職活動中:12/企業・官庁・研究職等で就業:29/その他:4/不明:52	企業・官庁・大学等への就職等:23/就職活動中:4/不明・その他:30

※ 日弁連調べ。

※ 約2か月後の弁護士未登録者の進路の内訳について、新第61期は約4か月後、第66期は約3か月後の数字である。

※ 第67期の弁護士未登録者の進路の内訳については、調査未了。

図表9-4 65期・66期 問1 新規登録を行った時期

(左=度数, 右=%)

一括登録日	708	(71.5)
一括登録日から1か月未満	139	(14.0)
一括登録日1か月後から3か月未満	89	(9.0)
一括登録日3か月後から6か月未満	46	(4.6)
一括登録日6か月後から9か月未満	4	(0.4)
一括登録日9か月後から1年未満	1	(0.1)
一括登録日から1年以上以降	3	(0.3)
回答数	990	(100.0)

図表9-5 65期・66期 問2 一括登録日に登録しなかった理由（新規登録を行った時期別）

(上段=度数, 下段=%)

	就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかったため	就職先は決まっていたが、入所(入社)予定日が一括登録日以降だったため	就職活動継続中のため	開業準備のため	その他	合計
一括登録日以降1か月未満	42 (30.2)	63 (45.3)	23 (16.5)	4 (2.9)	7 (5.0)	139 (100.0)
一括登録日から1か月以降3か月未満	14 (15.7)	8 (9.0)	58 (65.2)	1 (1.1)	8 (9.0)	89 (100.0)
一括登録日から3か月以降	0 (0.0)	11 (20.4)	37 (68.5)	2 (3.7)	4 (7.4)	54 (100.0)
全体	56 (19.9)	82 (29.1)	118 (41.8)	7 (2.5)	19 (6.7)	282 (100.0)

## 2 新規登録時の就業形態

弁護士新規登録時の就業形態のうち、勤務弁護士が回答数744（75.2%）で最も多く、勤務弁護士、民間企業・団体、公務員、日本司法支援センターのスタッフ弁護士以外の者（事務所内独立採算弁護士、独立開業など）は、155（15.7%）である。

- 65期・66期調査によって判明した新規登録時の就業形態については、「勤務弁護士」が回答数744で最も多く（有効回答数989の75.2%に当たる）、次いで、「事務所内独立採算弁護士」<sup>103</sup>が71（7.2%）、「民間企業・団体への就職」が57（5.8%）、「独立開業」が40（4.0%）、「既存事務所の共同経営弁護士」が38（3.8%）、その他が6（0.6%）となっている。

図表9-6 65期・66期 問3 新規登録時の就業形態

(左=度数, 右=%)

勤務弁護士	744	(75.2)
既存事務所の共同経営弁護士	38	(3.8)
事務所内独立採算弁護士	71	(7.2)
独立開業	40	(4.0)
日本司法支援センターのスタッフ弁護士	31	(3.1)
民間企業・団体への就職	57	(5.8)
公務員	2	(0.2)
その他	6	(0.6)
回答数(無回答を除く。)	989	(100.0)

- 前述のとおり、65期・66期調査によって判明したところによると、新規登録時に独立開業している者は40人（有効回答数989の4.0%）、事務所内独立採算弁護士は71人（7.2%）となっており、その合計は111人（11.2%）であった。

<sup>103</sup> 事務所内独立採算弁護士とは、「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010（自由と正義2011年臨時増刊号 Vol.62）13頁」では、「他の弁護士の経営する事務所において独立採算制を採用する弁護士（いわゆる軒先弁護士を含む。）」とされている。



- これらの者の登録時期を見てみると、一括登録時に独立開業している者が23人（57.5%）、事務所内独立採算弁護士が35人（49.3%）であり、一括登録日後の登録者については、独立開業が17人（42.5%）、事務所内独立採算弁護士が36人（50.7%）である。なお、勤務弁護士については、そのうち562人（75.5%）が一括登録日に登録している。

**図表9-7** 65期・66期 問1 新規登録を行った時期（新規登録時の就業形態別）  
（上段＝度数，下段＝％）

	一括登録日	一括登録日から1か月未満	一括登録日から1か月後から3か月未満	一括登録日から3か月後から6か月未満	一括登録日から6か月後から9か月未満	一括登録日から9か月後から1年未満	一括登録日から1年以上以降	合計
勤務弁護士	562 (75.5)	111 (14.9)	51 (6.9)	19 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	744 (100.0)
既存事務所の共同経営弁護士	30 (78.9)	4 (10.5)	4 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (100.0)
事務所内独立採算弁護士	35 (49.3)	12 (16.9)	14 (19.7)	7 (9.9)	2 (2.8)	1 (1.4)	0 (0.0)	71 (100.0)
独立開業	23 (57.5)	6 (15.0)	5 (12.5)	5 (12.5)	1 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	40 (100.0)
日本司法支援センターのスタッフ弁護士	30 (96.8)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (100.0)
民間企業・団体への就職	23 (40.4)	5 (8.8)	12 (21.1)	14 (24.6)	1 (1.8)	0 (0.0)	2 (3.5)	57 (100.0)
公務員	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
その他	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
全体	707 (71.5)	139 (14.1)	89 (9.0)	46 (4.7)	4 (0.4)	1 (0.1)	3 (0.3)	989 (100.0)

- 以上からすると、新規登録時の就業形態については、勤務弁護士が回答数744で最も多く、独立開業は40、事務所内独立採算弁護士は71となっている。勤務弁護士である者は、そのうち約76%が一括登録時において勤務弁護士であり、独立開業する弁護士、事務所内独立採算弁護士は、そのうち約半数が一括登録時そのような就業形態を採っていることが分かる。

### 3 弁護士登録取消状況

弁護士登録取消件数は年々増加しており、事由別割合を見ると、請求による取消しが増加している。特に、60期台が増加している。

- 弁護士登録取消件数を見てみると、図表9-8のとおり、年々増加しており、平成23年度以降は、469人（平成23年度）、516人（平成24年度）、564人（平成25年度）と増加している。
- 弁護士登録取消件数の事由別内訳を見てみると、死亡を理由とした取消件数について、平成16年度に175件であったものが、平成25年度には191件に増えているが、その増加以上に、請求による取消件数について、平成16年度には91件であったものが、平成25年度には345件と大きな増加割合となっている。各年の事由別割合を見ても、図表9-9のとおり、平成16年度には死亡による

取消しが61.6%，請求による取消しが32.0%であったものが，平成25年度には逆転し，死亡による取消しが33.9%，請求による取消しが61.2%であった。

○ 前記の登録取消者について修習期別に見てみると，図表9-10のとおり（ここでの数字は，1月から12月までの年単位の統計である。），60期台の増加割合が大きく，平成19年に4人であったものが，平成25年には164人になっている。

□ 以上のように，請求による弁護士登録の取消件数が増加しており，特に60期台の弁護士の取消件数が増加しているが，その原因が明らかとなる資料などは見当たらない。

なお，実際に登録を取り消した者ではないものの，65期・66期調査問35において「今までに弁護士登録の取消しを考えたことがあるか」と質問したのに対し，有効回答数959の18.5%に当たる177人が「考えたことがある」と回答している。これらの者に対し，登録の取消しを考えた理由を質問したところ（問36・複数回答可），回答が多かった理由としては，「会費負担が重い」（92，有効回答数176人に対する52.3%），「法曹以外への転職を考えた」（77，43.8%），「収入が不安定」（78，44.3%）となっている。ただし，これらは実際には登録を取り消していない者であり，この結果から直ちに実際に登録を取り消した者の理由を推し量ることはできない。

図表9-8 弁護士登録取消件数の事由別内訳

(人)

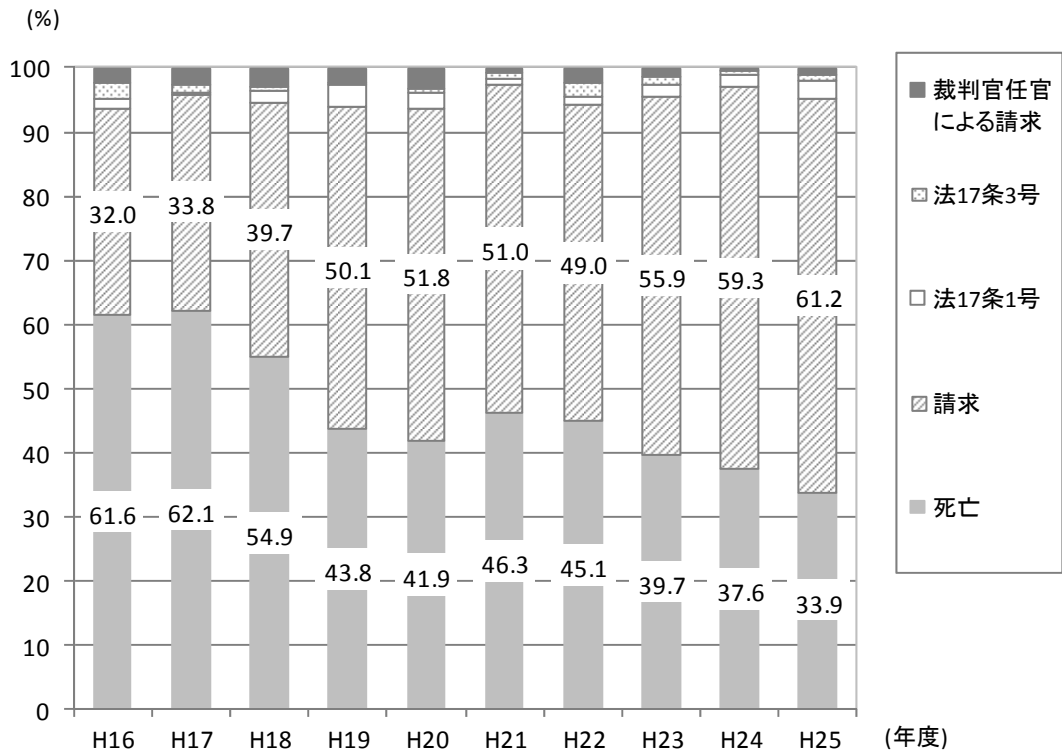
	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
裁判官任官 による請求	7	8	10	8	13	3	9 (6)	7 (2)	3 (2)	6 (1)
法17条3号	7	3	3	2	2	4	9 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (1)
法17条1号	4	1	6	12	9	4	6 (0)	8 (0)	11 (0)	16 (0)
請求	91	99	141	182	198	206	199 (55)	262 (74)	306 (99)	345 (98)
死亡	175	182	195	159	160	187	183 (9)	186 (5)	194 (12)	191 (8)
合計	284	293	355	363	382	404	406 (70)	469 (81)	516 (113)	564 (108)

※ 弁護士白書2014年版を基に作成。

※ 登録取消者の人数は，各年4月から翌年3月までの統計。

※ ( ) 内の数字はうち女性数で，平成22年度から集計を開始した。

図表9-9 弁護士登録取消件数の事由別割合



※ 弁護士白書2014年版を基に作成。

※ 割合は、各年4月から翌年3月までの各取消事由（請求・死亡）件数を各年4月から翌年3月までの取消件数の合計でそれぞれ除したものの。

※ 弁護士法第17条抜粋

日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

第1号…弁護士が第7条第1号又は第3号から第5号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第3号…弁護士について退会命令、除名又は第13条の規定による登録取消しが確定したとき。

※ 弁護士法第7条抜粋

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

第1号…禁錮以上の刑に処せられた者

第3号…懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者

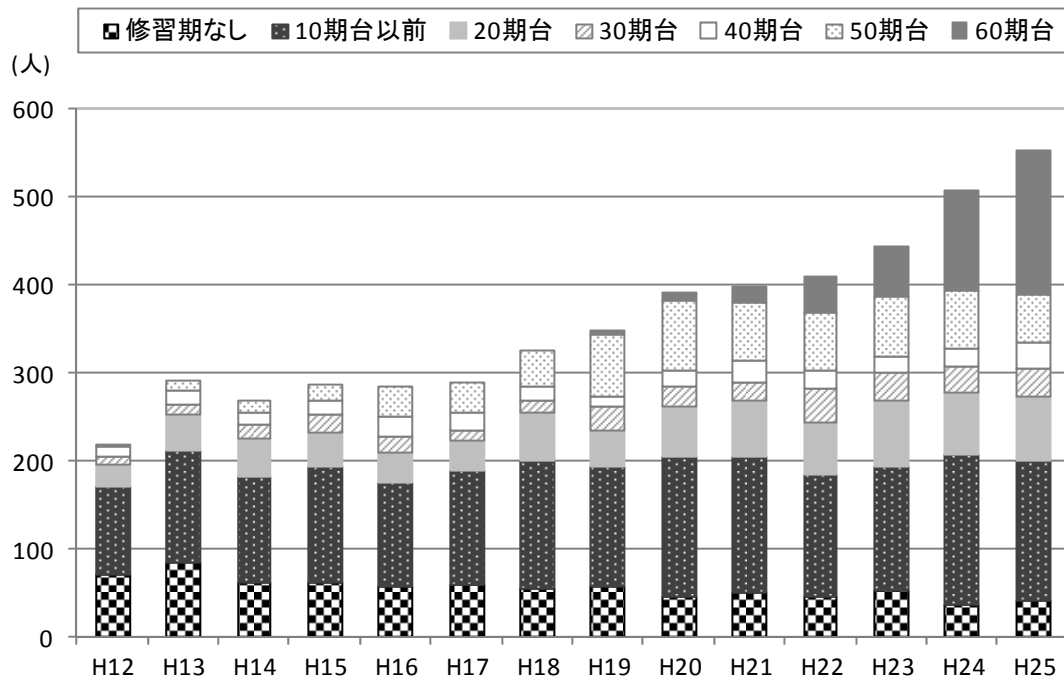
第4号…成年被後見人又は被保佐人

第5号…破産者であつて復権を得ない者

図表9-10 弁護士登録取消者数の修習期別内訳

(人)

	修習期なし	10期台以前	20期台	30期台	40期台	50期台	60期台	年別合計
平成12年	70	99	26	8	12	3	-	218
平成13年	84	126	41	11	16	12	-	290
平成14年	61	120	43	15	15	12	-	266
平成15年	61	132	38	19	16	20	-	286
平成16年	55	119	34	19	21	35	-	283
平成17年	57	130	34	12	20	34	-	287
平成18年	54	145	54	15	16	40	-	324
平成19年	55	138	41	26	12	70	4	346
平成20年	45	158	58	22	18	80	9	390
平成21年	48	156	63	20	25	66	18	396
平成22年	44	140	57	40	20	67	41	409
平成23年	50	141	76	31	18	70	55	441
平成24年	35	171	69	31	19	66	115	506
平成25年	39	160	73	32	28	55	164	551



※ 日弁連調べ。

※ 登録取消者の人数は、各年1月から12月までの統計。

図表9-11

65期・66期 問35

今までに弁護士登録の取消しを考えたことがあるか

(左=度数, 右=%)

考えたことがある	177	(18.5)
考えたことはない	782	(81.5)
回答数(無回答を除く。)	959	(100.0)

図表9-12

65期・66期 問36

登録の取消しを考えた理由（複数回答可）（問35で「考えたことがある」と回答したもののみ）

（左＝度数，右＝％）

収入が不安定	78	(44.3)
時間にゆとりがない	57	(32.4)
体力の限界	36	(20.5)
会費負担が重い	92	(52.3)
会務負担が重い	23	(13.1)
任官を考えた	3	(1.7)
法曹以外への転職を考えた	77	(43.8)
留学を考えた	8	(4.5)
出産・育児のため	15	(8.5)
その他	45	(25.6)
回答数(無回答を除く。)	176	

#### 4 弁護士懲戒処分

懲戒処分数は増加傾向となっており、平成25年には98件に達しているが、最も重い懲戒処分である除名処分は5件以下で推移しており、弁護士数に対する懲戒処分数の割合も平成15年以降は0.30%から0.20%強の割合で推移するにとどまっている。

また、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢や弁護士経験年数からすると、懲戒処分を受けているのは、比較的年齢が高く、あるいは実務経験が長い弁護士であるといえる。

○ 弁護士白書2014年版<sup>104</sup>によると、懲戒請求の新受件数は、平成9年には488件であったものが増加に転じ、特に平成15年以後1,000件台となって増加を続けたが（ただし、平成19年のみ9,585件）、平成24年は3,898件、平成25年は3,347件と、新受件数が多くなっている。日弁連が発表した「2014年懲戒請求事案集計報告」<sup>105</sup>によると、平成26年の懲戒請求の新受件数は2,348件であり、前年と比較して約1,000件減少した。

○ 懲戒処分の件数<sup>106</sup>は、平成9年には38件であったものが、その後おおむね増加傾向となり、平成25年には98件となっており、平成26年には101件となった。この中で、最も軽い処分である戒告処分は、平成9年には11件であったものが、その後増加傾向となり、平成25年には61件、平成26年には55件となっている。また、最も重い処分である除名処分は、平成9年以降平成26年まで、0件から6件の間で推移している。

また、弁護士数に対する懲戒処分数の割合<sup>107</sup>は、平成9年に0.23%であったものが平成25年<sup>108</sup>には0.28%となっている。その間、最大で0.35%近くの年（平成14年）があるが、その後は0.30%から0.20%強の割合で推移している。

<sup>104</sup> 弁護士白書2014年版193頁 資料3-2-3-3「懲戒請求事案処理の内訳（全弁護士会）」

<sup>105</sup> URL

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/2013/whitepaper\\_chokaiseikyuu\\_shukei\\_2014.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/2013/whitepaper_chokaiseikyuu_shukei_2014.pdf)

<sup>106</sup> 同じく、前注の弁護士白書2014年版193頁の資料3-2-3-3より。平成26年の件数については「2014年懲戒請求事案集計報告」による。

<sup>107</sup> 弁護士白書2014年版194頁 資料3-2-3-6「弁護士数に対する懲戒処分数の割合の推移」

<sup>108</sup> 「2014年懲戒請求事案集計報告」には、平成26年についての弁護士数に対する懲戒処分数の割合は記載されてい

○ 懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢<sup>109</sup>は、最も多いのが60歳から69歳（平成22年、23年、25年）か70歳以上（平成24年）であり、次いで70歳以上（平成23年、25年）か、60歳から69歳（平成24年）、あるいは50歳から59歳（平成22年）であり、最も少ないのが40歳未満（平成22年から25年まで）であった。

また、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数<sup>110</sup>は、平成22年には経験年数30年から39年までの者が最も多く（24人）、1年から9年までの者が最も少なく（5人）、この傾向は平成24年まで続いたが、平成25年には経験年数1年から9年までの者の懲戒処分件数が増加し（21人）、他の実務経験年数区分（10年から19年、20年から29年、30年から39年、40年以上）と同じ程度の件数（20件前後）となっている。

□ 懲戒処分数は増加傾向となっており、平成25年には98件に達しているが、最も重い懲戒処分である除名処分は5件以下で推移しており、弁護士数に対する懲戒処分数の割合も平成15年以降は0.30%から0.20%強の割合で推移するにとどまっている。

また、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢は、最も多いのが60歳から69歳か70歳以上であり、最も少ないのが40歳未満である。そして、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数が、平成24年までは経験年数30年から39年までの者が最も多く、1年から9年までの者が最も少なかったことを考えると、懲戒処分を受けているのは、比較的年齢が高く、あるいは実務経験が長い弁護士であるといえる。ただし、平成25年には経験年数1年から9年までの者の懲戒処分件数が増加し、21人になっており、この傾向が今後続くかは不明である。

## 5 弁護士の登録状況などについてのまとめ

□ 司法修習終了者のうち、修習終了直後の弁護士未登録者の数は、第60期から第65期にかけて増加し、第65期以降は、増加率が緩和され約550人程度（司法修習終了者の28%程度）となっている。そのうち、当該時点において就職先が決まっていた者は約半数であると推測される。そして、弁護士新規登録時の就業形態のうち、勤務弁護士が回答数744（75.2%）で最も多く、勤務弁護士、民間企業・団体、公務員、法テラスのスタッフ弁護士以外のもの（事務所内独立採算弁護士、独立開業など）は、回答者の15.7%である。

□ 弁護士登録取消件数は年々増加しており、事由別割合を見ると、請求による取消しが増加している。特に、60期台が増加している。

懲戒処分数は増加傾向となっており、平成25年には98件に達しているが、弁護士数に対する懲戒処分数の割合は、平成15年以降は0.30%から0.20%強の割合で推移するにとどまっております。さらに、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢や弁護士経験年数からすると、懲戒処分を受けているのは、比較的年齢が高く、あるいは実務経験が長い弁護士であるといえる。

ない。

<sup>109</sup> 弁護士白書2014年版195頁 資料3-2-3-8「懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢」

なお、「2014年懲戒請求事案集計報告」には、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢は記載されていないため、平成26年についての処分時の年齢は分からない。

<sup>110</sup> 弁護士白書2014年版195頁 資料3-2-3-9「懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数」

なお、「2014年懲戒請求事案集計報告」には、懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数は記載されていないため、平成26年についての処分時の弁護士経験年数は分からない。

## 第2 弁護士継続教育

閣僚会議決定においては、今後の法曹人口の在り方を考える上で、法曹養成制度の整備状況も考慮に入れることとされている。

また、司法制度改革審議会意見書においては、法曹の継続教育を、法曹養成の総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきであるとしている（76頁）。

そこで、人数的に法曹人口の大きな部分を占める弁護士について、OJT 及び継続研修の概況について分析する。

### 1 OJT の状況

65期・66期調査によると、日常的な事件処理の指導を受ける機会がある者は84.9%、ないと回答した者は15.1%である。

OJT（弁護士としての職務経験）不足や事件処理の相談ができなかったことにより、裁判手続の不備（15.8%）など、困ったことがあったと明確に回答している者は36.1%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は60.8%である。

OJTや事件処理の相談の機会を得るために制度として望むものとしては、「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」ことであると回答した者が73.0%である。

- 65期・66期調査によれば、「業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会があるか（例：先輩弁護士と事件を共同受任するなど）」との問（問13）に対し、有効回答数986人のうち837人（84.9%）が「指導を受ける機会がある」と回答したが、149人（15.1%）は「指導を受ける機会がない」と回答している。
- そして、「OJTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときか」との問（問16・複数回答可）、「事件処理の方針の判断に迷ったとき」が最も回答数が高く（930、有効回答数960の96.9%）、次いで「依頼者対応に迷ったとき」（791、82.4%）、「裁判所の手続に不安があるとき」（706、73.5%）となっている。
- また、「今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあるか」（複数回答可）という問（問17）に対し、「特に困ったことはない」と答えた者が562人（有効回答数924の60.8%）となっており、これに次いで、「事件処理が不安で受任を回避した」（148人、16.0%）、「裁判所の手続に不備があった」（146人、15.8%）、「事件処理をめぐって依頼者や相手方とトラブルになった」（99人、10.7%）となっている。

すなわち、今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあったと明確に答えている者の数は、有効回答数924から、「特に困ったことがない」と答えた562と「その他」と答えた28を除いた334人（有効回答数924人の36.1%）であるといえる。
- その上で、「OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があるとよいと思うか」という問（問18）に対しては、最も回答が多かったのは「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」との回答であり（680、有効回答数932の73.0%）、他には「各弁護士会で指導担当弁護士制度を提供する」、「弁護士研修として一定期間受け入れる事務所がある」、「新人弁護士用等のメーリングリストを各弁護士や委員会を設置する」及び「弁護士会の法律相談を2人1組での対応とし、新人と先輩弁護士を組み合わせる」がほぼ同じような割合（3割前後）となった。
- 以上によると、回答者の約85%に当たる者はOJTの機会があると回答しているが、約15%はそのような機会がないと回答しており、さらに、OJTの機会の不足により困ったことがあると答え

ている者も約36%程度いる。このことから、3分の1を超える新規登録弁護士はOJTの機会の不足を問題視していることが分かる。そして、OJTの内容として多くの回答者が望んでいるのは「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」ことであり、弁護士の継続教育の観点からは、こうした機会を設けることが重要となると思われる。

図表9-13

65期・66期 問13

業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会があるか

		(左=度数, 右=%)	
指導を受ける機会がある	837	(84.9)	
指導を受ける機会がない	149	(15.1)	
回答数(無回答を除く。)	986	(100.0)	

図表9-14

65期・66期 問16

OJTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときか(複数回答可)

		(左=度数, 右=%)	
裁判所の手続に不安があるとき	706	(73.5)	
事件処理の方針の判断に迷ったとき	930	(96.9)	
依頼者対応に迷ったとき	791	(82.4)	
利益相反かどうかの判断等弁護士職務基本規定との抵触が疑われるとき	262	(27.3)	
必要であると思ったことはない	10	(1.0)	
その他	35	(3.6)	
回答数(無回答を除く。)	960		

図表9-15

65期・66期 問17

今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあるか(複数回答可)

		(左=度数, 右=%)	
裁判所の手続に不備があった	146	(15.8)	
事件処理が不安で受任を回避した	148	(16.0)	
事件処理を巡って依頼者や相手方とトラブルになった	99	(10.7)	
職場外の相談相手には、守秘義務との関係で抽象的な相談しかできなかった	78	(8.4)	
特に困ったことはない	562	(60.8)	
その他	28	(3.0)	
回答数(無回答を除く。)	924		

図表9-16

65期・66期 問18

OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があるとよいと思うか(複数回答可)

		(左=度数, 右=%)	
先輩弁護士と事件を共同受任して処理する	680	(73.0)	
各弁護士会で指導担当弁護士制度を提供する	282	(30.3)	
弁護士研修として一定期間受け入れる事務所がある	293	(31.4)	
新人弁護士用等のメーリングリストを各弁護士会や委員会で設置する	284	(30.5)	
弁護士会の法律相談を2人1組での対応とし、新人と先輩弁護士を組み合わせる	323	(34.7)	
その他	22	(2.4)	
回答数(無回答を除く。)	932		





### 第3 事件数、収入・所得の状況

#### 1 取扱事件数

現在取り扱っている事件の件数については、20件以上30件未満と回答した弁護士が最も多かった。

弁護士の手持ち事件数については、取扱事件の多い弁護士の割合が減り、取扱事件の少ない弁護士の割合が増加している。

#### (1) 平成26年弁護士実勢調査の結果

○ 弁護士に対し、現在取り扱っている事件（裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件とする。）の件数を聞いたところ（問10）、20件以上30件未満が最も多く（658、有効回答数3,633の18.1%）、次いで10件以上20件未満（640、17.6%）、30件以上40件未満（614、16.9%）となっている。

その平均値は33.9件、中央値は25.0件（いずれも0件との回答を含めた場合）であった。

○ また、取扱事件のうち裁判所事件（調停を含む。）の件数を聞いたところ（問11-a）、平均値は16.2件、中央値は12.0件であり（いずれも0件との回答を含めた場合）、取扱事件の約半分が裁判所事件で占められていることが分かった。

□ 以上によると、現在取り扱っている事件の件数については、20件以上30件未満と回答した弁護士が最も多く、平均値は33.9件、中央値は25.0件であり、さらに、取扱事件の約半分が裁判所事件で占められている。

図表9-19

弁護士実勢 問10

現在取り扱っている事件（裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件）の件数

（左=度数、右=%）

10件未満	610	(16.8)
10件以上20件未満	640	(17.6)
20件以上30件未満	658	(18.1)
30件以上40件未満	614	(16.9)
40件以上50件未満	328	(9.0)
50件以上60件未満	295	(8.1)
60件以上70件未満	125	(3.4)
70件以上80件未満	94	(2.6)
80件以上90件未満	76	(2.1)
90件以上100件未満	27	(0.7)
100件以上	166	(4.6)
回答数(無回答を除く。)	3,633	(100.0)
平均値(件)	33.9	
中央値(件)	25.0	

図表9-20 弁護士実勢 問11-a 問10で回答した全事件のうち、裁判所事件（調停を含む。）の件数

(左=度数, 右=%)

5件未満	747	(20.8)
5件以上10件未満	627	(17.4)
10件以上15件未満	624	(17.3)
15件以上20件未満	455	(12.6)
20件以上25件未満	444	(12.3)
25件以上30件未満	179	(5.0)
30件以上35件未満	203	(5.6)
35件以上40件未満	55	(1.5)
40件以上45件未満	108	(3.0)
45件以上50件未満	16	(0.4)
50件以上	139	(3.9)
回答数(無回答を除く。)	3,597	(100.0)
平均値(件)	16.2	
中央値(件)	12.0	

**(2) 過去の弁護士実勢調査の結果との比較**

- 取扱事件数について、統計のある平成18年、平成20年、平成26年の推移を比較すると、図表9-21のとおり、40件未満の各区分については、度数割合がおおむね1～3%程度増加している区分が多く、逆に、40件以上の各区分については、度数割合がおおむね1～2%程度減少している区分が多いことが認められる。
- また、取扱事件のうち裁判所事件（調停を含む。）の件数の推移を同様に比較すると、20件を境にして、それ未満の件数区分では度数の増加傾向が見られ、それ以上の件数区分では度数の減少傾向が見られ、取扱事件数と似た推移をしているといえる。
- そうすると、平成18年以降、弁護士の手持ち事件数については、取扱事件の多い弁護士の割合が減り、取扱事件の少ない弁護士の割合が増加しているといえることができる。

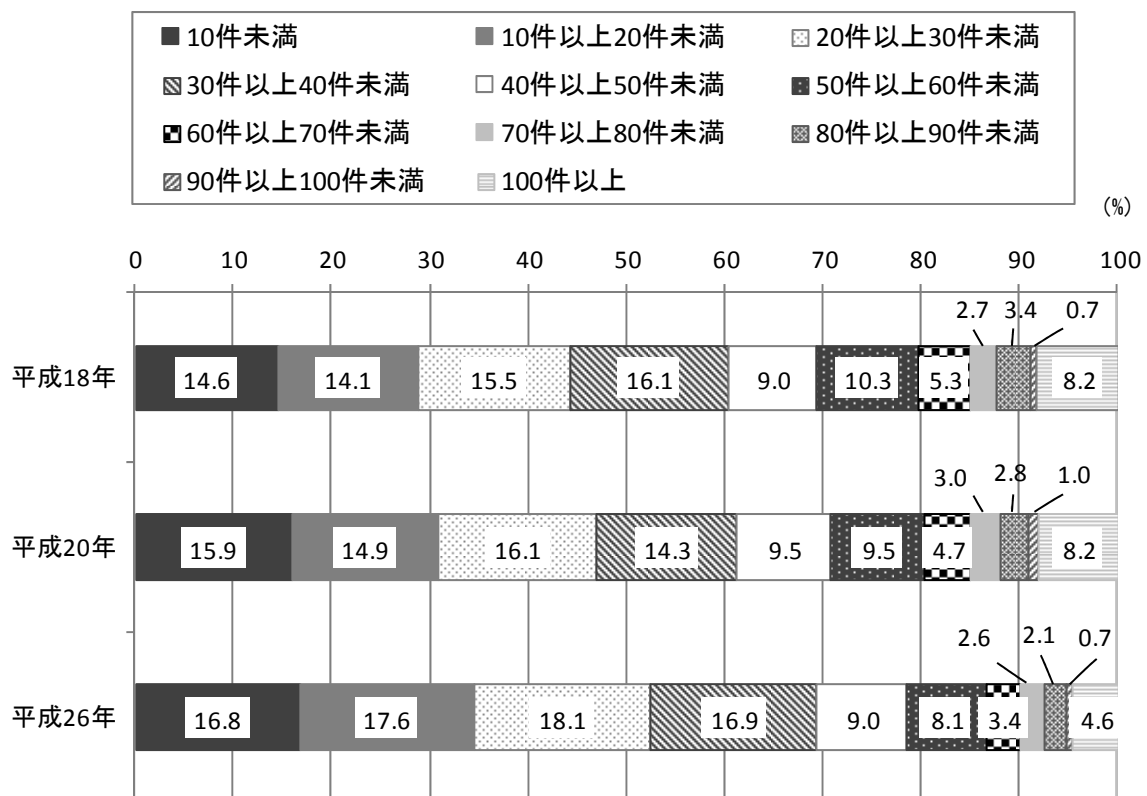
図表9-21

弁護士実勢 問10

現在取り扱っている事件（裁判所事件，交渉事件を含め，報酬請求の単位となるものを事件）の件数（過去調査との比較）

(左=度数，右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
10件未満	665	(14.6)	721	(15.9)	610	(16.8)
10件以上20件未満	641	(14.1)	676	(14.9)	640	(17.6)
20件以上30件未満	707	(15.5)	731	(16.1)	658	(18.1)
30件以上40件未満	731	(16.1)	646	(14.3)	614	(16.9)
40件以上50件未満	410	(9.0)	430	(9.5)	328	(9.0)
50件以上60件未満	468	(10.3)	432	(9.5)	295	(8.1)
60件以上70件未満	242	(5.3)	213	(4.7)	125	(3.4)
70件以上80件未満	122	(2.7)	134	(3.0)	94	(2.6)
80件以上90件未満	154	(3.4)	129	(2.8)	76	(2.1)
90件以上100件未満	33	(0.7)	46	(1.0)	27	(0.7)
100件以上	374	(8.2)	370	(8.2)	166	(4.6)
回答数(無回答を除く。)	4,547	(100.0)	4,528	(100.0)	3,633	(100.0)
平均値(件)	40.6		40.3		33.9	
中央値(件)	30.0		30.0		25.0	



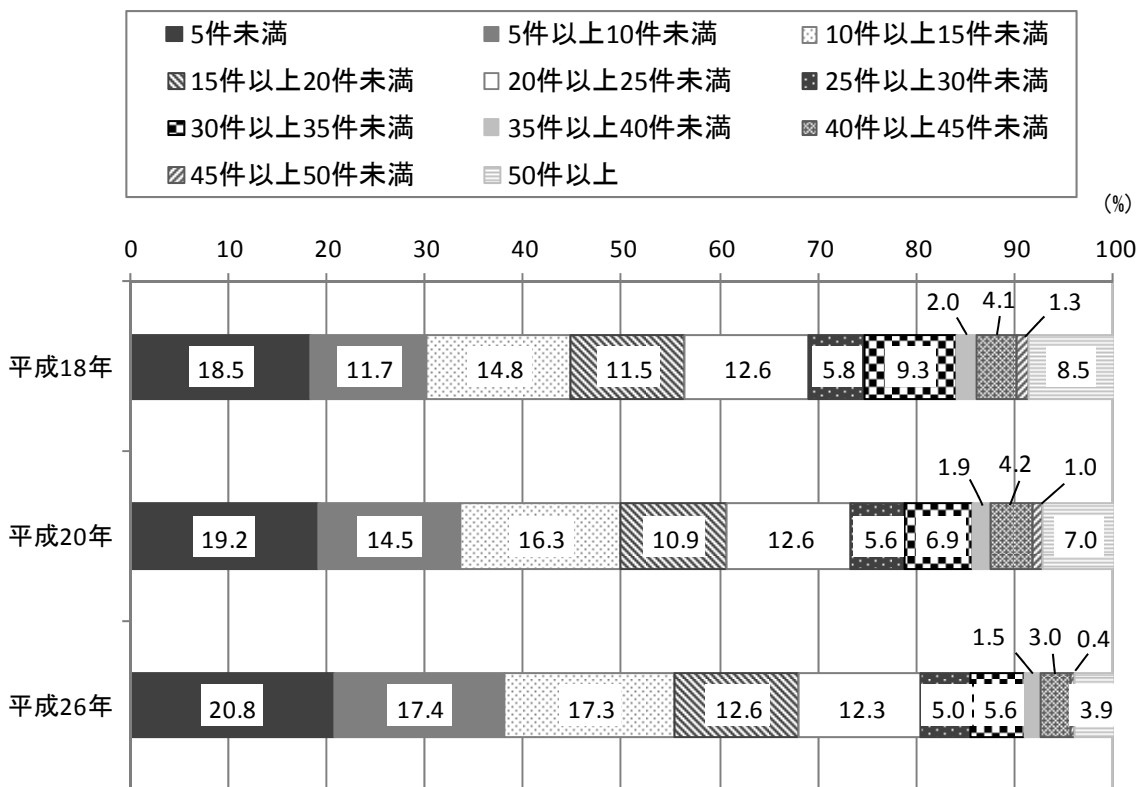
図表9-22

弁護士実勢 問11-a

全事件のうち、裁判所事件（調停を含む。）の件数（過去調査との比較）

（左＝度数，右＝％）

	平成18年		平成20年		平成26年	
5件未満	832	(18.5)	864	(19.2)	747	(20.8)
5件以上10件未満	527	(11.7)	651	(14.5)	627	(17.4)
10件以上15件未満	666	(14.8)	735	(16.3)	624	(17.3)
15件以上20件未満	517	(11.5)	489	(10.9)	455	(12.6)
20件以上25件未満	567	(12.6)	565	(12.6)	444	(12.3)
25件以上30件未満	259	(5.8)	251	(5.6)	179	(5.0)
30件以上35件未満	420	(9.3)	310	(6.9)	203	(5.6)
35件以上40件未満	89	(2.0)	84	(1.9)	55	(1.5)
40件以上45件未満	185	(4.1)	188	(4.2)	108	(3.0)
45件以上50件未満	59	(1.3)	47	(1.0)	16	(0.4)
50件以上	381	(8.5)	317	(7.0)	139	(3.9)
回答数（無回答を除く。）	4,502	(100.0)	4,501	(100.0)	3,597	(100.0)
平均値（件）	20.4		19.1		16.2	
中央値（件）	15.0		15.0		12.0	



(3) 取扱事件数についてのまとめ

□ 以上によると、現在取り扱っている事件の件数については、20件以上30件未満と回答した弁護士が最も多く、取扱事件の約半分が裁判所事件で占められている。そして、平成18年以降、弁護士の手持ち事件数については、取扱事件の多い弁護士の割合が減り、取扱事件の少ない弁護士の割合が増加している。

## 2 収入・所得，労働時間

65期・66期調査によると，平成26年の年額所得については，見込みで，400万円以上500万円未満と回答した者が最も多い。債務負担額については，学部・法科大学院の学費のための奨学金の債務についてこれを負担していると回答した者は51.1%であり，その債務額の総額は500万円以上との回答が最も多く，また，司法修習時に修習資金の貸与を受けていたとの回答は82.9%であり，貸与金の総額については月額23万円（総額299万円）との回答が最も多かった。

そして，最近3か月の週当たりの平均労働時間については，50時間以上60時間未満と回答した者が最も多かった。

弁護士全体については，弁護士実勢調査によると，申告した所得額は500万円以上1000万円未満とする回答が最も多く，平成18年以降，平成26年に至るまで，1000万円以上の申告所得額の割合が減り，1000万円未満の所得の弁護士が増加している。

最近3か月の間で，弁護士として1週間に平均何時間くらい働いているかを尋ねたところ，50時間以上60時間未満とする回答が最も多かった。

### (1) 新人弁護士の収入・所得，労働時間

#### ア 第65期・第66期の弁護士の収入・所得

○ 65期・66期調査問11によると，平成26年の年額所得（収入－経費<sup>111</sup>）見込みが，「400万円以上500万円未満」と回答した者が最も多く（度数は217で，有効回答数980の22.1%に当たる。），次いで，「500万円以上600万円未満」（19.0%），「300万円以上400万円未満」（15.4%）となっており，年額所得が200万円未満と答えた者も71人（7.2%）いることが分かる。年額所得見込みが300万円未満の者は，合計で156人（15.9%）存在する。

そして，その年額所得の平均は約500万円<sup>112</sup>であり，中央値は約484万円<sup>113</sup>であった。

○ なお，平成26年賃金構造基本統計調査によると<sup>114</sup>，大学・大学院卒の25～29歳の人の「きまって支給する現金給与額」は1か月28万5300円であり，「年間賞与その他特別給与額」は74万5600円であるから，年収は416万9200円<sup>115</sup>となっている。

<sup>111</sup> 問11の問は，「2014年（1月～12月）の年額所得（収入－経費）（見込み）について，該当する番号1つに○をつけてください。」となっている。「経費」に何を含まかについては，回答者の判断にゆだねられている。

<sup>112</sup> 計算式＝ $(100 \times 71 + 250 \times 85 + 350 \times 151 + 450 \times 217 + 550 \times 186 + 650 \times 125 + 750 \times 64 + 850 \times 30 + 950 \times 13 + 1,100 \times 38) \div (990 - 10) = 500.051 \dots$ （約500万円）

なお，平均計算においては，一番下と一番上の階級につき，階級値（中央の値）を，それ以外の階級の階級値と同じ値（この場合は100万円）を差し引き，あるいは付加することで設定している。以下の平均計算でも同様の処理をしている。

<sup>113</sup> 中央値 $Me = (Me \text{ を含む階級の下限值}) + \text{階級の幅} \times \{(\text{階級標本サイズの} 1/2) - (Me \text{ を含む階級の} 1 \text{ つ前の階級までの累積度数})\} \div (Me \text{ を含む階級の度数})$

$= 4,000,000 + 1,000,000 \times \{(990 - 10) \div 2 - (71 + 85 + 151)\} \div 217$

$= 4,000,000 + 843,317.972 \dots$

$= 4,843,317.972 \dots$ （約484万円）

<sup>114</sup> 平成26年賃金構造基本統計調査・第1表「年齢階級別きまって支給する現金給与額，所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」・「企業規模計（10人以上）」・「大学・大学院卒」，「25～29歳」の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を参照。

この点につき、65期・66期調査問11の結果によると、年額所得が大学・大学院卒の25～29歳の人の年収約417万円をおおむね上回る「400万円以上500万円未満」の区分とそれよりも上の者は合計で673人（約68.7%）<sup>116</sup>であり、3分の2以上の者が大学・大学院卒の25～29歳の人の年収を上回っているといえる。

逆に、これを下回る400万円未満の者は合計で307人（31.3%）<sup>117</sup>、3分の1弱となっている。

図表9-23 65期・66期 問11 平成26年の年額所得（収入－経費）（見込み）

	(左=度数, 右=%)	
200万円未満	71	(7.2)
200万円以上300万円未満	85	(8.7)
300万円以上400万円未満	151	(15.4)
400万円以上500万円未満	217	(22.1)
500万円以上600万円未満	186	(19.0)
600万円以上700万円未満	125	(12.8)
700万円以上800万円未満	64	(6.5)
800万円以上900万円未満	30	(3.1)
900万円以上1000万円未満	13	(1.3)
1000万円以上	38	(3.9)
回答数(無回答を除く。)	980	(100.0)

#### イ 第65期・第66期の弁護士の債務負担状況

- 65期・66期調査問26によると、学部・法科大学院の学費のための奨学金（学資ローンを含む。）の債務を負担しているとの回答は504（有効回答数987の51.1%）であり、問27によると、その債務額の総額については500万円以上との回答が168（有効回答数502の33.5%）と最も多く、次いで200万円以上300万円未満が103（20.5%）、100万円以上200万円未満が95（18.9%）であった。そして、その債務負担額の平均値は約356万円<sup>118</sup>であり、中央値は約345万円<sup>119</sup>である。
- なお、65期・66期調査問29によると、司法修習時に修習資金の貸与を受けていたとの回答は816（有効回答数984の82.9%）であり、問30によると、貸与金の総額については月額23万円（総額299万円）との回答が472（有効回答数812の58.1%）と最も多く、次いで月額25.5万円（総額331.5万円）が212（26.1%）と多かった。

手取り額ではなく所得税、社会保険料などを控除する前の金額であり、現金給与額には基本給、諸手当、超過勤務手当も含まれる。手取り額ではなく所得税、社会保険料などを控除する前の金額であり、現金給与額には基本給、諸手当、超過勤務手当も含まれる。

<sup>115</sup> 年収＝28万5300円×12＋74万5600円＝416万9200円

<sup>116</sup> 計算式＝217＋186＋125＋64＋30＋13＋38＝673 673÷990＝約68.0%

<sup>117</sup> 計算式＝71＋85＋151＝307 307÷990＝約31.0%

<sup>118</sup> 計算式＝(50×16＋150×95＋250×103＋350×83＋450×37＋550×168)÷(504－2)＝356.374…（約356万円）

<sup>119</sup> 中央値Me＝300＋100×{(504－2)÷2－(16＋95＋103)}÷83＝344.578…（約345万円）

図表9-24

65期・66期 問26

学部・法科大学院の学費のための奨学金（学資ローンを含む。）の債務を負担しているか

(左=度数, 右=%)

負担している	504	(51.1)
負担していない	483	(48.9)
回答数(無回答を除く。)	987	(100.0)

図表9-25

65期・66期 問27

奨学金債務（自身が負担した額）の総額（問26で「負担している」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

100万円未満	16	(3.2)
100万円以上200万円未満	95	(18.9)
200万円以上300万円未満	103	(20.5)
300万円以上400万円未満	83	(16.5)
400万円以上500万円未満	37	(7.4)
500万円以上	168	(33.5)
回答数(無回答を除く。)	502	(100.0)

図表9-26

65期・66期 問29

司法修習時に修習資金の貸与を受けていたか

(左=度数, 右=%)

貸与を受けていた	816	(82.9)
貸与を受けていなかった	168	(17.1)
回答数(無回答を除く。)	984	(100.0)

図表9-27

65期・66期 問30

貸与金の総額（問29で「貸与を受けていた」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

月額18万円(総額234万円)	58	(7.1)
月額23万円(総額299万円)	472	(58.1)
月額25.5万円(総額331.5万円)	212	(26.1)
月額28万円(総額364万円)	50	(6.2)
上記以外	20	(2.5)
回答数(無回答を除く。)	812	(100.0)

## ウ 第65期・第66期の弁護士の労働時間

- 65期・66期調査問12によると、最近3か月の週当たりの平均労働時間については、「50時間以上60時間未満」との回答が332（有効回答数986の33.7%）と最も多く、次いで「40時間以上50時間未満」が220（22.3%）、「60時間以上70時間未満」が205（20.8%）となっている。

そして、その平均労働時間の平均は約59時間<sup>120</sup>であり、中央値は57時間<sup>121</sup>であった。

<sup>120</sup> 計算式 =  $(35 \times 40 + 45 \times 220 + 55 \times 332 + 65 \times 205 + 75 \times 113 + 85 \times 76) \div (990 - 4) = 58.640,973 \dots$  (約59時間)

<sup>121</sup> 中央値  $Me = 50 + 10 \times \{(990 - 4) \div 2 - (40 + 220)\} \div 332 = 57.018,0722 \dots$  (約57時間)



図9-28 65期・66期 問12 最近3か月の週当たりの平均労働時間

(左=度数, 右=%)

40時間未満	40	(4.1)
40時間以上50時間未満	220	(22.3)
50時間以上60時間未満	332	(33.7)
60時間以上70時間未満	205	(20.8)
70時間以上80時間未満	113	(11.5)
80時間以上	76	(7.7)
回答数(無回答を除く。)	986	(100.0)

## エ 新人弁護士の収入・所得、労働時間についてのまとめ

□ 65期・66期調査によると、平成26年の年額所得については、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多い。

債務負担額については、学部・法科大学院の学費のための奨学金の債務についてこれを負担しているとした回答は有効回答数の51.1%であり、その債務額の総額は500万円以上との回答が最も多く、また、司法修習時に修習資金の貸与を受けていたとの回答は82.9%であり、貸与金の総額については月額23万円(総額299万円)との回答が最も多かった。

そして、最近3か月の週当たりの平均労働時間については、50時間以上60時間未満と回答した者が最も多かった。

## (2) 弁護士全体の収入・所得、労働時間

### ア 弁護士全体の収入・所得

○ 弁護士全体に対し、申告した所得額(平成26年3月の確定申告に基づく弁護士の活動として申告した所得額<sup>122</sup>)を聞いたところ(弁護士実勢調査問13-b)、「500万円以上1000万円未満」が最も多く(回答数956, 有効回答数3,128の30.6%)、次いで「100万円以上500万円未満」(回答数817, 26.1%)、「1000万円以上1500万円未満」(回答数430, 13.7%)となっている。

その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円(いずれも0円との回答を含めた場合)であった。

○ ちなみに、平成25年1月1日から同年12月31日まで間の所得について国税庁が公表している申告所得税統計<sup>123</sup>によると、同期間の事業所得(事業収入から必要経費を引いた所得で、社会保険料等の控除をする前の金額)を申告した弁護士の人員は2万8263人、所得金額の総額は2656億8100万円となっており、その内訳が70万円以下、100万円以下、150万円以下、200万円以下といった具合に20億円以下までの各所得階層の人員で示されている。この所得階層別人員を前記の弁護士実勢調査と比較するため、100万円以下、100万円超500万円以下、500万円超1000万円以下、1000万円超1500万円以下というように所得階層にまとめ、人員の多い所得階層を示すと、500万円超1000万円以下(7,246人、全申告者数2万8263人の25.6%)が最も多く、次いで100万円超

<sup>122</sup> 問13の問は、「あなたの弁護士としての活動による収入・所得について伺います(その他の事業による収入、不動産収入、利子、配当、年金、恩給等は除きます)。今年3月のあなたの確定申告に基づいて、以下の項目について年額を記入してください。ただし、収入-経費=所得とします。」であり、問13-bは、「(弁護士の活動としての)申告した所得」となっている。

<sup>123</sup> 所得種類別(業種別)人員、所得金額(合計)の統計表(その1の2, 2の2, 3の2)

500万円以下（6,982, 24.7%）、100万円以下（4,970, 17.6%）、1000万円超1500万円以下（3,489, 12.3%）となっている。

この申告所得税統計は、100万円以下の申告所得額の者が前記の弁護士実勢調査の結果（100万円未満の回答数394全回答数3,724の10.6%）をやや上回っている点を除き、おおむね前記の弁護士実勢調査の結果と合致している。

- なお、平成26年賃金構造基本統計調査によると<sup>124</sup>、大学・大学院卒の全年齢平均についての「きまって支給する現金給与額」は1か月40万円であり、「年間賞与その他特別給与額」は121万2700円であるから、年収は601万2700円<sup>125</sup>となっている。

この点につき、前記の間13-bの結果によると、申告所得が前記の大学・大学院卒の全年齢平均の人の年収約601万円を含む「500万円以上1000万円未満」の区分とそれよりも上の者の合計は1,917人（有効回答数3,128の約61.3%）であり、前記の中央値（600万円）も考慮すると、回答者の約半数が大学・大学院卒の全年齢平均の年収よりも多くの所得を得ていることが分かる。

逆に、申告所得500万円未満の者の数は1,211人（38.7%）である。

- 弁護士が申告した所得額は、500万円以上1000万円未満が最も多く、次いで100万円以上500万円未満、1000万円以上1500万円未満となっている。その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円である。

図表9-29 弁護士実勢 問13-b (弁護士の活動としての) 申告した所得額

(左=度数, 右=%)

100万円未満	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	817	(26.1)
500万円以上1000万円未満	956	(30.6)
1000万円以上1500万円未満	430	(13.7)
1500万円以上2000万円未満	219	(7.0)
2000万円以上2500万円未満	116	(3.7)
2500万円以上3000万円未満	60	(1.9)
3000万円以上3500万円未満	40	(1.3)
3500万円以上4000万円未満	19	(0.6)
4000万円以上4500万円未満	19	(0.6)
4500万円以上5000万円未満	6	(0.2)
5000万円以上	52	(1.7)
回答数(無回答を除く。)	3,128	100.0
平均値(万円)	907.4	
中央値(万円)	600.0	

<sup>124</sup> 平成26年賃金構造基本統計調査・第1表「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」・「企業規模計（10人以上）」・「大学・大学院卒」の全年齢の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を参照。

<sup>125</sup> 年収=40万円×12+121万2700円=601万2700円

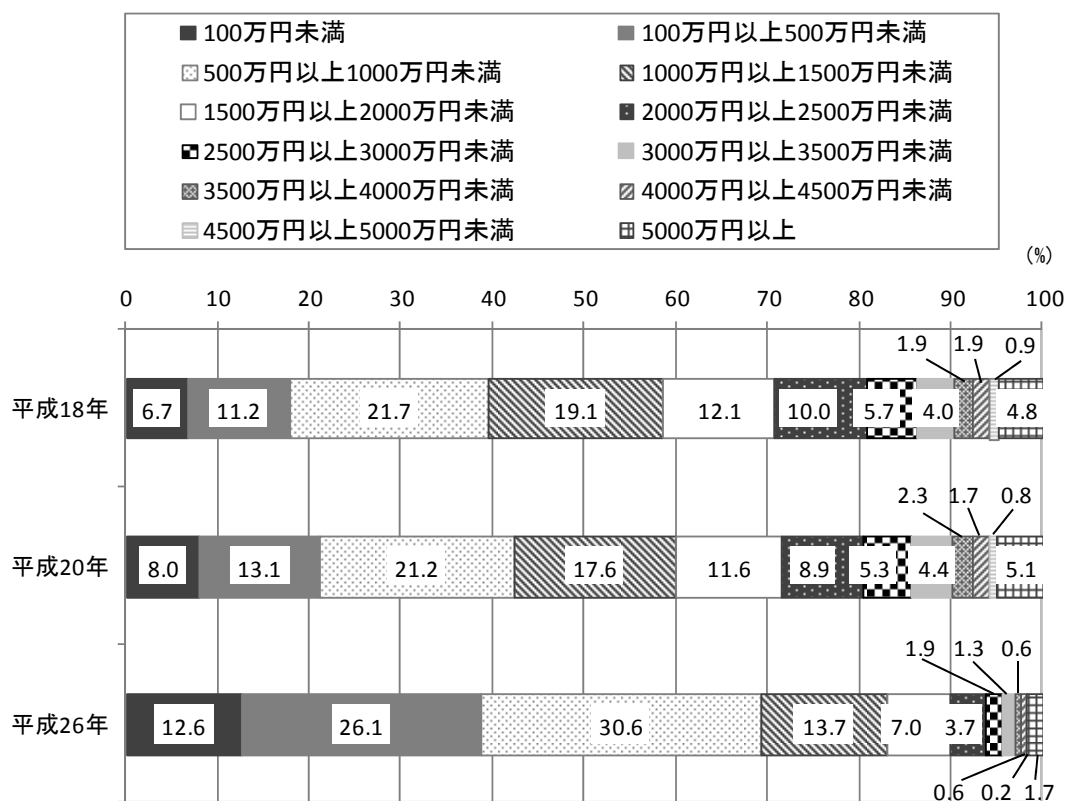
## イ 過去の弁護士実勢調査の結果との比較

- 弁護士が申告した所得額（確定申告に基づく弁護士の活動による所得金額）について、統計のある平成18年，平成20年，平成26年の推移を比較すると（図表9-30），平成18年から平成26年にかけて，所得額1000万円を境に，それより下の所得額区分においては割合が増加し（各所得額区分において約6%から約15%増加している。），それ以上の所得額区分においては割合が減少している（最も減少割合が大きい「2000万円以上2500万円未満」の区分で6.3%）。
- これを1000万円区切りでまとめると，平成18年以降，平成26年に至るまで，弁護士の申告所得額については，1000万円以上の申告所得額の割合は60.4%から30.7%になり，1000万円未満の所得の弁護士は39.6%から69.3%になっている。
- 平成18年から平成26年にかけて，弁護士の申告所得額の中央値は1200万円から600万円に，平均値は1748万円から907万円に，中央値，平均値ともにほぼ半減している。
- 平成18年から平成26年にかけて，申告所得額1000万円以上の弁護士が約3割減少し，1000万円未満の弁護士が約3割増加したことが分かる。また，その申告所得額の中央値，平均値ともにほぼ半減している。

図表9-30 弁護士実勢 問13-b (弁護士の活動としての) 申告した所得額 (過去調査との比較)

(左=度数, 右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
100万円未満	267	(6.7)	320	(8.0)	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	444	(11.2)	519	(13.1)	817	(26.1)
500万円以上1000万円未満	862	(21.7)	844	(21.2)	956	(30.6)
1000万円以上1500万円未満	760	(19.1)	701	(17.6)	430	(13.7)
1500万円以上2000万円未満	483	(12.1)	461	(11.6)	219	(7.0)
2000万円以上2500万円未満	396	(10.0)	355	(8.9)	116	(3.7)
2500万円以上3000万円未満	225	(5.7)	211	(5.3)	60	(1.9)
3000万円以上3500万円未満	160	(4.0)	173	(4.4)	40	(1.3)
3500万円以上4000万円未満	77	(1.9)	92	(2.3)	19	(0.6)
4000万円以上4500万円未満	75	(1.9)	69	(1.7)	19	(0.6)
4500万円以上5000万円未満	37	(0.9)	30	(0.8)	6	(0.2)
5000万円以上	192	(4.8)	202	(5.1)	52	(1.7)
回答数(無回答を除く。)	3,978	(100.0)	3,977	(100.0)	3,128	(100.0)
平均値(万円)	1,748.3		1,666.6		907.4	
中央値(万円)	1,200.0		1,100.0		600.0	



## ウ 弁護士の労働時間

- 最近3か月の間で、弁護士として1週間に平均何時間くらい働いているか（会務活動を含む。）を尋ねたところ（弁護士実勢調査問25）、最も多くの回答を得たのが「50時間以上60時間未満」であり（859、有効回答数3,604の23.8%）、次いで「40時間以上50時間未満」（797、22.1%）、「60時間以上70時間未満」（694、19.3%）となっている。このような傾向は、先の65期・66期調査における結果と似ている。

そして、その平均労働時間の平均値は48.5時間であり、中央値は50.0時間であった。これは、先の65期・66期調査における平均値と比較すると10.5時間、中央値と比較すると7時間、労働時間が短い結果となっている（65期・66期調査の平均値59時間、中央値57時間）。

- また、問25で回答した1週間の勤務時間について、内訳の平均を尋ねたところ（弁護士実勢調査問26）、裁判所事件及び裁判所事件以外について、それぞれ「20時間以上30時間未満」と答えた割合が最も高かった（それぞれ24.0%と27.2%）。先の結果のように、平均労働時間の平均値が48.5時間であり、中央値が50.0時間であることを踏まえると、弁護士としての労働時間の約半分を裁判所事件の業務処理に費やしているといえよう。

なお、会務活動について聞いたところでは、「10時間未満」とする回答が2,635と最も多く（有効回答数3,054の86.3%）、次いで「10時間以上20時間未満」が回答数310（10.2%）となっている。

- 弁護士としての1週間の平均勤務時間については、50時間以上60時間未満という回答が最も多かった。その平均値は48.5時間であり、中央値は50.0時間であった。

図表9-31 弁護士実勢 問25 最近3か月の週当たりの平均労働時間（会務活動を含む。）

(左=度数, 右=%)

20時間未満	291	(8.1)
20時間以上30時間未満	132	(3.7)
30時間以上40時間未満	318	(8.8)
40時間以上50時間未満	797	(22.1)
50時間以上60時間未満	859	(23.8)
60時間以上70時間未満	694	(19.3)
70時間以上80時間未満	332	(9.2)
80時間以上	181	(5.0)
回答数(無回答を除く。)	3,604	(100.0)
平均値(時間)	48.5	
中央値(時間)	50.0	

図表9-32 弁護士実勢 問26 問25で回答した週当たりの勤務時間の内訳の平均

(左=度数, 右=%)

	裁判所事件		裁判所事件以外		会務活動	
10時間未満	783	(23.8)	548	(16.7)	2,635	(86.3)
10時間以上20時間未満	647	(19.6)	703	(21.4)	310	(10.2)
20時間以上30時間未満	792	(24.0)	893	(27.2)	61	(2.0)
30時間以上40時間未満	567	(17.2)	563	(17.1)	28	(0.9)
40時間以上50時間未満	313	(9.5)	350	(10.6)	13	(0.4)
50時間以上	192	(5.8)	230	(7.0)	7	(0.2)
回答数(無回答を除く。)	3,294	(100.0)	3,287	(100.0)	3,054	(100.0)
平均値(時間)	21.1		24.0		3.7	
中央値(時間)	20.0		20.0		2.0	

## エ 弁護士全体の収入・所得、労働時間についてのまとめ

□ 以上によると、弁護士が申告した所得額は、500万円以上1000万円未満が最も多く、次いで100万円以上500万円未満、1000万円以上1500万円未満となっている。その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円である。そして、平成18年から平成26年にかけて、申告所得額1000万円以上の弁護士は約3割減少し、1000万円未満の弁護士は約3割増加しており、中央値、平均値ともにほぼ半減している。

また、弁護士としての1週間の平均勤務時間については、50時間以上60時間未満というのが最も多かった。その平均値は48.5時間であり、中央値は50.0時間であった。

## 第4 活動領域の拡大状況

弁護士の活動領域は、国・地方自治体・福祉、企業、海外展開といった分野で広がりを見せており、例えば、企業内弁護士の採用は、平成17年に68社123名にとどまっていたものが、平成26年6月には619社1,179名と増加している。

### 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下での分科会の取組

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成25年6月26日付けの法曹養成制度検討会議「取りまとめ」において、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきであるとされ、各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきであるとされた。

前記取りまとめを受けて、同年7月16日付けの法曹養成制度関係閣僚会議決定において、法曹有資格者の活動領域の在り方については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図るとされた。

これらを踏まえ、同年9月24日の法務大臣決定により、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が設けられた。そして、有識者懇談会の助言等も踏まえ、各分野における活動領域の拡大に向けた具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について分析・検討し、次の取組の実施・実践に役立てるため、有識者懇談会の下に、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「自治体等分科会」という。）、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「企業分科会」という。）及び法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「海外展開分科会」という。）の3つの分野の分科会が設置された。

その後、前記有識者懇談会及び3分科会において、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組が検討されてきた。以下においては、本件調査の目的である法曹人口についての調査という点を踏まえ、「実際に活動領域が広がっている事実」を中心に記載することとし、一部、「活動領域を広げる試行結果」も記載している。

### 2 国・地方自治体・福祉等

- 国や地方自治体における法曹有資格者（特に、弁護士及び司法試験合格者で弁護士登録をしていない者）の在職状況については、前記のとおり。
- 日弁連では、平成26年2月に法律サービス展開本部を立ち上げ、4月にはその下に自治体等連携センターを設立し、これを通じて行政との協力・連携を強める取組を進めている。また、各地の弁護士会も行政との連携活動を進めており、たとえば行政連携メニューなどを作成し、これを地方自治体に提供している弁護士会は、現時点で10弁護士会に及んでいる。
- また、全国の弁護士会に設置された高齢者・障がい者支援センター等で実施する「ひまわりあんしん事業」や、地方自治体にアドバイザー弁護士を派遣する「虐待対応専門職チーム」といった活動を通じて、地方自治体や福祉関係団体への法的支援を行っている。また、大阪で、モデル事業として地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所への弁護士の派遣をスタートした。

さらに、子どもの福祉分野でも、従来から各地の弁護士や弁護士会の取組として児童相談所への弁護士派遣や子どもの代理人活動などが行われている。

- 地方自治体等が主催する市民・企業等を対象とした講座・研修・授業や市民向け法律相談会等については、多くの弁護士会が、研修講師や法律相談担当弁護士の派遣という形で地元の地方自治体等と連携を行っている。

また、多くの弁護士会において、地方自治体等の各種審議会委員への弁護士紹介・推薦のほか、民事介入暴力・行政対象暴力、高齢者・障がい者、消費者保護の各分野では、地方自治体等の職員向け法律相談担当・アドバイザー・顧問等の派遣や、地方自治体等との連絡協議会・共同事例研究・意見や情報の交換など、幅広い形態での連携活動が行われている。

(以上、自治体等分科会第7回会議資料2・9頁)

- 前記のとおり、国・地方自治体では、職員採用の規模は年間数十名程度であるものの、弁護士等の法曹有資格者の職員採用が着実に増加しており、日弁連も、平成26年2月に法律サービス展開本部を立ち上げ、4月にはその下に自治体等連携センターを設立し、これを通じて行政との協力・連携を強める取組を進めている。また、前記のとおり、全国各地の弁護士会と地方自治体との連携活動も広がっている。

### 3 企業

- 企業内弁護士数の推移については、前記のとおり。
- 企業の分野における弁護士に対する一定のニーズは認められつつあるが、企業規模や地域ごとの視点で見ると、広がりはいまだ限定的であるとの認識の下、関係機関が企業のニーズの把握や情報提供、人材養成に取り組んできた。企業内弁護士の数は、平成17年は68社123名にとどまっていたものが、平成26年6月には、619社1,179名に達している。
- 日弁連は、前記の法律サービス展開本部の下にひまわりキャリアサポートセンターを設置し、企業における法曹有資格者の活動領域拡大に取り組む体制を整備し、「ひまわり求人求職ナビ」(日弁連が運営する弁護士の求人情報・求職情報を掲載するシステム)の利用企業を分析することで、企業のニーズ把握に努めている。また、企業向けにも、企業内弁護士の活用の在り方に関する情報提供を行っている。

「ひまわり求人求職ナビ」に求人情報を掲載した企業は平成20年の開始以来平成25年11月までに314社、延べ451件に上っている(企業分科会第2回会議資料4・1頁)。

- また、日弁連の働きかけによって、経済同友会では平成26年9月10日に企業の弁護士採用に関する情報提供会を開催し、日本経済団体連合会も平成27年2月2日に経団連会館において日弁連主催の法曹人材の有効活用に関するセミナーを後援した。それぞれ多数の企業の参加を得ている。
- さらに、日弁連及びいくつかの弁護士会で、司法試験合格者・司法修習生等に対する企業内弁護士志望者向けのセミナー及び就職説明会を実施している。日弁連が平成26年10月に実施した企業就職ガイダンスには第68期修習予定者、第67期司法修習生、若手弁護士の合計177人の参加を得た(企業分科会第7回会議資料6)。また、平成26年10月に実施された東京三弁護士会就職合同説明会には、38の企業が参加し、849名の修習予定者等が来場した(企業分科会第7回会議資料7)。
- 他方、人材養成の観点から、企業内弁護士を目指す者のために、慶應義塾大学、神戸大学、中央大学等の法科大学院が企業内法務に焦点を当てたカリキュラムを行っているほか、日弁連が企業内弁護士に対する研修会を平成26年5月から1年間の予定で実施している。

- 企業内弁護士数は、平成17年に68社123名であったものが平成26年6月には、619社1,179名となっており、特に、平成25年から26年にかけては、企業内弁護士の数が226名の増加という伸びを示している。

そして、日弁連は、法律サービス展開本部の下にひまわりキャリアサポートセンターを設置し、企業における弁護士の活動領域拡大に取り組む体制を整備し、ニーズの把握や情報提供、研修に取り組んでいる。また、経済団体の協力を得ての企業向け情報提供や、法科大学院における人材養成のための取組も行われている。

#### 4 海外展開

- 中国、インド、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、シンガポール等のアジア地域における日系企業の海外拠点の設置数は増加傾向にあり（図表9-33）、これら企業の事業活動に伴う法的問題や在留邦人の遭遇する法律問題に適切にアドバイスし、現地法律家との連携・協力も含め対処しうる日本の法律家へのニーズは高まっていると考えられる。<sup>126</sup>

こうした中で、東アジア・東南アジア地域で活動する日本の弁護士は平成26年9月30日段階で判明している限り約160名である。

- 法務省では、新興国における法制度や法執行の状況だけでなく、現地に進出している日本の企業や在留邦人の直面する法的ニーズの実情等につき、日本の法曹有資格者による現地調査を委託する取組を行っている。

- 日弁連は、法律サービス展開本部の下に国際業務推進センターを設置して総合的な海外展開プログラムを推進しており、中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループにおいて、アジア地域等への海外展開を行い又は企図している中小企業に対し、日本貿易振興機構（JETRO）及び東京商工会議所等と連携して平成24年に「日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」を立ち上げ、現在7都道府県で相談活動等を実施している。

同制度の下、平成26年8月時点で海外展開業務の経験を積んだ弁護士119名が協力し、約100件の相談に対応している（海外展開分科会第5回会議資料5）。

- 東アジア・東南アジア地域で活動する日本の弁護士数は約160名であるが、前記のとおり、日弁連も、アジア地域等への海外展開を行い又は企図している中小企業に対し、日本貿易振興機構（JETRO）及び東京商工会議所等と連携して平成24年に「日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」を立ち上げ、現在7都道府県で相談活動等を実施するといった支援を行っている。

---

<sup>126</sup> 日本の弁護士が海外で活動するに当たっては、諸外国の法制度上の制限があることに留意が必要である。



図表9-33 国別（上位10位）日系企業（拠点）数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
中国	14,636	10,758	25,764	29,199	29,876	29,959	33,420	31,060	31,661
米国	5,427	5,304	5,460	5,639	6,139	6,207	6,792	6,899	7,193
インド	340	462	581	810	1,049	1,228	1,428	1,713	2,510
タイ	1,257	1,262	1,344	1,356	1,366	1,370	1,363	1,469	1,580
ドイツ	1,259	1,227	1,292	1,344	1,444	1,437	1,446	1,527	1,571
インドネシア	1,347	1,376	1,265	1,296	1,287	1,278	1,308	1,397	1,438
マレーシア	1,210	1,199	1,233	1,183	1,121	1,184	1,172	1,056	1,390
ベトナム	616	730	820	950	948	981	1,081	1,211	1,309
フィリピン	635	650	618	823	954	1,075	1,171	1,214	1,260
台湾	297	309	436	752	854	996	1,100	1,141	1,119
英国	921	1,004	1,179	1,185	1,272	1,169	1,105	1,083	1,064

※ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成26年要約版）」（平成25年10月1日現在）<sup>127</sup>を基に作成。

## 5 活動領域の拡大状況についてのまとめ

□ 法曹有資格者の活動領域は、国・地方自治体・福祉、企業、海外展開といった分野で広がりを見せている。

国・地方自治体では、職員採用の規模は年間数十名程度であるものの、弁護士等の法曹有資格者の職員採用が着実に増加しており、日弁連も、自治体等連携センターを設立して行政との協力・連携を強める取組を進めている。

企業との関係でも、企業内弁護士数は、平成17年に68社123名であったものが平成26年6月には、619社1,179名になり、特に、平成25年から26年にかけては、企業内弁護士の数が226名増加している。日弁連は、法律サービス展開本部の下にひまわりキャリアサポートセンターを設置し、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に取り組む体制を整備している。

さらに、海外展開の面でも、東アジア・東南アジア地域で活動する日本の弁護士は約160名に達しており、日弁連も、アジア地域等への海外展開を行い又は企図している中小企業に対し、「日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」を立ち上げて支援している。

<sup>127</sup> URL <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000049149.pdf>

## 第5 司法アクセスの改善

弁護士数は、平成16年から平成26年までの10年間で20,224人から35,045人に173.3%増加している。いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数は、平成5年7月時点のゼロ支部50、ワン支部24から、平成26年10月時点でゼロ支部は0、ワン支部は1に減少した。

### 1 全国各地の弁護士の増加

図表9-34 弁護士会別の弁護士数の推移（増加率順）

		H16年	H26年	10年間の 増加数	比率(H26/H16)
1	滋賀	48	139	91	289.6%
2	島根県	26	71	45	273.1%
3	青森県	44	116	72	263.6%
4	鳥取県	26	68	42	261.5%
5	茨城県	99	245	146	247.5%
6	佐賀県	40	97	57	242.5%
7	釧路	30	70	40	233.3%
8	福井	43	98	55	227.9%
9	旭川	31	68	37	219.4%
10	千葉県	307	671	364	218.6%
11	鹿児島県	85	184	99	216.5%
12	三重	79	171	92	216.5%
13	埼玉	336	725	389	215.8%
14	長崎県	75	161	86	214.7%
15	熊本県	115	244	129	212.2%
16	札幌	333	700	367	210.2%
17	宮崎県	59	123	64	208.5%
18	福島県	87	177	90	203.4%
19	大分県	70	140	70	200.0%
20	群馬	133	264	131	198.5%
21	岩手	50	99	49	198.0%
22	岡山	180	355	175	197.2%
23	富山県	54	106	52	196.3%
24	山口県	76	149	73	196.1%
25	山梨県	60	117	57	195.0%
26	長野県	117	228	111	194.9%
27	和歌山	72	140	68	194.4%
28	岐阜県	92	178	86	193.5%
29	金沢	86	166	80	193.0%
30	函館	25	48	23	192.0%
31	栃木県	103	197	94	191.3%
32	香川県	85	162	77	190.6%
33	新潟県	133	251	118	188.7%
34	横浜	762	1,428	666	187.4%
35	広島	281	526	245	187.2%
36	徳島	49	91	42	185.7%
37	静岡県	229	420	191	183.4%
38	愛知県	935	1,698	763	181.6%
39	京都	367	664	297	180.9%
40	仙台	229	409	180	178.6%
41	兵庫県	456	811	355	177.9%
42	山形県	52	92	40	176.9%
43	第二東京	2,664	4,646	1,982	174.4%
44	奈良	91	157	66	172.5%
45	福岡県	637	1,090	453	171.1%
46	愛媛	93	159	66	171.0%

47	第一東京	2,561	4,365	1,804	170.4%
48	東京	4,540	7,215	2,675	158.9%
49	高知	56	86	30	153.6%
50	秋田	52	78	26	150.0%
51	大阪	2,792	4,133	1,341	148.0%
52	沖縄	179	249	70	139.1%
	計	20,224	35,045	14,821	173.3%

※ 弁護士白書2014年版による。

●【図表9-35 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較】(資料集)

- 平成16年(2004年)から平成26年(2014年)までの10年間に弁護士数は全国で20,224人から35,045人に増加し、その増加率は173.3%になっている。地方の小規模弁護士会では弁護士数が2倍以上増加したところも少なくない。その結果、100人以下の小規模弁護士会は平成16年の30から平成26年は12に減少した。
- また、弁護士1人当たり人口比較では、弁護士1人当たり1万人を超える県は11あり、逆に全国平均3,632人を下回るのは東京と大阪だけで、その他の道府県については弁護士1人当たり人口が全国平均より多い。

●【図表9-36 地裁支部別弁護士数】(資料集)

- 地裁支部別弁護士数の推移によると、支部別に見ても弁護士数が増加しているところが多く、管轄内の弁護士数10人未満の支部は平成13年の155から平成26年は112に減少した。
- 弁護士数が過去10年間に173%に増加したことにより、小規模弁護士会においても、その増加率が200%以上となるなど全国的に弁護士数が増加したが、弁護士数は東京、大阪等の大都市圏に集中する傾向にあるといえ、都道府県ごとのばらつきが依然大きいといえる。

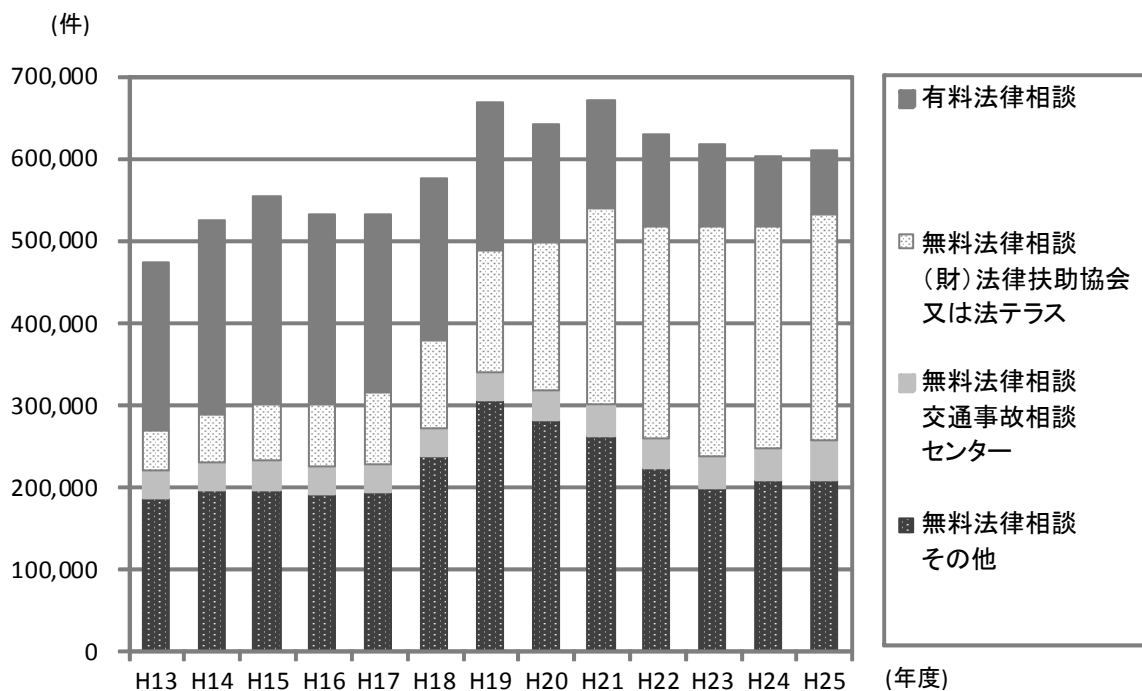
## 2 法律相談件数動向・センター等の設置

- 弁護士会、交通事故相談センター、法テラス等の法律相談件数は、平成25年度(2013年度)で合計60万8679件となっているが、こうした法律相談件数(合計)は、平成21年度(2009年度)までは増加傾向にあったものの、その後は微減となっている。内訳としては、有料法律相談が減少し、無料法律相談が増えている傾向が見られる。
- 以上のように法律相談件数は、弁護士会が行う法律相談の傾向からすると、平成21年度以降おおむね微減となっており、特に有料法律相談が減少し、無料法律相談が増えている。弁護士会が行う法律相談に対する需要は伸び悩んでいる。

図表9-37 法律相談件数の推移

(件)

	有料法律相談	無料法律相談			法律相談総数
		(財)法律扶助協会又は法テラス	交通事故相談センター	その他	
H13年度	202,808	49,802	33,095	186,544	472,249
H14年度	236,915	58,158	34,215	195,324	524,612
H15年度	253,177	68,769	35,113	196,034	553,093
H16年度	230,543	76,173	34,353	189,337	530,406
H17年度	215,556	88,513	34,848	192,078	530,995
H18年度	196,337	107,395	34,884	236,118	574,734
H19年度	181,369	147,430	34,780	304,293	667,872
H20年度	143,717	179,546	36,616	280,588	640,467
H21年度	130,570	237,306	38,428	262,092	668,396
H22年度	111,176	256,719	38,173	221,261	627,329
H23年度	99,986	280,389	39,274	197,234	616,883
H24年度	82,972	271,554	38,118	207,810	600,454
H25年度	78,748	273,594	47,665	208,672	608,679



※ 弁護士白書2014年版による。

※ 無料法律相談（(財)法律扶助協会又は法テラス）は、(財)法律扶助協会（H13年4月～H18年9月）又は法テラス（H18年10月～H23年3月）が実施した件数。平成18年度は（財）法律扶助協会及び法テラスの実績件数を合算したもの。

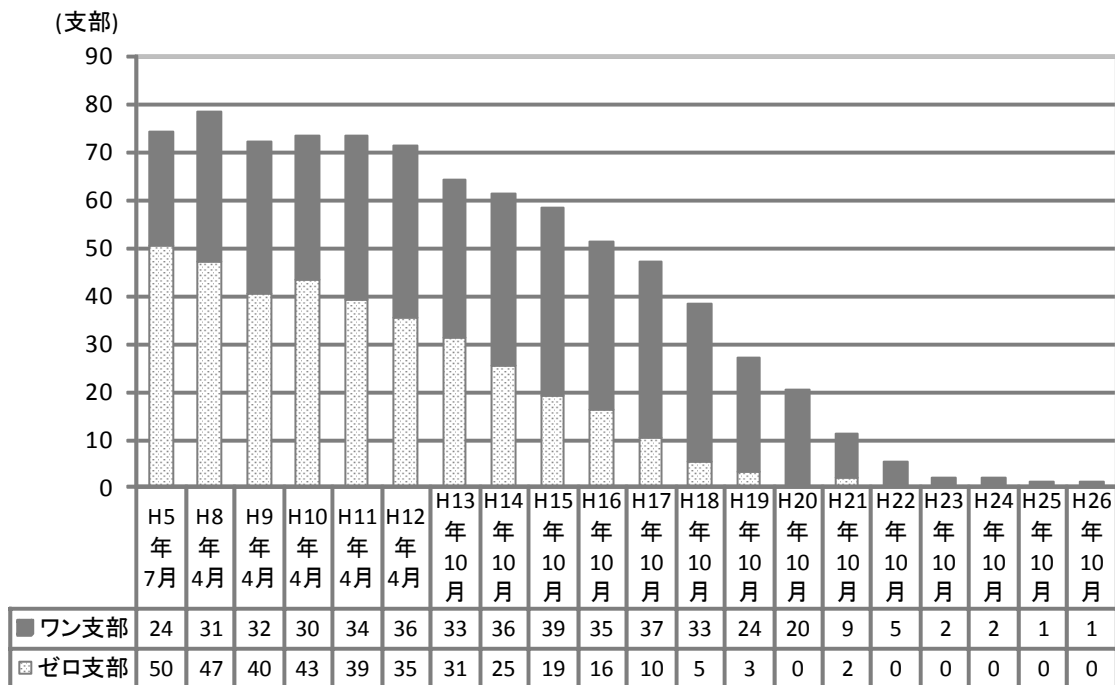
※ 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。

※ 無料法律相談のその他には弁護士会主催、地方自治体提携、社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

### 3 弁護士過疎・偏在解消

- いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数は、平成5年7月時点のゼロ支部50、ワン支部24から、平成26年10月時点でゼロ支部は0、ワン支部は1に減少した。<sup>128</sup>
- 弁護士過疎・偏在対策のために設立された「日弁連ひまわり基金」による公設事務所の開設は、平成12年（2000年）6月の第1号の開設から平成26年（2014年）10月1日現在まで113事務所が開設された。  
 法テラスが司法過疎対策業務として、スタッフ弁護士を常駐させている司法過疎地域対応事務所は34箇所になる。
- 日弁連ひまわり基金による公設事務所と法テラスの司法過疎地域対応事務所の設置により、いわゆるゼロ・ワン地裁支部問題は解消することになった。

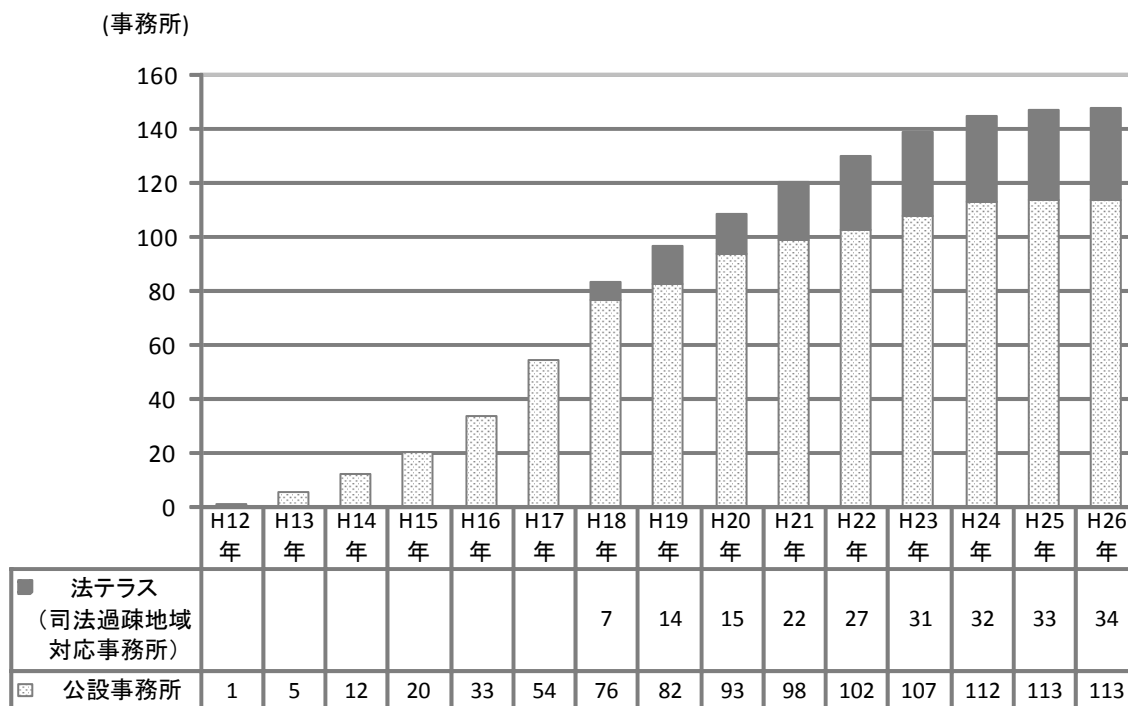
図表9-38 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書2014年版による。  
 ※ 「弁護士ゼロ」及び「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。

<sup>128</sup> 日弁連は、平成27年2月7日、島根県隠岐諸島の9町1村を管轄する松江地方裁判所西郷支部管内に法律事務所を開設し、7月に管内で2人目となる弁護士が所長に就任すると発表した。これでゼロ・ワン支部が全て解消されることとなる。（日本経済新聞平成27年2月8日）

図表9-39 公設事務所・法テラス司法過疎地域対応事務所の設置箇所（累計）の推移



(各年10月1日時点)

※ 弁護士白書2014年版による。

※ 司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる業務をいう（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

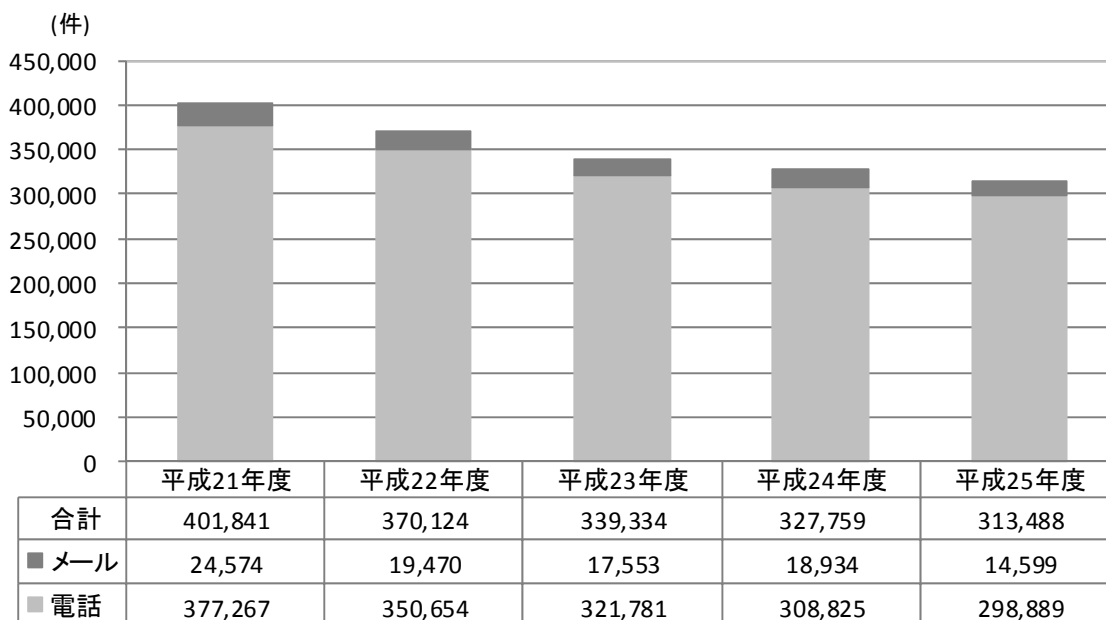
#### 4 法テラスによる法律援助の取組

- 法テラスの情報提供業務として行われているサポートダイヤル及び地方事務所への問い合わせ件数は（法テラス白書平成25年度版52頁資料1-2、53頁資料1-4）、平成25年度はそれぞれ31万3488件、20万9093件であり、ピーク時の平成21年度（それぞれ40万1841件、24万7172件）以降、減少傾向にある。
- 民事法律扶助援助実績件数については同白書68頁（資料2-2、2-3）によると、平成25年度は法律相談援助27万3594件、代理援助10万4489件、書類作成援助4,620件である。過去の推移については、平成22年ないし23年度にかけてそれぞれ増加したものの、その後はおおむね相談援助と代理援助は横ばいであり、書類作成援助は減少傾向にある。
- 民事法律扶助契約弁護士数は、同白書82頁付表2-4によると、平成25年度の受任予定者が全国で1万9159人（全弁護士の54.7%）である。他方、国選弁護人の契約弁護士数は、同白書109頁付表3-1によると、平成26年4月1日現在、全国で2万4055人（全弁護士の68.5%）になっている。
- 法テラスでは、総合法律支援法30条1項の業務（民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等）に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて業務を行うことができるが（同条2項）、現在は、日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金の2団体か

らの委託を受けて業務を行っている。委託援助事業は、委託元の団体からの費用支出によって行われる事業である。このうち前者の日本弁護士連合会委託援助業務（刑事被疑者弁護援助，少年保護事件付添援助，犯罪被害者法律援助，難民認定に関する法律援助，外国人に対する法律援助，子どもに対する法律援助，精神障害者に対する法律援助，心神喪失者等医療観察法法律援助，高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助）については，平成25年度は合計2万5313件の援助を行っており，過去5年間の推移はおおむね増加傾向にある（弁護士白書2014年版269頁参照）。後者については，日本に永住帰国した中国残留孤児等の国籍取得支援業務を行っており，平成25年は4件の援助を行っている。

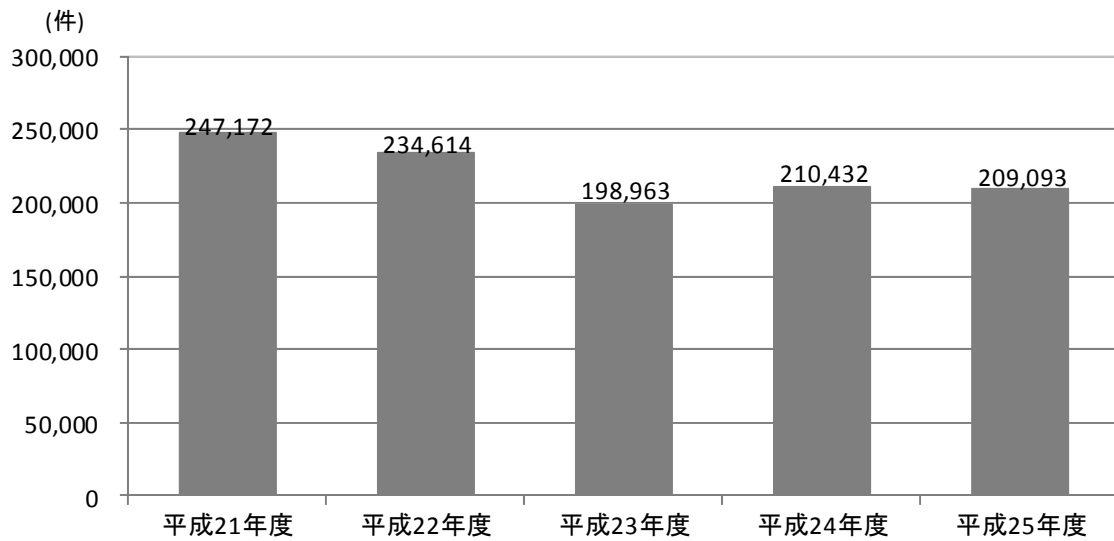
- 法テラスによる法律援助の取組は，民事法律扶助，国選弁護等の各分野で相当な規模に上っており，これらの事件を担う弁護士数も多いが，他方，件数の推移については，日弁連委託援助業務が増加傾向であり，その他はおおむね横ばいの傾向にある。

図表9-40 サポートダイヤルお問合せ件数の推移



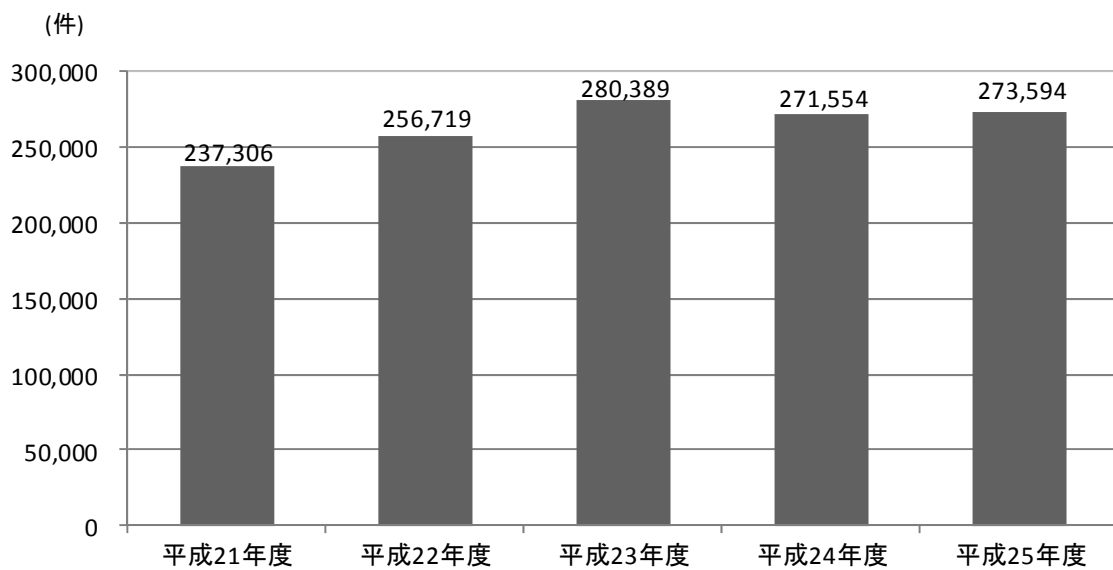
※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

図表9-41 地方事務所お問合せ件数の推移



※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

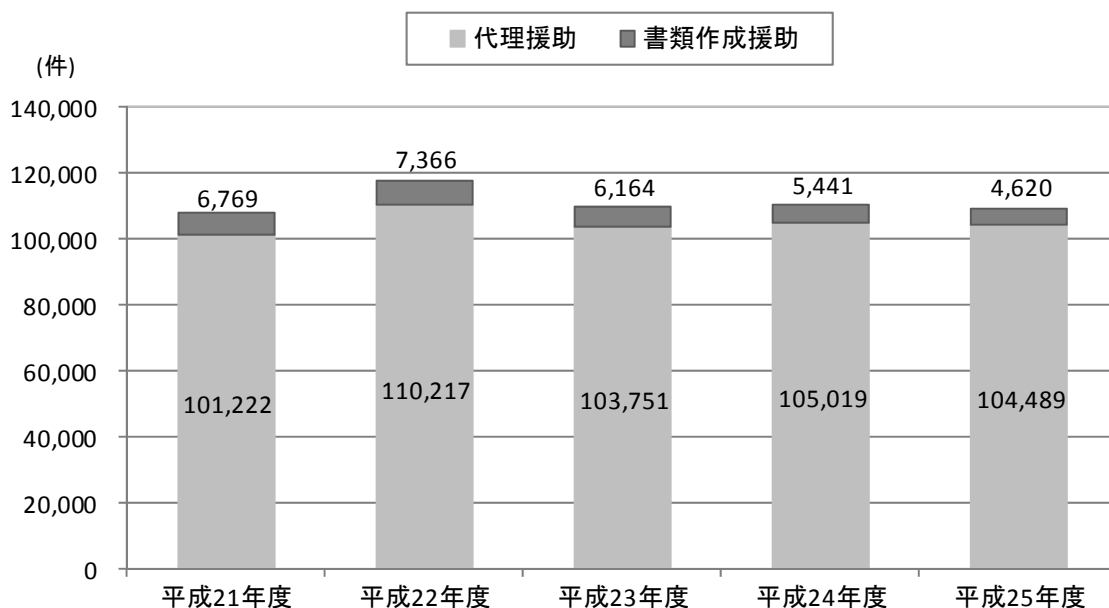
図表9-42 法律相談援助件数の推移



※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。



図表9-43 援助開始決定件数の推移



※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

## 5 司法アクセスの改善についてのまとめ

□ 弁護士数は、平成16年から平成26年までの10年間で20,224人から35,045人に173.3%増加し、小規模弁護士会を含め全国的に弁護士数が増加したが、弁護士人口は東京、大阪等の大都市圏に集中する傾向にあるといえ、都道府県ごとのばらつきが依然大きいといえる。

法律相談件数は、弁護士会が行う法律相談の傾向からすると、平成21年以降おおむね微減となっており、有料法律相談が減少し、無料法律相談が増加する傾向が見られる。他方、法テラスの法律相談(無料)は、平成18年10月の開始後平成23年度をピークに増加し続けたが、平成24年度と同25年度はほぼ横ばいとなっている。

日弁連ひまわり基金による公設事務所と法テラスの司法過疎地域事務所等の設置により、いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数は、平成5年7月時点のゼロ支部50、ワン支部24から、平成26年10月時点でゼロ支部は0、ワン支部は1に減少した。

法テラスによる法律援助の取組は、民事法律扶助、国選弁護等の各分野で相当な規模に上っており、参加する弁護士数も多い。

## 第6 ADRの活用状況

- 認証ADRの活用状況については、制度が開始された平成19年度には受理件数が68件であったものが、平成25年度には受理件数が1,121件になっている。
- また、弁護士会紛争解決センターでは、様々な紛争類型ごとにADRが活用されており、その受理件数は、平成20年度（2008年度）から平成25年度（2013年度）にかけては、毎年1,000件前後で推移している。紛争解決センターが行っている専門ADRは、医療、金融ADR、震災ADRなどの分野で行われており、平成25年度（2013年度）の受理件数は、合計で247件、解決件数は合計で102件であった（弁護士白書2014年版の234頁及び235頁の資料3-5-3-1と資料3-5-3-2）。
- 以上によると、ADRについては、その活用が進んでいると思われるが、規模は小さく、また、その受理件数は伸び悩んでいるといえる。

図表9-44 認証紛争解決事業者の取扱件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受理件数	68	722	884	1,123	1,347	1,284	1,121
既済件数	34	515	872	1,056	1,270	1,325	1,192

※ 「認証紛争解決事業者の取扱件数」（法務省）<sup>129</sup>（平成27年4月8日に利用）を基に作成。

<sup>129</sup> URL <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/images/kensu.pdf>

## 第4章 法曹養成状況の分析

### 第1 適性試験受験者数動向

初年度である平成15年度以来、一貫して減少傾向にあると考えられる。

- 法科大学院に入学するには、各大学における入学試験のほか、適性試験を受験することとされている。日弁連法務研究財団による試験と大学入試センターによる試験の受験者数を合計すると、初年度である平成15年度は53,876人であったが、平成22年度は14,975人であった。ただし、実施日が異なることから、重複受験者がいる可能性がある。

統一適性試験が実施された平成23年度以降について見ると、適性試験の実受験者数は、平成23年度には7,249人であったが、平成26年度には4,091人（43.6%減）となっており、各年度平均17.36%ずつ減少している。

- 平成22年度までは、重複受験者がいることを考慮しても、受験者数は減少しており、その後も一貫して減少し続けており、特に近年は平均17.36%の割合で減少していることが分かる。

図表10-1 法科大学院適性試験志願者数及び受験者数

	日弁連法務研究財団		大学入試センター	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	20,043	18,355	39,350	35,521
平成16年度	13,993	12,249	24,036	21,429
平成17年度	10,724	9,617	19,859	17,872
平成18年度	12,433	11,213	18,450	16,680
平成19年度	11,945	10,798	15,937	14,323
平成20年度	9,930	8,940	13,138	11,870
平成21年度	8,547	7,737	10,282	9,370
平成22年度	7,820	7,066	8,650	7,909
平成23年度	7,829	7,249		
平成24年度	6,457	5,967		
平成25年度	5,377	4,945		
平成26年度	4,407	4,091		

※ 平成23年度試験から、適性試験の実施主体が日弁連法務研究財団に一本化された。

※ 平成23年度試験から、年2回行われるようになった。表中の数字は、実志願者数及び実受験者数である。

## 第2 法科大学院入学者数及び修了者数動向

法科大学院入試の受験者数は、初年度を最大値に、入学者数は、平成18年度を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にあり、特に法学未修者の減少幅が大きい。

法科大学院修了者は、平成21年度以降、減少傾向が続いている。

- 法科大学院を受験した者（各大学における受験者数の合計）は、平成16年度は40,810人であったが、平成26年度は10,267人となっており、74.84%減少（約4分の1に減少）している。  
実入学者数で見ると、平成16年度は5,767人であったが、平成26年度は2,272人となっており、60.6%減少（約5分の2に減少）している。実入学者数の内訳を見ると、法学既修者は2,350人（平成16年度）から1,461人（平成26年度）となっており、37.83%の減少であるが、法学未修者は3,417人（平成16年度）から811人（平成26年度）となっており、76.27%の減少であって、法学未修者の減少幅が大きい。
- 法科大学院の修了者数は、初年度（平成17年度）は、法学既修者の標準修業年限修了者である2,176人のみであったが、平成20年度に4,994人となるまで増加した後、減少傾向となり、平成24年度は3,459人、平成25年度は3,037人である。
- このように、法科大学院入試の受験者数は初年度を最大値に、入学者数は平成18年度を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にあり、特に法学未修者の減少幅が大きいことが分かる。
- このように、法科大学院の修了者は、平成21年度以降、年々減少している。

図表10-2 法科大学院受験者数、入学者数及び修了者数

	法科大学院 受験者数	法科大学院入学者数			法科大学院 修了者数
		合計	うち既修者	うち未修者	
平成16年度	40,810	5,767	2,350	3,417	—
平成17年度	30,310	5,544	2,063	3,481	2,176
平成18年度	29,592	5,784	2,179	3,605	4,418
平成19年度	31,080	5,713	2,169	3,544	4,911
平成20年度	31,181	5,397	2,066	3,331	4,994
平成21年度	25,863	4,844	2,021	2,823	4,792
平成22年度	21,319	4,122	1,923	2,199	4,535
平成23年度	20,497	3,620	1,916	1,704	3,937
平成24年度	16,519	3,150	1,825	1,325	3,459
平成25年度	12,389	2,698	1,617	1,081	3,037
平成26年度	10,267	2,272	1,461	811	

（文部科学省公表資料による。）

※ 法科大学院受験者数は、各大学における入学者選抜の受験者数の合計である。

### 第3 司法試験予備試験受験者数及び合格者数の動向

平成23年から実施されている司法試験予備試験の受験者数は増加し、平成26年は平成23年の約1.6倍になっている。直近2回分の最終合格者数は350人程度であり、合格率は3%台である。

- 司法試験予備試験は、平成23年から実施されている。筆記試験（①短答式及び②論文式）並びに③口述試験の3段階で構成されており、それぞれに合格しなければ次の段階の試験を受験することができない。
- 最初の段階である短答式試験の受験者数は、初回の平成23年では6,477人であったが、4回目の平成26年には初回の約1.6倍の10,347人に達している。口述試験に合格することにより最終合格した者（最終合格者数）は、平成23年では116人であったが、平成25年には351人、平成26年には356人となり、この人数は初回の約3.07倍である。対短答受験者合格率は、平成23年は1.79%、平成25年は3.81%、平成26年は3.44%である。

司法試験予備試験の受験者数は増加し、平成26年は平成23年の約1.6倍になっている。直近2回分の最終合格者数は350人程度であり、合格率は3%台である。

図表10-3 司法試験予備試験受験者数及び合格者数

	短答式 受験者数	最終 合格者数	対短答受験者 合格率
平成23年	6,477	116	1.79%
平成24年	7,183	219	3.05%
平成25年	9,224	351	3.81%
平成26年	10,347	356	3.44%

(法務省公表資料による。)

## 第4 司法試験受験者数及び合格者数の動向

### 1 受験者数及び合格者数全体の動向（平成16年～平成26年）

旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い、減少した。他方、新司法試験受験者数は、平成23年を最大値に、その後減少する傾向が見える。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人であった。

○ 法科大学院が初めて入学者を受け入れた平成16年から平成26年までの司法試験受験者数及び合格者数を見ると、旧司法試験については、平成16年が43,367人であり、新司法試験が始まった平成18年は30,248人であったが、その翌年には23,306人に減少し、その後は1万人台で推移した。合格者数は、平成16年は1,483人、平成17年は1,464人であったが、新司法試験が開始された平成18年は549人となり、平成22年には59人となった。なお、平成23年は、前年に口述試験に不合格となった者のみが受験し、その合格者は6人であった。

新司法試験（現行の司法試験）について見ると、法学既修者のみが受験可能であった初回（平成18年）は受験者2,091人に対して合格者が1,009人であった。

法学未修者も受験可能となった平成19年以降、受験者は平成19年の4,607人から増加し、平成23年には8,765人となったが、その後減少し、平成25年には7,653人となった。なお、平成26年は8,015人である。これに対して、合格者数は、平成20年に2,065人となった後、平成25年までは、おおむね2,000人台（平成24年は2,102人）であったが、平成26年は1,810人であった。

□ このように、旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い、減少した。他方、新司法試験受験者数は、平成23年を最大値に、その後減少する傾向が見える。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人であった。

図表10-4 司法試験受験者数及び合格者数

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	うち新試験	うち旧試験	合計	うち新試験	うち旧試験
平成16年	43,367		43,367	1,483		1,483
平成17年	39,428		39,428	1,464		1,464
平成18年	32,339	2,091	30,248	1,558	1,009	549
平成19年	27,913	4,607	23,306	2,099	1,851	248
平成20年	24,464	6,261	18,203	2,209	2,065	144
平成21年	22,613	7,392	15,221	2,135	2,043	92
平成22年	21,386	8,163	13,223	2,133	2,074	59
平成23年	8,771	8,765	6	2,069	2,063	6
平成24年	8,387	8,387		2,102	2,102	
平成25年	7,653	7,653		2,049	2,049	
平成26年	8,015	8,015		1,810	1,810	

（法務省公表資料による。）

※ 旧司法試験については、第二次試験短答式試験の受験者数及び最終合格者数を示した。

※ 旧司法試験第二次試験の平成23年試験については、平成22年口述試験不合格者のみが受験できる。

- 総合得点における最高点、最低点、平均点及び合格点は、後記のとおりである。  
平成18年から平成20年までは、短答式試験と論文式試験の得点比率が1：4の割合になるように総合得点〔素点における満点：1,750点〕が算出され、平成21年からは、その得点比率が1：8になるように総合得点〔素点における満点：1,575点〕が算出されることから、これらの点数がいずれも異なる。また、論文式試験においては、採点格差（審査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が生じ得ることから、各審査委員が採点した全答案についての標準偏差に基づき、各個人の点数（素点）について、偏差値を算出し、これを当該個人の得点としている（「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」）。
- 平成18年の合格点915点（素点における満点との関係では、得点率52.3%）であり、その後、合格点が上昇し、平成20年には940点（同53.7%）となった。総合得点の算出に当たり、短答式試験の比率と論文式試験の比率が変更になった平成21年における合格点は785点（素点における満点との関係では、得点率49.8%）であり、平成23年に765点（同48.6%）となった。平成24年及び25年は780点（同49.5%）、平成26年は770点（同48.9%）である。
- 実施年によって、合格点が上下しているが、素点における満点との関係では、おおむね48.6%～53.7%である。また、実施年によって、最高点、最低点及び平均点も上下している。

図表10-5 司法試験の最高点、最低点、平均点及び合格点

	最高点	最低点	平均点	合格点
平成18年	1,453.37	593.62	951.46	915
平成19年	1,398.83	586.32	941.69	925
平成20年	1,407.84	564.40	930.64	940
平成21年	1,197.94	376.83	767.04	785
平成22年	1,191.92	432.29	744.00	775
平成23年	1,159.30	404.91	738.91	765
平成24年	1,201.22	430.20	761.08	780
平成25年	1,180.52	431.61	760.20	780
平成26年	1,173.00	426.95	751.16	770

（法務省公表資料による。）

## 2 司法試験における受験資格別受験・合格状況

司法試験の受験者数は、平成19年以降、増加していたが、その後、法科大学院修了者数の減少の影響に加え、修了直後に受験する者の割合が減少していることも一部影響し、法科大学院修了者の司法試験受験者数はおおむね減少している。法科大学院修了資格者は、合格率が低下傾向にあり、平成23年を最小値に上昇傾向に転じたものの、平成26年は、再び合格率は低下している。直近3回分の平均合格率は23.86%であり、予備試験合格資格者のそれ（68.96%）の3分の1程度にとどまっている。

- 現行司法試験全体の対受験者合格率は、初回の平成18年は48.25%であったが、その後、平成23年に23.54%となるまで低下を続けた。平成24年には25.06%（前年比1.52%増）、平成25年には26.77%（前年比1.71%増）となったが、平成26年には22.58%（前年比4.19%減）となった。

- 法科大学院修了資格者の受験者は、平成23年の8,765人を最大値として、その後はおおむね減少している。初回の平成18年から平成23年までは法科大学院修了資格でのみ受験可能であったことから、その対受験者合格率は、現行司法試験全体について述べたところと同一である。平成24年には24.62%（前年比1.08%増）、平成25年には25.77%（前年比1.15%増）となったが、平成26年には21.19%（前年比4.58%減）となった。直近3回分の平均は23.86%である。
- 予備試験合格資格者は、平成24年の司法試験から受験可能であった。受験者は、平成24年は85人、平成25年は167人、平成26年は244人である。対受験者合格率は、平成24年は68.24%、平成25年は71.86%、平成26年は66.80%で、直近3回分の平均は68.96%であって、おおむね7割程度である。
- 法科大学院修了資格者は、合格率が低下傾向にあり平成23年を最小値にその後上昇傾向に転じたが、平成26年には低下している。直近3回分の平均合格率は23.86%であり、予備試験合格資格者のそれ（68.96%）の3分の1程度にとまっている。

図表10-6 司法試験受験資格別受験・合格状況

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格
				合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091		1,009 48.25%	1,009 48.25%	
平成19年	4,607	4,607		1,851 40.18%	1,851 40.18%	
平成20年	6,261	6,261		2,065 32.98%	2,065 32.98%	
平成21年	7,392	7,392		2,043 27.64%	2,043 27.64%	
平成22年	8,163	8,163		2,074 25.41%	2,074 25.41%	
平成23年	8,765	8,765		2,063 23.54%	2,063 23.54%	
平成24年	8,387	8,302	85	2,102 25.06%	2,044 24.62%	58 68.24%
平成25年	7,653	7,486	167	2,049 26.77%	1,929 25.77%	120 71.86%
平成26年	8,015	7,771	244	1,810 22.58%	1,647 21.19%	163 66.80%

（法務省公表資料による。）

- 司法試験は、平成26年試験まで、受験資格取得後5年間に3回まで受験することができる制度となっていた（現在は、受験資格取得後5年間は毎年受験することができる。）。複数回受験可能な制度となっていることから、平成18年試験は、法学既修者で修了直後の者のみが受験可能であったが、平成19年試験からは、法学既修者及び法学未修者で修了直後の者に加え、修了2年目以降の者が受験することとなる。
- 法科大学院修了者数及び修了後の年数ごとに法科大学院修了資格で受験した者及び合格した者の推移は、後記のとおりである。



- 法科大学院修了者であって直後に司法試験を受験する者の割合は、初回の平成18年試験は96.09%であったが、平成23年試験まで低下し、77.82%となった後、徐々に上がり、平成25年試験で80.02%、平成26年試験では、89.20%（前年比9.18%増）となった。
- 現行司法試験の受験者数は、初回の平成18年試験では、法学既修者の修了直後の者のみを受験可能であったのに対し、平成19年試験からは、受験可能な者の範囲が広がっていったことから、増加していたが、その後、減少傾向にある。このことには、法科大学院修了者数の減少が影響していると考えられるほか、修了者で修了直後に受験する者（合格率がそれ以降の者に比べて高い。平均合格率は、修了1年目36.61%、2年目26.78%、3年目20.14%、4年目8.03%、5年目5.35%である。）の割合が減少したことも影響していると考えられる。もっとも、平成24年から平成25年までは、この割合は微増し、平成26年においては、修了直後に受験した者の割合が約9割近くにまで増加している。同年の試験では、受験者数が増加しているが、この点については、こうしたことによる影響も考えられる。<sup>130</sup>

図表10-7 法科大学院修了年度別司法試験合格状況

前年度修了者 1年目受験率	年	修了後の年数					合計	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
2,176	18	受験者	2,091				2,091	
96.09%		合格者	1,009				1,009	
4,418	19	受験者	3,704	903			4,607	
83.84%		合格者	1,455	396			1,851	
4,911	20	受験者	3,977	1,960	324		6,261	
80.98%		合格者	1,466	500	99		2,065	
4,994	21	受験者	4,012	2,161	1,089	130	7,392	
80.34%		合格者	1,406	461	168	8	2,043	
4,792	22	受験者	3,732	2,237	1,352	693	149	8,163
77.88%		合格者	1,233	557	234	44	6	2,074
4,535	23	受験者	3,529	2,295	1,432	851	658	8,765
77.82%		合格者	1,147	565	265	65	21	2,063
3,937	24	受験者	3,122	2,078	1,383	910	809	8,302
79.30%		合格者	1,027	575	323	72	47	2,044
3,459	25	受験者	2,768	1,787	1,295	868	768	7,486
80.02%		合格者	1,067	451	269	87	55	1,929
3,037	26	受験者	2,709	1,774	1,492	987	809	7,771
89.20%		合格者	895	374	225	100	53	1,647

<sup>130</sup> 平成25年に司法試験法の改正による受験回数制限緩和の方向性が示されたことによる影響も考えられる。

## 第5 司法修習生の採用者数・二回試験不合格者数の状況

新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。また、考試（二回試験）の不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いている。

- 司法修習課程は、平成18年度から平成23年度まで、新司法試験と並行して旧司法試験を実施していたことから、この期間は、新司法試験合格者を対象とする修習（新第60期～新第65期）及びそれ以外の司法試験合格者を対象とする修習（現行第60期～現行第65期）があった。
- 司法修習生として採用されるには、司法試験に合格することが必要である（裁判所法第66条第1項）が、合格した直後に司法修習をする必要はない。司法試験に合格しながらその直後に司法修習生とならない者の数は明らかでないが、新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）において、新司法試験合格者数と当該年度の司法修習生採用者数の差を見ると、増減を繰り返しており一定の傾向があるとはいえないものの、新司法試験合格者数に比べて当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。なお、旧修習（第59期及び現行第60期～現行第65期）では、司法修習生採用者数の方が、直近の旧司法試験合格者数よりも平均9人多い。
- 考試（二回試験）は、これに合格して司法修習を終えると、法曹になる資格が得られる試験である。新司法試験実施前の不合格者数は、例えば、第58期及び第59期ともに20人未満であった。これに対し、新司法試験実施後の新修習における不合格者数は、新第60期は76人、新第61期は113人となったが、その後減少し、第67期は42人となっている。現行修習における不合格者数は、現行第60期は71人であったが、その後現行64期までは20人程度ないし30人程度で推移した。
- このように、新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均して45人少ないことが分かる。また、二回試験の不合格者数は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いていることが分かる。

図表10-8 司法修習生採用数・二回試験不合格者数

採用年度	採用年月	修習期	司法修習生採用者数	考試不合格者数	司法試験合格者数	実施年
平成16年度	16. 4	第58期	1,188	2		
平成17年度	17. 4	第59期	1,499	16	1,483	平成16年
平成18年度	18. 4	現行第60期	1,455	71	1,464	平成17年
	18. 11	新第60期	991	76	1,009	平成18年
平成19年度	19. 4	現行第61期	568	33	549	平成18年
	19. 11	新第61期	1,812	113	1,851	平成19年
平成20年度	20. 4	現行第62期	261	23	248	平成19年
	20. 11	新第62期	2,043	75	2,065	平成20年
平成21年度	21. 4	現行第63期	150	28	144	平成20年
	21. 11	新第63期	2,021	90	2,043	平成21年
平成22年度	22. 4	現行第64期	102	24	92	平成21年
	22. 11	新第64期	2,022	56	2,074	平成22年
平成23年度	23. 7	現行第65期	73	46	59	平成22年
	23. 11	新第65期	2,001		2,063	平成23年
平成24年度	24. 11	第66期	2,035	43	2,102	平成24年
平成25年度	25. 11	第67期	1,969	42	2,049	平成25年
平成26年度	26. 11	第68期	1,761	—	1,810	平成26年

※ 最高裁判所公表資料による。

※ 第68期の修習終了時期は平成27年12月である。

※ 司法修習生採用者数は、各修習期の修習開始日現在の数値であり、再採用者数を含まない。

※ 考試不合格者数には、考試を再受験するために司法修習生に再採用された者を含む。

## 第5章 諸外国の状況や我が国における隣接業種の状況

### 第1 諸外国の法曹人口

諸外国の法曹人口は、アメリカが125万2713人、イギリスが14万3689人、ドイツが18万8309人、フランスが6万6092人となっている。

○ 外国の法曹人口は、次のとおりである。

図表11-1 諸外国の法曹人口の比較

	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス	日本	
	連邦	州	※1				
人口	316,128, 839		56,567, 800	80,523, 746	65,820, 916	127,298, 000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,252, 713 (396.27)		143,689 (254.01)	188,309 (233.86)	66,092 (100.41)	41,597 (32.68)	39,892 (31.34)
裁判官 (対人口10万比)	31,981 (10.12)		3,647 (6.45)	20,382 (25.31)	5,854 (8.89)	3,750 (2.95)	2,944 (2.31) ※2
	1,824 (0.58)	30,157 (9.54)					
検察官 (対人口10万比)	32,195 (10.18)		2,397 (4.24)	5,232 (6.50)	1,909 (2.90)	2,734 (2.15)	1,835 (1.44) ※3
	5,392 (1.71)	26,803 (8.48)					
弁護士 (対人口10万比)	1,188, 537 (375.97)		137,645 (243.33)	162,695 (202.05)	58,329 (88.62)	35,113 (27.58)	
弁護士数÷裁判官数	37.16		37.74	7.98	9.96	9.36	11.93
法曹1人当たりの国民数	252.36		393.68	427.61	995.90	3,060.27	3,191.07

※1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

※2 簡裁判事を除いた数

※3 副検事を除いた数

(注)

#### 1 人口

日本……平成25年10月1日現在（総務省統計局調査）

アメリカ…2013年7月1日現在（米統計局（U.S.Census Bureau）調査）

イギリス…2012年6月30日現在の概数（英国政府統計局（Office for National Statistics）調査）

ドイツ…2012年12月31日現在（連邦及び州統計局調査）

フランス…2014年1月1日現在の推計値（フランス全土（マイヨットを除く海外県を含む。））

（仏国立統計経済研究所（INSEE）調査）

#### 2 裁判官数

日本……平成26年度の定員

アメリカ

連邦…最高裁判所（Supreme Court）、控訴裁判所（Court of Appeals）、地方裁判所（District Court）、国際通商裁判所（Court of International Trade）、連邦請求裁判所（Court of Federal Claims）、軍法上訴裁判所（Court of Appeals for the Armed Forces）、退役軍人裁判所（Court of Appeals for Veterans Claims）、破産裁判所（Bankruptcy Court）及び租税裁判所（Tax Court）の各裁判官数（連邦治安判事（U.S.Magistrate Judge）を含む。）の合計の定員（2014年3月現在、全米50州及びワシントンD.C.のみ。United States Code Title 28等に規定）

州……全米50州及びワシントン D.C. の通常第一審管轄裁判所、上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数（非常勤を含む。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。）。なお、通常第一審管轄裁判所の裁判官数は、11,523人（非常勤を含む。）（State Court Caseload Statistics, 2010から）

イギリス…常勤裁判官1,447人（Justices of the Supreme Court（2014年3月21日現在。最高裁判所ホームページから）、Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges (County Courts), District Judges (Magistrates' Courts), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges (Principal Registry of the Family Division)（以上、2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から））及び非常勤裁判官2,200人（Deputy Circuit Judges（2014年3月現在。Judicial Office に照会）、Recorders, Deputy District Judges (County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges (Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges (Magistrates' Courts)（以上、2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から））の合計数。このほか、法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事（Justices of the Peace）が23,499人いる（2013年4月1日現在。Court Statistics Quarterly January to March 2013から）。

ドイツ…連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数（2012年12月31日現在）。試用裁判官（Richter auf Probe）を含む（連邦司法省調査）。

フランス…2012年12月31日現在の数（司法官職高等評議会調査）。海外県・海外自治体を含む。

### 3 検察官数

日本……平成26年度の定員

アメリカ

連邦…連邦検察官（U.S.Attorney）及び連邦検察官補（Assistant U.S.Attorney）の総数（2014年3月現在。事務局等勤務を含む。司法省調査）

州……重罪事件を扱う検察庁における2007年現在の数（非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行の Prosecutors in State Courts, 2007。なお、同資料による数値にはワシントン D.C. 地区連邦検察事務所所属の連邦検察官の数が含まれているため、これを控除している（ただし、控除した連邦検察官の数は2014年3月現在の数である。）。）

イギリス…検察官の職にあるパリスタ及びソリシタ（Judicial Office に照会）並びに法務長官（Attorney General, 英国政府ホームページから）及び検事総長（Director of Public Prosecutions, 英国検察庁のホームページから）の合計員数（2013年12月現在）

ドイツ…2012年12月31日現在の数（連邦検察官及び州検察官の合計。連邦司法省調査）

フランス…2012年12月31日現在の数（司法官職高等評議会調査）。海外県・海外自治体を含む。

### 4 弁護士数

日本……平成26年4月1日現在の数（日本弁護士連合会調査）

アメリカ…2012年12月31日現在、全米50の各州及びワシントン D.C.に居住しかつ現に活動している法曹有資格者の総数1,252,713人（American Bar Association 調査）から裁判官及び検察官の数を控除した数

イギリス…独立開業している法廷弁護士（Barrister）12,674人（2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査）及び開業証書を保有する事務弁護士（Solicitor）128,778人（2012年7月現在。Trends in the Solicitors' Profession-Annual Statistics Report 2012 Summary figures）の合計数から非常勤裁判官（Deputy District Judge (Magistrates' Courts) を除く。）、検察官の職にあるソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士（Employed Barrister）が2,907人いる（2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査）。

ドイツ…2014年1月1日現在の数（連邦弁護士会調査）

フランス…従前の法律顧問（Conseil juridique）及び控訴院代訴士（Avoué près les cours d'appel）を含む弁護士（Avocats）並びに CONSEIL D'ÉTAT・破毀院付弁護士（Avocats au Conseil d'État et à la Cour de cassation）の合計員数（いずれも2013年1月1日現在の数。司法省調査。なお、控訴院代訴士は2012年1月1日をもって弁護士に統合された。）

図表11-2 諸外国の法曹人口の推移

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
裁判官	31,004人 (2002年)	3,647人 (2002年)	20,901人 (2002年)	5,093人 (2002年)
	31,983人 (2010年)	3,647人 (2013・2014年)	20,382人 (2012年)	5,854人 (2012年)
	増減 979人	0人	▲519人	761人
検察官	34,273人 (2001年)	2,136人 (2002年)	5,150人 (2002年)	1,656人 (2002年)
	32,033人 (2007年)	2,397人 (2013年)	5,232人 (2012年)	1,909人 (2012年)
	増減 ▲2,590人	261人	82人	253人
弁護士	972,722人 (2002年)	96,030人 (2002年)	116,282人 (2002年)	33,540人 (2002年)
	1,188,537人 (2012年)	137,167人 (2011・2012年)	162,695人 (2014年)	58,329人 (2013年)
	増減 215,815人	41,137人	46,413人	24,789人

※ 裁判所データブックのデータを基に、各年ごとの裁判官・検察官・弁護士数を算出し、その推移を明らかにしたものの。なお、統計の取り方が必ずしも一貫していないため、増加数が同一対象を比較した数値でない可能性がある。

※ この表では、イギリスの非常勤裁判官（Magistrates' Court）の数が、裁判官数だけでなく弁護士数にも含まれている。

□ 我が国の法曹人口（法曹三者、すなわち、裁判官・検察官・弁護士の人数）は、平成13年には2万1864人であったところ、平成26年には3万9892人になり、13年間で2倍近くの人数となっている。そして、その大半は弁護士であり、弁護士数に限っていえば、平成13年に1万8246人であったものが、平成26年には3万5113人になっている。

このように法曹人口は増加したが、諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ないと言える。審議会意見書でも言及されたアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの法曹人口は、アメリカが125万2713人、イギリスが14万3689人、ドイツが18万8309人、フランスが6万6092人となっており、弁護士に限っても、アメリカが118万8537人、イギリスが13万7645人、ドイツが16万2695人、フランスが5万8329人となっている。そして、アメリカを除く各国の人口が我が国より少ないことを考えると、国民の人口に対する法曹人口の比較においても、我が国の法曹が国民に占める割合は小さいといえる。

もっとも、法制度が異なる諸外国の法曹人口と単純に比較して我が国の法曹人口を決めることは難しいと考えられる。

## 第2 我が国における隣接業種人口・職務

我が国には弁護士の隣接業種が多くあり、平成26年段階で見ると税理士、行政書士、社会保険労務士の順に人数が多くなっている。

- 我が国においては、弁護士の隣接業種が存在する。その職務の概要と人数は、次のとおりである。
- 司法制度改革審議会意見書（87頁）においては、「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」とされ、このような観点に立って弁護士の隣接業種に一定の権限が付与されるに至ったものである。そして、司法書士に簡易裁判所での訴訟代理権等、弁理士に特許権等の侵害訴訟での代理権等、税理士に税務訴訟における補佐人の各権限が付与され、訴訟手続においても、弁護士の隣接業種がその一部を担っている。
- 我が国における弁護士の隣接業種は、平成26年段階で人数が多い業種順で見ると、①税理士（7万4501人）、②行政書士（4万4057人）、③社会保険労務士（3万8445人）となり、この3業種だけでも約15万人となる。また、平成13年からの増加率の高い順では①弁理士（124.2%増）、②社会保険労務士（51.8%増）、③不動産鑑定士（30.8%増）となる。

図表11-3 隣接法律専門職種の主な業務

	主な業務	主な訴訟等代理権	主なADR代理権等
司法書士	登記又は供託に関する手続についての代理, 法務局等に提出等をする書類の作成, 裁判所等に提出する書類の作成等	○140万円以下の紛争等についての訴訟, 即決和解, 民事調停, 筆界特定の手続等の代理 ○自ら代理した事件についての上訴の提起の代理 【認定司法書士】	○140万円以下の紛争についての仲裁事件の手続又は裁判外の和解についての代理 【認定司法書士】
弁理士	特許, 実用新案, 意匠, 商標等に関する特許庁における手続等についての代理, これらの手続に係る事項に関する鑑定等	○特許等の侵害訴訟(弁護士が代理人になっているものに限る)における代理 【付記弁理士】 ○特許等に関する訴訟における補佐人 ○特許等の審決取消訴訟における代理	○特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理
社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成等, 労働社会保険諸法令に基づく申請等についての代理等	なし	○都道府県労働局紛争調整委員会・都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん手続についての代理 ○都道府県労働局紛争調整委員会が行う男女雇用機会均等法, パート労働法, 育児介護休業法の調停手続についての代理 ○個別労働関係紛争について民間の裁判外紛争解決手続(厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理 【特定社会保険労務士】
土地家屋調査士	不動産の表示に関する登記に関し, これに必要な土地又は建物に関する調査又は測量, 申請手続等	○筆界特定の手続についての代理 ※全ての土地家屋調査士が代理を業とすることができる	○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事紛争についての民間の裁判外紛争解決手続(法務大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理 【認定土地家屋調査士】
税理士	各種税金の申告・申請, 税務書類の作成, 税務相談等	○税務訴訟における補佐人	なし
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価	なし	なし
行政書士	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類等の作成, 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類等の提出手続及び許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において官公署に対してする行為についての代理等	なし	なし



図表11-4 隣接法律専門職種の人口の推移

	平成13年	平成18年	H13からの 増加率	平成26年	H13からの 増加率
司法書士	17,075	18,059	5.8%	21,366	25.1%
認定司法書士	-	9,242	-	15,096	-
弁理士	4,537	6,695	47.6%	10,171	124.2%
付記弁理士	-	1,479	-	2,971	-
社会保険労務士	25,325	30,343	19.8%	38,445	51.8%
特定社会保険労務士	-	-	-	10,753	-
土地家屋調査士	18,717	18,320	-2.1%	17,112	-8.6%
認定土地家屋調査士	-	1,090	-	4,859	-
税理士	65,144	69,243	6.3%	74,501	14.4%
不動産鑑定士	6,138	7,086	15.4%	8,030	30.8%
行政書士	35,024	38,875	11.0%	44,057	25.8%

(注)

- 1 司法書士登録者数，土地家屋調査士会員数，行政書士登録者数については各年4月1日現在の人員。
- 2 弁理士登録者数，社会保険労務士登録者数，税理士登録者数については各年3月31日現在の人員。
- 3 不動産鑑定士登録者数については，各年1月1日現在の人員。
- 4 認定司法書士とは，法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し，法務大臣が必要な能力を有すると認定（考査により判断）した司法書士をいう（※平成14年から制度開始）。
- 5 付記弁理士とは，所定の研修を修了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し，登録にその旨の付記を受けた弁理士をいう（※平成15年から制度開始）。
- 6 特定社会保険労務士とは，所定の研修を修了して紛争解決手続代理業務試験に合格し，登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士をいう（※平成18年から制度開始）。
- 7 認定土地家屋調査士とは，法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し考査を受けた者であって，法務大臣が必要な能力を有すると認定（考査の成績により判断）した者であること等の要件を満たした土地家屋調査士をいう（※平成16年から制度開始）。

## 第6章 今後の法曹人口についてのシミュレーション

今後の法曹人口は、毎年の司法試験合格者数の程度に応じ、計算上、以下のようなものとなると予測される。

図表12 今後の法曹人口についてのシミュレーション

(太線より上は4万人台、下は5万人台) (人)

	法曹三者総人口						
	司法試験年間合格者数の仮定						
	3,000人	2,500人	2,000人	1,900人	1,800人	1,700人	1,600人
平成26年 (2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892
平成27年 (2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207
平成28年 (2016)	43,714	43,214	42,714	42,614	42,514	42,414	42,314
平成29年 (2017)	46,208	45,208	44,208	44,008	43,808	43,608	43,408
平成30年 (2018)	48,665	47,165	45,665	45,365	45,065	44,765	44,465
平成31年 (2019)	51,128	49,128	47,128	46,728	46,328	45,928	45,528
平成32年 (2020)	53,644	51,144	48,644	48,144	47,644	47,144	46,644
平成33年 (2021)	56,181	53,181	50,181	49,581	48,981	48,381	47,781
平成34年 (2022)	58,716	55,216	51,716	51,016	50,316	49,616	48,916
平成35年 (2023)	61,262	57,262	53,262	52,462	51,662	50,862	50,062
平成36年 (2024)	63,778	59,278	54,778	53,878	52,978	52,078	51,178
平成37年 (2025)	66,279	61,279	56,279	55,279	54,279	53,279	52,279
平成38年 (2026)	68,796	63,296	57,796	56,696	55,596	54,496	53,396
平成39年 (2027)	71,360	65,360	59,360	58,160	56,960	55,760	54,560
平成40年 (2028)	73,913	67,413	60,913	59,613	58,313	57,013	55,713
平成41年 (2029)	76,463	69,463	62,463	61,063	59,663	58,263	56,863
平成42年 (2030)	79,015	71,515	64,015	62,515	61,015	59,515	58,015

	法曹三者総人口							43年前 司法修習 終了者
	司法試験年間合格者数の仮定							
	1,500人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人	1,000人		
平成26年 (2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	506	
平成27年 (2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	495	
平成28年 (2016)	42,214	42,114	42,014	41,914	41,814	41,714	493	
平成29年 (2017)	43,208	43,008	42,808	42,608	42,408	42,208	506	
平成30年 (2018)	44,165	43,865	43,565	43,265	42,965	42,665	543	
平成31年 (2019)	45,128	44,728	44,328	43,928	43,528	43,128	537	
平成32年 (2020)	46,144	45,644	45,144	44,644	44,144	43,644	484	
平成33年 (2021)	47,181	46,581	45,981	45,381	44,781	44,181	463	
平成34年 (2022)	48,216	47,516	46,816	46,116	45,416	44,716	465	
平成35年 (2023)	49,262	48,462	47,662	46,862	46,062	45,262	454	
平成36年 (2024)	50,278	49,378	48,478	47,578	46,678	45,778	484	
平成37年 (2025)	51,279	50,279	49,279	48,279	47,279	46,279	499	
平成38年 (2026)	52,296	51,196	50,096	48,996	47,896	46,796	483	
平成39年 (2027)	53,360	52,160	50,960	49,760	48,560	47,360	436	
平成40年 (2028)	54,413	53,113	51,813	50,513	49,213	47,913	447	
平成41年 (2029)	55,463	54,063	52,663	51,263	49,863	48,463	450	
平成42年 (2030)	56,515	55,015	53,515	52,015	50,515	49,015	448	

※ [法曹三者総人口＝前年の法曹三者総人口＋新規法曹有資格者（前年の司法試験合格者）－43年前修習終了者]の計算式により算出。

ただし、平成26年は、同年度の裁判官の定員（簡易裁判所判事を除く。）及び検察官の定員（副検事を除く。）並びに同年4月1日現在の弁護士数（正会員数）を加えた数字。

また、新規法曹有資格者（前年の司法試験合格者）については、平成27年は平成26年司法試験合格者、平成28年以降はそれぞれの場合において仮定した年間の司法試験合格者とした。

※ 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると仮定。

□ 前記シミュレーションによると、仮に、毎年の司法試験合格者数が3,000人であるとする、法曹三者の人口は、平成31年頃に5万人を超え、平成42年頃には7万9000人を超える。2,000人である場合には、平成33年頃に5万人を超え、平成42年頃には6万4000人を超える。1,800人である場合には、平成34年頃に5万人を超え、平成42年頃には6万1000人を超える。1,500人である場合には、平成36年頃に5万人を超え、平成42年頃には5万6000人を超える。このように、前記のいずれの合格者数であっても、平成31年頃から36年頃にかけて法曹人口は5万人を超え、平成42年頃には、合格者数が3,000人である場合には法曹人口は7万9000人となるが、その他の場合は、法曹人口は平成42年頃に6万人前後（6万4000人から5万6000人）の規模になる。



## 調査結果のまとめ



本件調査で判明した結果の概要をここでまとめる。

## 1 法曹人口の現状

我が国の法曹人口は、平成13年には2万1864人であったものが、平成26年には3万9892人になり、13年間で2倍近くの人数となっている。そして、その大半は弁護士であり、弁護士人口に限って言えば、平成13年に1万8246人であったものが、平成26年には3万5113人になっている。このように法曹人口は増加したが、諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ないといえる。我が国には法的サービスを提供する各種の隣接業種も存在し、また法制度が異なる諸外国の法曹人口との単純な比較で我が国の法曹人口を決めることはできない。審議会意見書において指摘されているように、法曹の数は、最終的には社会の要請に基づいて市場原理によって決定されると考えられるので、本件調査においても、法曹に対する需要を調査し、さらに、もう一つの柱である供給側の状況について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況という観点も加えて調査した。

## 2 市民の需要

- (1) 市民の有する弁護士に対する需要を調べたところ、インターネット調査では、最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうちの約21%に当たり、その中で実際に弁護士に依頼した人は約32%、依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は約55%であったことが分かった。

また、法律相談者調査では、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人は約66%にとどまり、どちらともいえないとして依頼を留保している人が約28%いることが分かった。

このように、依頼を考えたが結局依頼しなかった人や、法律相談に来ていながら依頼態度を留保している層については、弁護士に対する需要を有する市民が一定程度含まれるといってもよいのではないかと考えられる。法曹に対する需要を有しながら、現実に弁護士にたどり着けていない者が存在するといえる。

- (2) 将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄を聞いたところ、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」、「犯罪被害に遭ったとき」、「消費者被害に遭ったとき」、「インターネット上で被害に遭ったとき」といった項目に多くの回答が寄せられた。こうした分野については、今後、弁護士による対応が必要な法的需要となるのではないかと考えられる。

そして、その回答を年代別に分けて見てみると、例えば、高齢者（60歳以上）は、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ率が高いといった傾向も認められ、超高齢社会の到来を踏まえると、高齢者が希望するこうした分野については、現在よりも需要が増加するのではないかと思われる。

- (3) 弁護士に対するアクセスについての意識を聞いたところ、回答者（インターネット調査）の約14%に当たる者が、弁護士をどうやって探したらいいかわからないと答えている。また、問題を抱えた場合の弁護士の探し方としては、「知り合いに聞いて探す」、「インターネットの情報を基に探す」といった回答が多かった。こうした層の一定部分については、弁護士によるインターネットを通じた情報提供の更なる促進などにより、弁護士へのアクセスが改善されれば、弁護士に対する需要が増加するのではないかと考えられる。

- (4) 今回の調査では、市民が、弁護士の実務経験や実績、専門性を重視していることが分かった。そして、裁判事件数を分析したところによると、民事一般事件において弁護士による代理割合が高い損害賠償事件が近年増加していることが分かり、裁判事件が複雑化しているのではないかと推測をすることもできる。
- 社会が複雑化し、紛争案件も同様に複雑化する中で、今後も弁護士に対する需要が増加すると推測できる。
- (5) 市民が弁護士への依頼の際に考慮する要素として、専門性や実務経験のほか、費用負担の問題を挙げていることが分かった。そして、今回のシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、弁護士費用が低い設定条件で市民の依頼意欲が高まる傾向が見られた。そのような事案では、事案に応じたきめ細かな費用基準の設定、基準の明確化、その適切な情報開示などの工夫が弁護士に対する需要を高める上での課題である。

### 3 企業の需要

- (1) 企業における弁護士の利用機会については、大企業においては5年前に比べて増加していると回答した企業が約63%となっており、変わらないと答えた企業の割合約33%の約2倍となっている。また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた企業も約59%と多かった。こうした傾向を見ると、大企業においては、今後も弁護士に対する需要が増えていくのではないかとと思われる。
- これに対し、中小企業においては、弁護士の利用機会について5年前と変わらないと答えた企業が約56%と多く、増加していると答えた企業の割合32%よりも多かった。将来の利用増加についても、増えると思うとの回答は合計約34%にとどまっており、今後の弁護士の利用増加見込みも大企業ほど大きくないと考えられる。
- (2) 今回の調査で企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況を聞いたところ、大企業については、従来から弁護士の関与が多かったと考えられる契約書作成などの業務に加え、コンプライアンスなどの分野について、弁護士利用を重視する傾向が見られた。大企業については、こうした分野において弁護士に対する需要が認められるのではないかとと思われる。
- これに対し、中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的な希望として、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいることが分かった。中小企業についても、将来的には、大企業と同じように新しい分野での弁護士の利用に関する需要が認められる可能性があるのではないかとと思われる。
- (3) 企業における法曹有資格者の採用状況について調べたところ、企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、1,100人以上になっている。もっとも、今回の調査では、大企業においても法曹有資格者を社員として採用している割合はいまだにそれほど多くなく、約76%の企業において、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。中小企業においては約98%がそのような否定的回答をしている。採用が更に増えるためには、法曹有資格者の企業内での活用の有効性が認知されることが必要である。

### 4 国・地方自治体の需要

- (1) 地方自治体における弁護士の利用機会については、5年前に比べて増加していると回答した地方自治体が約58%となっており、変わらないと答えた地方自治体の割合約34%を上回っている。



また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた地方自治体は約71%と多かった。したがって、地方自治体において、弁護士に対する需要が増えていく可能性がある。

- (2) 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は平成16年に2人であったところ、その後増加したものの、平成27年3月段階でも全国の常勤職員数は合計87人とどまっている。今回の調査結果でも、約87%に当たる地方自治体が、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないとの消極的な回答をしている。企業に比べて採用数の規模も少ないが、弁護士会と地方自治体との協力、連携も進められているところであり、今後の採用を注視していく必要があるだろう。

もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、おおむね、正規職員、任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく、逆に、採用していないし、今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が小さいという傾向が見られる。そうすると、規模が大きい地方自治体では、今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれる。

- (3) 国の行政機関等における弁護士の在職者数は、平成18年に47人であったところ、その後増加して平成26年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）（なお、文部科学省における202人は、東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。）となっている。今後も採用を予定しているところもあり、その活用を望む機関は増える可能性がある。

## 5 裁判事件数から見る需要

裁判事件数の動向を見ると、民事事件や刑事事件は減少傾向が見られるが、家事事件の一部では増加傾向が見られる。もっとも、民事事件についても、平成18年頃からの過払金返還請求事件の影響を除けば、その減少の程度は微減である。民事事件について事件類型別に動向を見てみると、契約に直接関連するもの（売買、貸金等）が減少し、損害賠償に関連する事件が増加している。損害賠償事件は、弁護士の代理割合が8割程度と他の事件に比べて高い傾向にあり、近年の代理割合の上昇には、弁護士保険の普及に伴う影響もあると考えられる。加えて、これを含む代理割合の高い種類の事件数について、近年増加の傾向が見られる。

## 6 法曹の供給状況

- (1) 司法修習終了者の修習終了直後の進路は、第65期以降で見ると、裁判官が92人から101人、検察官が72人から82人、弁護士が1,248人から1,370人、その他が546人から570人の間で推移している。
- (2) 司法修習終了後の弁護士の一括登録日以降の未登録者数・割合については、第60期が102人、約4%であったところ、第65期には546人、約26%と増加した。もっとも、第65期以降は、550人前後（約26%から約28%）で推移している。

他方、65期・66期調査によると、一括登録日後に登録した回答者のうち、その半数は、就職先が決まっていたと推測できるから、上記の未登録者についてもその半数は実際には就職先が決まっていた可能性が高い。そうすると、就職の困難さを理由に登録が遅れている者は、全体の約13%から約14%にとどまっていると考えられる。そして、こうした進路が未定ないし不明の者は、修習終了から約1年後には、30人程度となっている。

こうしてみると、第65期以降の者については、実際の就職の困難さが生じている者は、新規に弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性がある。このような就職状況が法曹人

口増加の規模やペースを直ちに左右するに至っているといえるかについては、なお慎重に検証すべきところであろう。

- (3) 65期・66期調査によって判明した新規登録時の就業形態については、勤務弁護士がもっとも多く（約76%）、事務所内独立採算弁護士の割合は約7%、独立開業弁護士は4%であった。事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合及びそのOJT等の状況については、引き続き注視していく必要がある。
- (4) 弁護士となつてからの実地修練ないし職務経験を積むために事件処理の指導を受けること（OJT）の状況を見てみると、65期・66期調査では、回答者の約85%に当たる者は日常的に事件処理の指導を受ける機会があると回答しており、これがないと回答した者は約15%となっている。また、こうした機会の不足により困ったことがあると明確に答えている者は、裁判手続の不備（約16%）などを含め約36%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は約61%であった。司法制度改革の理念を踏まえ、質の高い弁護士、法曹を育てる上ではOJTの機会があることは重要である。ただし、司法修習を終えて弁護士登録した者の継続研修やOJTについては、基本的には自己研鑽が求められており、また、日弁連及び各弁護士会の役割も大きいと考えられる。今回のアンケート結果から判明したような望ましいOJTを実現するために、新規法曹の数を減少させなければならないのか、他に工夫できる余地はないのかという点は、なお検討の余地がある。
- (5) 弁護士の事件数、収入・所得について平成18年以降平成26年に至る変化を見ると、取扱事件の多い弁護士の割合が減り、取扱事件の少ない弁護士の割合が増加している。収入・所得を見てみると、申告した所得額は500万円から1000万円未満とする回答が最も多く、平成18年以降1000万円以上の申告所得額の弁護士の割合が減り、1000万円未満の所得の弁護士の割合が増加している。第65期、第66期の弁護士の平成26年の年額所得は、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多かった。弁護士の手持ち事件数や収入・所得については、減少傾向が見られる。
- (6) 弁護士の活動領域は、国・地方自治体・福祉、企業、海外展開といった分野で広がりを見せており、特に、企業内弁護士の採用は、平成17年に68社123人とどまっていたものが、平成26年6月には619社1,179人と大きく増加している。
- (7) 弁護士数の増加に加え、日弁連ひまわり基金による公設事務所と法テラスの司法過疎地域対応事務所の設置により、いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数も、平成5年7月時点のゼロ支部数50、ワン支部数24であったところ、平成18年頃から減少割合が大きくなり、平成26年10月時点でゼロ支部数は0、ワン支部数は1に減少した。支部における弁護士数も増加しており、司法アクセス状況は改善している。

## 7 法曹養成課程の現状

- (1) 法科大学院適性試験受験者は、初年度である平成15年度は5万3876人（重複受験あり。）であったものの、以来、一貫して減少傾向にあり、平成26年度には4,091人にまで減少した。各年度平均約17%ずつ減少している。そして、法科大学院入試の受験者数は、初年度4万810人を最大値に、入学者数は、平成18年度5,784人を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にある。平成26年度には受験者数1万267人、入学者数2,272人まで減った。特に法学未修者の減少幅が大きく、平成16年度の法学未修者の入学者数は3,417人であったところ、平成26年度には811人になっている。

- (2) 平成23年から実施されている司法試験予備試験の受験者数は、初回の平成23年には6,477人であったところ、平成26年には1万347人（約1.6倍）になっている。最終合格者数は、平成23年には116人であったところ、平成25年には351人となり、平成26年には356人と、初回の合格者の約3.07倍となっている。このように司法試験予備試験受験者数及び最終合格者数は増加している。
- (3) 旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い減少した。受験者数は、平成18年には4万3367人であったのが、平成22年には1万3223人となっている（最後の平成23年には6人となっている。）。

他方、新司法試験受験者数は、平成23年の8,765人を最大値に、その後やや減少する傾向が見え、平成26年には8,015人となった。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人であった。

司法試験における合格点は、実施年によって合格点が上下しているが、素点における満点との関係では、おおむね48.5%～53.7%である。また、実施年によって、司法試験の最高点、最低点及び平均点も上下している。

法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少している。法科大学院修了資格者の合格率は低下傾向にあり、法学既修者のみが受験した平成18年には合格率が48.25%だったものが、その後低下を続けた後、平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年にはまた下がり、合格率は21.19%となった。

- (4) 新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。考試（二回試験）の不合格者数は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いている。

## 8 結語

本件調査において判明した結果は以上のとおりであり、これらのデータや分析を踏まえて、あるべき法曹人口について検討することとしたい。

## 法曹人口調査の検討経過

本件調査を行うに当たり、調査に関連する各種分野を専攻する後記の研究者に協力を依頼し、その専門的知見を得て検討を行った。

本調査報告書はその検討を踏まえ、法曹養成制度改革推進室において取りまとめたものである。

### 研究者一覧 ※敬称略

	氏名	肩書
法社会学	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐伯 昌彦	千葉大学法政経学部准教授
	石田 京子	早稲田大学法学学術院法務研究科准教授
経済学	中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
民事訴訟・利用者調査	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科准教授

## 検討経過

次の日時に検討会合という機会を設けて結果概要欄記載のとおり検討を進めた。なお、これらの機会のほか、適宜作業のための機会を設けている。

	日時	結果概要
第1回	平成25年12月18日	・ ニーズ調査の対象について検討
第2回	平成26年1月29日	・ 弁護士の経済的基盤、法曹になるためのコスト分析 ・ 需要と価格の関係を調査するための事案選別のあり方について検討 ・ ニーズ調査対象の特定、調査方法、質問方法（シナリオ調査、対象事案）について検討 ・ 調査実施の具体的なスケジュールについて検討
第3回	平成26年2月21日	・ 法曹人口調査におけるシミュレーションについて検討 ・ 弁護士の取扱事案の検討（シナリオ調査対象事案選別） ・ 調査における一般的質問事項に関して、新たなニーズが見込まれる分野の検討 ・ アンケート調査の具体的実施方法について検討
第4回	平成26年3月31日	・ 弁護士の取扱事案の検討（続） ・ 調査における具体的な質問事項について検討 ・ アンケート調査の具体的実施方法についての検討 ・ アンケート調査以外の調査・分析方法についての検討
第5回	平成26年4月25日	・ シナリオ調査による具体的な事案の検討 ・ 調査における具体的な質問事項についての検討（続） ・ アンケート調査の具体的実施方法についての検討（続） ・ アンケート調査以外の調査・分析方法についての検討（続）
第6回	平成26年6月13日	・ 国の機関等に対する調査方法の具体的な検討 ・ 供給側調査の検討 ・ 法曹養成課程に関するデータの分析 ・ 本人訴訟分析
第7回	平成26年7月11日	・ 調査結果の具体的な分析手法について検討 ・ 法曹養成課程に関するデータの分析（続） ・ 本人訴訟分析 ・ 司法アクセスに関する先行研究の分析

日時		結果概要
第8回	平成26年9月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット調査結果の具体的な分析観点の検討</li><li>・裁判事件数分析</li></ul>
第9回	平成26年10月31日	<ul style="list-style-type: none"><li>・各アンケート調査結果（単純集計結果）の分析</li><li>・シナリオ調査結果の分析</li><li>・裁判事件数分析（続）</li><li>・供給側調査としての日弁連アンケート結果の分析</li></ul>
第10回	平成26年11月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・各アンケート調査結果（クロス集計結果）の分析</li><li>・シナリオ調査結果の分析（続）</li><li>・裁判事件数分析（続）</li><li>・供給側調査としての日弁連アンケート結果の分析（続）</li></ul>
第11回	平成26年12月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・裁判事件数分析（続）</li><li>・本人訴訟分析（続）</li><li>・供給側調査としての日弁連アンケート結果の分析（続）</li></ul>
第12回	平成27年1月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>・裁判事件数分析（時系列分析）</li><li>・実験的手法によるシナリオ調査結果の分析（続）</li><li>・司法アクセス改善状況についての分析</li><li>・供給側調査としての日弁連アンケート結果の分析（続）</li></ul>
第13回	平成27年3月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>・裁判事件数分析（時系列分析）（続）</li><li>・企業調査結果の分析（重要業務分野分析）</li><li>・調査報告（全体像）の検討</li></ul>